

令和2年度 第4回 小金井市環境審議会

日 時：令和2年11月11日（水）午前9時30分から

場 所：小金井市役所本庁舎3階 第一会議室

次 第

1 開会

2 報告事項

- (1) 市民ワークショップの開催結果について（資料5）
- (2) 令和2年度内部環境監査実施結果について（資料6）
- (3) 意見・提案シートの提出について（資料7）

3 議題

- (1) 前回審議会会議録について（資料1）
- (2) 小金井市環境報告書 令和元年度版（案）について（資料2）
- (3) 前回審議会における意見等への対応について（資料3、資料4 [第3章]）
- (4) 計画の推進体制・進行管理について（資料3 [第4章]）
- (5) 計画原案について（資料3 [第1章・第2章]）

4 その他

5 次回審議会の日程について

<配布資料>

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料1 | 令和2年度第3回小金井市環境審議会会議録 |
| 資料2 | 小金井市環境報告書 令和元年度版（案） |
| 資料3 | 第3次環境基本計画案へのご意見及び対応方針等について |
| 資料4 | 第3次小金井市環境基本計画（素案） |
| 資料5 | 市民ワークショップ開催報告 |
| 資料6 | 内部環境監査実施結果 |
| 資料7 | 意見・提案シート（第3回審議会傍聴者提出分） |

令和2年度第3回

小金井市環境審議会会議録

令和2年度第3回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和2年10月12日（月）
- 2 時間 午後2時00分から
- 3 場所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室
- 4 報告事項 (1) 環境基本計画及びみどりの基本計画に係る小学生向けワークショップについて
(2) 意見提案シートの提出について（資料5）
- 5 議題 (1) 前回審議会会議録について（資料1）
(2) 計画案の作成状況等について（資料2、資料3-2、資料3-3）
(3) 計画推進に係る基盤づくり（分野横断目標）について（資料3-1、資料3-2）
(4) 計画案の指標・目標について（資料4）
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会 長 池上 貴志
副会長 小柳 知代
委 員 高橋 賢一、高木 聡
羽田野 勉、石田 潤
中里 成子、長森 眞
木村 真弘
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境係長 山口 晋平
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
緑と公園係長 小林 勢
- 9 その他発言者 (株)プレック研究所

1 0 傍聴者 7名

令和2年度第3回小金井市環境審議会会議録

池上会長 それでは、少し時間は早いですけれども、本日出席予定の委員の皆様既におそろいですので、これより令和2年度第3回小金井市環境審議会を開会いたします。

 まず、開会に先立ちまして、事務局のほうから、事務連絡及び本日の配付資料の確認をお願いいたします。

山口係長 事務局です。事務連絡を2点と、配付資料の確認をさせていただきます。

 事務連絡1点目、御発言の際の注意事項です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を通常より広く取っておりまして、また、マスクの着用をお願いしていることなどから、各会議体におきましては、会議録の作成の際にICレコーダーの録音内容が非常に聞き取りづらくなっております。つきましては、誠にお手数ではございますが、質疑応答等の御発言の際は、座席前面に設置してございますマイクのスイッチを入れ、御自身のお名前を先におっしゃった上での御発言に御協力をお願いいたします。

 また、混線を避けるため、マイクのスイッチは御発言の都度オン・オフをしていただきますよう、お願い申し上げます。

 続きまして事務連絡の2点目です。本日は、審議の内容を一部変更しておりますので、お知らせいたします。当初の予定では、本日の第3回の御審議を次期計画の進行管理、指標や推進体制についてお願いする予定でしたが、そのうちの推進体制に関しましては、どのような体制の構築ができるか現在調整中でして、いま少しお時間をいただきまして、次回に案として資料をお示しさせていただきたいと存じます。つきましては、本日は、前回までにいただいた御意見を検討し、反映させた計画案を作成しましたので、次回第4回で完了するパブリックコメントに供する次期計画原案の御審議をより深めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

 続きまして、資料の確認です。次第の下段、配付資料を御覧いただきたいと思っております。参考資料含めまして合計9点、事前に皆様に郵送

いたしましたものと内容の変更はございません。なお、本日配付の参考資料としまして、令和2年9月27日に実施しました環境基本計画みどりの基本計画小学生向けワークショップのチラシ及び今後10月24日土曜日に開催を予定しております環境基本計画の市民ワークショップの募集チラシを机の上に置かせていただきました。これらの資料は後ほど報告事項などの際に御説明いたします。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

ないようですので、鈴木委員につきましては、本日、欠席の御連絡をいただいておりますので、あらかじめお知らせいたします。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、次第の2に移りたいと思います。2の報告事項、事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長

事務局の山口です。

報告2点ございます。1点目、先日開催いたしました環境基本計画及びみどりの基本計画に係る小学生向けワークショップについての報告をいたします。本日、当日に配付しました募集チラシ、すみません、カラーではないのですが、ペラ1枚、御覧いただきたいと思います。9月27日日曜日、午後2時から午後4時まで、市民会館萌え木ホールにて、市内の小学校3年から6年生及びその保護者14組、合計37人の参加者で開始いたしました。「こがねいの未来を守るのは君だ！！こがねいの環境リーダーになろう」をキャッチフレーズとして、4グループに分かれて、環境クイズや、緑、ごみ、エネルギーの3つのテーマそれぞれで、環境のためにできることの見解を出し合い、各グループのまとめと発表を行いました。当日のワークショップでいただいた環境や緑に対する児童及び保護者の御意見を集約し、今後行う市民ワークショップの結果報告と併せて、次回第4回の資料として御提出するとともに、計画案策定の参考とさせていただき予定でございます。

ワークショップの報告は以上です。

2点目、意見提案シートの提出についてです。資料5を御用意ください。A4、1枚のものです。意見提案シートとは、会議の傍聴に来

られた方が、傍聴の結果、審議会の検討内容などについて意見・提案があった場合に事務局まで御提出をいただくものでして、次回開催日の10日前までにシートの提出があった場合は、次回の審議会への資料として提出することとなっております。前回第2回の審議会の傍聴に係るシートの提出が期日までにございましたので、今回御報告いたします。詳細は資料を御覧いただき、その取扱いについては、御意見等がありましたらお願いいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

今説明にありました資料5の、御意見いただいているものについてですけれども、この頂いている意見提案シートの中には、計画案に対してかなり具体的に御意見いただいているものもありますし、御指摘いただいているとおりに修正すべきところも多く含まれているように思います。そういう意味で、ここで1つ1つ取り上げてというのは、時間的にはなかなか難しいかなと思いますけれども、これも踏まえて委員の皆様から御意見をいただいたり、事務局のほうでも文案に反映していただいて対応していくのがよろしいかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

あと、例えば、この1番にあります委員から御意見いただいているところに対しての回答に時間を割くことがあまり取れなかったかもしれませんが、この環境基本計画の中に盛り込む事項であったりというところは、今日も全体を通して見る機会になっていきますけれども、次回まず一段落という、完成に向けて御意見いただく機会がありますので、これまでのそれぞれの委員から出していただいた意見に対して、回答が不十分でしたら、今回、次回の中で御意見をいただいて、環境基本計画の中に反映していければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今のような扱いでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項、議題に入りたいと思います。次第の3、議題の(1)前回審議会会議録について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

山口係長

事務局、山口でございます。

資料1、令和2年度第2回小金井市環境審議会会議録を御用意ください。前回審議会における御発言については、本資料を事前にお目通しいただき御確認いただけていることと思います。訂正等ございます場合は、ページ番号と発言委員名及び訂正内容を今この場でお知らせいただきたいと存じます。本日、本審議会において御承認をいただいた後は、ホームページ等の掲載をしたいと考えてございます。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、各自の御発言について訂正がある場合には、挙手にてお願いいたします。

長森委員、お願いします。

長森委員

訂正になるのですけれども、43ページの私の発言のうちの終わりのほうのブロックで、「今回、市民参加を協議するあるいはこの「基本的契約」のなかで市民会議を位置付ける」とあるのですけれども、これは「基本的契約」ではなくて今回のやっている「基本計画」が正しいと思います。この訂正をお願いします。

池上会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

高橋委員、お願いします。

高橋委員

高橋です。枝葉の内容で恐縮なんですけど、今の長森委員さんの前の42ページで、記載が重複しているところがあるんです。「もう一つ」と5行目にあって、真ん中あたりにまた「もう一つ」。こういう重複がほかのところにもあるようなので、文章を精査してください。それだけです。内容は変わりません。これ重複でしょう。違う？

池上会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今いただいた修正と御確認をしていただいた上で、会議録承認とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。今日の議題の(2)から(4)については、第3次環境基本計画の策定に関するものになります。次回の審議会では、12月からのパブリックコメントにかけるための計画素案を完成させる予定ですので、時間的にも本日の審議が大変重要になってくるかと思っておりますので、御意見等をどうぞよろしくお

願いいたします。

それでは、まず、(2) 計画案の作成状況等について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長 事務局、山口です。次第(2) 計画案の作成状況についてです。御用意いただきたい資料は、資料2、資料3-1から資料3-3まででございます。

本資料は事前配付しましたので、詳細な資料説明はここでは省略しますけれども、前回の第2回審議会での御審議の上、御意見をいただいた施策体系の基本目標1、3、4、5及び基本目標全体に係る分野横断目標への回答及び対応方針についてまとめたものが資料2になります。御意見に基づいた対応方針から基本目標の内容を再度検討いたしまして、変更等を反映させたものが資料2、資料3でございます。横断目標については、今回体系を見直したことから、議題4で別途御審議をいただくことになると思いますが、別途作成としました。本文等に変更を施した箇所については、各資料赤字にて表記しております。御審議いただく際は、お手数ですが、資料2と資料3等を併せて御確認いただきながら、御意見をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。それでは、今の資料について、特に資料2の対応方針に沿いながら、各基本目標については、資料3-3、分野横断目標については資料3-2を用いて、順番に審議を進めていきたいと思っております。

まずは、施策の内容全体に係る御意見について、御意見・御質問等ございますでしょうか。

今申しているのは、資料2の1ページ目、施策の内容全体に係る御意見、前回意見を言ったのは私ですので、池上のほうから、ここで言うのがいいのか分からないのですが、少し書き方の点で、今回また後から分野横断目標の構成が変わったところは御説明があるかと思うのですが、今回いただいた資料3-3を見ますと、別のところにもあったのかもしれませんが、関連する個別計画をそれぞれ基本目標と対応させて書いてほしいという意見を述べて、例えば、資料3-3の1ページ目ですとか、基本目標1のところだと、小金井市

みどりの基本計画というのが関連する個別計画として書かれています。こういうところはとてもいいかなと思います。

同じような記載で、前回までの議論で、個別の基本目標と横断分野との関連性を明示してほしいと、多分私のほうから何度か言ったことが影響しているのかなと思うのですが、今回のように構成が変わっているのであれば、関連する横断分野というのがちょくちょく出てきます。取組指標の表の下の方に、右向きの白三角があって、関連する横断分野って限られていますので、何かくどいような気がしますので、なくてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。いろいろなところの取組指標の表の下に関連する横断分野と出てくるのですが、基本的に関連する横断分野と言っても、環境教育、環境学習、環境活動、情報発信、共有、このどれかが入っているというところですので、なくてもいいかなと思うのですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

私からは以上です。

ほかにございませんでしょうか。

石田委員、お願いします。

石田委員 今のおっしゃっていることの意味で確認ですが、関連する横断分野は全部要らないということですか。

池上会長 この関連する横断分野と、この取組指標のところ表記している、この文字は要らないんじゃないかと。いろいろなところに、この環境学習と関連しているところとかあるわけですが、今回、後から説明があるようですが、この基本目標が1から7までであるの、今まではこの分野横断が後ろ側についていて、分野横断という形だったんですけど、今回この分野横断の情報発信ですとか教育のところ、1段階上げされたというか、一番最初に来て、大きな取組として、この研究推進に係る基盤づくりという形で、大きく前側に出てきていますので、下側では、最初に出てくる分野横断の部分では、緑の部分とはどこが関連があるかは、ぜひ記載してもらいたいなと思うんですけど、逆に緑のほうでわざわざこの関連する横断分野というので、毎回毎回戻る必要はないかなと思った次第です。

石田委員 だから、もっと手前、上位のところ書けということですか。

池上会長 そうですね。

石田委員 個々の項目に書くんじゃないかという意味ですか。すみません。ちょっと意味が分からなかったのです。

池上会長 すみません。私が申したかったのは、この取組指標の、今は赤字になっていますけれども、恐らく赤ではなくなる部分ですけれども、この部分、毎回毎回出てきますけれども、関連するところいっぱいあって、わざわざここで関連するよというのを明示しなくても。

石田委員 取ってもいいんじゃないかということですね。

池上会長 取ってもいいと。

石田委員 それを確認したかったんです。分かりました。ありがとうございます。

池上会長 今回この分野横断の部分が基本目標1よりも前側で記述されることになって、変更になっていて、そちらのほうでは、この基本目標とどう関係があるかというのは関連づけていただけたらと思っておりますけれども。今回これが後から出てくることになりましたので。

はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長 赤字で修正されたところを中心に、全体に関しての意見でいいんですよね。まず最初、基本目標3についてなんですけれども。

池上会長 すみません。そういう点で言いますと、個別の基本目標ごとには、また順次見ていきますので、基本目標1について御意見を。

小柳副会長 じゃあまたそのときに。すみません。

池上会長 まずは全体に関わることで。中里委員、お願いします。

中里委員 関連する個別計画は出てきてよろしいわけですね。それに3か所ありますけど、それはあったほうが分かりやすいかと思うんですが。確認です。

池上会長 そうですね。関連する個別計画は載せていただいて。横断目標の部分だけ消していただけたらと。

中里委員 分かりました。確認でした。失礼しました。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ないようですので、まず基本目標1に移りたいと思います。基本目標1に関しまして御意見ありまし

たら、よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

そうしたら、すみません、池上から。今まで言っていない点で申し訳ないんですけども、いろいろと図が登場すると思うんですが、もしかしたらほかの何かの資料で使っているものを、こちらでも使うということだと、なかなか編集が難しいのかもしれないですが、結構字が小さいところが多いかなという印象です。この資料用に、凡例のところとか拡大できるようであれば、少し字を大きくして見やすくしていただけたらなと思いました。

高橋委員、お願いします。

高橋委員

最初の話にまた戻っちゃうかも分かりませんが、印象なんですけれども、基本目標全体、7項目ありますよね。そのイントロというか、なぜ7項目が基本目標なのかというのは書かれるんですけど。この頭に。というのを1つお伺いしたいのと、それから、この施策というか目標は、小金井市ならではの非常に重要な目標なんだと言うことが大変重要で、同じペーパーを隣の市が使っても変わらないということでは困るわけですよ。だから、多分代表的に、今、会長がおっしゃっていた資料や何かとの関係もあるんですが、小金井市の地名がたくさん出てきたり、小金井の特長を図面で示したりというのが大変重要なので、それはぜひお願いしたいと思うんですが、内容的に小金井市固有の環境資源みたいなことを、ちゃんとしっかりとうたうということ、ぜひお願いしたいと思うわけです。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。最初の点の基本目標1から7の位置づけに関しては、参考資料のほうに、この環境基本計画の目次案がございますので。事務局に確認したいのは、今のこの基本目標1から7に関しては、例えば、3章の2番に何らかの説明があると考えてよろしいですか。

山口係長

そのとおりでございます。

池上会長

ありがとうございます。ですので、この基本目標1から7も何かに踏襲してこの1から7だったかと思うんですけども。たしか順番も何かに。

山口係長　市の環境基本条例というのがございまして、そこの中に第2章基本的な取組というのがございます。基本的な取組、読み上げますと、「市、市民及び事業者は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる取組を協働して推進するものとする」でございます。この8条の中には、8項目の取組がありまして、1が緑、2が水、3が自然環境、4が公害の防止、5が景観・歴史的文化的遺産、6が資源エネルギー、7が地球環境で、8がその他のものということで、8項目掲げています。今回7項目、高橋委員がおっしゃるように、順番にそれぞれのテーマに沿って基本計画を改定しております。

以上です。

池上会長　ありがとうございます。今の高橋委員の小金井市らしい環境基本計画という点で1つお願いできたらなというのがあるんですけども、これまで申し上げたと思うんですが、このそれぞれの基本目標ごとに関連するSDGsという表があります。この文面が非常に難しく、この太字になっている目標というところは、もともとのものがあって、なかなか変えられないと思うんですけども、この文言がそもそも難しいところがありますので、もう少しかみ砕いて、基本目標の中身、小金井市としての取組と関連するようなキャッチーな文言にできたら、分かりやすくしていいのではないかと思うのですが。

プレック研究所　事務局のプレック研究所の柴田と言います。今の御指摘は前回の会議でも、SDGsの文言が漢語調みたいな形だったので、軟らかくして読みやすい表現にはしたつもりでして、ただ、読んでみるとちょっとまだ抽象的だったり一般的だったりするので、再度見直していきたいと思っております。

池上会長　ありがとうございます。今、第1章のタイミングでちょっとあれかもしれないんですけども、小金井市に合っていないと言いますか、どこだったかな、希少種を保護するとかいうところがあったりして。もし小金井市の希少種があるのであれば、具体的な希少種の名前を挙げてもいいと思いますし。でも、施策のほうを見ると、希少種や外来種を含め、どのような動植物が生息・生育しているのか実態を把握しますというところで、まだ希少種が特に対象となるものがないのであれば、そうすると、希少種の保護というのは、ちょっと小金井市の

内容から遠いかなという感じもしますので。そういう意味では、一番最初のところは、一番目につくところというか、市民が一番最初に、この緑のものを見たときに見るところだと思いますので。その小金井市の取組がSDGsにも役立っているんだというつながりのところが、もう少し分かりやすくなっていると、大変よいのではないかと思います。

中里委員、お願いします。

中里委員

基本目標7ありますけれども、後から決めればよろしいのかもしれませんが、今回例えば力を入れるものというのも当然出てくるでしょうし、先ほど課長がおっしゃったように、小金井市とあまり縁がない項目もあろうかと思うんですね。環境基本計画は、全体的に総花的に言葉が並んでいるような感じの印象を受けます。そうしますと、ただ目で追ってしまって、何も心に残らない。きれいにしたらいいだろう、緑を多くしたらいいだろうということで終わってしまいそうな懸念があります。そういう意味では、何か1つ、2つ、大きな目標を定めて、それにある程度は特化して、そして、基本計画というのは、いろいろな市町村でつくっておられますけれども、水と緑というのはほとんどどこでもうたっている項目なんですよ。そうしますと、もちろん、小金井は水と緑、自信を持って言えるんですけれども、その辺を含めて、水と緑あとプラスワンなのかプラスツーなのか、その辺も検討して、インパクトがあるものを、せっかくつくるのであれば、10年後を見据えたものにしていければよろしいかと思うんですが。

池上会長

ありがとうございます。今の御意見、重点的なものをより分かりやすくしたほうがいいのではないかということかなと思います。前回かその前かにも、こういう御意見をいただいたところがありまして、実は事務局と私とで1度打合せをしたときに、そういう話も出まして、重点的なところを明示する方法ももちろんなくはないんですけれども、ここが大事だと言ったときに、この環境基本計画の中で、重点のものが明示されると、逆に明示されていないものが軽んじられているんじゃないかという懸念がありました。これを重点的に取り組みますと言うと、もちろん、その取組に関連する人たちは、ああ、ありがたいと思うかもしれないんですけれども、そ

れにならなかつた分野に関連がある人たちは、これは取り組んでくれないのかなと逆に思ってしまうのは、よくないのではないかと思つて、今、こういう状況にしています。そこも、今この場でももし御意見ありましたら、意見を伺いたいと思います。

環境基本計画は、そういう意味では、基本目標1から7といろいろな分野にわたつて、特に水質とか大気ですと、小金井市の場合これまでそれほど問題になってきていなくて、これまでもずっと継続していて、問題ない状況が続いていると。新たに何か取組をするかと言うと、そういうわけではないけれども、大気と水の汚染が進んでいいかと言うと、そういうわけではない。なかなかその兼ね合いが難しいかなと思つています。

そういう意味で、今回いろいろと事務局のほうでも試行錯誤していただいて、分野横断というところが、情報発信ですとか市民との協働という点で、一番環境に対して取り組めるところの軸となるところという点で、先出ししてくれたのかなと思つています。

あともう一つは、環境基本計画全部に目を通す市民はそれほど多くはないのではないかなと思つていますので、市民向けに、特に市民に取り組んでほしいところをもう少しアピールした書き方はあるかなと思つています。特に大気とかですと、市民が取り組むというよりも、市としていろいろと観測をして、自然環境を維持していくというところが大事ですけれども、それに対して市民が何か具体的な対策を取れるかというところ、そうではないと。市民にとってみると、いろいろと重みというものはもちろんあると思つていますので、そういうところの市民向けの資料をほかにも出していく中で差をつけられるのが、いいんじゃないかなと思つました。

今のもについても何か御意見あればお願いできたらと思つています。ほかにも御意見ありましたら、よろしくお願ひいたします。長森委員、お願ひします。

長森委員

10年後の緑被面積の予測値がここにつくつていただいています。どうしたことをつくつたかという作業の中身はよく分からないんですけども、結果だけ見ますと、現在緑被率が30%あるものが、恐らく10年後になると二五、六%になるだろうと。一見寂しいというか、

目標である、緑を守り・つくり・育てるという、どれにも合わないとか、守れないで減らしてなくなってしまうということしか、ここからは読み取れないんですよね。全体としてのトーンが、減少を抑制するというにとまるんですけれども、これはやむを得ないのかもしれないんだけど、見たところ、これでもしようがないというトーンが表に非常に強く出ていて、抵抗感があるんですけど、いかがでしょうか。

池上会長 ありがとうございます。目標設定に関しては、後ほど議論するというところでよろしいですか。(4)の議題です。すみません。(4)のほうでもう一度今の点についても議論させていただけたらと思います。

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。もしまた基本目標1でありましたら戻っても構いませんので、一応、議事上、次のほうに進みたいと思います。

それでは、基本目標2に関しまして、何かございますでしょうか。すみません。2は、前回のところではないので、3ですね。2も、もしありましたらお願いできたらと思いますけれども、2、3でございましたら、よろしく願います。小柳委員、願います。

小柳副会長 3に関連してなのですが、前回、基本目標3を生物多様性地域戦略に相当するものとして位置づけるということでしたので、その旨をどこかに明記していただけたらと思いました。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

プレック研究所 事務局、プレック研究所の柴田です。今の御質問に関しましては、資料2の5ページの質問の28番の関連かなと思います。前回御提示した資料では、戦略の策定というのを指標にしておったんですけれども、回答及び対応方針で書いておりますように、本市、その後内部でも検討していきまして、まず、生物多様性地域戦略を策定していないことと、自然環境の特性上、本市単独での戦略策定は難しい、効果が小さいということで、当面策定は予定しないことになっております。ただ、生物多様性保全の取組に関しては、環境基本計画の基本目標3の下で進めていくとのことでした。前回、指標で策定すると書いておったんですけれども、そこは外しました。ただ、計画も途中で見直したりしますので、取組の熟度が高まればそういった議論も出てくるかなと

思います。

以上です。

小柳副会長 近隣の市でも環境基本計画の中で地域戦略を位置づけられているところもあると思いますので、ぜひ将来的には策定の方向で検討いただけたらなと思います。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。中里委員、お願いします。

中里委員 基本目標2に戻ってしまってよろしいでしょうか。雨水タンクの例がございしますが、なかなか設置が進まないような感じで目標も定めてあるんですが、これはマンションには設置できないものなんでしょうか。例えば、マンションに設置できれば、防災の面においても危機管理的に役立つかと思うんですが。それから、震災対策用井戸数も増えていないんですけれども、小金井市は人口がどんどん増えているのに、この辺のインフラ的なものも整備していただければ、ありがたいと思います。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

鳴海主事 事務局の鳴海です。雨水貯留タンクを集合住宅に設置できないかということについてですけれども、市の補助要綱自体は、建物を所有または設置しているというところで、補助対象としては認めているんですけれども、実際設置に当たっては、雨どいを切断してホースをつなぎますので、管理者様との調整が必要になると考えております。また、ベランダとかの面積も小さいと思いますので、そういった意味でなかなか進まないというところが、一戸建てを所有している市民の方に比べて、少しハードルが高くなっているところで、実際進んでいないのかなと認識しております。

以上です。

長森委員 そうしましたら、今度、新しいマンションなどできるときに、不動産会社を通じて、管理組合で管理するとか、住民がいざというときに使えるような雨水ます貯留タンクを作る、そういう形に働きかけをしていただければと思いますが。できればお願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。恐らくマンションのベランダ、バルコニー等だと、公共設備というか、個人の所有じゃない場合も。

長森委員 分譲マンションの管理人あたりに管理させるようなスペースありますよね。

池上会長 そのマンションに1つ。

長森委員 マンションに1つという意味です。ですから、割と大型のものがあれば、いろいろな意味で、防災的に役立つのではないかと思うものですか。

池上会長 そうしますと、それは、やはりマンションの管理運営とかいう対象になりますね。

長森委員 小金井独自でよろしいのではないかと思うんですが。

池上会長 そういう、世帯じゃない場合は対象になるのでしょうか。

山口係長 事務局、山口です。現状は対象ではなく、今おっしゃったようなマンションの大きさのものとか設置場所というのも、現状では研究の必要もあると思いますので、現状では何とも言えないところですけども、御意見として承りたいと思います。

池上会長 補助が出る出ないにかかわらず、置くこと自体は、そのマンションの管理組合が許せばオーケーだと思いますので、それぞれのマンションが価値を認めてくれれば、普及も進むのかなと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員 提案というか、2番で、2-2で、河川環境の保全、市の施策の中の2.2の水辺に親しめる機会の充実なんですけれども、クリーン野川作戦というのをやっておられて、私も参加したことが何度かあるんですが、せっかくいい活動だと思うんですが、これ、隣の市、例えば、国分寺とか武蔵野とかも含めて、広域でやってみるというの、たまにやるというのは難しいですか。広域的にやればアピール度はすごくあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか、難しいですか。

池上会長 事務局、お願いできますか。

山口係長 事務局の山口です。隣接市、隣接自治体、国分寺さん、現状こういった活動はやっていらっしゃらないんですけれども、まず、働きかけからという部分にはなると思います。それをどれくらいの規模に広げるかどうかというの、すみません、先ほどと同じになってしまいますけれども、研究しなければならぬ部分が多いので、御意見ありが

とうございました。

石田委員 今の段階ではちょっと難しいということですね。近隣の市町村は実際にやっていないから難しいよということで受け取っておけばよろしいですか。

山口係長 すみません。現状はそのように受け取っていただいて、お願いいたします。

石田委員 はい、分かりました。

池上会長 恐らく自治体だけではなくて、国分寺市の民間の団体とか、そういったところとの連携がどのくらいつくれるかというところだと思いますので。この基本計画のこの部分に盛り込めるかと言うと、そうではないかもしれませんが、分野横断のこの推進体制の基盤づくりというところでの、こういう民間の団体への積極支援というところでは含まれてくるかなと思います。ありがとうございました。

高橋委員、お願いします。

高橋委員 今のお話にも関係するんですけれども、野川は都の管理でしたっけ、石田委員さん御存じかと思うんですけど、多分、都の管理ですから、小金井市でどうしようこうしようということも当然あっていいんですが、国分寺市との関係とか、三鷹市との関係とか、そういう広域連携の、自治体で連携しながらやらないといけないことだと思います。そういう点では、玉川上水の問題も、小金井市オンリーの問題ではなくて、隣接する市との関係がありますよね。

後でお話ししようと思ったのは、そういう横断的な、市民に対しては市民協働でやっていただくけれども、行政としては、行政の広域連携を、ぜひこの際うたってはどうかと思うんですが、もう既にうたっているんだったらいいんですが。そういうのをぜひ検討していただければ、環境計画の新たなステップになるのかなと思います。しんどいとは思いますが、ぜひそういう体制が組めればよろしいかなと思うんですが。

池上会長 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。

平野課長 環境政策課の平野です。野川の流域にある自治体と東京都で組織する野川流域環境保全協議会というのがありまして、今、野川マップというのを小金井市でも配付しているんですけれども、これは、この協

議会で作ったマップで、流域自治体で配っております。今おっしゃっていただいたような意見は、例えば、今後そういった協議会の中で、自治体連携を図りますと、ある一定補助金なども得られる事業もありますので、そういった中で検討していくことは、できないことはないと思います。ただし、自治体もいろいろありますし、特に国分寺市さんなんかは、まだコンクリートの野川という状況もございますので、なかなか難しい部分もあるとは思いますが、そういった協議会を通じて、いろいろな発言はしていきたいと考えております。

池上会長 ありがとうございます。今の点は、資料3-2の5ページの大学や関係機関との連携というところの2つ目のポツに、この広域連携の話が少し記載があると思います。現状ないものは書くのは難しいけれども、これを推進していくというところは述べられていると思います。

ほかにございますでしょうか。小柳委員、お願いします。

小柳副会長 今のとちょっと関連するかなと思うんですけれども、3.1生物多様性の保全の指標になっている、小金井の生物リストの作成というところで、小金井市内のというんじゃなくて小金井のと書かれたのには、何か理由があるのかなと思ったのと、生き物の意味でも、小金井にいるものを守るという視点よりは、周辺との生物の関係とかも含めて、場合によっては、周辺市にはいるものを呼び込む視点もあってもいいと思いますし、武蔵野地域全体での小金井市の生物の面から見た位置づけという部分を整理する視点も大事かなと思いました。

なので、NPOなどで生き物の調査活動をされているところも結構あると思いますので、その辺のNPO団体などとも連携して、そういう情報を集約したり、お互いに生かしていく視点も、盛り込まれるといいんじゃないかと思いました。

池上会長 ありがとうございます。指標のところは後で議論するとして、今の小金井市に限らないところでの連携した取組を、施策のところにも盛り込むかどうかというのは、いかがでしょうか。

プレック研究所 事務局のプレック研究所の柴田です。まず、市という言葉が入っていないことに関しては、我々としても、市とほぼ同じイコールで使っていました。今の御指摘で、生き物の移動も水の移動もそうなので、すけれども、市域というのを限らないものですので、敢えて「市」と

する必要もないと思いました。また、周辺の情報も含めての小金井市がどういう位置づけにあるのかとか、ほかの市と比べてどういった特徴があるのかみたいなのは、今後、生き物のデータがいろいろな団体さんとの連携で集まってきたときに、そういう観点で整理ができるのかなと考えております。以上です。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員 ちょっと質問なんですけれども、目標3の3-2ページで、外来種も確認されていますと書いてあるんですけれども、何か駆除するとか、あるいは駆除しなければいけないほど問題になっているということではないと受け取っていいんですか。

山口係長 事務局、山口です。おっしゃるとおりで、最近は特に植物なんですけれども、発見事例ですとか、ここにちょっと群生しているよというような情報の提供をいただくことはございます。ただ、それを今すぐに駆除しなければその後の環境が悪化するとか、そういった部分に関しては、まだ喫緊のものが迫ってきてはいないのかなという観点ではおります。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 ほかにございませんでしょうか。羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 3-4ページの外来種対策の推進の3行目の、ペットの外来種が自然環境下に放たれる、ペットの外来種というのは、例えば、具体的に括弧で何と何とか書いていただければ、イメージが出てくるんじゃないかと思うので、御検討のほどお願いしたいと思えます。

山口係長 例えば、ミシシippアカミミガメとか、ワニガメとか、そういったもので、検討させていただきます。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、一旦、次のほうに進みたいと思えます。それでは続いて基本目標4に関しまして、御意見ありましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

1件、池上から。4-2ページで、これも先ほどと同じようにグラフのところなんですけど、例えば、このグラフの中にn=65とか、n=76というのは、ぱっと見何か分からないので、65件とか、件数

なら件数と分かるように書いたほうが親切かなと思います。

木村委員、お願いします。

木村委員 今お話のありました4-2ページの公害苦情の発生状況や傾向というところで、合計件数は年により差が大きく、傾向はなかなか見られないということだと思います。これ、母数は2桁ということで少ないという影響があると思うんですけれども、もう少し、単年ではなくて複数年で見てみてどうなのかという検討をしていただいてもいいのかなと思いました。例えば、平成30年から過去5年間ぐらいで見ると、多少なりとも傾向なりが出てこないかなと思った次第です。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

プレック研究所 事務局のプレックの柴田です。今おっしゃった分析のデータは実は過去10年間ぐらいいただいて、整理はしているんですけれども、年によって結構異なって、なかなか長期のトレンドが見えにくいというのがあって、それを踏まえて今のような書き方になっております。もう少し遡るとということではあるんですけれども、10年ぐらいが大体1つの傾向かなと思うんですけれども、なかなか見えなかったということです。

以上です。

池上会長 単年ではなく合計するというのもいいのかなと思うんですけど、どうでしょうか。4-2。これは30年度の。

プレック研究所 そうです、30年度の合計が65と76です。

池上会長 過去に遡ると、この苦情の種類も傾向が違っていた。

プレック研究所 区分のルールは変わらないんですけれども、例えば、騒音が30年度は11%、割合が年によって若干変わってはいます。

池上会長 そのときに、30年度のこの65件、76件で見ないで、5年間なり10年間の累積で見たら、単年度のこのばらつきに影響されずに、もう少し長い目で見た状況が見えるんじゃないかと。

プレック研究所 そうですね。今、計画書には単年度分しか載せていないんですけれども、複数年度こういう状況という示し方もできるかと思いますので、ちょっと検討させていただけたらと思います。

池上会長 そういう意味で、変わっているという状況が知りたいというよりは、

変わる状況も含めてであれば、5年間まとめてあれば、件数ももう少し多くなって、5年間でどういう苦情が来ているのかというのが分かると思いました。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。中里委員、お願いします。

中里委員 施策の4.1、4-4ページなんですけれども、市民の取組として大気汚染を出さない云々のところに、野焼きを行わないなどということで、あくまでまだ自主性に任されている様子なんですけれども、小金井市は野焼きはまだ禁止はされていないんですか。

荻原専任主査 環境政策課荻原です。原則、野外焼却というのは禁止されているんですけれども、一部例外規定がございますので、そういう意味では、全く駄目かと言われちゃうとそうでもないんですが、原則禁止となっております。

中里委員 分かりました。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 先ほどちょっと戻って、公害苦情の発生状況、傾向を見るのであれば、まとめてというよりも、個別な変化も見たほうが良いような気もするんですけど、どういうのがいいのかちょっと分からないので、5年間ごとのまとめたの推移でもいいですし、それとも、傾向という形になっているのであれば、5年間だけぱっとまとめるよりは、それはちょっと工夫していただければと思うんですけれども。どういうのがいいのかというのは、ちょっとすぐには思い浮かばないものですから、検討をお願いしたいなと思ひまして。

池上会長 はい、これは検討いただくということです。では検討お願いします。ほかにございませんでしょうか。

それでは、基本目標4についてはここまでとして、次に基本目標5に移りたいと思います。御意見ございましたら、よろしくをお願いします。小柳委員、お願いします。

小柳副会長 基本目標5に関して、ここも一番最初の関連する個別計画として、みどりの基本計画を入れてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

池上会長 事務局からいかがでしょうか。

小林係長 事務局の小林です。ここの項目としては、景観がメインの目標になっておりまして、基本的には環境基本計画のほうで景観については位置づけていくことに市としてはしておりますので、関連計画としてみどりの基本計画というのは、今はなじまないのかなと考えています。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。5-2にも書いてありますけれども、景観条例及び景観計画は小金井市にはないということで、この環境基本計画の中で扱うということですかね。東京都の景観条例との関連という点では、この東京都の景観条例に合わせて小金井市の環境基本計画をつくるという形になりますでしょうか。

山口係長 事務局の山口です。ちょっとお時間いただいて、後ほどまたお答えいたします。

池上会長 ほかにございませんでしょうか。

すみません。今のに関連してもう一つ、小金井市都市マスタープランというのも書かれていますが、これとは関係がないのでしょうか。

山口係長 関係はございます。

池上会長 そうすると、その都市マスタープランの中には、この景観の話は出てくるのでしょうか。

山口係長 事務局の山口です。5-2ページなんですけれども、ここに書いてあるとおりでございます。都市計画マスタープランでは、次世代に誇れる景観づくりとして、小金井市の風土に合った風景の保全と形成、小金井市にふさわしい市街地景観の質の向上、都市の拠点や軸における小金井らしい緑の創造の3つの方針を、都市計画マスタープランでは掲げているところです。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。そうすると、この小金井市都市マスタープランとか、その次のポツにもありますけれども、小金井市まちづくり条例というのに関連があると言えば関連があると。

山口係長 関連があるということで差し支えないかと思えます。

池上会長 そうすると、それは、5-1の現状と課題の上側についてもいいということですか。

山口係長 関連性の深度も含めまして、ここに黒三角で載せるかどうかは検討

したいと思います。

池上会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 5－2の環境美化サポーター会員数が現状616人で目標700名となっているんですけど、目標を達成するための活動というのは、この関連する横断分野のほうにあるんですか。ちょっとそこが見えない、もしそちらにあるのであればいいんですけど。下を読んでも、目標を掲げられているのであれば、達成するための活動があってもいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

小林係長 美化サポーターにつきましては、清掃や花壇ボランティア、樹木の剪定のボランティアさんのことを指していまして、特に市としては花壇ボランティアの募集をホームページ等でした上で、さらに植え替えの時期に公園でイベントを開催しておりまして、そこでほかの公園でやっている美化サポーターのリーダーの方たちも集めて、自分たちの活動の取組を周知して、美化サポーターになっていただくようお願いしているところです。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。この美化活動を推進しますの中に含まれているということかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。中里委員、お願いします。

中里委員 今の御意見に関連するんですけども、環境美化サポーター700名目標に上げていらっしゃるんですが、若い人に今後担っていただきたいという希望がございます。その場合に、アメリカなどではそのようなんですけれども、例えば、中高生に単位的一端として美化活動をしていただくという取組があるんですけども、今後そういう形も取り入れていただければと思いますので、これは提案ですけれども。

池上会長 はい、ありがとうございます。これは大学として答えるのか、小金井市が答えるのか、ちょっと悩ましいですが。すぐに単位というのは、ちょっと難しいかなと思います。

中里委員 結構イベントに参加したりすると、例えば、それが幾つかで単位が1つ取れるとか、結構いろいろな活動であろうかと思うんですね。何か特殊な講演会に行って、何か所かその講演会を聞くと、この美化活

動に限らず、古典であっても、文学講座を聞いてそれが単位になるという取組が、学校の授業だけでなく盛んに行われておりますので、この美化活動、ボランティア活動も、それに値して今はだんだん啓蒙されてきていると思うんですが。今後取り入れていただければと思います。

平野課長 環境政策課の平野です。教育の単位という話になってきますと、教育委員会との調整もありますので、なかなか難しい部分もあるんですが、今おっしゃったようなボランティアポイントみたいなものはもう既にあります。内申点というのが教育の中では一定ありまして、その内申点の参考になる部分として、ボランティアポイントがあり、ボランティアに参加いただくとそういったポイントを押すというのがあります。クリーン野川作戦の中でもそういったことをやっています、中学生などは積極的に参加いただいていますので、こういった制度を広めていければと考えています。

池上会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、基本目標5は以上としまして、基本目標の、前回のところではありませんが、基本目標6、7について、もしございましたらよろしく願いいたします。中里委員、お願いします。

中里委員 6-3のごみの関係なんですが、1つ質問があります。ペットボトルの回収は2週間に1遍ですよ。それで、前に、プラスチックのごみは毎週あるんですけども、プラスチックごみを普通の燃えるごみとして出せる自治体もあって、群馬県の高崎市や文京区は、一緒に出しても、焼却炉の性能がよくてダイオキシンなどの有害物質を出さないから大丈夫なんだと聞いたことがあるんですね。今度、浅川清流のほうで小金井市もとても高度な焼却炉ができたわけですけども、やはりそれでもプラスチックごみを普通の燃えるごみに出すわけにはいかないのかが1つと、ペットボトルが2週間に1遍ですと、かなりの量がたまってしまいまして、やむを得ないときにはプラスチックのほうに入れて出してしまう方も大分多いように見受けられるんですね。ですから、その辺を解決するためには、ペットボトルとプラスチックをうまく、週1回ずつぐらいペットボトルのほうもしていただくこと

はできないのかと感じております。これは質問ですが。

柿崎部長

環境部長の柿崎です。ごみの関係でいきますと、まず、プラスチックは、ペットボトルもそうですけれども、どちらも容器包装リサイクル法という法律に基づいて処理をしています。ですから、本来であれば、その法律に沿って処理をするのであれば、燃やすごみに出すのは、本来法律とはちょっと違うやり方です。焼却炉が性能がいいか悪いかというのは、そういうために焼却炉の性能がいいとか悪いとかいうんではなくて、今現状、浅川清流環境組合の施設については、あくまでも、ごみになるものしか本来は焼却をしないように考えている。ですから、例えば、プラスチックでも本当に汚れが落ちなくてどうしようもないものは、市によっては燃やすごみに出している市もあると思いますけれども、やはり法律に基づいて処理をするのが原則になります。小金井市は、多摩地域でも燃やすごみが少ない市ですから、そこには、前々の処理の仕方が、広域支援という形でやっていたので、減らすところについては、他市の方々に迷惑をかけないという部分がありましたので、日野市にある施設ですから、やはりそこは迷惑をかけないように、できるだけ分別をして、資源として回収できるものについては、資源として回収して処理をするのが原則になる、そのように考えています。

中里委員

分かりました。私などは分別するのが趣味になってきておりますから、それは楽しみながらやれるんですけども、若くて忙しい方ってというのは、ペットボトルなどもスーパーのステーションに入れていく。そのステーションがコロナ禍で大分撤去されてしまって、いつも入れるところがないから、もういやという感じで捨ててしまうという話を聞いたもんですから、何かその辺のことを直せないかなと思って質問申し上げました。

池上会長

ありがとうございます。この分別のところは、現状でもいろいろと研究をしている段階かなと思います。ダイオキシンを発生しない温度で焼却できる施設も増えてきていて、焼却しているところも多いと思いますけれども、一方で、収集してリサイクルをして、それが必ずしも資源化されているかと言うと、そうではない問題も一方ではあって、どういうものかという結論はまだ出ていない状況かなと思います。

す。そのプラスチックごみも、輸出できていた時期もあるわけですが、輸出先も輸入しなくなってきていて、日本でもプラスチックごみがあふれている状況になりつつあって、その解決策、小金井市だけではなくて日本でどうするのか考えていかなければいけないと思いますけれども、ここに結論を盛り込むのはなかなか難しいかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員

もしかしたら前に質問して、答えていただいているのかもしれないんですけども、例えば、6-1の本市におけるごみ処理の4行目ぐらいで、新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました、これ、このままじゃどこでやっているか分からないので、浅川清流環境組合を入れるというのは無理ですか。それから、横断の中の3の環境関連施設のところもそうなんですけど。というのは、小金井市のホームページからたどっていこうとすると、浅川にたどれないんですね、つながってなくて。固有名詞が分かればすっとつながるんですけども。せっかくなんで、名前を具体的に入れておくというのは、何か差し障りがあるんですか。固有名詞があれば、検索でホームページに入っていくのは簡単ですよ。

柿崎部長

環境部長です。私の記憶でいくと、たしか小金井市のごみ対策課のところに、浅川清流環境組合に入っていけるようになっていたと思いますけれども。たしか3市ともみんなそういう形で作るようになって、なっていたと思うんですが。

それと、浅川清流環境組合の名前を出すこと自体はどちらでも、入れても構わないかなと思いますけれども、こちらに書いてあるように日野市内にというところが重要かと思っていますので、日野市内に、日野市・国分寺市・小金井市の3市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しましたという形で書いているんですが、ここに浅川環境というよりも、むしろ日野市内にお世話になっているところが私としては重要かと思っています。

以上です。

石田委員

どういうことが行われているかというのも直接知れるためには、やったほうがいいんじゃないかなと思ったんですがね。それはあまり意

味がありませんか。浅川清流でどういうことをやっているかということを知っていただくためには、ぱっと見たときにすぐ入っていけるようになっていけば便利なんじゃないかなと思ったんですけど、あまりそれはあまり意味がないとお考えですか。

柿崎部長 固有名詞を入れること自体別に問題はないです。

石田委員 判断はお任せしますが、ちょっと気がついたのはそういうことです。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、続いて議題（3）に移りたいと思います。6、7も併せてです。

高木委員 高木です。大したことじゃないんですけど、7－6ページの事業者の取組のところで、言葉なんですけど、家庭向け住宅メーカーってどういう意味なのかなって、あまり聞かない言葉だなって思ったんですけど。どういう意味でしょうか。

プレック研究所 すみません。住宅というのは家庭向けだと思いますので、表現を適切な形にします。ハウスメーカーさんとか、そういうものをイメージして書いたんですけども、確かにおっしゃるとおりかと思うので、修正いたします。

高木委員 あと、続いてなんですけれども、その取組として、3つ目かな、取扱商品のラインナップとして検討しますというのが、この人たちの宣言ということでいいんですか。ほかの、市民とかの課題というのは、もうちょっと、選択しますとか、そういうものが多いんですけども、事業者の割には検討しますというのが、ラインナップにしますぐらいだったら分かるんですけども。そこまでは厳しく言わないということでしょうか。

プレック研究所 柴田です。ここの事業者の取組というのは、事業者さんに自主的にやっていただきたいことを書いているところで、やりますと書いてもいいと思うんですけども、ちょっと柔らかく書いているということで、検討実施をしてできればやっていただくという書きぶりになっております。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題の（３）に移りまして、研究推進に係る基盤づくり（分野横断目標）について、事務局から説明をお願いいたします。

プレック研究所 柴田です。資料の３－１と３－２を使って説明いたします。まず、先ほどの議論からありますように、今回、体系を少し変えまして、それを説明したものが資料３－１です。ちょっと読み上げますと、変更の考え方というところで、第２回の審議会まで８番目を横断的な取組としていたんですけれども、先ほど市のほうから御説明ありましたように、協働に関してはあらゆる取組の基盤で重視したいということで頭に持ってきております。それを体系図的に示したものが２ページで、基本目標という名称は使わずに、計画推進の基盤づくりとしております。その下に別のカテゴリーとして１から７までがぶら下がっているところです。この基盤づくりの基本施策は前回お示しした３つの項目と変えていませんで、環境教育・環境学習が１つ目、活動に関してが２つ目、情報発信・共有が３つ目で整理しております。それぞれの中は、基本施策１－１－１のレベルと同じ階層として、例えば、環境教育・学習に関しては２つありまして、学習の場・機会の創出と担い手の創出、環境活動に関しては、市民協働体制の強化と、場・人材・情報のネットワーク化という項目。情報発信・共有に関しても２つありまして、効果的な情報発信という項目と、環境情報の共有という項目に整理した次第です。

この中身に関して示したのが資料３－２になります。計画の目次で言いますと、参考資料を横目で見つつ見ていただきたいんですけれども、第３章の３番目の項目、計画推進の基盤づくりに当たる項目です。まず、基盤づくりとは何ぞやということで、本計画では７つの分野に応じて基本目標を定めていますが、協働は不可欠でというところから、環境教育・学習、環境活動、情報発信・共有について取組方針を示していきますということで、３番目の段落として、本項目では市の施策や団体の活動紹介も行っているの、興味・関心のあるものがこの中からありましたら、取組のきっかけづくりに活用してくださいということで、計画を読んでいくところが最初に目に留まるはずなので、こういう形の構成としております。ちょっと概念的に表したのが、その下の観覧車みたいな形の図になります。さらにその下には、SDGs

というのをこの計画では入れることにしております、それは基本目標1から7まで入ってくるんですけども、最初に目につくところで、SDGsとは何だということを解説として入れております。

次めくっていただきまして、3つの大きな項目の中の1つ、環境教育・環境学習で、こちらに関しても取組の指標を、今後の進捗管理をしていく意味でつけております。指標の中身に関しては次の議題になりますので、飛ばしまして、市の施策ということで、環境の学習の場、機会の創出、担い手の創出という、2つの項目に分かれますけれども、それぞれを記載する構成としてしています。その下の体験型のプログラムというのが、施策の具体的な取組の紹介に当たるものなんですけれども、こういったプログラムを展開しておりますので、参加してはどうですかとまでは書いていないんですけども、興味がある方はこれを調べてみたりできるようにしております。点線の囲みの中が関連する分野の取組ということで、このページ以降に出てくる基本目標の中のどこが具体的に関連しているのかを書いているところです。

次の3ページに行ってくださいまして、環境学習講座にはこういうものが各分野横断の形でありますよと紹介しております。関連施設ということで、先ほど話題のありましたごみ処理施設の話もしております。

次のページに行ってくださいまして、2つ目の環境活動で、こちらにもさらに2つの項目に分かれまして、市民協働体制の強化と場・人材・情報のネットワーク化に分かれています。こちらも横断的にどこの基本施策が関係しているかという情報を入れた後、市民協働についてという囲みの中で、やや具体的な情報を提供するような形にしております。

次の5ページに行ってくださいまして、こちらは前回40番の意見だったと思うんですけども、具体的な市民団体どういうものがあるのというのと、それぞれどういう分野なのというのをぱっと見れたほうがいいということなので、ここに入れております。大学や関係機関との連携という観点でも1つ大きく見出しをつくって書いております。小金井市の取組の環境フォーラムに関しても言及しております。

次の6ページに行ってくださいまして、3つ目の柱の中の情報発信

と共有に関しましても、その2つの項目、効果的に情報発信していきます、発信だけではなくていろいろ共有もしていきますと書いております。具体的にどういうことをやっているのかというので、ごみ分別アプリを例示的に書いております。

7ページに行ってくださいまして、情報共有に関しましては、ベースとなる取組として環境報告書を取りまとめていることだとか、アンケートの話も入れております。そういった形で、前回お示しした施策という整理と変わってきてはいるんですけども、こういう形で、ぱっと見て、市民参加という観点で小金井市でこういった取組があるのかまとめたものが、この項目になります。

説明としては以上です。

池上会長 ありがとうございます。今の点に関しまして、御意見等ありましたら、お願いいたします。高木委員、お願いします。

高木委員 横断2のところでしょうか、2ページ、担い手の創出のところ、環境保全活動について、小学校や事業所で出張講座や体験学習を通してということで、多分こういうことで今までもやられていると思うんですけども、広く市民だとか事業者の本気でやらせるというのが課題で、なかなか難しいのかなと思う中で、商工関係、予算のつけ方もいろいろ別なので何とも言えないんですけども、例えば、経済課が中心に、市民のクーポン券みたいなやつあるじゃないですか、2月までに使うと、市内で使える、事業者で使える、1万円分買うと1万3,000円、3,000円分のクーポンがつくようなものがあると思うんですけども。例えば、環境活動に参加した人に対してそういうクーポンがつくようになっていたり、そのチケットを利用できるのは環境活動をしている事業者であったりとか、その事業者自らが環境活動について、単なるボランティアとか、高い意識でやるということじゃなくて、経済活動とくっつけるような形で環境活動をやってもらうのは、レベルとか意識の問題いろいろ皆さんの意見はあると思うけれども、そういうことでくっつけていったほうが普及する形が変わるのかなと思います。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

非常に大事な視点かと思います。先ほど単位を付与するという話も出ましたけれども、ボランティアベースだと広くやってもらえないというところは必ずありますので、そこをどうやって参加者を増やすのかというのは、本当に大きな課題かと思います。そういうことも含めて検討してくださると。

山口係長

はい、検討いたします。

池上会長

ほかにございませんでしょうか。

池上ですけれども、資料3-2の中の構成について少し気になったんですけれども、フォーマット等はきっとまだ途中段階なんですかね、さっきまでのページと比べると、この取組指標とか、字が大きかったりするような気がします。そこはきっともっとよくなると思って、今は置いておきます。例えば、横断5ページの環境フォーラムというところだけ、ほかとちょっと違う囲みになっていたりするんですけれども、どういう意味合いなのかが、見ていると分かりづらいかなと思ったんですが。環境フォーラムはほかのどこかに組み込めなかった感じですかね。全体的な構成として、市の施策と書いてある黄色の枠の中、色が塗ってあるところに市の施策が書かれていて、具体例が黄色の枠という感じですかね。そうすると、環境フォーラムは、一番最初のSDGsのところと同じような位置づけですか、コラム的な。

山口係長

はい、そうです。

池上会長

小柳委員、お願いします。

小柳副会長

横断3ページなんですけど、環境関連施設の部分で、環境学習館、ごみ関係以外にも地球温暖化とか、もう少し幅広い活動、イベントもされているかなと思ったので、関連する分野が少し狭いんじゃないかなという印象を受けました。ここに関連する分野を載せたほうがいいのかというのは、今ちょっと考えていたところです。両方とも施設は別のコラム的な感じで特出しで紹介してもいいんじゃないかという気もしました。

池上会長

ありがとうございます。例えば、環境学習館について、この基本目標1から7の中でどこかで出てきますか。

山口係長

出てきていないという認識ではいます。

池上会長

そうしますと、1つ目のポツに関連して基本目標6-1ということ

ですかね。環境学習館は、7-5ページですか、ここに積極的に情報発信していきますとありますけれども、これは。7-1と関連するとしても特に問題ないかなと思いますけれども、いかがですか。建物の低炭素化の促進というところです。

長森委員 環境学習館というのは、そもそもここに書かれている省エネ型建物の1つのモデルとして造ったものですね。あそこには幾つもそういう仕掛けがしてあって、非常に面白いと思うんですけども、紹介してあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

山口係長 事務局、山口です。ちょうど建てられてから10年程度たっているものだと思います。仕組み自体がちょっと古くなってきたりというのもありますし、今最新の状態の低炭素の住宅には現状はなっていないかなという部分もありますので、ちょっと検討しますので、よろしくお願ひいたします。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。長森委員、お願いします。

長森委員 横断4の市民協働体制の強化に関してです。これも前回もちょっと申し上げたんですけども、環境市民会議との関係というか、環境市民会議に対する支援というか、市の関与の在り方についてなんですけれども、もともと環境市民会議は環境条例でできたし、当初は行政が幾つかやっていた環境関係の3事業、だから、環境フォーラムとか環境講座、環境施設見学会なんかも、一応、環境市民会議が担っていたわけですけども、私自体は環境市民会議の立ち上げのときから関わっていた人間として、ちょっとこれを見ながら違和感があるのは、行政と市民の活動に対するスタンス、行政のスタンスがかなり変わってきたんじゃないかなと。最初の頃は、行政は、さっきの3事業にしても、諸々のイベントについても、行政が自らやっておられた、したがって、ノウハウも持っておられたし、そういう事業に対する思い入れと言うのかなというのが非常にあったと思います。したがって、環境市民会議やそういう事業を始めた段階で、行政のほうは企画段階から参加してきて、そしてイベントなんかをやった場合、当日も部長、課長をはじめとして、大量の人が来られたし、また、例えば、パネルを運んだりするような作業にも行政の方が参加されたんですけども、

だんだん人が変わって、ある意味では悪く言えば丸投げに近い形に変わってきたような部分があるかと思います。

確かに環境市民会議の活動というのは、市民と市内の事業者の自主活動ということになって、自主的な活動ではあるんですけども、そういう市の関与がなくなってきたという部分があるんじゃないかと思います。特にNPOができて、3事業、フォーラムといったものを分離したことによって、市民会議側のほうが今度実際の市民との交流するチャンスが、場がなくなってしまって、非常に内向きになってしまったと、今そういう状態にあると思います。そういう意味で、環境市民会議のコーディネート機能も低下していますし、そして、3事業自体に対する力の入れ方も減っている。そういう意味では、今回、こういう基本計画をつくる場合、それを実現することが大事なわけですけども、それをやっていくにおいては、NPOそして行政、市民会議も含めた役割分担とか、お互いの協働の在り方のイメージを統一して、こうやっていこうというものが見えてこないといけないんじゃないかなと思います。既に環境市民会議は今あるわけです。この環境市民会議の持っている力をもっと引き出すための工夫というのかな、これに関して行政がもっと介入して、受益者である市民の立場から、行政が市民会議の活動に対して積極的に関与していくことが必要じゃないかなと思うんです。が、この辺について、行政のスタンスが今どうなっているのかというのが、市民会議における人間としてはあまり見えてこない。今回、基本計画を策定するに当たって、その辺どんなスタンスで、どういうふうにしてしようとしておられるかなという点で、行政のスタンスをお伺いしたいと思うんですけど。

池上会長
山口係長

ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

事務局、山口です。事務局の現在の考え、スタンスというより、検討を今後どういった場でどのようにしていくかということは、私からお話ししたいと思うんですが、参考資料で本日、目次案をお配りしたと思います。こちらの第4章に計画の進行管理という項目を大きく1つ設けてあります。こちらは、今回つくる第3次基本計画をどのように進めていくかを御議論・御審議いただくものを、我々としてもつucking予定ですし、市民会議さんとも調整とか御意見をいただきな

がら、現在やっているという認識ではございます。なので、この計画の進行管理の御議論は、11月11日にやります今度の第4回で時間をしっかり取って、御審議いただきたいと思っております。今現状の市の考え方は、まだ調整しているという考えではございます。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。その環境市民会議の、実際いろいろ苦労されていることが多いのかと思うんですけども、例えば、先ほど出てきたパネルの運搬の手伝いとか、そういったところだと、若手の人材が不足しているとか、そういったところが根本的なところで、それを市が手伝うのか、若い市民が参加してなのかというところも、あるのかなと思いますし。私は市役所の者ではないですけども、市の、公務員の立場でどういうふうに関わるのかというのは、それはそれで難しいことかなと思います。業務としてやるのか、ボランティアとしてやるのかということもあると思いますけれども、ボランティアを人に強いるというのはなかなか難しいところもあると思いますし、それも含めて、それぞれ意見交換して進めていくのが大事かなと思います。推進体制のことなどは、また次回検討することになっていきますので、またそのとき議論できたらと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、続いて議題4に移りまして、計画案の指標・目標についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

プレック研究所 プレック研究所の柴田です。では、資料4を御覧になりながら説明いたします。まず、分野横断と言っていた項目に関してなんですけれども、取組指標としましては、環境教育・環境学習に関わるものが3つ、環境活動に関わるものが1つ、情報発信・共有に関わるもの、黄色のところは1つとなっております。それぞれ現状と目標は、計画に書いてあるものと同じものが入ってきます。考え方に関しては、全く何も書かないのではなくて、ある程度計画でも分かるように、若干簡単に書いていくか、もしくは資料編のような形で、こういう形で設定しましたという説明を入れていければと思っております。今回の資料は、ちょっと詳しくに設定の考え方で説明しまして、ここで御議論いただければと思っております。

まず、環境に関する体験・啓発イベントに関しては、現状が3回、目標に関しては現状以上としております。これに関しては、今やっているイベントの合算値を現状値とし、目標の合算値を本指標の目標値としたということで、どれぐらい増やせるかなかなか分からないので、今を最低レベルとして上げていこうということです。

次の講座実施回数に関しても、基本的に同じような考え方で、現状以上としております。今の時点で具体的な目標を設定するのはちょっと難しいことではあるんですけども、事業者が増えることを期待しているので現状以上としております。

少し飛ばしながら説明します。次、緑のところに関しましては、質問でもありましたように、緑被率に関して、現状30.2%に対して目標はみどりの基本計画と整合させるということで、基本的にトレンドとしてはこれから減少になっていくんですけども、それをできるだけ減少のスピードを緩める方向で設定するという考え方を採用しております。

緑の豊かさに関しては、現状72%に対して10%プラスの8割を目標にしております。

めくっていただきまして、保存樹木とかに関しては、なかなか目標値というのは難しいものですから、現状より増加という考え方にしております。公園緑地面積も努力量ということで指標としては設定して、現状維持になっております。

次の公園での整備における市民参加というのは、基本的に今後整備を行う場合は、必ず市民参加でやるということで、100%という目標を設定しております。

次めくっていただきまして、地下水に関するものとして、市内の地下水とか湧水に関しては、単年度の値がどうのこうのというよりは、数年間の傾向が大事になってくることから、現状から低下しないとか現状から減少しないということにしております。

次の野川の水質に関しましては、環境基準値というのが設定されているんですけども、ここ的小金井市のあたりでの水質はもっとさらによいレベルで現状維持しておりますので、水質基準だと少し悪いD類型となっておるんですけども、それよりよいA類型相当という形

を環境基本計画では設定することにしました。湧水に関しましては、地下水の環境基準を適用することで整理しております。

次に、取組指標 2.1 調査に関しては、できるだけたくさんやることで実態把握ができるんですけども、予算も現時点では未定なので、拡充できればいいなというのを目標にしております。

雨水浸透枡に関しては、本市の代表的な取組なんですけれども、毎年若干変動もあるものですから、過去 10 年間の実績を踏まえて目標値を設定しております。

次めくっていただきまして 6 ページ、透水性舗装だとか分流式下水道の整備も毎年やっていくものなんですけれども、単年度で整備量という目標がなかなか示せないものですから、こちらは設定しないとしております。河川環境に関するイベントということで、今、クリーン野川作戦イベント 1 回なんですけれども、それと公民館講座 1 回を現状以上としていければということで設定しております。

先ほど議論にあった雨水タンクに関しても、直近だと 5 件というのがあるんですけども、過去 10 年間のトレンドとか、実際なかなか過去最大値に合わせるの難しいかもということで、年間 10 件以上を目標にしております。

次の市民 1 人当たりの水利用量に関しては、現状より増えないという形にしております。震災対策井戸も、どちらかと言うと、井戸がつぶされるような傾向なので、現状以上をキープもしくはできれば増加していきたいと設定しております。

次めくっていただきまして、基本目標 3 なんですけれども、生物多様性に関しては、両方ともアンケートを使って把握したいと思っております。生物多様性という言葉の認知度を目標 75%、これは国が掲げている目標などを参考に設定しております。生き物との親しみやすさに関しても、現状 45% に対して 10 ポイントアップの 55% を設定しております。生物リストに関しては現在そのようなものがないことから、市民の調査も含めてデータを整理して作成することを目標にしております。自然との触れ合いの講座も、現在の状況とそれを踏まえて年間 5 回以上を目標にしております。

次めくっていただきまして 8 ページ、こちらは大気環境の基準とい

うことで、基本的に現状達成していて、今後も引き続き達成するということを目標にしています。自動車関係に関しては、自動車の走行が大気汚染の原因ということですが、走行量に関してはデータがなく、かつ低公害車に関するデータが入手できるかなども探っているところですし、もし、できればお示ししたいなと考えております。次めくっていただきまして、基本目標の5、景観の良さについては個人差もあることも考えつつ46%を55%前後を目指しています。玉川上水の整備計画に関しては、令和3年度以降の整備計画策定を目指し、目標としてはサクラがどれだけ良好に生育しているかということです。環境美化サポーターに関してはですけれども、700名ぐらいを目標にしています。次10ページ、基本目標6、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量現状368gを令和12年度までに約10g削減355gというカタチで設定しております。次に、食品ロス削減推進協力店に関しましても現状10店舗に対しまして10年間で20店舗となかなか店がなくなったりすることもあるんで年1店舗を増加目標に20店舗としました。取組指標に関しましては、可燃ごみ処理施設から排出されるガス濃度規制値の達成を目標に定めています。めくっていただきまして11ページ、基本目標7のエネルギーに関しましては、温室効果ガス排出量の目標を定めています。こちらにも個別計画と整合をとるカタチで設定しております。最後にエネルギー消費量に関しましては、検討中としております。適応の観点で目標に関しまして、市民における認知度を目標にしております。その下にいただきますと、省エネ機器の補助件数が増加していければよいとしております。次に省エネチャレンジ事業参加者数も何らかのカタチで目標をお示しできればと検討中のものがございます。報告としては以上です。

池上会長

はい、ありがとうございます。それでは、今の資料4に関しまして、御意見御質問等ございますでしょうか。それでは、池上から全体の指標に関してなんですが、目標値に関して。そもそもこの達成状況のチェックについて毎年するのでしょうか。監視する大変さもありますよね。

山口係長

事務局の山口です。環境基本計画の実施するものとして環境保全実施計画というのがございます。市役所、行政で実施するもので、かつ、

毎年ひろえるものに関しては達成というはできるかと思います。例えば、これは10年の計画ですので5年経ったときに出来ているかどうかというチェックというものはできると思います。以上です。

池上会長

はい、ありがとうございます。そうしますと、目標のところに具体的に例えば2ページですと特集号の実施、年1回と。具体的に10ページ、令和12年度までに355g/人・日以下というふうに具体的にいつまでと明記されているものもあれば、そうでないものも、数値目標として例えば7ページの認知度55%、これがいつまでに達成する目標なの、というところがもう少し具体的に書いてもいいのかな、と。満足度のチェックは10年に一回しかやらないのか。市民の意識調査もどのくらいの頻度で行われていて、毎回55%目標にして、できなかった、できなかったと最終的に10年度達成できない、ということなのかどうなのか、わかるような機会がいいのではないかと思います。おそらく、現状のところも、例えば一番最初1ページ目、環境に関する体験・啓発イベント、3回。これは、年3回ということだと思っるので、年単位の回数を確認するんだということがわかるようにしていただけたらと思います。

山口係長

事務局の山口です。可能な限り出来るように検討させていただきます。

池上会長

こういう目標は、達成できたかどうかをチェックして、できていると市としてもよくやったね、という気持ちにもなりますし、達成できてないともう少し頑張らないと、ということがわかるころですので評価しやすいようなほうがいいのではと思います。具体的に、曖昧にならないような記述をお願いします。ほか、ございませんでしょうか。

長森委員

この3ページの令和10年の緑被面積、予測値をみますと今より3%から5%下がっているということを意味する。それ以上は基本目標1のみどりの守り、つくり、育てるという大きなその結果からすると減少するのは仕方ないよ、というのが見えるんですけども、そのあたりもあの評価をいかにするか。というのは、少なくとも小金井は他市に比べて緑が多い。だから、緑の満足度も高い。2~3%あるいは5%ぐらい下がっても市民の満足度は変わらない。こういう判断なのか。緑被面積は減少したときにポーンとだした関係で違和感が

あります。それが1点。もう1点は、一番最後、基本目標7の「エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる」のところ、12ページの省エネチャレンジ事業参加数ということで、市民及び事業者にエネルギー消費の削減量に応じたインセンティブを与えるとなっています。これは、事業者に対してはそうかもしれないんですけども、市民に対してはどうなんだろう。事業所もあるんだろうけど市民全体がエネルギーの省エネに向けて動くというのは大変大事なことだと思うんですね。それに向けて目標設定というのがあってしかるべきだと思うんですよ。いかかでしょうか。

池上会長

はい、ありがとうございます。えーと、緑被率のところは、あとからしていただくとして、省エネチャレンジ事業参加数というのは事業者の参加数ということではなくてこの省エネチャレンジ事業の参加数というふうにとれば、市民もその事業に参加したということかと思えますので、その中には市民の参加も含まれた目標設定がこれから入るという認識ですけども、それはよろしいですか。そういう意味では業者だけではなくてももちろん市民も入っているということかと思えます。それで、3ページの緑被率に関しても、これは緑の基本計画の変更をしているところとの兼合いかとは、思います。こういう議論が起こっているかも含めてご報告いただけると。

小林係長

事務局の小林です。委員がおっしゃるとおり最初から減少ということを目標にするということは、事務局としても苦しいところもございまして、現行の基本計画だと現状維持を進めた中で4%程度減ってしまったというところで、現実的にどうやったらこの減少幅を抑制できるのかというところに力点をおいて策定委員会のなかでも議論をさせていただいているところです。今このままですと、なにもしなければ、確実に10年後4%程度は減ってしまう、という推計になっておりまして、それを今、策定委員会のなかでは27.9%を目標数値として設定していこうという話で今進めさせていただいております。この27.9%なんですけど、約17ヘクタールの減少を抑える政策を実行していかなければいけないと非常に厳しい数値だというふうに認識しておりまして、資料の目標設定の考え方にも記載していますが、民有地の緑は開発によってどんどん減少しますので開発指導要綱のなかで

公園として負担いただくパーセンテージを増やす政策や開発に際し、既存樹木を残すという具体的な数値の基準は現在ございませんので、そこについても設定していく、環境配慮指針の緑化基準を見直しをしていく予定であります。都市計画公園の整備についても、今、都立公園、市立公園含めまして約2.57ヘクタールは創出していくということで目標を定めております。このような政策を踏まえて目標設定させていただいておりますので、非常に減少するという目標設定は苦しいところはあるんですが、そこはご理解いただいて27.9%という目標でみどりの基本計画では議論させていただいているところです。以上です。

池上会長
鳴海主事

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

事務局、鳴海です。先ほどの中里委員からご質問いただいた内容に関しまして、ちょっとお答えが漏れてしまっていたのでこちらで補足させていただきます。基本目標2の水の取組で6ページにございます震災対策用井戸数を増やせないかというご質問をいただいていたところなんですけれども、井戸に関しましては東京都のほうで地盤沈下を防ぐために揚水規制をしております。具体的には、深度やポンプの出力等に制限がございます。そのため、井戸を増やしていくというよりも、既存の井戸をうまく使いながら震災に備えていくという考えをもちまして現状維持もしくは増加という設定をさせていただいたところなんです。以上です。

中里委員
池上会長

お答えいただきまして、ありがとうございます。

はい、ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。それでは、この質問に関しては、以上にしたいと思います。ありがとうございました。それでは、本日の議題の2から4について出されたご意見に対する検証と対応は次回審議会までをお願いしたいと思います。それで、パブリックコメントにかける原案の作成がこれでできるんじゃないかと思います。はい、ということでよろしく願いいたします。それでは、次第の4、その他の部分で審議会全体をとおして事務局から何か御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

山口係長

事務局の山口です。2点お知らせしたいことがございます。1点目です。先ほども申し上げましたが、10月24日市民ワークショップ

を開催いたします。本日、お知らせということでホームページにも載せてございます。こちらのビラですね。チラシを配布させていただきました。未来に誇れる小金井の環境を作るために今できることを考えようということをテーマにいたしまして、今現在、市報こがねいや市ホームページ上で募集を受付けてございます。開催日時は、令和2年10月24日（土）午前10時から12時まで。募集人数は15人で場所は市民会館・萌え木ホールでございます。3班に分かれて市民目線でこれなら行動できると思っていただけるような行動を検討していただくとともに、参加者にやってみよう、広めてみようという今後の行動、活動への意欲を高めてもらうことを目的として実施いたします。ワークショップでいただきました結果はですね、環境行動指針及び環境基本計画の市民の行動、事業者への行動等への反映を検討いたします。改善結果につきましては、次回第4回審議会に先日行われました小学生ワークショップの結果も併せてご報告いたします。ワークショップについては、以上です。続きまして2点目です。次回、第4回ご審議いただく内容につきましてはです。本日冒頭に申し上げましたが、次回第4回審議会後、12月初旬から約一か月の期間でパブリックコメントを実施いたします。つきましては、次回第4回は従前からお知らせいたしておりますとおり、パブリックコメントを行う原案の内容を最終確認、お願いすることとなります。本日いただきました御意見、計画等の配布した資料につきましては、より完成版に近いかたちで次回審議会開催前、可能な限り早い時期に皆さまのお手元へ配布できるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。またですね、次回第4回に延期をさせていただきました次期計画の進行管理につきましては、指標、推進体制と合わせて次回に案として資料をお示ししたいと思っておりますので、ご審議よろしく願いいたします。以上です。

池上会長

はい、ありがとうございます。10月24日の市民ワークショップ開催に関してと、第4回審議会の審議内容に関しまして何かご質問がございますでしょうか。よろしいですか。それでは、特にないようであれば、次の議事に移りたいと思っております。5番の次回審議会の日程についてということで、事務局のほうからお願いいたします。

山口係長 事務局の山口です。次回審議会の開催予定日でございます。メールでも何度かお知らせしてございますとおり次回第4回の審議会は令和2年11月11日、場所はこちらの第一会議室。時間は9時30分からお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その後のパブリックコメント後の第5回の審議会につきましては、2月中旬以降ということで現在考えてございます。それはまた別途御連絡をさしあげたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

池上会長 はい、ありがとうございます。次回は、11月11日の9時半からと。他に御意見等ございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、令和2年度第3回小金井市環境審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —

小金井市環境報告書 令和元年度版（案）



（滄浪泉園 40周年記念イベント）

小金井市環境部

目 次

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 環境報告書の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 環境報告書の構成と内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み・・・・・・・・・・ 6

第2章 環境啓発事業

取組1

- 環境講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

取組2

- 環境フォーラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

取組3

- クリーン野川作戦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

取組4

- 環境施設見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

取組5

- 小金井市環境賞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 基本計画の取組の進捗状況

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる・・・・・・・・・・ 13
2. 緑を守り育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
4. 自然環境を一体的に保全する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
5. 公害を未然に防止する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
6. 小金井らしい景観をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
8. 地域から地球環境を保全する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第4章 小金井市の環境の状況

1. 公害苦情の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2. 大気汚染の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
3. 小金井市の大気質調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
4. 小金井市内の道路交通騒音・振動調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
5. 衛生害虫等の発生相談状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
6. 飼い主のいない猫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
7. 野川の水質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
8. 井戸水調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
9. 地下水位測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

10. 湧水調査	48
11. 放射能測定	51
第5章 市役所としての取組	
1. 小金井市環境行動指針	52
2. グリーン購入	55
3. 小金井市施設ごみゼロ化行動	56
4. エコドライブ教習会	56
5. 小金井市の環境配慮設備設置費補助制度	56
6. 小金井市役所における地球温暖化対策	58
7. 小金井市環境マネジメントシステム	61
第6章 環境基本計画の推進に関すること	
1. 推進体制	62
2. 財源の確保	62
3. 市民等の参加・協働による推進	62
4. 計画の進行管理と評価	62
第7章 点検評価結果	
1. 環境基本計画に基づく環境保全等の取組の点検評価について	63
2. 環境報告書作成について	64
3. 点検評価を受けて	64
資料編	
1. 小金井市環境方針	65
2. 環境行動チェックシート	66
3. 令和元年度グリーン購入実績一覧表	68
4. 小金井市環境保全実施計画	71
用語解説	84

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、令和元年度の年次報告書として作成するものです。

環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取組の方向に沿って、どれだけの取組が進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取組の改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

これらの目的から、本報告書では、環境基本計画の枠組に沿って、次のような情報を掲載します。

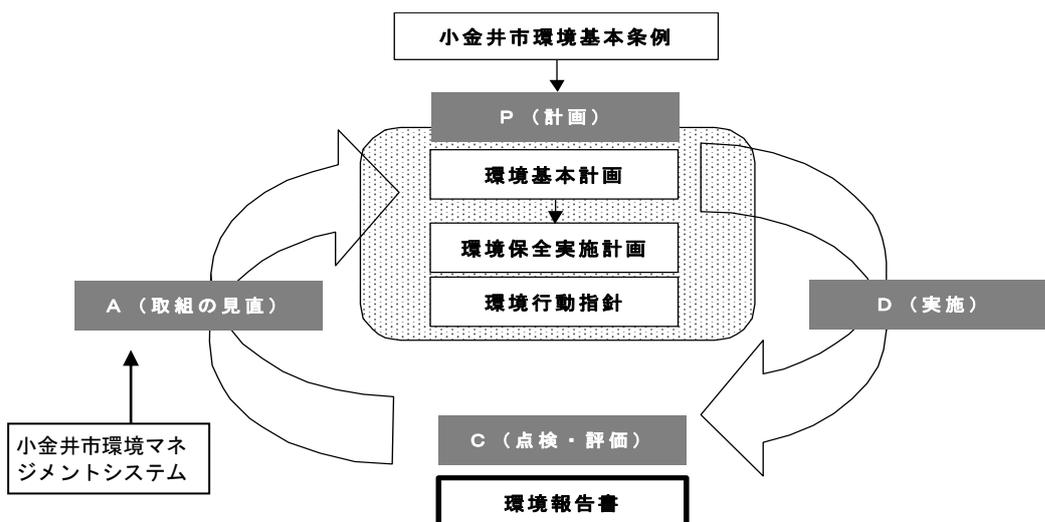
- 環境市民会議の活動状況や、その他の市民等の活動状況
- 環境の状況や課題
- 環境保全等の取組の状況

できあがった環境報告書がコミュニケーションの手段であることはもちろん、環境報告書の作成プロセス自体も、コミュニケーションの重要な一過程です。情報を収集したり、取組の成果や課題を確認するために様々な主体が集まったりすることが、貴重なコミュニケーションの場と機会づくりになります。

2. 環境報告書の位置づけ

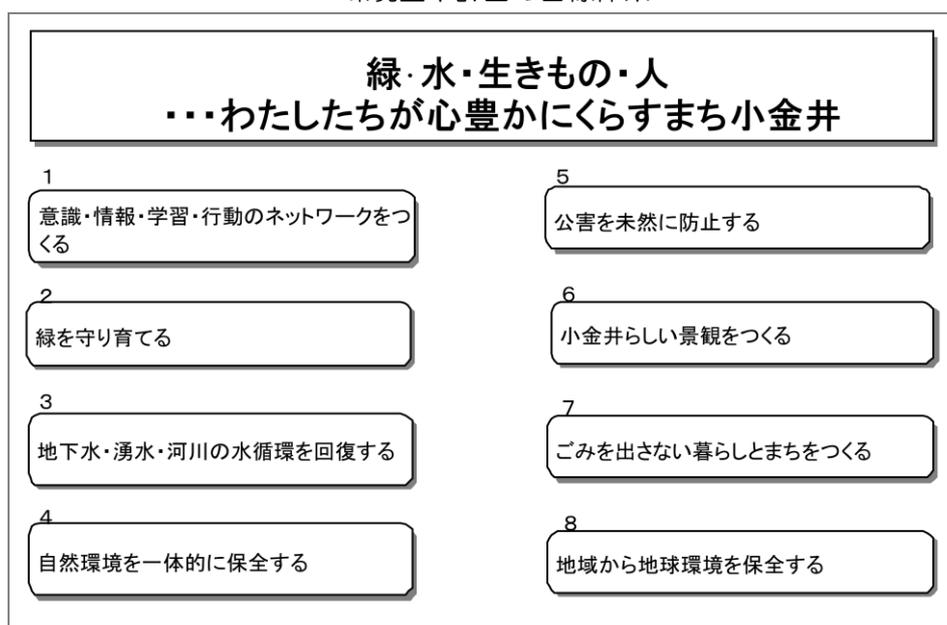
小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取組の実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取組の体系と方向が示されています。

環境基本計画の目標体系



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方に基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取組の中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。また環境報告書をどのように作成するかについても説明しています。

第2章 環境啓発事業

環境啓発事業は、市民及び市内事業者等を対象に、環境保全を啓発していくとともに、環境保全の目標を達成するために、持続可能な社会を構築して良好な地域環境を確保し、将来世代へ継承するための機運を醸成することを目的として行っています。

市役所が行っている環境啓発事業について報告します。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画第4章には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取組の方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取組の状況を報告します。

上記の取組は、市が進める施策事業の計画を示す環境保全実施計画で示しています。

第4章 小金井市の環境の状況

市の環境に関するデータを報告します。

第5章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について報告します。

第6章 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画では、計画を確実に実施していくために、第5章「計画の推進」で、様々な方法や手段を示しています。環境保全・回復・創造のための直接的な事業ではありませんが、これらの方法や手段が確実に実施され、効果的に運用されていくことは、地域の環境保全等を進めていくうえで大変重要です。そのため、環境基本計画に示されている計画の推進体制等について報告します。

第7章 点検評価結果

環境基本計画に基づく環境保全等の令和元年度取組実績に対する環境審議会からの点検評価結果等を掲載します。

資料編

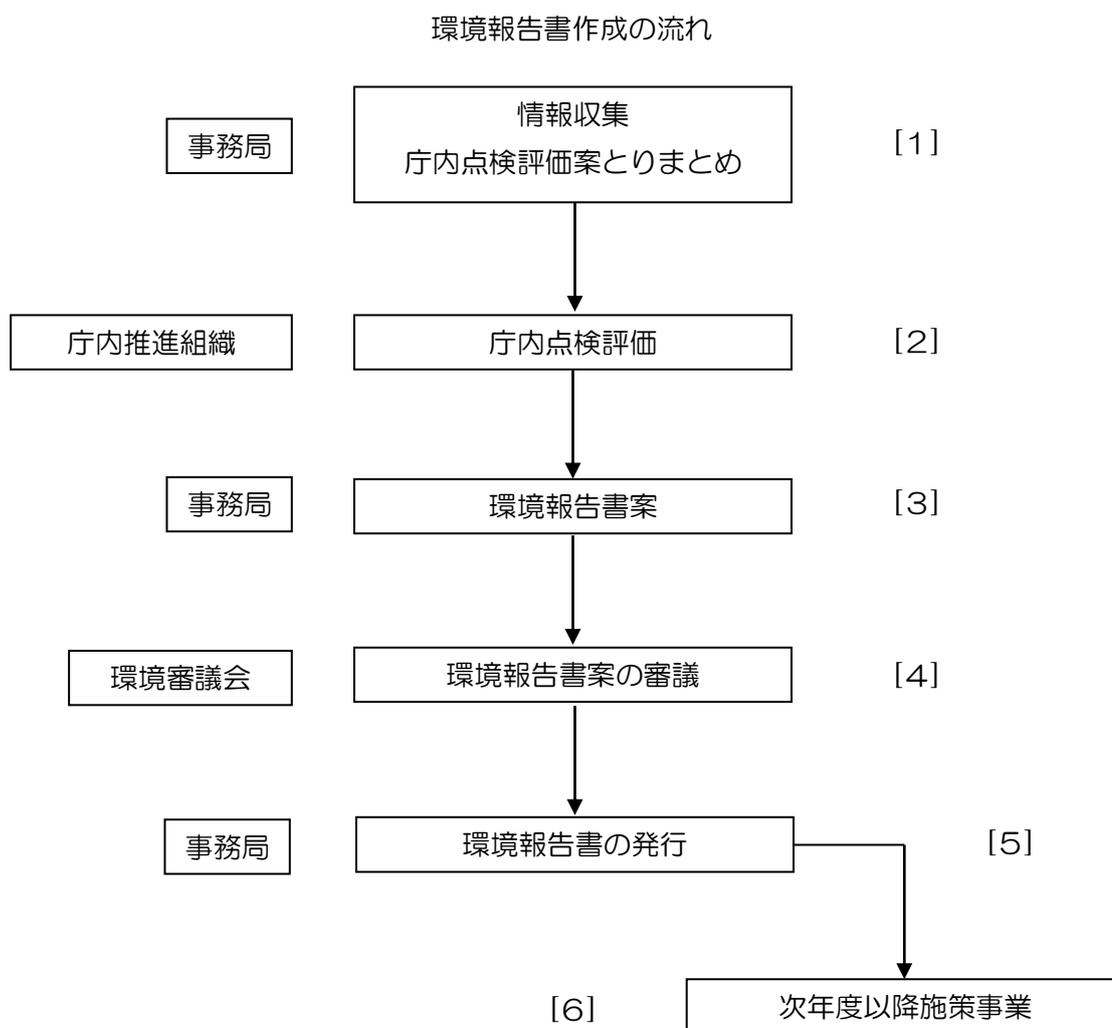
環境報告書本編に係る参考資料等を掲載します。

用語解説

環境報告書に記載されている用語の解説です。

4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。



[1] 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。

- 環境現況及び取組に関するデータ
- 市の各部局の施策事業の実施状況
- 重点的取組の進捗状況
- 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況

- [2] [1]の報告を受けて、環境基本計画推進本部（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取組の進捗を点検評価します。
- [3] 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。
- [4] 環境報告書案を環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取組の実施状況を評価します。
- [5] 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。
- [6] 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度以降の施策事業に反映させます。

第2章 環境啓発事業

取組1

○ 環境講座

環境講座 藍の絞り染め

とき：令和元年6月29日（土）

会場：小金井市環境楽習館

主催：小金井市

企画：NPO法人こがねい環境ネットワーク

講師：笠原 淳子さん（染色研究家）

ジャパンプルーとして古くから愛用されてきた国産の藍を使ってカフェマットを染め、天然染料の歴史や藍の効能について学びました。

（参加者13名）

食育講座 はじめてのゆるベジ～野菜を美味しく食べる秘訣・ピーマン編～

とき：令和元年7月11日（木）、7月21日（日）

会場：小金井市環境楽習館

主催：小金井市

企画：NPO法人こがねい環境ネットワーク

講師：櫻岡 美智子さん（ゆるベジインストラクター）

簡単な手順と最低限の調味料で卵や乳製品などを使わず野菜が美味しくなるレシピで、ピーマンを使った春巻きを参加者のみなさんと一緒に作りました。ピーマンが苦手だった参加者もいましたが、美味しく食べることができたとの感想もありました。

（参加者27名）



環境講座 ドキュメンタリー映画「福島桜紀行」

とき：令和2年3月14日（土）

会場：小金井市環境楽習館

主催：小金井市

企画：NPO法人こがねい環境ネットワーク

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

取組2

○ 環境フォーラム

こがねい環境フォーラム2019

「環境×防災～自然と手を取り合って生きていくために～」

とき：令和元年11月23日（土）～24日（日）

会場：小金井市環境楽習館・JR 武蔵小金井駅南口コミュニティ広場・小金井市役所第二庁舎・公民館貫井北分館・宮地楽器ホール

主催：小金井市

企画運営：NPO法人こがねい環境ネットワーク・小金井市環境市民会議

協力：一般社団法人えねこや・NPO 法人緑のダム北相模・東京学芸大学附属小金井中学校・東京学芸大学環境教育研究センター・公益社団法人日本環境教育フォーラム・Musashino はけの森カフェ・てのひらストア otete



令和元年11月23日（土）・24日（日）に、こがねい環境フォーラム2019「環境×防災～自然と手を取り合って生きていくために～」を開催しました。連携企画を含め、様々なプログラムが実施されました。

◆JR 武蔵小金井駅南口コミュニティ広場

（荒天のためプログラムを一部中止・縮小して実施）

- ・地球を救う作戦会議@移動式えねこや

- ・ 間伐材の積み木で遊ぼう&ペン立てづくり
- ・ 川の資料館の紹介
- ・ 防災井戸・給水地点の紹介
- ・ ソーラークッカー・ソーラーミニパネルの展示
- ・ 一斗缶ストープの紹介
- ・ 雨水貯留施設（雨水タンク）の展示
- ・ フードコーナー
- ◆ 市役所第二庁舎
 - ・ 環境賞授与式
 - ・ 市民ワークショップ「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」
- ◆ 環境楽習館
 - ・ 各環境団体活動のポスター展示
- ◆ 連携企画
 - 公民館貫井北分館 若者による自主講座
 - 「気象予報士・防災士 平井信行さんのわくわく授業」
- ◆ プレ連携企画
 - 「循環型社会体験（エコベジタブル）教室」
 - 子供の権利条約10周年イベント 「20000個の積み木で遊ぼう！」
- ◆ スタンプラリー
 - 各会場にスタンプとカードを配布し、複数の企画をめぐる参加者に副賞を用意しました。

2日間と連携企画を含め延べ323人の参加者がありました。

取組3

○ クリーン野川作戦

第55回クリーン野川作戦

とき：令和元年5月25日（土）

会場：野川小金井新橋くじら山下原っぱ（本部）・野川くらおね橋

清掃区間：野川公園桜橋（三鷹市境）～野川くらおね橋（国分寺市境）

参加者数：218人

収集ごみ：可燃ごみ31kg、不燃ごみ46kg

主催：小金井市

運営：NPO法人こがねい環境ネットワーク、小金井市環境市民会議

後援：東京都北多摩南部建設事務所

協力：東京学芸大学環境教育研究センター

野川自然の会
一般社団法人 JEAN
Musasino はげの森カフェ
東京川ガール
東京経済大学



◆事業目的

小金井市内を流れる野川の清掃を通じて、参加者同士の交流と野川流域の環境保全を考
えることを目的として開催されました。

◆当日の内容

スタッフは、午前8時30分に本部及び各コーナーに集合して、会場設営を行いました。

10時から市長の挨拶及び事務局からの清掃注意事項の説明のあと、清掃を開始しまし
た。上流部の参加者は直接くらおね橋に集合しました。

【植物観察会】

本部周辺からやまべ橋河岸周辺で、葛原里山暮らし研究所の池竹則夫さんによる「植
物観察会」を実施しました。親子参加が多く、植物の見分け方や特徴についての解説を
行い、様々な植物に関する疑問に答えながらの観察会となりました。

【外来植物駆除】

本部周辺の中流部から下流部で、野川自然の会による指導のもと、他の植物に悪影響
を及ぼすヤセウツボやオオカワヂシャ、オオブタクサを中心に駆除活動を行いました。

【環境啓発展示（マイクロプラスチック）】

本部前では東京学芸大学環境教育研究センターと協力し、大学生による展示「マイク
ロプラスチックってな〜に？」を行いました。展示によって、マイクロプラスチックに
よる海洋汚染と身近な川とのつながりを考えるきっかけになりました。

清掃や観察会を終えた参加者には、防災非常食のビスケットの配布、スターバックスコーヒー近隣店舗の協力によるコーヒーの提供を行いました。

取組4

○ 環境施設見学会

環境施設見学会「そなエリア東京・しながわ防災体験館」

とき：令和2年2月26日（水）

場所：そなエリア東京・しながわ防災体験館

主催：小金井市

企画：NPO法人こがねい環境ネットワーク

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

取組5

○ 小金井市環境賞

小金井市環境賞

市では、小金井市環境基本条例が制定された、平成15年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っています。

令和元年度は、「土曜生ごみリサイクル連絡会」が受賞されました。

受賞理由は、10年以上生ごみのリサイクル受付等を実施し、ごみ減量・資源循環型社会の形成に寄与しているためです。

授与式は令和元年11月23日に開催した「環境フォーラム2019」内で行われました。

小金井市環境賞受賞団体（者）一覧（過去10年間）

	年 度	受 賞 者(団体・個人)
第8回	平成22年度	法政大学環境系総合サークル「H・E・L・P！」
第9回	平成23年度	小金井を美しくする会
第10回	平成24年度	鏑山 英次さん
第11回	平成25年度	中田 啓子さん
第12回	平成26年度	小金井市環境市民会議
第13回	平成27年度	小金井自然観察会
第14回	平成28年度	該当者なし
第15回	平成29年度	山田 啓一さん
第16回	平成30年度	該当者なし
第17回	令和元年度	土曜生ごみリサイクル連絡会

第3章 基本計画の取組の進捗状況

以下の8項目からなる環境基本計画の基本施策に基づき、各課が進める事業を環境保全実施計画としてまとめ、実施・点検・評価を行っています。

本章では、年度終了後に各課より受ける事業の取り組み状況を、実績・自己評価（S：計画を超えて達成、A：計画どおりに達成、B：実施したが計画に未達、C：未実施）の順に掲載しています。なお、各課の環境保全実施計画には、まだ計画の段階にあるものを含みます。

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

環境学習や環境保全活動については、市民団体、大学・学校などの教育機関をはじめとして、様々な団体や機関が取り組んでいます。こうした様々な主体の連携を図り、環境学習をさらに深化させ、環境に対する意識の向上や情報の広報・共有化を推進します。また、市民・市民団体・教育機関・事業者及び小金井市が協力・協働して、小金井らしい創造的な環境保全行動を実践できる、仕組みづくりと機能を強化していきます。

こうした取組によって、「環境基本計画」の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な機会を通じて環境学習を取り入れ、環境行動を促進していきます。

【令和元年度の実績と今後の取組】

環境をテーマにしたイベントや講座の開催などにより、環境学習の推進や環境に対する意識向上に向けた取組を継続的にを行い、多くの市民の方に参加していただきました。

しかし、一部の取組では実施回数が前年度よりも減った、参加者が見込みよりも少ない等がありました。そのため、講座内容の見直し等を行い、環境学習の推進、環境に対する意識の向上、情報の共有に向け様々な主体との連携が図られた環境保全活動の更なる促進を目指します。

1-1 環境学習の推進

・小金井市全体で環境学習を推進していくため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境楽習館などのネットワーク化と連携を強化し、市民・事業者の自主的活動・取組を支援する体制の充実を図ります。

・各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していきます。

・誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進し、利用しやすい情報発信・広報等を工夫していきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を強化する	小金井市全体で環境学習を推進するため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境学習館などのネットワーク化と連携を強化する。	環境フォーラムを継続して開催し、様々な主体から参加者を募る。	環境政策課	継続	環境フォーラムの開催（2日間・参加者323人）、環境市民会議への出席（毎月の運営会、総会1回等出席）等を通じて、連携とネットワーク化を進めた。	A
	市民・事業者の自主的活動・取組を支援する。	出前教室を開催するとともに、講師を派遣する。また、社会教育関係団体登録を充実させ、活用を促進する。	生涯学習課	継続	出前講座実施回数全24回。	B
1-1-2 環境学習の構想・計画を深化させ、推進する	各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していく。	環境学習に取り組む様々な主体の連携を図る。	環境政策課	継続	環境市民会議への出席（毎月の運営会、総会1回等出席）等を通じて、様々な主体の連携を図った。	A
	誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進して環境学習を行う人材を把握し、登録と提供の仕組みをつくり、利用しやすい情報発信・広報等を工夫する。	人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、市民、学校等の環境学習活動への派遣要請に対して紹介する。	環境政策課 生涯学習課 指導室	継続	環境市民会議への出席（毎月の運営会、総会1回等出席）、環境学習館での環境講座の開催（2回）等を通じて、人材、団体の把握に努めた。（環境政策課） 講師リストは備えているが、中々活用につけつかない。（生涯学習課） 人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、市民、学校等の環境学習活動への派遣要請に対して紹介した。（指導室）	B
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	環境関連の資料を収集し、テーマ展示等で一般利用者に紹介するとともに団体貸出等にも活用する。	図書館 指導室	継続	選書基準に基づき、環境政策に関する資料を収集し、提供している。（図書館） 学習内容に応じて、環境関連の資料を収集し、テーマ展示等を実施した。しかし、通年の授業の単元に合わせた展示等は実施していない。（指導室）	B
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	成人大学、成人学校、子ども体験講座の開催や、講演会等の開催を後援する。	公民館 環境政策課	継続	【本館】①「菜園教室」延べ843人、②「100年後の地球に引き継ぐ環境問題」延べ92人 【貴井南分館】「江戸野菜に親しもう」延べ802人 【東分館】①「ゼロから学ぶSDGs～地球を守るための17の共通目標を考える～」延べ96人、②「小金井と水～水の恵みを再考～」延べ39人 【緑分館】①「野川のいきもの観察」17人、②「浴恩館公園のいきもの観察」30人、③「庭木剪定入門」延べ110人、④「共働夢農園 野菜作りコース」延べ837人、⑤「共働夢農園 親子コース・とうもろこし作り」延べ115人 【貴井北分館】①「こがねいの若者の森と居場所づくり」延べ18人、②「気象予報士・防災士 平井伸行さんのわくわく授業」50人、③「新しい農ライフ 都市農業のすすめ」13人、④「きたまちセンターの花サポーター講座」延べ89人 （公民館） 環境フォーラム（1回）、環境講座（2回）、クリーン野川作戦（1回）を開催したほか、講演会等を後援（13件）した。（環境政策課）	A
	環境基本計画の周知・普及に努める。	ホームページによる周知のほか、環境フォーラム等で概要版を配布する。	環境政策課	継続	第二次小金井市環境基本計画の本編及び概要版をホームページで公開しているほか、環境フォーラム等の機会を利用して概要版を配布し、周知に努めた。	A
環境学習に食育の視点を取り入れて推進する。	野菜・団らん・ふれあい・環境をキーワードに「小金井らしい食生活」のあるひとつづくり・まちづくりを、「Koganei-Style」として地域に展開していく。	健康課	継続	Koganei-Styleの地域展開を目指し、市民ボランティアで運営している小金井市食育ホームページにおいて、広く市民に普及啓発を行った。編集委員会 年11回実施	A	

1-2 パートナリシップ・ネットワークづくり

- ・市民、事業者、市など様々な主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化し大きくしていきます。
- ・環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開していきます。
- ・ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化し、市が自らコーディネート機能を担います。
- ・活動を推進するため、リーダー・コーディネーター・ファシリテーターなどの人材育成を支援し推進します。
- ・町会・自治会などの地域コミュニティの中で、人と人との絆を深めることによって環境保全活動の推進を図ります。
- ・地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって、新たな取組を創出していきます。
- ・小金井市の環境や暮らしが、広域的なつながりの上に成り立っていることを踏まえ、広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネート推進	市民、事業者、市などさまざまな主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化していく。	環境フォーラムの開催等を通じてさまざまな団体の交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う。	環境政策課	継続	環境フォーラムの開催（2日間・参加者323人）等を通じて市内環境団体や大学との交流の輪を広げた。	A
	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開する。	環境講座、環境学習会、環境フォーラム、施設見学会等を様々な主体の協働で開催する。	環境政策課	継続	環境フォーラム（1回）、環境講座（2回）、クリーン野川作戦（1回）を開催した。	A
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化する。	市内の大学や環境団体との連携とネットワーク化の強化に協力する。	企画政策課 コミュニティ文化課 環境政策課 生涯学習課	継続	既に協定を締結済みの6大学等（学芸大、農工大、法政大、亜細亜大、武蔵野大、総合学院テクノスカレッジ）と継続して連携している。 （企画政策課） こがねい市民活動団体リストの更新（コミュニティ文化課） 環境市民会議への出席（毎月の運営会、総会1回等出席）等を通じて、様々な主体の連携を図った。 （環境政策課） 小金井市、小平市、国分寺市と学芸大学子ども未来研究所で連携して、3市連携講座を実施している。小金井市では全5回実施した。そのうち、放課後子ども教室の運営に関する講座は参加者が少なかった。 （生涯学習課）	B
1-2-3 地域コミュニティを活性化	地域コミュニティの中で、人と人との絆を深めることによって環境保全活動の推進を図り、また、地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって新たな取組を創出する。	地域コミュニティを基盤とした環境活動の支援、地域コミュニティと市民活動団体との連携に協力する。	環境政策課	継続	環境団体等を対象に環境基本計画策定に係るアンケート調査を実施した。	B
1-2-4 広域的な連携を推進する	広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいく。	環境に関連した各種協議会に参加するとともに、周辺地域（近隣自治体等）へ環境フォーラム等の開催案内を発信する。 また、野川流域の自治体や環境団体などとの交流に協力する。	環境政策課	継続	東京都環境・公害事務連絡協議会（年6回開催。東京都環境局担当課長職者、多摩26市環境政策担当部署課長職者、係長職者出席）等への参加を通じて他市と連携し、積極的な情報交換を行った。 また、野川流域連絡会などを通じて、野川流域の自治体や環境団体とも連携した。	A

1-3 情報の積極的な活用

- ・環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進していきます。
- ・「環境基本計画」の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていきます。
- ・「環境基本計画」の認知度・理解度を向上させるため、誰もが利用しやすい効果的な情報発信・広報など様々な手段について、時期・場所・方法等を工夫していきます。
- ・市民のライフスタイルの多様化にあわせた効果的な情報発信の方法について検討していきます。
- ・多くの市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進する。	ホームページに掲載する情報については、クイックインテックス等を利用し、利用者から見やすい環境整備を進める。	環境政策課	継続	環境フォーラム、環境施設見学会、環境講座、クリーン野川作戦、田んぼの時間、大気汚染情報、放射能関連情報等をホームページ等で情報発信した。	A
	環境基本計画の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていく。	ホームページ・公民館・図書館などの市施設に加え、JR駅などにも広報紙を設置し、より広く市政情報の提供に努める。	環境政策課 広報秘書課	継続	環境フォーラム等の機会を利用して概要版を配布し、周知に努めた。 （環境政策課） 広報紙は例年通り、月2回計24回発行し、いずれの号も市施設およびJR両駅に設置した。 また、ホームページについては、従来のPDF版だけでなく、視覚障害者向けに、市報が音訳された「声の広報」も掲載している。 （広報秘書課）	A
1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	環境基本計画の認知度・理解度を向上させるため、効果的な情報発信・広報など様々な手段について工夫する。	環境フォーラム・環境講座等を通じて環境基本計画に関する情報発信を行うとともに、概要版の配布等によって認知度・理解度を高める。	環境政策課	継続	環境フォーラム等の機会を利用して概要版を配布し、周知に努めた。	A
	市民のライフスタイルの多様化にあわせた効果的な情報発信を検討する。	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	環境保全に関する様々な情報、市主催の環境啓発イベントの告知等を、ホームページ、市報、チラシの広報掲示板への掲示及び公共施設への設置等で情報発信した。	A
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネートを推進する	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	湧水調査をし、結果を環境報告書等に記載する。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。	A
	環境行動指針を普及、啓発する。	ホームページでの周知及び環境関連のイベント時に概要版を配布する。	環境政策課	継続	環境フォーラム等のイベント時に希望する市民へ配布した。	A
	市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化する。	団体と協働して、催事場等での啓発グッズの配布を行う。また、商工会等を通じて、事業者への環境基本計画の周知を図る。	環境政策課	継続	環境フォーラム等のイベントの際に、環境基本計画の概要版などの配布を行った。	A
	市民団体等が保有する環境情報を集約する仕組みづくりに取り組み、協働・連携して活動に取り組む主体間での情報共有を図る。	環境活動を行う団体間のネットワークの構築を目指す。	環境政策課	継続	環境フォーラム、環境講座、クリーン野川作戦等の開催を通じて、環境活動を行う団体間のネットワーク構築に寄与した。	A

2. 緑を守り育てる

小金井市は、国分寺崖線（はけ）と一体となった樹林地、玉川上水、小金井公園をはじめとする幾つもの公園、また農地、屋敷林など緑に恵まれています。

しかし、農地・屋敷林などの緑は減少を続けており、将来的に緑豊かな小金井を継承していくためには、いくつもの課題があります。減少が続く農地・屋敷林などの緑は、あらゆる方策を活用しながら小金井市全体の財産として残していかなければなりません。

また、公園や樹林地を適切に管理し、緑の質を向上させることが重要です。

緑には、良好な景観形成、水循環の保全、生きものの生息場所の提供、気温上昇抑制などの気候緩和をはじめ多面的な機能があり、他の基本目標にも関わっています。すべての主体が協力し合って、大切な緑を保全・回復していきます。加えて、「第4次小金井市基本構想」の『みどりと環境プロジェクト』－【みどりの創出】に取り組んでいきます。

【令和元年度の実績と今後の取組】

緑の基本計画策定に伴い、10年ぶりに緑の現況調査を実施しました。その結果、緑の全体量を示す緑被率は平成21年度からの10年間で33.7%から30.2%に減少していることがわかりました。今後も引き続き、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく環境保全緑地等の制度を活用した保全及び維持管理を行っていきます。

また、農家の後継者不足や、令和4年度の生産緑地一斉買取り申し出解禁による、緑地の減少も見込まれることから、特定生産緑地制度や生産緑地を円滑に貸借できる制度の説明を農業従事者等に行う等、都市農地の保全を推進し、小金井市にふさわしい緑の保全、創出に努めていきます。

2-1 緑の保全

- ・小金井市の特徴ある景観を形成している崖線と緑地は、地形と一体で保全していきます。
- ・大規模な公園緑地などの永続性が保証された緑地については、適切な管理や整備を継続していきます。
- ・所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の私有地の緑を保全していきます。
- ・私有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していきます。
- ・緑の現状について、継続的な把握・広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進していきます。
- ・小規模な公園などで、適切な管理が必要なところについては、市民参加による公園などの管理（アダプトプログラム）を普及・啓発していきます。
- ・公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等により、小金井市の特徴ある景観を形成している崖線やまとまった緑地を地形と一体で保全する。	国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全を図られるようにする。	環境政策課	継続	国分寺崖線の公共緑地の維持管理をし、緑と景観の保全を図った。特に滄浪泉園の樹木について健全育成を図るための適正な剪定を行った。	A
	大規模な公園緑地などの永続性が保証された緑地について、適切な管理や整備を継続していく。	安全性を保ち、快適に使用できるように管理に努める。	環境政策課	継続	危険樹木の伐採や定期的に剪定等を行い、維持管理に努めた。	A
2-1-2 民有地の緑を保全する	所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の民有地の緑を保全していく。	保全緑地活用、市民緑地制度を検討する。	環境政策課 農業委員会	継続	環境緑地・公共緑地の減少はなかった。保存樹木は4件65本、保存生垣3件412mを新規で指定した。平成31年1月より特定生産緑地の指定申請を開始し、市内の農地の長期的な保全を図った。79人より申請。 (環境政策課) ■農家支部別座談会 特定生産緑地制度について、1月27日から31日までの5日間に実施した座談会（11支部・計122人）や農業委員による個別訪問を通して説明・周知した。 (農業委員会)	A
	民有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していく。	保存樹木指定・保存生垣指定制度を啓発し活用する。	環境政策課	継続	保全緑地制度の案内を作成し、市内大学や寺社等に周知活動を行い、新規に65本の保存樹木の指定をした。	A
2-1-3 緑を適切に管理し、活用を推進する	緑の現況に関する調査をする。	緑の現況把握調査を継続する。また、基礎データの蓄積を図り、緑化に関する普及・啓発に活用する。	環境政策課	継続	緑の基本計画策定に伴い基礎調査を実施した。	A
	緑の現状について、継続的に把握し、広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進する。	住民・事業者に緑の実態を広報し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課	継続	事業者への広報には至らなかったが、保全緑地制度の広報を含め継続して保有者に対し、緑の保全を働きかけた。	B
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	指定開発事業の同意協議において、宅地開発等指導要綱に基づき公園緑地の設置を指導した。 3%の公園緑地：1件	A
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課	継続	保全緑地の指定や緑の基本計画策定のため、緑地保全対策審議会を3回開催した。	A
	小規模な公園などで、適切な管理が必要なところについては、市民参加（ボランティア）による公園等の管理（アダプトプログラム）を普及・啓発する。	市民参加による公園等の管理を検討し、清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課	継続	花壇ボランティア6団体、公園美化サポーター21団体、剪定ボランティア1団体が活動を行った。	A
	市民緑地制度の活用の可能性を検討する。	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿ったものを検討する。	環境政策課	継続	緑の基本計画の施策に沿った内容を検討した。	A
	公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていく。	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。また、民間の大規模施設においては環境配慮指針によって緑地等の確保に向けた指導を行う。	関係各課	継続	公共施設に苗木供給制度を活用して2893本の苗木を7施設に植樹した。民間の大規模施設は開発面積に応じて、環境配慮指針に則り公園緑地等の設置を指導した。 (環境政策課)	A
	雑木林の保全を継続する。	環境緑地・公共緑地を継続して保全する。	環境政策課	継続	環境緑地：47,795.21㎡ 公共緑地：4150.76㎡	A

2-2 緑の創造

- ・減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地の確保や、まちづくり施策の中でも、計画的な公園整備を進めていきます。
- ・敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していきます。
- ・緑を創造する取組にあたっては、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-2-1 新たな公園緑地等を確保する	減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地を確保する。	公園整備事業によって緑地を継続して確保する。	環境政策課	継続	貫井げやき公園の一部土地（315.95㎡）を取得した。	A
	まちづくり施策の中で、計画的な公園整備を進めていく。	土地区画整理事業で、適切な公園整備を図る。	区画整理課	継続	なし	C
2-2-2 緑化を推進する	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課	継続	都市計画道路3・4・12号線 サツキ1,920株、ハナミズキ55本を植樹した。 都市計画道路3・4・3号線 サツキ330株、常緑ヤマボウシ24本を植樹した。 都市計画道路3・4・14号線 植栽部なし	B
	敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していく。	生け垣造成奨励金により助成する。	環境政策課	継続	市報で年2回の周知を行ったが、新規の生垣造成の申し出はなかった。	B
	公共施設の整備にあたっては、敷地などの緑化を推進する。	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課	継続	令和元年度東京都苗木生産供給事業の随時（スポット）供給第二庁舎入口付近の植樹を植替えるため、サツキの苗木124本の供給を受ける（12/13実施）（管財課）	A
	緑を創造する取組にあたり、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮する。	指定開発事業にあたって、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、緑化の協議を行っている。	環境政策課	継続	指定開発事業における緑化は「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に指導した。	A
大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	指定開発事業にあたっては、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課	継続	小金井市環境配慮指針に従い敷地面積から建物面積を除いた面積の20%以上の宅地内緑化を指導した。	A	

2-3 まちづくりにおける農の活用

- ・農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置付け、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを楽しむようにします。
- ・農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしながら、農業の担い手の支援や援農、交流を活性化し、営農の難しい農地は市民農園や体験型市民農園として存続に取り組みます。
- ・生物多様性と文化多様性の保全の観点から極めて重要な農作物や園芸作物の在来品種の保存に取り組んでいきます。
- ・小金井市の食料自給率を高める役割に加えて、農産物の流通による環境負荷の低減に寄

第3章 基本計画の取組の進捗状況

与するため、野菜等の農作物の地産地消を促進させ、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-3-1 農地を保全・活用する	農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを享受できるようにする。	認定認証農業者に対する補助制度の充実や、東京都の都市農業に関する補助制度を積極的に活用し、長期的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■認定・認証農業者支援 申請数：8農家 執行額：2,982千円 ■都市農業活性化支援事業 申請者：0件 ■簿記講習会 開催数：8回 参加者：延べ36人 	B
	農業の担い手の支援・育成をする。	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■認定・認証農業者支援 申請数：8農家 執行額：2,982千円 ■都市農業活性化支援事業 申請者：0件 	B
	生産緑地を保全する。	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。生産緑地法等の改正に伴い生産緑地地区の指定基準が緩和されたため、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、貸借が可能となった場合は、農園の開設等の対策を講じ保全していく。	環境政策課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の保全 買取り申出：8件（内買取り：0件） 削除件数：18件（22,520㎡） 追加件数：5件（2,210㎡） ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律による市民農園の開設：1園990㎡（環境政策課・農業委員会） 	A
	農地の保全に関する先進事例を調査・研究し、農地の保全・活用方策を検討する。	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」成立後の具体的な方策について検討していく。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■都市農地保全自治体フォーラムの開催 	A
	農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしながら、市民と農業者の連携による援農、交流を活発化する。	体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深める。また、平成29年度から本実施となった援農ボランティア事業を活用し、担い手不足等の課題を解決していくとともに市民と農業者の連携、交流を図っていく。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■体験型市民農園 農園数：2農園 区画数：90区画 面積：4,489.46㎡ ■援農ボランティア 公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する地域援農ボランティア養成事業認定者数1人 	A
	営農の難しい農地を市民農園や体験型市民農園として存続に取り組む。	引続き農園事業に取り組む。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、生産緑地の貸借が可能となれば、生産緑地においても市民農園の開設が可能となるため積極的に営農困難な農地を農園事業として活用していく。	経済課	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■市民農園 農園数：4農園 区画数：164区画 面積：3,070.37㎡ 内容：市民が園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうなど余暇生活の実現に貢献した。 	A
	農業や化学肥料の使用を抑えた環境保全型農業事業を促進する。	東京都エコ農産物認証制度を利用し、減農薬と減化学肥料に取り組む。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都エコ農産物 	B
2-3-2 農作物や園芸植物の在来品種を保全する	生物多様性と文化多様性の保全の観点から極めて重要な農作物や園芸作物の在来品種の保存に取り組む。	農業祭や料理教室等のイベントを通じ江戸東京野菜のPRを行う。また、江戸東京野菜生産農家と市内飲食店を結びつけ、飲食店において使用できる環境整備を行う。	経済課 農業委員会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ■江戸東京野菜を使った料理教室 開催回数：2回 参加人数：22人 ■農業祭での江戸東京野菜のPR展示 	A

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
2-3-3 食糧の自給と安全性を確保する	農家・大学・市民団体が連携し、地場産の農作物と食文化や地域行事との関わりを伝承していく。	農家・大学・市民団体が共に取り組めるイベント等を模索する。	経済課 農業委員会	継続	■農業祭	A
	小金井市の食料自給率を高める役割に加えて、農産物の流通による環境負荷の低減に寄与するため、地場野菜の利用・流通支援等により野菜等の農作物の地産地消を促進させ、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進する。	一日生活教室を通じ、地場野菜を使った料理講習会を引き続き実施していく。また、学校給食の地場野菜の導入率を高めるため、米農士と農家の打合せ等の調整について協力する。	経済課 農業委員会	継続	■料理講習会 開催回数：1回 参加人数：26人	A

3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

小金井市の自然環境の第一の特徴は、野川、玉川上水などの豊かな生態系や景観を形成する水辺環境です。中でも野川は、水のきれいさと親水性を考慮した河川整備により、市民の憩いの場所であるとともに市民の環境保全活動の拠点になっています。

一方、都市化の進展は、水循環に大きな影響を与えています。例えば、湧水を源流とする川になった野川は、雨が少ないと瀬切れが発生することがあり、流量の減少は大きな課題となっています。また、一定量以上の降雨時には、下水道からの越流水が野川に排水されるため、水質に悪影響を及ぼすという問題が残されています。

今後も、引き続き地下水・湧水・河川のマニタリングを継続するとともに、市民等の地下水に関する関心や理解をさらに深めていきます。また、市民・事業者等とともに水辺のあり方や水利用のあるべき姿を考え、水循環の回復・実現に向けて連携を強化して、協働による取組を進めていきます。

【令和元年度の実績と今後の取組】

定期的な地下水・湧水の水質マニタリングを継続して行い、ほぼ例年通りの結果を得ました。地下水水位測定については、平成30年度に調査対象地点の選定等を行い、令和元年度から市内11か所の地下水水位測定を開始しました。また、地下水保全会議では地下水及び湧水の保全・利用に係る計画策定に伴い水収支の分析を行いました。

今後も引き続き、地下水・湧水の現状把握に努めるほか、開発事業等に際しては、専門家の知見を得ながら市街地化と共存した地下水・湧水・河川の保全に努めていきます。

3-1 地下水・湧水に関する現況把握

- ・定期的な地下水・湧水の水質マニタリングを継続していきます。
- ・市民・大学等の研究機関との連携を強め、定期的・継続的なマニタリング体制を充実していきます。
- ・地下水・湧水についての情報を収集・整理し、情報提供していきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する	地下水水質の定期的な調査・監視をする。	定点での定期的な水質の検査をする。	環境政策課	継続	13か所、年4回7月、9月、11月、2月に実施した。	A
	定期的な湧水調査をする。	3か所の湧水調査を行っている。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。	A
	定期的・継続的なモニタリングを可能にするため市民・研究機関等との連携など必要な仕組みを整える。	環境市民会議や東京都土木技術センターの井戸・湧水調査と連携・協力を行う。	環境政策課	継続	市内11か所の地下水位測定を12回行った。	A
3-1-2 地下水・湧水についての情報を蓄積し、提供する	地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データを蓄積してホームページ等で情報発信する。	井戸14地点湧水1地点の水質測定を年4回行い、地下水保全会議等を通じて結果を分析している。	環境政策課	継続	井戸13か所年4回、湧水4か所年2回の水質測定を実施した。また、地下水保全会議（年3回10月、12月、2月実施）では、水収支の分析を行った。	A

3-2 地下水・湧水の保全

- 地下水・湧水を保全するため、さらなる雨水浸透ます等の設置の促進や、道路の雨水浸透性舗装の採用等の取組を推進していきます。
- 雨水貯留施設（雨水タンク）設置等の市民・地域の取組の支援を継続していきます。
- 地下構造物の建設によって、地下水の流れに影響が出ないように、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、工事等による地下水への影響をチェックしていきます。
- 定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のおそれのある事業活動等に対する監視・規制や指導を徹底していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-2-1 地下水位を確保する	地下水・湧水を保全するため、雨水浸透施設等設置を促進する。	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付する。	下水道課	継続	市民に設置に係る支援の情報を広報して設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付した。	B
	地下水・湧水を保全するため道路の雨水浸透性舗装の採用を推進する。	歩道舗装を透水性舗装にすることで、道路雨水の浸透を促進する。	道路管理課	継続	市道1号線に透水性アスファルト31㎡を舗装した。 都市計画道路3・4・3号線に透水性LB1,540㎡を舗装した。 都市計画道路3・4・12号線に透水性LB344㎡を舗装した。	B
	雨水タンク設置を支援し、促進する。	雨水貯留施設設置費補助制度の広報に努め、設置率の向上を図る。	環境政策課	継続	引き続きホームページに掲載し、市報で情報提供を行った。また、フォーラム等でのチラシ配布を行った。 2件 41,830円	B
3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下構造物の建設によって、地下水の流れに影響が出ないように、地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類を提出させ、工事等による地下水への影響をチェックしていく。	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行うなどして影響の未然防止に努める。	環境政策課	継続	地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者にもボーリング調査データ、杭状図などの資料の提出を依頼し、提出を受けた書類を元に地下水保全会議に意見を伺った。 また、必要に応じて地下水影響工事の届出の提出を依頼している。（令和元年度0件）	A
3-2-3 地下水質を保全する	定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のおそれのある事業活動に対する監視・規制や指導を徹底していく。	井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定することによって水質監視を継続するとともに、開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課	継続	水質測定を井戸13か所は、年4回7月、9月、11月、2月に、湧水4か所は、年2回6月、12月に実施した。また、開発における工事には、小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を周知した。	A

3-3 河川環境の保全

- ・市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進していきます。
- ・生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保ちます。
- ・一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努めます。
- ・研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進めます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-3-1 河川流量の安定的な確保に向けて協働する	市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進する。また、雨水浸透や雨水貯留による節水等の取組を促進させる。	雨水や用水の導入等、河川流量を増やす方策を検討する。助成金や設置費補助制度により雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を促進する。	環境政策課 下水道課	継続	■雨水貯留施設 2件、41,830円（環境政策課） 雨水浸透ますについて、昭和63年8月以前の既存建築物に設置する場合、助成金を交付した。（下水道課）	B
3-3-2 河川水質を良好に保つ	生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保つ。	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課	継続	5月に市民218人を集め、クリーン野川作戦を実施した。また、6月と11月に野川の水質調査を実施した。	A
	一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努める。	道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きよへの雨水流入を抑制していく。	下水道課	継続	浸透ます設置0箇所	C
	研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進める。	関係する近隣市や関係機関と協力して、河川等の再生に取り組む。	環境政策課	継続	野川流域連絡会、野川流域環境保全協議会、多摩川流域協議会などを通じて、近隣市や関係機関と連携して取り組んだ。	A

3-4 地下水・湧水生態系の保全

- ・崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全していきます。
- ・年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-4-1 崖線緑地を保全する	崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全する。	国分寺崖線の緑が面的に維持・確保されるよう努めるとともに、湧水にいたる地下水の流れが妨げられないよう地下水保全条例を運用する。	環境政策課	継続	国分寺崖線の緑についても平成30年度と同様の面積を維持した(40,620.16㎡)。	A
3-4-2 崖線緑地に育まれた湧水生態系を保全する	年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全する。	生物多様性の確保に重要な湧水生態系の生きもの調査を、団体との連携や市民参加で継続する。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。	A

3-5 水の循環的利用

- ・家庭（日常生活）や事業所活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進します。
- ・公共施設や大規模施設での中水利用を検討します。
- ・雨水を貯留し、散水などへの利用を実践していきます。
- ・災害時利用のための井戸の管理を徹底していきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-5-1 節水を推進する	日常生活や事業活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進する。	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課	継続	希望する市民に環境行動指針を配布すると共に、全職員に環境マネジメントシステムハンドブックを配布し、節水を呼び掛けた。	A
3-5-2 用途に応じた合理的な水利用を推進する	公共施設や大規模施設での中水利用を検討する。	新設する公共施設の建設計画にあたっては、できる限り中水利用施設の設置を計画する。	関係各課	継続	新設する公共施設の該当がなかったため、設置及び計画実績なし。	C
	雨水を貯留し、散水などへの利用を実践する。	雨水貯留施設設置費補助制度により、設置率の向上に努める。	環境政策課	継続	補助金により雨水貯留施設の設置を推進した。2件、41,830円	B
3-5-3 地下水の適正利用に向けた環境を整える	災害時利用のための井戸の管理を徹底する。	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課	継続	防災井戸は年1回（2月）の保守点検及び水質検査を実施、災害用井戸（38件）は年1回（1月）水質検査を実施した。4箇所で採水不可、5箇所で飲用として適さないとの結果があったため、7箇所は経過観察、2箇所は協定解除することとした。	A

3-6 市民等の啓発と連携

- ・地下水や湧水の保全には、市民の参加・協働が不可欠であるため、地下水や湧水に関してわかりやすい形で情報提供を行っていきます。
- ・市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させていきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
3-6-1 情報収集や環境保全活動を連携して推進する	地下水や湧水に関する情報を市民に提供する。	地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データをホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	井戸13か所年4回、湧水4か所年2回の水質測定を実施した。また、環境報告書で結果を公開した。	A
	市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させる。	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課	継続	環境市民会議での地下水水位測定は平成29年度をもって終了したため、市が実施することとなった。市内11か所の地下水水位測定を12回行った。	A

4. 自然環境を一体的に保全する

現状、小金井市の自然環境は、東西には玉川上水と五日市街道沿い、また国分寺崖線と野川沿いに、水辺と緑が一体となって帯状につながっています。しかし、南北には水辺と緑のつながりはなく、かつてあった湧水や用水とその周辺の緑も、次第に減少しています。

崖線・緑・湧水の一体的な保全、大規模公園・緑地・大学などの緑・住宅地の緑のネットワーク化などを実現することは、市民にとっては良好な自然を享受できる生活環境を形成することであり、そこに住む生きものにとっては生物多様性の維持にもつながります。

また、東京都の「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を踏まえて、生物多様性保全計画の立案等に係る取組についても検討していきます。

【令和元年度の実績と今後の取組】

現存する緑の適切な維持管理や湧水の生きもの調査、市民向けの自然と触れ合うイベントの開催などが継続的になされ、市民への意識啓発などに一定寄与しました。

今後は、多様な生物と共生できる自然環境の保全・回復・再生活動の理解を深める啓発

活動を推進していきます。

4-1 自然環境の保全

- ・水とみどりのネットワーク形成に努めます。
- ・湧水等の再生とともに、大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、水と緑を一体的に回復・創造していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
4-1-1 水と緑の連続性を確保する	大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、また、湧水等を再生させて、緑と水を一体的に回復・創造していく。	つながりが弱い南北の水とみどりのネットワーク形成のあり方を検討し、水とみどりのネットワーク形成に努める。	環境政策課	継続	法政大学・中央大学の樹木について、新たに保存樹木に指定し、みどりのネットワーク形成を推進した。	A

4-2 生物の多様性の保全

- ・ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ビオトープ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努めます。
- ・野川の自然再生に継続して取り組みます。
- ・湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かします。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
4-2-1 生息空間を保全・創出する	ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ビオトープ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努める。	学校花壇や農園、ビオトープ等の適正な維持管理に努める。	指導室	継続	学校花壇や農園、ビオトープ等の適正な維持管理に努めた。	A
	野川の自然再生に継続して取り組む。	野川調節池の自然再生の取組を充実していく。	環境政策課	継続	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会を通じて、関係機関等と連携した。	A
4-2-2 動植物を保護する	湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かす。	湧水地の生きもの調査を継続する。	環境政策課	継続	4か所、年2回6月、12月に実施した。	A

4-3 人と自然とのふれあいの確保

- ・水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討します。
- ・市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
4-3-1 水や緑に親しめる遊歩道を整備する	水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討する。	廃減水路等を利用して、遊歩道・緑道などの整備が可能か検討する。	道路管理課	継続	遊歩道整備計画に基づき、整備可能な遊歩道は完了している。	A
4-3-2 自然にふれあう機会をつくる	市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していく。	市民向けの環境ワークショップ等を企画し、実施する。	環境政策課	継続	環境フォーラム（1回）、環境講座（2回）、クリーン野川作戦（1回）を開催した。	A

5. 公害を未然に防止する

小金井市では、目立った公害は発生していませんが、住宅地で騒音や悪臭の苦情が発生するなどの生活型公害は少なくありません。

加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際に起こった原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は、これまでの公害とは異なった形で市民に不安を与えてきています。

引き続き公害を未然に防止するため、市民みんなが身近な環境に配慮するとともに、行政や事業者等がそれぞれ監視・測定や規制・指導・発生抑制などの必要な措置をとるよう努めます。さらに、公害が発生した場合には、その影響を最小限に抑えるため、迅速で的確な措置がとれる体制を充実していきます。

また、化学物質対策におけるリスクコミュニケーションの促進やヒートアイランド対策を推進していきます。

【令和元年度の実績と今後の取組】

自家用車の利用から公共交通や自転車への交通手段の転換を促進するため、平成30年度から引き続きCoCoバス再編事業を実施したほか、駅周辺に補助金を活用した民設民営自転車駐車を開設する等駐輪台数を確保しました。また、化学物質の適正管理、生活型公害への対応、放射能測定などが継続して行われ、公害の未然防止や、市民の生活環境の保全に寄与しました。

今後は、更なる公害対策の充実化を図り、公害の未然防止に努めていきます。

5-1 公害対策

- ・工場・指定作業場に対する排出抑制のための設備改善・設置への助成を継続します。
- ・自家用車利用から公共交通の利用や徒歩・自転車への交通手段の転換を推進します。
- ・公用車等に低公害車の導入を促進します。
- ・工場・事業所の排水について、監視・指導を行います。
- ・道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きよへの雨水流入を抑制していきます。
- ・土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発していきます。
- ・汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を指導していきます。
- ・生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実していきます。
- ・放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
5-1-1 大気汚染対策を推進する	市内事業者等を対象として、地球温暖化対策や公害防止対策等に必要な設備導入を推進する。	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課	継続	■「特別設備資金」のあっせん申込み0件	B
	自家用車利用から公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	CoCoバスの運行及び自転車利用により自家用車の運転を抑制する。 CoCoバスの運行ルートの見直しを含めた総合的な検証を行う。	交通対策課	継続	2年目となった小金井市コミュニティバス再編事業においては、前年度に整理した現状の課題等を踏まえ、本事業における基本方針を策定した。また、地域懇談会の実施により市民等の意見を踏まえながら、運行基準（案）を一部決定するとともに、運行ルート（案）の検討に着手した。	B
	公用車等に低公害車の導入を促進する。	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車種を導入する。	環境政策課	継続	小金井市グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインに基づき、購入の際は選定を行った。	A
	自転車駐車場の整備・駐輪台数の確保を推進する。	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課	継続	外的要因により大規模市営自転車駐車場を廃止したが、同跡地に民間事業者による運営を設備売却譲渡の上、確保した。 補助金活用による民設民営自転車駐車場の設置促進。	A
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	2,000㎡以下の届出受付を行う。	環境政策課	継続	法律に基づく届出：6件 都条例に基づく届出：6件 市条例に基づく届出：27件	A
5-1-2 水質汚濁対策を推進する	工場・事業所への排水規制をする。	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	継続	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施した。	A
5-1-3 土壌・地下水汚染対策を推進する	土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。	ホームページによる情報提供を行う。	環境政策課	継続	ホームページによる情報提供を行った。	A
	汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を指導する。	広報を通じて、除草剤の適正使用を周知する。	環境政策課	継続	ホームページにおいて、除草剤の適正使用について情報提供を行った。	A
	化学物質の適正管理を促進する。	化学物質取扱い事業所から使用量報告をもらう。	環境政策課	継続	都条例報告実績：14件 市条例報告実績：5件	A
	低農業で安全な作物の生産を推奨する。	残留農薬検査に対し補助を行い、低農業で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会	継続	■残留農薬検査	B
5-1-4 その他の生活環境への影響を防止する	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。	まちづくり推進課	継続	本町四丁目地区地区計画を策定した。	A
	生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実する。	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課	継続	国、東京都及び東京都環境・公害事務連絡協議会主催の研修等に必要に応じて参加した。	A
	放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めるとともに学校給食等の安全性を確保する。	空間放射線量の測定及び給食食材放射性物質の測定結果をホームページ等により情報提供する。 また、希望する市民に対し、食品の放射能測定を、市民協働で実施する。	環境政策課 経済課 地域安全課	継続	空間放射線量測定を市内60か所で行った。 （環境政策課） 測定件数45件（一般市民） 測定機器の故障により機器を更新、それに伴い測定時の運用方法を見直した。 市報、ホームページ、ツイッターで測定再開の情報提供を行った。 （経済課） 給食食材放射性物質の測定（小中学校283件、保育園340件）を実施し、結果を市ホームページにより公表した。 （地域安全課）	A

5-2 有害化学物質対策

- ・ 公共施設のシックハウス状況を測定し、改善します。
- ・ 市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導します。
- ・ P R T R制度や都の環境確保条例に基づく情報を提供します。
- ・ 化学物質に関するデータベースを活用し、市民等への情報提供に努めます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

- 化学物質の環境リスク情報を提供していきます。
- 市民や事業者とのコミュニケーションのさらなる促進を図ります。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	公共施設における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課 保育課	継続	現在のところ、特に基準値以上の値は検出されていないが、引き続き検査は随時行っていきたい。 (学務課) 今年度は改修工事等がなかったことから、実績はない。 (保育課)	A
	市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導する。	化学物質取扱い事業所から使用量報告をもらう。	環境政策課	継続	都条例報告実績：14件 市条例報告実績：5件	A
	PRR制度や環境確保条例に基づく情報提供をする。	ホームページによる情報提供をする。	環境政策課	継続	ホームページによる情報提供を行った。	A
	化学物質に関するデータベースの整備・活用を行い、市民等への情報提供をする。	化学物質に関する情報をホームページ等により提供をする。	環境政策課	継続	化学物質に関する情報をホームページにより提供した。	A
5-2-2 リスクコミュニケーションを促進する	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。	環境政策課	継続	環境リスクに関する情報をホームページにより提供した。	A
	市民や事業者とのコミュニケーションの更なる充実を図る。	環境リスクに関する情報を市民・事業者と共有する。	環境政策課	継続	ホームページや設置チラシによる情報提供、また、窓口対応時における情報交換等を行った。	A

5-3 ヒートアイランド対策

- 建物敷地・道路・建築物における緑化を促進します。
- 道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図ります。
- 省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図ります。
- 緑のカーテンを普及促進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
5-3-1 建物敷地・道路・建築物のコンクリート面やアスファルト舗装を見直す	建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する。	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課 道路管理課	継続	小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を行った。 (庶務課) 管理道路（旧水路敷）にサツキを20株植樹した。 (道路管理課)	A
	道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図る。	歩道の透水性舗装を促進する。 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進し、打ち水の取組を奨励する。	道路管理課 環境政策課	継続	市道1号線に透水性アスファルト31㎡を舗装した。 都市計画道路3・4・3号線に透水性ILB1,540㎡を舗装した。 都市計画道路3・4・12号線に透水性ILB344㎡を舗装した。 (道路管理課) 雨水貯留施設2件に補助を行い、打ち水イベントを実施した。 (環境政策課)	B
	省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図る。	公共施設等においてエクセルギーを有効に活用する。	環境政策課	継続	公共施設の新築や改修においては、極力、省エネルギー性能の高いものになるよう呼びかけている。	A
5-3-2 緑の保全・壁面緑化等を普及促進する	緑のカーテンを普及促進する。	公共施設を対象に屋上緑化・壁面緑化を推進する。	庶務課 環境政策課	継続	環境楽習館で緑のカーテンを行った。 (環境政策課) 未実施 (庶務課)	B

6. 小金井らしい景観をつくる

「小金井らしい景観」について、多くの人の合意した共通理解はありません。環境要素として価値のある水と緑が一体となった景観や文化遺産を含め、「小金井らしい景観」とは何かについて市民とともに考え、共通認識を形成することが必要です。多くの市民が小金井らしさを感じる国分寺崖線や農地、屋敷林などの緑、自然とのつながりの中で形成されてきた有形・無形の文化遺産の保全に努めます。

【令和元年度の実績と今後の取組】

不法投棄や農地のパトロール、ごみ出しや屋外広告のマナー啓発等のまちなみを美しく保つための取組を継続して行い、景観の確保に寄与したほか、市史編さんを記念した講演会を実施するなど、市民が文化財とふれあい、親しめる機会を提供しました。

今後も引き続き、現状の取組を継続しながら、自然環境や歴史的景観を保全し、周辺との調和が図られた「小金井らしい景観」の創造に努めていきます。

6-1 小金井らしい景観の確保

- ・国分寺崖線や農地、屋敷林などを保全・活用していきます。
- ・指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていきます。
- ・ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続します。
- ・ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続します。
- ・屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続します。
- ・アダプトプログラムを推進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	国分寺崖線や農地、屋敷林などを保全し、活用していく。	環境保全緑地や保存樹木の指定等を行い、緑地の保全を図る。	環境政策課 農業委員会	継続	生産緑地は減少したものの、環境保全緑地については、下記の内容を指定した。 環境緑地：47,785.21㎡ 公共緑地：4,150.76㎡ 保存樹木：842本 保存生垣：4357.9m （環境政策課） ■農地利用状況調査 期間：8月～10月 （別途随時見回り） （農業委員会）	A
	指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていく。	指定開発事業にあたっては、事業者が環境配慮指針に適合するような計画にするよう指導の徹底を図る。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	令和元年度指定開発事業において環境配慮指針に基づく宅地内緑化実施件数：7件（まちづくり推進課・環境政策課）	A

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
6-1-2 まちなみを美しく保つ	ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続する。	定期的なバトロールの実施及び不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課	継続	不法投棄が多い箇所へのバトロール実施。市民への各種啓発看板の配布を実施。路上禁煙地区については、清掃活動の実施及び路面標示を設置。	A
	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	市報・市ホームページ・アプリ等広報媒体を活用した周知を行い、ごみ出しマナーの向上に努める。	ごみ対策課	継続	カレンダー、市報、市ホームページ及びアプリを活用してマナー向上の啓発を実施したほか、排出マナーの悪い事業所等への直接指導を実施。また、外国語（英・中・韓）のごみ分別チラシを作成した。	A
	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課	継続	違反処理による除却枚数：はり紙435枚、はり札等24枚、広告旗6枚、立看板等3枚	A
	アダプトプログラムを推進する。	アダプトプログラムによる環境美化サポーター制度の活用促進や、新たなプログラムの開発を推進する。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課	継続	関係課へ情報提供をしている。 （企画政策課） 環境美化サポーター制度に従い、21団体と協定を結び、環境美化活動に取り組んだ。 （環境政策課） 団体及び個人により市道等の清掃が行われている。会員数は394名。市民との協働による環境美化活動を推進したい。 （道路管理課）	A

6-2 文化遺産の保全

- ・現地視察などを通じて、文化遺産とふれあい、親しむ機会を提供していきます。
- ・玉川上水・五日市街道等の歴史的風致や浴恩館等の史跡の活用に向けて情報提供を行います。
- ・水田・用水路復活としての自然再生事業を支援します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
6-2-1 文化遺産を保全・継承する	現地見学などを通じて、文化財とふれあい、情報や親しむ機会を提供する。	文化財センターでの展示、各種講座、文化財・史跡めぐりをテーマとしたまち歩き等を実施する。	生涯学習課	継続	・企画展1回 ・文化財講演会1回 ・小金井市史刊行記念講演会1回 ・史跡めぐり1回 ・古文書講座（未実施）	B
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	緑地保全については関係課と相互の調整を図る。 法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。 制度を活用した保全を図る。 農地・屋敷林等について、所有者と保全に向けた調整を図る。	経済課 農業委員会 環境政策課	継続	■農地利用状況調査 期間：8月～10月 （別途随時見回り） （経済課・農業委員会） ■小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づき緑地・樹木・生垣の所有者からの申請により市内の緑の保全を図った。 環境緑地：47,785.21㎡ 公共緑地：4,150.76㎡ 保存樹木：842本 保存生垣：4357.9m （環境政策課）	A
6-2-2 文化遺産をまちづくりに生かす	玉川上水や浴恩館等の史跡の保全・活用に向けて情報提供や親しむ機会を作る。	文化財センターで文化財等の企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。	生涯学習課	継続	・季節展1回	A
	水田・用水路復活としての自然再生事業を支援する。	野川自然協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課	継続	野川調節池での自然再生事業に係る活動支援施設への支援を行った。	A

7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる

ごみの処理・処分は、地域環境・地球環境に負荷が生じる一方で、事務事業におけるコスト増加につながります。

ごみ減量をさらに進めるためには、市民・事業者・行政の連携を強化するとともに、ごみを出さないライフスタイルを推進し、発生抑制を最優先とした3Rの取組を実践することが重要です。そして、使えるものは何度でも使うリユースと、分別を徹底し、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに努めることが重要です。

【令和元年度の実績と今後の取組】

浅川清流環境組合において、日野市内にある新可燃ごみ処理施設建設工事が完了しました。本市は、市民の方々のご協力により、人口10万人以上50万人未満の市町村において、1人1日当たりのごみ排出量が最も少ないということや、リサイクル率も第2位という高い数値を示していますが(環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成30年度)について」より)、施設周辺住民をはじめとした関係者の負担を軽減するため、今後も引き続き3Rを推進し、更なるごみの減量に取り組めます。

7-1 ごみを出さない

- ・簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励します。
- ・分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させます。
- ・ごみを出さないライフスタイルを普及啓発していきます。
- ・ごみを出さないこと(発生抑制)を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるように、啓発活動を強化します。
- ・ごみをテーマとした環境学習の場を提供していきます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績(具体的な数値・実施内容等)	評価
7-1-1 ごみになるものはもらわない・買わない	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励する。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、ごみになるものはもらわない・買わない取組やリサイクル推進協力店認定制度の周知を図る。	ごみ対策課	継続	令和元年度末現在16店舗認定。ごみリサイクルカレンダー、市報ごみ減量・リサイクル特集号及び市ホームページで、リサイクル推進協力店の情報を掲載。	A
	分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させる。	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課	継続	事業所へのごみ減量と資源化について指導を継続する。(令和元年度は新可燃ごみ処理施設の本格稼働に向けて事業所調査を実施した。実績72事業所)	A
	マイバック持参を奨励する。	消費生活展等において、引き続き、啓発用グッズを配布し、マイバック持参を奨励する。	経済課	継続	消費生活展の来場者に啓発用グッズを配布した。(毎年3月実施の消費者ルームまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)	B

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発をする。	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、ごみを出さないライフスタイルを推進する。	ごみ対策課	継続	市内外イベント等でDVDや冊子等を活用し、ごみ減量啓発活動を随時実施。	A
	ごみを出さないこと（発生抑制）を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるよう、啓発活動を強化する。	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）を推進する。	ごみ対策課	継続	市報ごみ減量・リサイクル特集号及び市ホームページで情報を提供。	A
	ごみをテーマとした環境学習の場を提供する。	小・中学校や町会・自治会・子供会等へ市職員を講師として派遣する出張講座を実施する。	ごみ対策課	継続	出張講座（12回）等で啓発活動を実施。	A

7-2 資源循環の推進

- ・リユース（再使用）に取り組むための情報を提供していきます。
- ・ごみの分別の徹底を図ります。
- ・販売事業者に対してトレイ等の自主回収・処理を継続的に働きかけていきます。
- ・品目別のリサイクルのルート構築に取り組みます。
- ・市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討します。
- ・グリーン購入を周知し、普及啓発を進めます。
- ・市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組みます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-2-1 リユースを促進する	リユース（再使用）に取り組むための情報を提供する。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、リユース施策等の情報を提供する。 また、家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうため、不用品交換コーナーの活用を市報等で周知する。	ごみ対策課 経済課	継続	市報ごみ減量・リサイクル特集号及び市ホームページで情報を掲載。 （ごみ対策課） リサイクルバザー出展者81人・利用者416人 おもちゃの病院利用者43人 食器リユース利用者85人 （令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） 不用品交換コーナー＜常設＞登録件数 70件 （経済課）	B
	市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討する。	消費者団体の取組みを支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。	経済課	継続	食器リユース回収量359.7kg	A
	環境学習関連資料を提供する。	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	環境教育にかかわる資料を学校に提供した。	A
7-2-2 分別排出・回収の取組を強化する	ごみの分別の徹底を図る。	清掃指導員による分別指導を強化する。	ごみ対策課	継続	市民からの要望等があった際に随時清掃指導員を派遣し、分別指導を実施した。	A
	販売事業者に対してトレイ等の自主回収を継続的に働きかける。	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけを行う。	ごみ対策課	継続	自主回収・自己処理を行っている3店舗を新たにリサイクル推進協力店に認定した。	A
	品目別のリサイクルのルート構築に取り組む。	効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保する。	ごみ対策課	継続	適切で効果的な資源化ルートを確保し資源化を行った。また関係機関との情報交換に努め、新たな資源化ルートについても随時調査、研究を実施している。	A
7-2-3 グリーン購入を推進する	グリーン購入を周知し、普及啓発を進める。	ホームページ等を活用し、市民・事業者等にグリーン購入についての普及啓発を図る。	環境政策課	継続	平成30年度グリーン購入実績とともにグリーン購入ガイドライン・基本方針をホームページに掲載し、普及啓発を図った。	A
	市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組む。	庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取組として報告する。	環境政策課	継続	平成30年度グリーン購入実績をホームページに新たに掲載した。	A

7-3 適正な処理

- ・ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努めます。
- ・一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減します。
- ・燃やすごみの共同処理を目指し、新可燃ごみ処理施設の整備を行います。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す	ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努める。	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課	継続	直営については導入実績無したが、委託は買い替えの際に導入している。	A
	一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減する。	収集された不燃系ごみの徹底した選別を行い、資源化処理を図る。	ごみ対策課（中間処理場）	継続	令和元年度埋立処理量 0 t 令和元年度中間処理場施設資源化量 3,583 t	A
7-3-2 新たな処理施設のあり方を検討する	可燃ごみの共同処理に向けて、新可燃ごみ処理施設の整備を行う。	浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、小金井市）で実施する新可燃ごみ処理施設整備・運営事業が円滑に進むよう、構成市として与えられた責任を果たす。	ごみ対策課	完了	浅川清流環境組合において令和2年度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して進めてきた建設工事が完了した。本市は組合構成団体として与えられた責任を果たした。	A
	不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討する。	清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設整備予定地周辺住民の意見も伺い、施設整備事業に取り組む。	ごみ対策課	継続	清掃関連施設整備基本計画に基づき、二枚橋焼却場跡地に設置する不燃・粗大ごみ積替保管施設の設計施工業者を令和2年3月に決定した。	A

7-4 有機性資源の有効利用

- ・生ごみ減量化処理機器の普及を図ります。
- ・堆肥化施策による生ごみの資源化を推進します。
- ・枝木・雑草類・落ち葉等の有効利用を推進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-4-1 生ごみの堆肥化利用を促進する	生ごみ減量化処理機器の普及を図る。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を広く周知する。	ごみ対策課	継続	令和元年度実績 214件（電動式207件、手動式2件、コンポスト5件）	B
	堆肥化施策による生ごみの資源化を推進する。	生ごみ堆肥化施策を推進し、有機性資源の有効利用を推進する。	ごみ対策課	継続	市立小中学校等に設置している生ごみ処理機、戸別回収及び拠点回収により生ごみ乾燥物を回収した（回収量46,763kg）。	A
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課	継続	チップマシーンにより各学校でチップ化している。また、チップ化できない太枝については、請負業者がリサイクルしている。（学務課） 落葉等を腐葉土として、畑作りや花壇に使用した。（保育課）	A
	公園・街路樹等の剪定を行い、枝葉を利用する。	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。また、街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	環境政策課 道路管理課	継続	チップ化したものを、市の公園緑地の敷き均し材として使用。（環境政策課） 再利用ができる施設に搬入するように指示した。 搬入量127.1 t（道路管理課）	A
	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。 ※東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が原子炉から大気中に放出されたため、落葉堆肥の生産・流通については国から自粛するよう通知がなされている。状況により事業を再開する。	環境政策課 農業委員会	継続	国からの落葉堆肥の生産・流通についての自粛要請に従い、事業は実施しなかった。緑のリサイクルについては情報共有を図った。（環境政策課・農業委員会）	B

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	枝木・雑草類・落ち葉の有効利用を図る。	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して周知に努め、可燃ごみの減量に繋がる枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図る。	ごみ対策課	継続	令和元年度回収量実績 1,549,695 kg	A

8. 地域から地球環境を保全する

地球温暖化対策は、世界各国が連携して推進するグローバルな環境保全活動も重要ですが、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から省エネルギー、再生可能エネルギーを考慮した生活・事業の取組を進め、地域が一体となって行動することが極めて重要です。

小金井市では、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」の見直しを行い、計画をさらに推進していきます。また、再生可能エネルギー等の導入促進などによって、地球規模の環境の悪化につながる行動を見直し、地球市民として積極的に環境保全活動に参画する環境にやさしい仕組みづくりを進め、地域から地球環境への負荷の軽減を図ります。

【令和元年度の実績と今後の取組】

環境行動チェックリストに基づいた職員の環境行動のチェック、公共施設の照明LED化、再生可能エネルギー等の導入促進等、地球温暖化対策の一環となる取組を継続して行いました。

庁内の電気使用量は削減できましたが、水使用量については微増となりました。今後も小金井市環境マネジメントシステムを通じて、更なる節約を呼びかけていきます。

8-1 地球温暖化の防止

- ・地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進します。
- ・電気・ガス・水を節約します。
- ・自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指します。
- ・エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進します。
- ・公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます。
- ・住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援します。
- ・自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進めます。
- ・公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進します。
- ・建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進します。
- ・既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- ・指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していきます。

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-1-1 地球温暖化対策を推進する	地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進する。	地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進し、庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課	継続	市公共施設からの温室効果ガス排出量 5,906,192kg（基準年比26.1%増加）	B
8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する	電気・ガス・水を節約する。	庁内の電気・ガス・水道を節約する。	全課	継続	前年度増減率の数値 電気使用量 前年度比 0.23%減 ガス使用量 前年度比 0.00% 上下水道量 前年度比 2.08%増	B
	自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指す。	庁舎間あるいは公共施設間の移動には、徒歩や自転車利用のほか公共交通機関の利用に努め、市民・事業者に対しても公共交通機関の利用を促進する。また、エコドライブ講習会を実施する。	環境政策課 交通対策課	継続	5月と11月にエコドライブ講習会を全8回実施した。（参加者23名） 環境政策課自動車も電気自動車に入れ替えた。 （環境政策課） 2年目となった小金井市コミュニティバス再編事業においては、前年度に整理した現状の課題等を踏まえ、本事業における基本方針を策定した。 また、地域懇談会の実施により市民等の意見を踏まえながら、運行基準（案）を一部決定するとともに、運行ルート（案）の検討に着手した。 （交通対策課）	B
	エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進する。	環境行動指針のチェックシートを活用する。	環境政策課	継続	環境イベント等の開催時に環境行動指針を配布し、市民にライフスタイルの変換を促した。	A
8-1-3 エネルギーを創出する（再生可能エネルギー）	公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努める。	公共施設の建設・改修工事では、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課	継続	公共施設の建設・改修工事等がなかった。	C
	住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援する。	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。 また、小金井市増改築資金あっせん制度により、自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う市民に、その資金の一部の融資をあっせんし、利息の助成を行う。	環境政策課 まちづくり推進課	継続	燃料電池 74件 3,700,000円 太陽光発電設備 36件 3,279,000円 蓄電池システム 32件 1,600,000円 （環境政策課） 令和元年度 新規： 0件 継続：0件 （まちづくり推進課）	B
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進める。	公道にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図る。	交通対策課	継続	撤去台数：1,566台（前年度2,376台）	A
	公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進する。	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・風力発電の設置を検討する。	関係各課	継続	小金井市立小金井第一小学校給食機器設置に伴う設備等改修工事(LED照明30台設置,高効率空調用機器設置E-IP4台),小金井市立前原小学校トイレ改修工事(LED照明13台設置),小金井市立小学校給食室トイレ改修工事(LED照明10台設置),小金井市立東中学校トイレ改修工事(LED照明25台設置),小金井市立東中学校受水設備改修工事(LED照明4台設置),小金井市婦人会館耐震補強工事(LED照明48台),小金井市立はげの森美術館茶室「花優庵」修復工事(LED照明6台設置),小金井市総合体育館大規模改修工事(第1期)(LED照明149台設置,高効率空調用機器設置E-IP6台),小金井市立図書館本館外壁等改修工事(LED照明3台設置),(仮称)小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事(LED照明77台設置,高効率空調用機器設置E-IP5台) (建築営繕課)	A
	建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進する。	断熱性能向上やエクセルギーの有効活用など、住宅等における省エネ対策を促進する。また、雨水を生かしたまちづくりをめざし、雨水浸透ます・雨水貯留施設の設置を推進する。	環境政策課 下水道課	継続	補助金により雨水貯留施設の設置を推進した。2件、41,830円 （環境政策課） 雨水浸透ますについて、昭和63年8月以前の既存建築物に設置する場合、助成金を交付する。 （下水道課）	B

第3章 基本計画の取組の進捗状況

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図る。	温室効果ガス吸収源として、崖緑・農地・屋敷林・寺社林等の緑を保全する。	環境政策課	継続	環境緑地制度等を用いて崖線上のみどり(40.620.16m)や農地、屋敷林を継続して保全を図った。	A
	指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していく。	指定開発事業には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め、環境に配慮した開発事業を指導する。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	指定開発事業の同意協議において、環境配慮計画書の提出を求めた。提出件数：11件	A

8-2 オゾン層の保護

- ・オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進します。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-2-1 フロン類を適正回収する	オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進する。	フロン回収業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるよう情報提供を行う。	環境政策課	継続	市民・事業者にはフロン類の適正な回収についてチラシ等で情報提供を行った。	A

8-3 その他の地球環境保全

- ・市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行います。
- ・多摩産木材の利用を推進します。
- ・小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努めます。

環境基本計画体系	取組項目	具体的内容	課名	R元年度実施計画	R元年度実績（具体的な数値・実施内容等）	評価
8-3-1 地球環境に負荷を与える行動を見直す	市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行う。	環境行動指針を提供し、地球環境破壊につながる行動の見直しを啓発する。	環境政策課	継続	環境フォーラム等のイベント時に希望する市民へ配布した。また、ホームページからのダウンロードによる提供も行っている。	A
8-3-2 森林資源を保護する	多摩産木材の利用を推進する。	公共施設の増改築において、積極的に多摩産木材を採用する。	関係各課	継続	未実施	C
8-3-3 環境問題を通じた国際交流に積極的に参加する	小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努める。	国際交流を進めている地元大学と連携して、小金井市の環境や保全活動の情報を発信する。	環境政策課	継続	国際交流を進めている大学と連携して環境啓発事業を行った。	A

第4章 小金井市の環境の状況

市内で目立った公害は発生していませんが、市では大気環境調査や道路交通騒音・振動調査等を行い、公害の未然防止や市民の生活環境の維持、改善に努めています。

また、小金井市の地名は、黄金に値する豊富な水が出ることを示す「黄金の井戸」に由来したと言われており、現在も市民が小金井らしさの筆頭として「水」をあげるほど、地下水・湧水に縁の深いまちです。市では湧水を集めて流れる野川の水質調査をはじめ、井戸水、湧水調査を行い、地下水及び湧水の保全にも努めています。

なお、令和元年度の本市の環境の状況は、次のとおりです。

1. 公害苦情の発生状況

近年、工場や指定作業場などの事業所から発生する公害より、一般の生活型公害（生活騒音等）が増えており、これは、法律や条例による規制がなじみにくいものです。日常生活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオ等から発生する音、人の声、ペットの鳴き声等、人が日々生活することにより発生するもので、本市に寄せられる苦情（下表）もほとんどが、一般の生活型公害によるものです。なお、近年増えてきている苦情としては、空家、あき地からの樹木の越境や雑草繁茂などがあります。生活型公害は、相互の信頼関係がある場合とそうでない場合で、受け取り方が大きく異なります。そのため、1人ひとりが普段から、社会性を大切にしよう心がけていくことが必要になります。

また、本市では、建設現場からの騒音、振動などの苦情も多く寄せられています。建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は、法律や条例で規制対象となっており、令和元年度の特定建設作業実施届出件数は、騒音規制法に基づく届出件数が51件、振動規制法に基づく届出件数が40件でした。なお、届出により規制値の特例と時間帯の設定がされます。（騒音規制法：基準値85デシベル、振動規制法：基準値75デシベル）

公害の発生源と用途地域別件数

（単位：件）

用途地域 発生源	第1種・第2 種低層 住居専用	第1種・第2 種中高層 住居専用	第1種 住居地域	近隣 商業	商業	準工	不明	合計
工場	0	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	0	0	0	0	0	0	0	0
建設作業	5	3	0	0	1	0	0	9
一般	46	3	0	0	1	0	0	50
不明	4	0	1	0	0	0	1	6
合計	55	6	1	0	2	0	1	65

第4章 小金井市の環境の状況

公害の種類別と用途地域別件数

(単位：件)

用途地域 種類別	第1種・第2 種低層 住居専用	第1種・第2 種中高層 住居専用	第1種 住居地域	近隣 商業	商業	準工	不明	合計
騒音	8	4	0	0	1	0	1	14
振動	2	1	0	0	0	0	0	3
悪臭	6	1	1	0	1	0	0	9
粉じん	0	0	0	0	0	0	0	0
ばい煙	7	0	0	0	0	0	0	7
その他	39	1	0	0	0	0	0	40
合計	62	7	1	0	2	0	1	73

公害の種類別件数

(単位：件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
騒音	24	26	21	31	36	11	20	28	8	14
振動	9	7	5	7	8	4	4	11	4	3
悪臭	25	11	8	19	17	19	24	14	10	9
粉じん	4	3	6	0	12	2	3	5	1	0
ばい煙	4	0	32	15	11	9	17	11	5	7
その他	33	44	39	37	42	82	72	54	48	40
合計	99	91	111	109	126	127	140	123	76	73

騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

(単位：デシベル)

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120										
蛍光灯	木の葉の触れ合う音	ささやき声	郊外の深夜	深夜の街、小鳥のさえずり、静かな住宅地	静かな事務所	エアコン室外機	チャイム	普通の会話	騒々しい街頭	掃除機	ピアノの音	地下鉄の車内	犬の鳴き声	大声	電車が通るガード	下の	のそば	ヘリコプターの	のそば	飛行機のエンジン

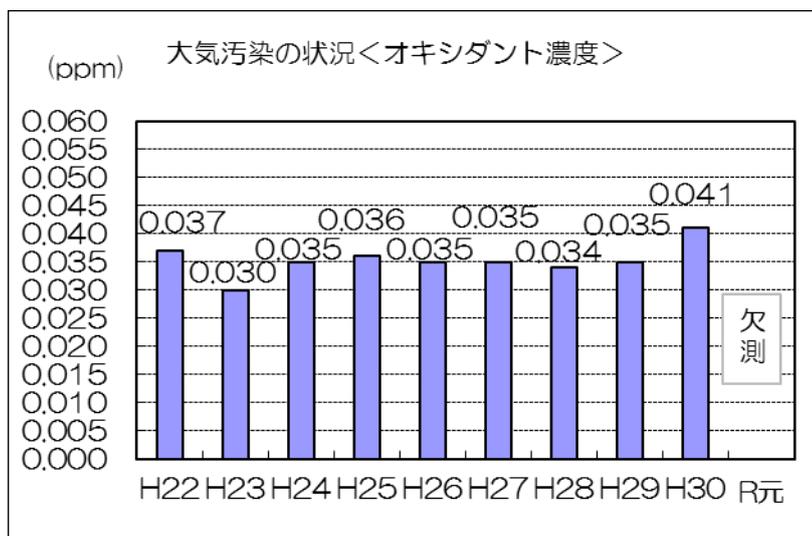
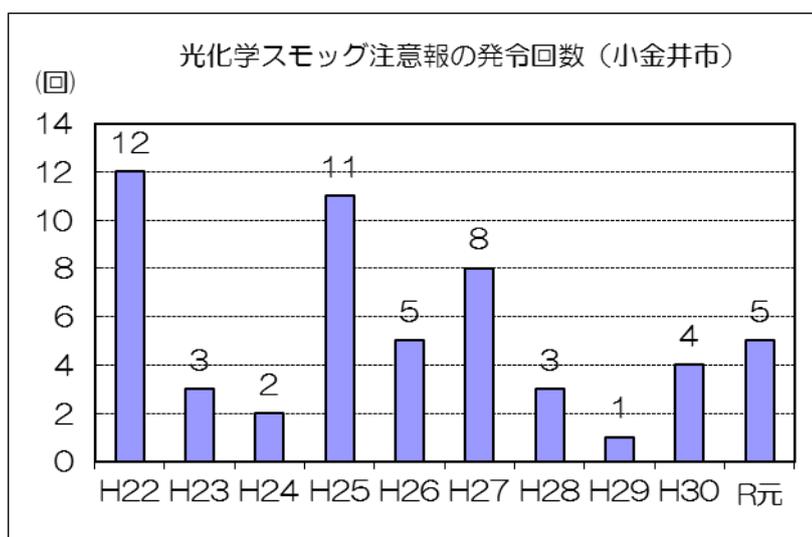
2. 大気汚染の状況

東京都は、都内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、住宅地域等に設置している一般環境大気測定局で大気汚染状況の常時監視を行っています。図表値は東京都の観測データとなっており、観測場所は小金井市本町です。令和元年度は、この測定局の撤去に伴い、欠測となっています。測定再開は令和4年度を予定しています。

(1) 小金井の光化学スモッグ発生状況

光化学オキシダントは、光化学スモッグの指標とされており、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、光化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、濃度の1時間値が0.06ppm以下と定められており、基準を超過すると、注意報（0.12ppm以上）、警報（0.24ppm以上）、重大緊急報（0.40ppm以上）が発令されます。



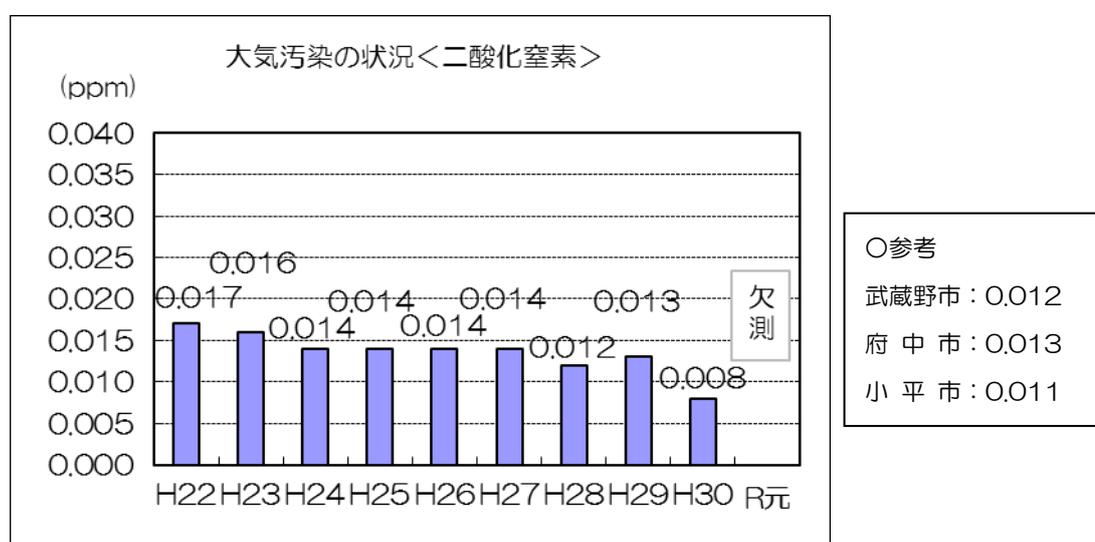
○参考
 武蔵野市：0.035
 府中市：0.034
 小平市：0.036

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、窒素の酸化物で代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーや自動車などで、燃焼の過程で一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることと定められています。

この10年間ほぼ横ばいですが、平成22年以降、徐々に減少傾向が見られます。都市部での窒素酸化物の発生は自動車からのものが多く、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が二酸化窒素の減少に繋がっていると考えられます。



(3) 浮遊粒子状物質

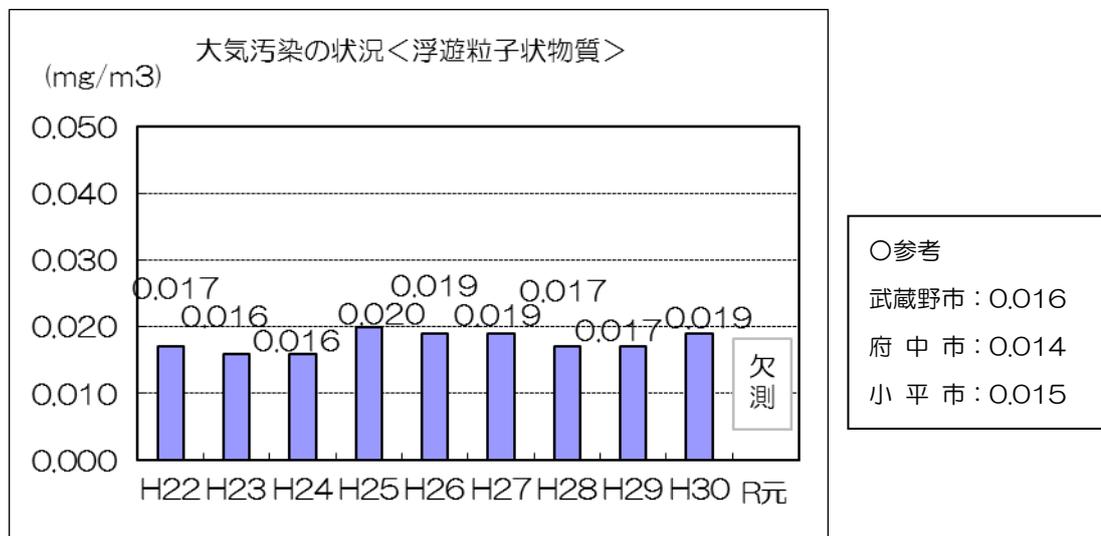
浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が10μm（マイクロメートル）以下のものを指します。Suspended Particulate Matterの頭文字からSPMと略されます。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出されます。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壌の飛散、火山、森林火災などによって発生します。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となる等、人の健康に影響を及ぼし、10μmを超える粒子は上気道領域で捕捉されますが、10μm以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、2.5μm以下のものは肺胞領域にまで侵入しやすいとされています。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されています。

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、且つ、1時間値が0.20mg/m³以下であることと定められています。

平成15年10月から施行されたディーゼル車規制の効果もあり、この10年間ほぼ横ばいで推移しており、環境基準を大きく下回っています。

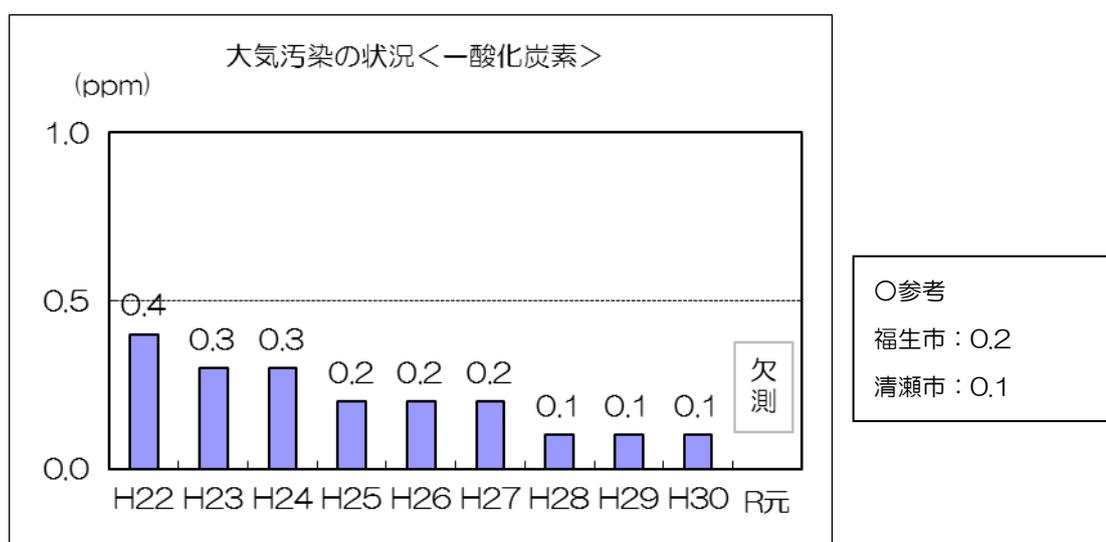


(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こします。

環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、且つ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることと定められています。

平成23年以降は、徐々に減少傾向が見られます。一酸化炭素の人工的な発生源の主たるものは自動車であり、二酸化窒素と同様に、排出ガス規制の効果及び電気自動車や水素自動車などの技術革新が一酸化炭素の減少に繋がっていると考えられます。



3. 小金井市の大気質調査

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準が大気中で $0.6 \text{ pg}^*1\text{-TEQ}^*2/\text{m}^3$ 以下と定められ、平成12年1月15日から適用されました（平成11年環境庁告示第68号）。

市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施し、ポリ塩化ジベンゾ-*P*-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度の測定を行い、市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

令和元年度の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF^{*3}（2006）の毒性等量でみると、最大値は冬季の東センターで $0.020 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、最小値は夏季の保健センターで $0.013 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、年間の平均値は $0.018 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、環境基準を十分満足する値でした。

また、令和元年度の調査結果を平成30年度に東京都環境局が行った都内17箇所の年平均値（ $0.019 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）と比較すると、ほぼ同じ値でした。

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15 m^3 、体重を 50 kg と仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本調査結果 $0.018 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ を用いて計算すると、 $0.0054 \text{ pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ となります。

これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）である $4 \text{ pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ と比較すると、 0.14% の寄与率でした。

*1：pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

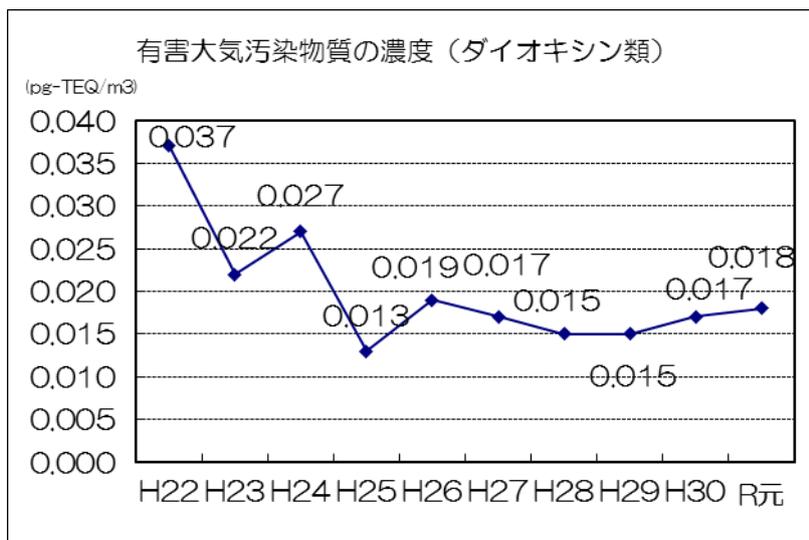
*2：TEQ（ティーイーキュー）＝毒性等量（Toxic Equivalents）の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-*P*-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

*3：TEF（ティーイーエフ）＝ダイオキシン類の毒性等価係数

ダイオキシン類測定結果

（単位：毒性等量（ $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ））

調査地点	令和元年8月26日～27日	令和2年2月12日～13日
① 小金井市東センター	0.019	0.020
② 小金井市保健センター	0.013	0.018
平均値	0.016	0.019
令和元年度平均値	0.018	



(2) 二酸化窒素

市では、毎年1回、大気質調査で、自動車排気ガスが主な原因である二酸化窒素濃度を住宅地や交差点で測定しています。

簡易測定法による二酸化窒素濃度の測定を住宅地点31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で行いました。

令和元年度の測定結果は、全ての調査地点において、環境基準値(※)を下回っていました。

住宅地域については、最大値が0.013ppm、最小値が0.007ppmでした。また、住宅地域31地点の平均値は0.011ppmでした。

交差点・沿道地域については、最大値が0.022ppm、最小値が0.010ppmでした。また、交差点・沿道地域19地点の平均値は0.015ppmでした。今年度と昨年度を比較すると、住宅地域、交差点・沿道地域とも、平均値、最大値、最小値すべてが低くなりました。

※1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること

二酸化窒素測定結果

(単位：ppm)

調査地域	最大値	最小値	平均値
住宅地域	0.013	0.007	0.011
交差点・沿道地域	0.022	0.010	0.015

(3) 浮遊粒子状物質

市では、毎年1回、大気質調査で、大気中の浮遊粒子状物質の調査を行っています。

令和元年度の測定結果は、調査期間の3日間とも環境基準値(※)を下回っていました。

調査期間中の浮遊粒子状物質の濃度は、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番は概ね同様の変動を示しました。

※1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、且つ、1時間値が0.20mg/m³以下であること

浮遊粒子状物質測定結果

(単位：mg/m³)

調査地点名	R2.2.25	R2.2.26	R2.2.27	3日間 平均値	1時間値 の最大値
武蔵小金井駅前交番	0.036	0.014	0.009	0.020	0.055
新小金井交番	0.030	0.012	0.006	0.016	0.038

4. 小金井市内の道路交通騒音・振動調査

市では、毎年1回、市内5か所の道路(五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路)で道路交通騒音・振動調査を行っています。

令和元年度の調査結果は、騒音については、夜間に環境基準を超過した地点が2か所ありましたが、要請限度(道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。)を超過した地点はありませんでした。また、振動についても要請限度を超過した地点はありませんでした。

道路交通騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

	騒音						振動			
	環境基準		要請限度		測定結果		要請限度		測定結果	
	昼間	夜間								
五日市街道	70	65	75	70	66	63	65	60	42	39
小金井街道					69	65			48	44
連雀通り					70	67			47	43
新小金井街道					69	66			42	39
東八道路					67	61			44	39

5. 衛生害虫等の発生相談状況

ネズミの相談について、依然として多くの相談が寄せられています。また、表中にある「その他」の相談については、殆どがハクビシンの相談です。

ハチ類の相談件数については、アシナガバチが29件、スズメバチが33件、その他(不

明)が20件となっています。

近年、住宅地にハチの巣が多く発見されます。これは、アシナガバチ、スズメバチ類の棲息地である都市周辺の丘陵地や低山地が住宅化されたため、人との接触の機会が増えてきていることによると思われます。ハチは、各種の昆虫や蚊、クモを餌としています。アシナガバチは、街路樹や庭木等につくアオムシや毛虫も食べているので、人間にとって、必ずしも害をおよぼすとは限りません。

しかし、自宅にハチの巣が出来てしまって、生活行動に影響が出る場合は、駆除しなければなりません。(影響がなく駆除しなくてすむ場所であれば、12月くらいまで待てばその巣は空になります。越冬は基本的にしません。)

そこで、本市では、ハチの巣の駆除をするための防護服と殺虫剤の貸し出しを無償で行っている他、自分で駆除が困難な方には、駆除専門業者の窓口として、公益社団法人東京都ペストコントロール協会を紹介しています。

衛生害虫等の発生相談状況

(単位：件)

No.	種類	件数	No.	種類	件数
1	カ・ハエ	0	8	羽アリ類	0
2	ゴキブリ類	0	9	ユスリカ	0
3	ダニ類	0	10	シロアリ	1
4	毛虫類	1	11	ネズミ	11
5	ノミ類	0	12	ヤスデ	0
6	アメリカシロヒトリ	0	13	甲虫類	0
7	ハチ類	82	14	その他	70
				計	165

6. 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫対策とは、本市においては「地域猫活動」のことをさします。

「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫を排除しても問題の解決にならないことを理解し、地域の環境問題として捉えた上で、地域の特性、住民の意思をふまえ、活動についてのルールをつくり、地域猫活動を行うボランティア団体や地域住民、行政が、適切な役割を分担して、猫問題（糞尿被害、鳴声、ごみを漁る等）の解決に向けて、連携・協働していく活動のことです。

具体的には、地域住民の理解と協力の下、不妊・去勢手術を行い、地域で適正に世話し、見守ること（ルールを守ったエサやりやトイレの設置等）により、飼い主のいない猫にまつわるトラブルを減らし、地域環境を改善させ、「人と猫との調和のとれた共生社会」の実現を目指しています。

本市では、登録団体に対して、不妊・去勢手術費補助金を交付しています。令和元年度

の不妊・去勢手術数はオス40頭、メス53頭の合計93頭でした。

また、「地域猫活動」の普及啓発や市民の方からの相談等を目的に、令和元年度は、外部講師を迎え、合計2回のセミナー等を実施しました。

(単位：頭)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	オス	メス	オス	メス	オス	メス
手術頭数	45	35	37	39	40	53
合計	80		76		93	

7. 野川の水質

市では、野川の水質調査を小金井市域最下流部の柳橋下にて、毎年6月と11月の年2回調査を行っています。

令和元年度の調査結果は、生活環境項目、健康項目ともに、前年度に引き続き、環境基準（D類型）を全て満たしていました。

生活環境項目の調査結果

調査項目	単位	環境基準値	R元.6.6	R元.11.7
pH(水素イオン濃度)	—	6.0以上8.5以下	7.9	7.5
DO(溶存酸素)	mg/l	2 mg/l 以上	8.6	9.1
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/l	8mg/l 以下	0.5	0.5
COD(化学的酸素要求量)	mg/l	—	2.8	2.1
SS(浮遊物質)	mg/l	100 mg/l 以下	6	8
大腸菌群数	MPN/100ml	—	7,000	14,000
T-N(全窒素)	mg/l	—	4.04	6.84
T-P(全リン)	mg/l	—	0.014	0.035

健康項目の調査結果

調査項目	単位	環境基準値	R元.6.6	R元.11.7
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 mg/l 以下	3.40	6.20

<魚の住める水質>

野川の水質の項目でBOD（生物化学的酸素要求量）を調査しています。一般に、魚の

住むことができる河川のBODは、5ppm以下とされています。

もし仮に、私たちが普段食べている物を、河川等に流してしまったら、それをどれだけの水で希釈しないとイケないのか、食べ物で表してみました。

汚れ具合		魚が住める水質にするために 必要な水の量は(お風呂 1杯 300ℓ)
もし、これを捨てたら	その汚れはBOD(mg/ℓ)	
使用済天ぷら油(200ml)	1,500,000	200杯分必要になります
牛乳(200ml)	78,000	10.4杯分必要になります
味噌汁(200ml)	35,000	4.7杯分必要になります
ラーメンのしる(200ml)	25,000	3.3杯分必要になります

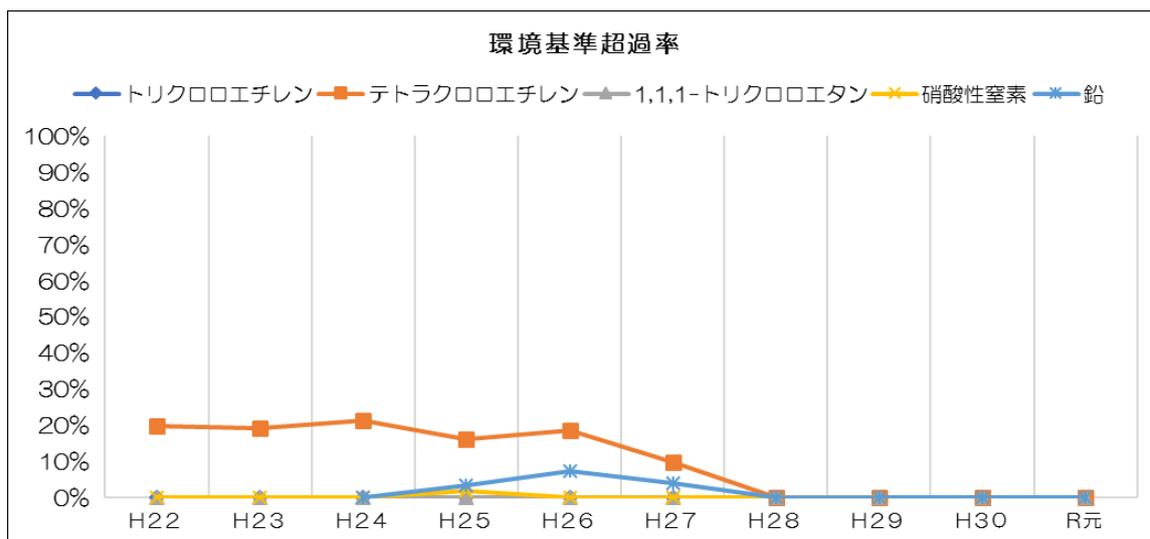
8. 井戸水調査

市では、毎年4回、井戸13地点の水質調査を行っています。

5項目の環境基準超過率の推移は下図のとおりです。平成28年度以降、環境基準の超過はありません。

また、東京都では、地下水の概況を把握するため、島しょを除く都内を260ブロックに区画し、1ブロックで1地点、4か年で全ブロックを一巡するよう調査を実施しています。

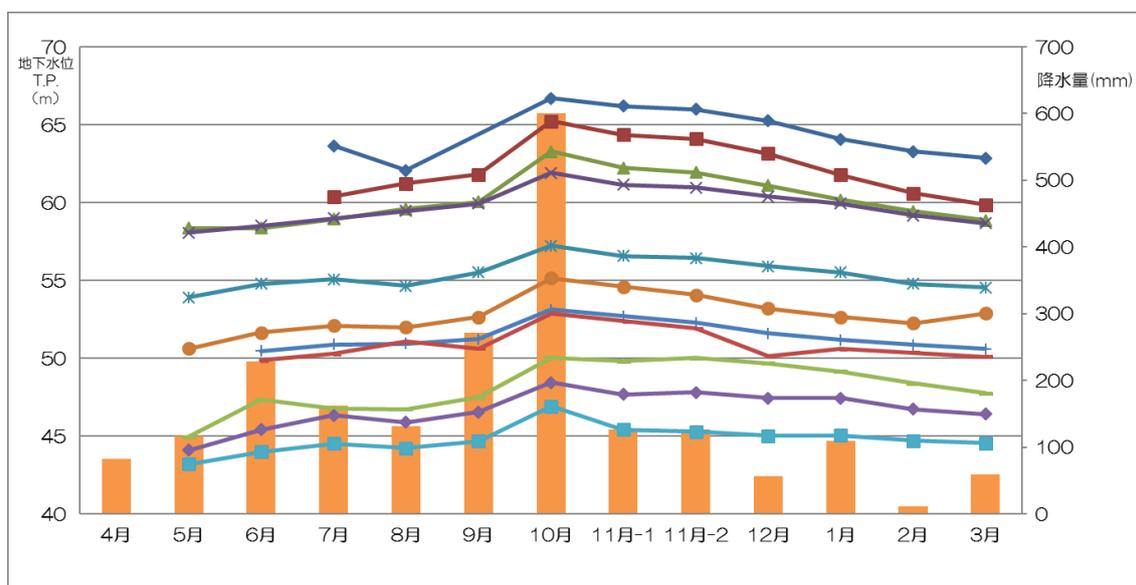
令和元年度は65地点で32項目の調査を実施しています。市で調査を行っている5項目のうち、鉛の環境基準の超過が2地点で確認されました。その他の4項目については、環境基準の超過ありませんでした。



9. 地下水位測定

市では、毎月1回、地下水位の測定を行っています。(令和元年度は4月の測定ができなかったため、11月に2回測定を行いました。)

地下水位は、降水量に追従して上下する傾向がみられました。今後も継続して測定を行い、地下水位が現状から低下しないかを把握します。



10. 湧水調査

市では、毎年2回、水質、水生生物の調査を行っています。

(1) 水質調査

① 貫井神社

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R元.6.21	R元.12.19
気温	℃	—	—	22.6	10.0
水温	℃	—	—	18.0	16.5
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.003	0.008
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.2	6.1
電気伝導率	mS/m	—	—	15.1	16.1
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10以下	5.27	6.02
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1以下	ND	ND

② 滄浪泉園

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R元.6.21	R元.12.19
気温	℃	—	—	23.0	10.5
水温	℃	—	—	17.5	17.2
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	ND	0.006
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.3	6.3
電気伝導率	mS/m	—	—	18.9	15.7
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10 以下	5.74	5.72
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1 以下	ND	ND

③ 美術の森緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R元.6.21	R元.12.19
気温	℃	—	—	24.4	9.5
水温	℃	—	—	18.0	17.0
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.002	0.003
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.3	6.3
電気伝導率	mS/m	—	—	17.1	14.4
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10 以下	7.70	6.65
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1 以下	ND	ND

④ 中町四丁目公共緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	R元.6.21	R元.12.19
気温	℃	—	—	24.8	10.0
水温	℃	—	—	18.2	17.0
臭気	—	—	—	無臭	無臭
流量	m ³ /sec	0.001	—	0.002	0.007
水素イオン濃度 (pH)	—	0.1	—	6.3	6.1
電気伝導率	mS/m	—	—	20.2	17.4
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.01	10 以下	7.34	7.72

トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0002	0.01 以下	ND	ND
1.1.1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0002	1 以下	ND	ND

(2) 調査結果の概要及び考察

①水質調査

6月、12月の調査共に、どの地点でも水質は外観上で濁りなどは見られず透視度も50度以上でした。

水温については、貫井神社で18.0℃(6月)、16.5℃(12月)、滄浪泉園で17.5℃(6月)、17.2℃(12月)、美術の森緑地で18.0℃(6月)、17.0℃(12月)、中町四丁目公共緑地で18.2℃(6月)、17.0℃(12月)で、年間変動は小さく、各調査地点ともほぼ同じ水温と言えます。

臭気はいずれの調査地点でも無臭であり、異常は見られませんでした。

流量については、貫井神社で180ℓ/min(6月)、480ℓ/min(12月)、滄浪泉園で60ℓ/min未満(6月)、360ℓ/min(12月)、美術の森緑地で120ℓ/min(6月)、180ℓ/min(12月)、中町四丁目公共緑地で120ℓ/min(6月)、420ℓ/min(12月)でした。

pHについては、いずれの地点でも6.1~6.3でやや酸性でした。

電気伝導率については、貫井神社で15.1mS/m(6月)、16.1mS/m(12月)、滄浪泉園で18.9mS/m(6月)、15.7mS/m(12月)、美術の森緑地で17.1mS/m(6月)、14.4mS/m(12月)、中町四丁目公共緑地で20.2mS/m(6月)、17.4mS/m(12月)でした。

硝酸性窒素については、貫井神社で5.27mg/ℓ(6月)、6.02mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で5.74mg/ℓ(6月)、5.72mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で7.70mg/ℓ(6月)、6.65mg/ℓ(12月)、中町四丁目公共緑地で7.34mg/ℓ(6月)、7.72mg/ℓ(12月)であり、全調査地点で環境基準を満たしていますが、やや高め傾向でした。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタンについては、6月、12月共に全地点で不検出(0.0002mg/ℓ未満)でした。

②底生生物調査

2回の調査により、貫井神社で19種類、滄浪泉園で23種類、美術の森緑地で24種類、中町四丁目公共緑地で20種類と合計40種類の底生生物が確認されました。

個体数および湿重量について、2回の調査の平均値を比較すると、美術の森緑地の個体数が156個体/0.25㎡と最も多く、中町四丁目公共緑地133個体/0.25㎡、滄浪泉園100個体/0.25㎡、貫井神社31個体/0.25㎡の順でした。

湿重量では美術の森緑地が3.771g/0.25㎡と最も多く、中町四丁目公共緑地が1.705g/0.25㎡、滄浪泉園が1.910g/0.25㎡、貫井神社が1.220g/0.25㎡でした。

湧水環境では水質にかかわらず、きれいな水の指標種から汚い水の指標種まで出現することが多く、一般河川の水質判定の手法をそのまま流用することはできません。本調査においても、各地点でミズムシやユスリカ、ミミズ類といった汚い水の指標種が確認されています。その一方で、サワガニ、シロハラコカゲロウといったきれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられます。

③付着藻類調査

2回の調査により、貫井神社で10種類、滄浪泉園で19種類、美術の森緑地で6種類、中町四丁目公共緑地で6種類合計26種類が確認されました。種類数では滄浪泉園が19種類と最も多く、美術の森緑地と中町四丁目公共緑地が6種類と少ない結果となりました。

各地点の細胞数を2回の調査の平均値で比較すると、100cm²あたりの細胞数では滄浪泉園が最も多く790万/100cm²であり、貫井神社では25万/100cm²、中町四丁目公共緑地では11万/100cm²、美術の森緑地では0.5万/100cm²でした。

今回の調査では環境省レッドデータブックの準絶滅危惧種に該当するタンスイベニマダラが6月の滄浪泉園において確認されました。

なお、外来種に該当する種は確認されませんでした。

11. 放射能測定

市では、平成23年7月から空間放射線量の定点測定等を実施しています。

(1) 空間放射線量の測定結果

シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)を使い、市内各所で大気中の空間放射線量の測定を実施しました。測定場所は、認可保育園(30園)、私立幼稚園(6園)、市立小学校(9校)、市立中学校(5校)、学童保育所・児童館(10か所)の合計60か所で8月に測定しました。測定値は、0.03~0.08μSv/hの範囲で安定していました。

(2) 給食食材の放射能測定結果

NaI(Tl)シンチレーション検出器を使用し、放射能の影響を受けやすい子どもたちの食の安全確保及び保護者等の不安を払拭することを目的として、給食等に提供される食材の放射能測定を実施しました。令和元年度は市立小・中学校の給食食材を288件、市内保育園の給食食材を340件測定しました。測定の結果、国の定める基準値の超過もありませんでしたが、本市の給食食材としての使用可否を判断する、本市における測定基準値(セシウム合計10Bq/kg)の超過もありませんでした。

第5章 市役所としての取組

市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月に策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するために市民、事業者、市それぞれのとるべき環境行動を示したものです。

市も、市民や事業者との連携を図りながら、地域の特性に応じた多様な施策を総合的に展開し、環境に配慮したまちづくりを進めていくとともに、一事業者として、自らの業務において、環境配慮の取組を行う必要があります。環境配慮の取組を具体的に示し、行動をしていきます。

市では、各課共通の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組むとともに、各課が実情に合わせた独自の項目を設定し、積極的にさらなる環境行動に取り組むことを奨励しています。

このチェックシートは環境マネジメントシステムのP（計画）に位置します。

<環境行動チェックリスト（各課共通用）>

	項 目
節電対策	エアコンの使用時間の節減と室内温度の調整（冷房時は28℃、暖房時は19℃）
	長時間使用しない時はパソコン等のOA機器の電源を主電源から消す。
	OA機器をはじめ電気を消費する機器の購入にあたっては省エネタイプのもを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。
	3フロアまでの上りはエレベーターを使わないで階段を利用する。下りは階段を利用する。
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要最低限の範囲にとどめる。
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。
	クールビズ、ウォームビズに努める。
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積もり、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。
	文書の送付にあたりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用できるものについては利用する。
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。
その他の対策	ごみの分別を徹底する。
	公共施設の整備に際し太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進する。
	照明機器やガス機器については高効率タイプのもを採用する。
	公共施設の緑化を積極的に推進する。
	建物敷地や道路等の舗装を透水性舗装等のものにする。
	学校給食等の食材についても地球温暖化防止に配慮するために地元のものを取り入れる。
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。
	マイ箸・マイボトルを使用する。
水道はむやみに流さずこまめに止める。	

※市民の方のチェックシート、事業者の方のチェックシートは資料編2（66～67ページ）に掲載しています。

第5章 市役所としての取組

令和元年度各課のチェックリストの評価（よくできている：○ あまりできていない：△ まったくできていない：×）を数値化し、パーセンテージで表しました。このチェックシートの評価は、主に各課の課長が行っています。

また、達成状況の結果を基に、C（点検評価）A（見直し）を行っていきます。

課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）
企画政策課	100.0	わかたけ保育園	86.8	第三小学校	100.0
財政課	100.0	小金井保育園	100.0	第四小学校	100.0
広報秘書課	95.0	さくら保育園	84.2	東小学校	80.0
情報システム課	100.0	けやき保育園	93.3	前原小学校	83.3
総務課	94.7	児童青少年課	97.1	本町小学校	66.7
地域安全課	83.3	本町児童館	93.2	緑小学校	100.0
職員課	95.0	東児童館	93.2	南小学校	100.0
管財課	100.0	貫井南児童館	90.6	第一中学校	94.7
市民課	78.9	緑児童館	91.1	第二中学校	100.0
コミュニティ文化課	88.2	たまむし学童	88.9	東中学校	86.6
はけの森美術館	89.3	あかね学童	100.0	緑中学校	100.0
マロンホール	81.0	ほんちょう学童	88.2	南中学校	86.1
経済課	90.0	さくらなみ学童	88.5	指導室	85.0
保険年金課	94.7	さわらび学童	100.0	生涯学習課	99.2
市民税課	94.4	たけとんぼ学童	89.7	総合体育館	100.0
資産税課	88.9	まえはら学童	95.3	栗山公園健康運動センター	100.0
納税課	94.4	みどり学童	62.4	上水公園運動施設	100.0
環境政策課	87.0	みなみ学童	97.4	上水公園テニスコート	100.0
ごみ対策課	100.0	都市計画課	90.0	文化財センター	88.9
中間処理場	95.5	まちづくり推進課	100.0	図書館	100.0
下水道課	84.2	道路管理課	98.8	公民館本館	94.7
地域福祉課	94.7	建築営繕課	90.0	東分館	90.5
自立生活支援課	99.6	交通対策課	75.0	緑分館	95.0
障害者福祉センター	84.0	区画整理課	93.2	貫井南分館	73.9
児童発達支援センター	80.0	会計課	95.0	貫井北分館	90.9
介護福祉課	89.5	庶務課	100.0	議会事務局	76.3
健康課	87.0	学務課	85.7	選挙管理委員会事務局	100.0
子育て支援課	91.7	第一小学校	95.4	監査委員事務局	100.0
保育課	95.8	第二小学校	100.0	農業委員会事務局	95.0
くりのみ保育園	90.0			平均	92.0

2. グリーン購入

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入することを指します。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

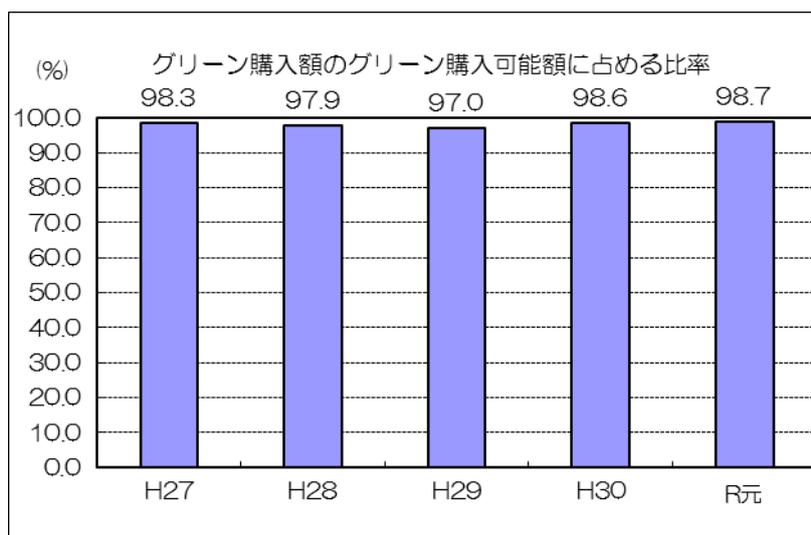
市でも、平成13年に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努めてきました。市内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を公表しています。

グリーン購入額の全購入額に占める令和元年度の比率は34.2%となり、平成30年度と比較して1.4%の減少となりました。

また、平成24年度からは購入する物品のうち、実際にグリーン購入が可能なものを分けて考え、グリーン購入可能額も調査することとしました。グリーン購入額のグリーン購入可能額に占める令和元年度の比率は98.7%となり、平成30年度と比較して0.1%の増加となりました。

令和元年度の実績額を見ますと、平成30年度と比較して、グリーン購入額は約300万円の減額、全購入額は約480万円の増額、グリーン購入可能額は約310万円の減額となっています。

市では、グリーン購入を効果的に推進するため、市内にグリーン購入推進会議を設置しており、令和元年度は2回の会議を開催しました。今後もグリーン購入を推進し、可能な限り環境に配慮した製品の購入を行っていきます。



3. 小金井市施設ごみゼロ化行動

市では、市の施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくすることを目的に、平成21年4月1日に小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定しました。これに基づき、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めます。

市職員等は、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみゼロ化行動に取り組んでいます。

取組は、各施設（各課）に推進リーダー、ごみゼロ化行動推進員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの削減に努めています。

また、各施設において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書の提出も行っています。更なる市施設から排出される廃棄物の減量に取り組んでいきます。

廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告集計（市施設全体）

	排出量	処分量	再利用量
平成27年度	354,543kg	64,456kg	290,087kg
平成28年度	350,346kg	62,467kg	287,879kg
平成29年度	381,399kg	68,365kg	313,034kg
平成30年度	380,676kg	67,104kg	313,572kg
令和元年度	337,471kg	58,810kg	278,661kg

4. エコドライブ教習会

市では、小金井市地球温暖化対策地域推進計画の重点対策の1つである、「自動車による二酸化炭素排出の削減を目指す」という施策に基づき、平成22年度から市民・市内事業者を対象にエコドライブ教習会を開催しています。

エコドライブ教習会実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加人数	23人	24人	24人	22人	23人
エコドライブ操作による参加者の平均改善率	19.0%	24.2%	23.1%	23.9%	23.4%

5. 小金井市の環境配慮設備設置費補助制度

市では、市民自らが家庭で行うことができる環境配慮の1つとして、雨水貯留施設（雨水タンク）及び市が定める住宅用新エネルギー機器等を設置した市民に対し、一定要件の下で設置費用の一部を補助し、設置を促進しています。

(1) 雨水貯留施設設置費補助金制度

市では、平成18年度から、一般住宅の雨水を一時ためて打ち水、庭木の水やり、洗車等に使うための雨水貯留施設（雨水タンク）に補助金を出し、水道水の節水と雨水の有効利用を促進させています。

年度別補助件数・交付実績額

年 度	補助件数	交付実績額
平成27年度	8件	148,210円
平成28年度	7件	125,190円
平成29年度	5件	78,290円
平成30年度	5件	113,640円
令和元年度	2件	41,830円

※補助対象：市内に建築物を所有、又は使用している方で、雨水貯留施設を購入し設置した方。

※補助金額：購入金額（本体価格）の2分の1に相当する額で、3万円を上限とする。（年度内の申請は1回で最大2基まで。再申請までは3年以上の期間）

(2) 住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度

市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、平成22年度から太陽光発電設備等の住宅用新エネルギー機器等を設置した方に対して、補助金を交付しています。

補助対象者は、市内に自ら居住するための住宅を所有、又は使用している方で、住宅用新エネルギー機器等を自家用として新たに設置した方です。補助対象機器は燃料電池、太陽光発電設備、蓄電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステムです。また、1件当たりの補助金額は下記の通りです。

区 分	補助金額
燃料電池コージェネレーションシステム	50,000円
太陽光発電設備	1キロワット当たり30,000円とし、100,000円を限度とする。
蓄電システム	50,000円
太陽熱温水器	15,000円
太陽熱ソーラーシステム	30,000円

年度別補助件数、交付実績額

(単位：件、円)

		燃料電池	太陽光 発電設備	蓄電 システム	太陽熱 温水器	太陽熱 ソーラーシステム	合計
27 年度	補助件数	90	42	—	0	1	133
	交付実績額	4,500,000	3,898,000	—	0	30,000	8,428,000
28 年度	補助件数	115	41	—	1	0	157
	交付実績額	5,750,000	3,855,000	—	15,000	0	9,620,000
29 年度	補助件数	102	41	9	0	0	152
	交付実績額	5,100,000	3,963,000	450,000	0	0	9,513,000
30 年度	補助件数	100	30	12	1	0	143
	交付実績額	5,000,000	2,666,000	600,000	15,000	0	8,281,000
元 年度	補助件数	74	36	32	0	0	142
	交付実績額	3,700,000	3,279,000	1,600,000	0	0	8,579,000

6. 小金井市役所における地球温暖化対策

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地方公共団体の責務を定め、実行計画の策定、公表を義務付けています。

市では、平成19年3月に「地球温暖化対策実行計画（市役所版）」を策定し、平成27年3月に改訂を行いました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地域における温室効果ガス削減に向けた計画を策定するよう求めています。

そのような背景を背に、市では、周辺自治体に先駆けて平成21年度に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって地域をあげて地球温暖化の防止に取り組んでいくための施策を推進しています。

「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」についても、温室効果ガス排出量削減の推移を検証するとともに、社会情勢や技術革新等の変化を踏まえた計画内容の必要な見直しを行うため、平成27年3月に改訂を行いました。

市の温室効果ガス削減目標は、「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」に合わせ、基準年度を平成18年度と定め、平成27年度から令和2年度までの6年間で市施設からの排出量を14.7%削減することを目標としています。

基準年度	平成18年度	排出量	4,685,426kg
目標値	令和2年度	排出量	3,996,000kg 14.7%削減
進捗状況：	平成28年度	排出量	5,594,918kg 19.4%増加
	平成29年度	排出量	6,407,122kg 36.7%増加
	平成30年度	排出量	5,278,136kg 12.7%増加
	令和元年度	排出量	5,906,192kg 26.1%増加

※地球温暖化防止の取組については、34～36ページに掲載しています。

令和元年度の温室効果ガス排出量は、前年度より11.9%増え、基準年度との比較では26.1%の増加という結果となりました。

市の二酸化炭素排出量の大部分を占めるエネルギーである、電気と都市ガスの使用量に注目してみると、どちらも微減（電気△1.3%、都市ガス△1.1%）であるにもかかわらず、二酸化炭素排出量が大幅に増えている（電気19.2%、都市ガスは排出係数一定なので△1.1%）要因は、電気の排出係数に因るところが大きいと考えられます。各施設は、契約電力会社を入札によって決めています。結果、前年度多くの施設（特に大規模施設）で契約していた排出係数の低い電気事業者と今年度はどこも契約を結んでないことが、電気による二酸化炭素排出量を大きく増加させた要因です。

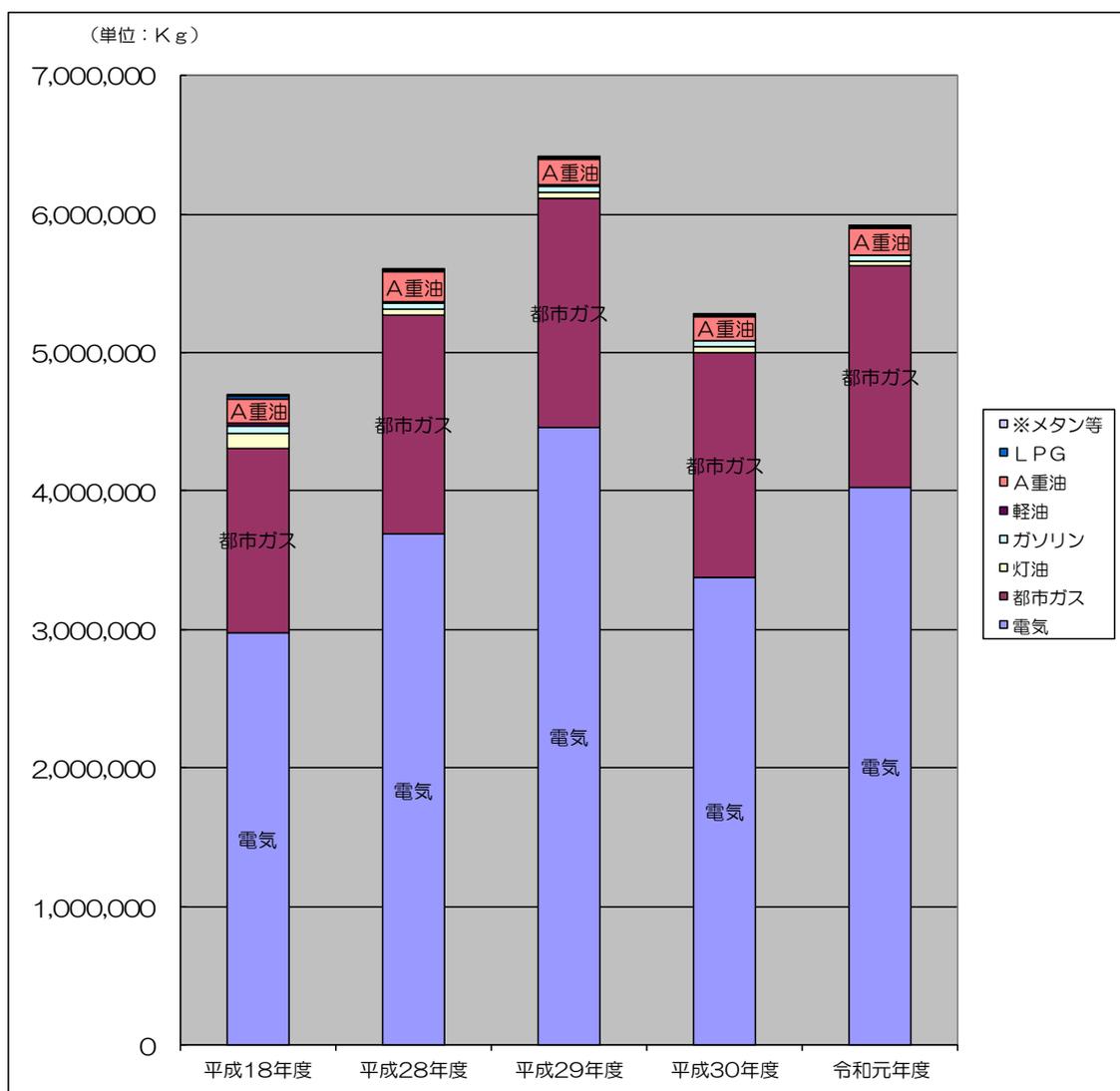
燃料（エネルギー）使用量の削減については、今後もより一層努めていかなければなりません。市民便益施設という側面から考えれば削減にも一定限界があり、排出係数と調達コストのバランスが引き続きの課題と言えます。

新たな取組として、初めて電気自動車を導入しました。今後も環境に配慮した自動車の導入に努めてまいります。

市庁舎等全ての公共施設（自動車含む）における
燃料別温室効果ガス排出量年度別比較表

燃 料	平成18年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電気	2,982,588	3,687,160	4,456,936	3,377,223	4,026,245
都市ガス	1,328,679	1,587,138	1,652,301	1,623,987	1,606,032
灯油	109,109	44,425	50,602	42,704	28,969
ガソリン	47,052	42,059	41,168	39,301	39,793
軽油	26,231	7,670	5,663	5,560	7,596
A重油	176,150	214,090	189,700	176,150	186,990
LPG	13,014	10,387	8,790	10,834	8,770
※メタン等	2,603	1,990	1,962	2,377	1,797
計	4,685,426	5,594,918	6,407,122	5,278,136	5,906,192
基準年対比(%)	基準年	19.4	36.7	12.7	26.1

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。



7. 小金井市環境マネジメントシステム

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取組を一層強化し、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために、市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

また、小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。（小金井市環境方針は資料編1（65ページ）に掲載しています。）

小金井市環境マネジメントシステム上で、取組や方法が適切に実施・維持されているかどうかを確認するために、3年サイクルで、全部門の内部環境監査を実施しています。令和元年度は、16課（環境政策課・ごみ対策課・下水道課・地域福祉課・自立生活支援課・介護福祉課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課・都市計画課・まちづくり推進課・道路管理課・建築営繕課・交通対策課・区画整理課）に対して実施しました。

監査では、注意の指摘を受けた課が4課あり、指摘事項は「電気の個人使用があった」ことでした。しかし、法令等に関わる重大な指摘事項は見受けられませんでした。

評価できる点としては、「小金井市環境保全実施計画」や「環境行動チェックリスト」の取組項目について、全ての課において把握できているほか、裏紙使用や両面コピーの徹底、封筒の再利用、印刷濃度調整によるトナーの節約等の環境行動が多くの課でできている点が挙げられました。

監査結果については不備、評価できる点、留意点の内容を中心に、毎年、市長へ報告しています。

第6章 環境基本計画の推進に関すること

1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境審議会」、「小金井市環境基本計画推進本部」、「小金井市環境市民会議」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

「小金井市環境審議会」は、小金井市環境基本条例第26条に基づき設置された機関です。環境基本計画の点検評価結果について、市からの報告を受けて、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。（令和元年度は3回開催。）

「小金井市環境基本計画推進本部」は、小金井市環境基本条例第24条に基づき設置され、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織として位置づけられています。（令和元年度は推進本部会議を3回開催、内部環境監査を3日間にわたり実施。）

「小金井市環境市民会議」は、小金井市環境基本条例第27条に基づき設立されており、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対し環境に関する提言を申し述べることができます。

また、小金井市の地下水及び湧水の保全・利用に関する計画の取組を含めて、地下水に関する情報分析等のために、小金井市地下水保全会議を設置しています。（令和元年度は3回開催。）

2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民の方が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」に積み立てています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどりと公園基金」があります。

3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行っていくほか、小金井市環境市民会議の活動を支援しています。

4. 計画の進行管理と評価

環境基本計画は、毎年度、小金井市環境基本計画推進本部による庁内点検結果をもとに、施策の進捗状況等の進行管理を行うこととしています。

計画の進捗状況の評価は、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに従って実施し、小金井市環境審議会による外部評価を受け、環境報告書としてとりまとめます。

第7章 点検評価結果

1. 環境基本計画に基づく環境保全等の取組の点検評価について

令和2年度第4回小金井市環境審議会での
評価を受けて、後日、作成いたします。

2. 環境報告書作成について

令和2年度第4回小金井市環境審議会での評価を受けて、後日、作成いたします。

3. 点検評価を受けて

令和2年度第4回小金井市環境審議会での評価を受けて、後日、作成いたします。

資料編

1. 小金井市環境方針

市では、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、平成21年に小金井市環境方針を定めています。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あわせて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

2. 環境行動チェックシート

市では、平成19年3月に環境にやさしい行動を心がけていただくためにチェックシートを作成しました。

チェックシート(市民用)	実践度チェック欄			
	第1回	第2回	第3回	
日常生活での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。	月	月	月	
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼	日	日	日	
家のなかやその周りで	1 庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる			
	2 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	3 こまめに水道の蛇口をしめる			
	4 風呂の水を再使用する			
	5 洗剤は極力石けんを使用するとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように努める			
	6 生ごみの水切りを励行する			
	7 不必要な電源のつけっぱなしはやめる			
	8 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
出かけるとき	9 自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する			
	10 アイドリングストップに取り組む			
	11 たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる			
買うモノときを	12 使い捨て製品は買い控える			
	13 物品の購入時には、マイバッグを持参する			
	14 省エネ製品を選択する			
捨てるモノとき	15 可能なものは修理して使う			
	16 分別を徹底する			
	17 コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る			
する域とでき活に動	18 水辺の緑地・ビオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する			
●やってみて気づいたこと	○の合計	○の合計	○の合計	

チェックシート(事業者用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
		日	日	日
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼				
事業所のなかやその周りで	1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める			
	3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる			
	4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する			
	5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
	6 昼休みにはオフィスの照明・OA機器を消す			
	7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる			
	8 エネルギー効率のよい機器を導入する			
	9 従業員・職員に対する環境教育を進める			
	10 環境行動の実施状況を点検する			
	11 アイドリングストップに取り組む			
	12 荷物の積み過ぎをしない			
	13 井戸水を適正に利用する			
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する			
	15 化学物質などの適正な管理を行う			
	16 生ごみの水切りを励行する			
	17 分別を徹底する			
地域貢献として	18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 NPOなどによる環境活動に参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

3. 令和元年度グリーン購入実績一覧表

部名	1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車	8 制服・作業着	9 寝具・寝具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 その他	合計額 %
企画財政部	グリーン購入額	127,833	0	0	0	0	0	0	0	12,916,604	0	57,947	13,036,495
	全購入額	127,833	0	0	9,572	0	0	0	0	12,967,646	0	319,581	14,341,740
	比率	100.0%	63.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.6%	0.0%	18.1%	95.1%
	グリーン購入可能額	127,833	534,111	0	0	0	0	0	0	12,916,604	0	57,947	13,636,495
総務部	グリーン購入額	127,833	534,111	0	0	0	0	0	0	12,929,144	0	57,947	13,649,035
	全購入額	127,833	534,111	0	0	0	0	0	0	12,929,144	0	57,947	13,649,035
	比率	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.9%	0.0%	100.0%	99.9%
	グリーン購入可能額	733,066	1,178,096	423,360	0	0	0	0	0	5,161,113	419,110	787,356	11,894,300
市民部	グリーン購入額	772,047	2,016,233	423,360	1,166,400	257,494	0	2,204,506	4,752	673,897	1,329,360	12,594,393	21,460,089
	全購入額	772,047	2,016,233	423,360	1,166,400	257,494	0	2,204,506	4,752	673,897	1,329,360	12,594,393	21,460,089
	比率	95.0%	58.4%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	34.1%	0.0%	76.6%	31.5%	62.5%	55.4%
	グリーン購入可能額	733,066	1,178,096	423,360	0	0	0	0	0	5,161,113	419,110	787,356	11,894,300
環境部	グリーン購入額	1,035,760	2,922,268	0	0	0	0	0	0	6,149,194	69,308	1,283,334	11,966,276
	全購入額	1,035,760	2,922,268	0	0	0	0	0	0	6,149,194	69,308	1,283,334	11,966,276
	比率	95.1%	70.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	43.7%	66.6%	24.6%	47.1%
	グリーン購入可能額	1,099,280	4,124,452	0	149,472	566,505	79,115	0	0	14,087,004	104,108	5,215,276	25,415,276
福祉保健部	グリーン購入額	1,383,721	1,974,816	0	0	0	0	0	0	4,851,663	89,703	178,673	8,687,074
	全購入額	1,383,721	1,974,816	0	0	0	0	0	0	4,851,663	89,703	178,673	8,687,074
	比率	96.4%	77.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.7%	40.9%	2.6%	48.1%
	グリーン購入可能額	1,383,721	1,974,816	0	0	0	0	0	0	4,851,663	89,703	178,673	8,687,074
子ども家庭部	グリーン購入額	757,163	3,127,000	12,760	1,850,597	2,714	0	0	0	1,807,473	1,861,617	3,444,173	12,915,316
	全購入額	757,163	3,127,000	12,760	1,850,597	2,714	0	0	0	1,807,473	1,861,617	3,444,173	12,915,316
	比率	100.0%	68.7%	100.0%	98.4%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	95.0%	65.4%	24.9%	49.8%
	グリーン購入可能額	757,163	3,127,000	12,760	1,850,597	2,714	0	0	0	1,807,473	1,861,617	3,444,173	12,915,316
新市整備部	グリーン購入額	372,087	794,015	0	0	504	0	42,570	0	349,075	0	33,232	1,644,943
	全購入額	372,087	794,015	0	0	504	0	42,570	0	349,075	0	33,232	1,644,943
	比率	97.6%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	51.6%	0.0%	82.1%	0.0%	82.1%	49.5%
	グリーン購入可能額	372,087	794,015	0	0	504	0	42,570	0	349,075	0	33,232	1,644,943
新市整備部	グリーン購入額	372,087	794,015	0	0	504	0	42,570	0	349,075	0	33,232	1,644,943
	全購入額	372,087	794,015	0	0	504	0	42,570	0	349,075	0	33,232	1,644,943
	比率	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	グリーン購入可能額	372,087	794,015	0	0	504	0	42,570	0	349,075	0	33,232	1,644,943

部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計額 %
	用紙	文具・事務	文書保存	機器類	OA機器	照明	自動車	制服・作業用	障子・障具	納入印刷	衛生用品	その他	
会計課	グリーン購入額	0	174,987	0	0	0	0	0	0	198,000	0	17,282	390,269
	全購入額	0	311,171	0	0	0	0	0	0	198,000	0	37,929	547,100
	比率	—	56.2%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	45.6%	71.3%
学校教育部	グリーン購入額	0	174,987	0	0	0	0	0	0	198,000	0	17,282	390,269
	全購入額	0	174,987	0	0	0	0	0	0	198,000	0	17,282	390,269
	比率	—	100.0%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%
小学校	グリーン購入額	363,843	466,711	0	2,534,075	0	0	460,234	0	913,769	0	275,202	5,013,834
	全購入額	394,678	634,917	0	4,453,342	595,792	3,196	894,056	0	1,363,493	60,811	58,050,282	66,450,567
	比率	92.2%	73.5%	—	56.9%	0.0%	0.0%	51.5%	0	67.0%	0.0%	0.5%	7.5%
中学校	グリーン購入額	363,843	466,711	0	2,534,075	0	0	460,234	0	913,769	0	275,202	5,013,834
	全購入額	363,843	482,841	0	3,897,152	0	0	460,234	0	1,018,868	0	275,202	6,498,140
	比率	100.0%	96.7%	—	65.0%	—	—	100.0%	—	89.7%	—	100.0%	77.2%
生涯学習部	グリーン購入額	4,011,058	10,724,899	0	2,732,304	6,750	0	7,131	0	1,064,171	639,552	464,570	24,030,347
	全購入額	4,094,844	20,029,680	0	3,127,827	1,524,363	706,884	992,219	39,130	1,378,019	1,539,154	45,729,873	79,161,993
	比率	98.0%	53.5%	—	87.4%	1.0%	—	0.7%	0.0%	77.2%	41.6%	10.2%	30.4%
議会事務局	グリーン購入額	4,011,058	10,724,899	0	2,732,304	6,750	0	7,131	0	1,064,171	639,552	464,570	24,030,347
	全購入額	4,011,058	10,724,899	0	2,732,304	198,712	6,750	7,131	0	1,064,171	639,552	464,570	24,030,347
	比率	100.0%	100.0%	—	100.0%	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	2,966,115	6,963,403	3,615	2,302,769	0	171,569	8,748	0	532,301	326,472	1,411,163	14,686,155
	全購入額	3,059,072	9,468,505	3,615	2,304,993	15,207	691,078	47,506	26,977	1,175,628	330,697	20,771,404	37,894,682
	比率	97.0%	73.5%	100.0%	99.9%	0.0%	24.8%	18.4%	0.0%	45.3%	98.7%	6.8%	38.8%
監査委員会事務局	グリーン購入額	2,966,115	6,963,403	3,615	2,302,769	0	171,569	8,748	0	532,301	326,472	1,411,163	14,686,155
	全購入額	2,966,115	6,963,403	3,615	2,302,769	0	171,569	8,748	0	532,301	326,472	1,411,163	14,686,155
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
議会事務局	グリーン購入額	370,823	917,558	0	0	25,650	0	0	0	885,342	272,195	142,296	2,613,864
	全購入額	371,352	1,814,748	0	0	283,237	0	0	0	1,232,743	272,195	6,699,074	10,673,349
	比率	99.9%	50.6%	—	—	9.1%	—	—	—	71.8%	100.0%	2.1%	24.5%
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	370,823	917,558	0	0	25,650	0	0	0	885,342	272,195	142,296	2,613,864
	全購入額	370,823	919,129	0	0	25,650	0	0	0	885,342	272,195	142,296	2,615,435
	比率	100.0%	99.8%	—	—	100.0%	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%
議会事務局	グリーン購入額	49,104	76,707	0	0	0	0	56,760	0	1,608,207	0	29,232	1,763,250
	全購入額	49,104	163,252	0	0	14,170	0	56,760	0	1,608,207	0	29,232	2,598,294
	比率	100.0%	47.0%	—	—	0.0%	—	0.0%	—	100.0%	—	4.1%	67.9%
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	49,104	76,707	0	0	0	0	0	0	1,608,207	0	29,232	1,763,250
	全購入額	49,104	76,707	0	0	0	0	0	0	1,608,207	0	29,232	1,763,250
	比率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%	100.0%
議会事務局	グリーン購入額	81,223	302,218	0	0	5,750	0	0	0	3,284,991	149,600	4,362,258	9,144,519
	全購入額	81,223	1,102,072	0	0	118,800	0	0	0	3,284,991	149,600	4,362,258	9,144,519
	比率	100.0%	27.4%	—	—	0.0%	—	—	—	98.8%	0.0%	0.0%	40.1%
選挙管理委員会事務局	グリーン購入額	81,223	302,218	0	0	0	0	0	0	3,284,991	0	0	3,668,432
	全購入額	81,223	302,218	0	0	0	0	0	0	3,284,991	0	0	3,668,432
	比率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%
監査委員会事務局	グリーン購入額	0	34,010	0	0	0	0	0	0	51,915	0	0	85,925
	全購入額	0	72,090	0	0	0	0	0	0	51,915	0	0	124,005
	比率	—	47.2%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	69.3%
監査委員会事務局	グリーン購入額	0	34,010	0	0	0	0	0	0	51,915	0	0	85,925
	全購入額	0	34,010	0	0	0	0	0	0	51,915	0	0	85,925
	比率	—	100.0%	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	—	100.0%

部名	1 用紙	2 文具・事務	3 文書保存	4 機器類	5 OA機器	6 照明	7 自動車	8 制服・作業着	9 電装・電具	10 納入印刷	11 衛生用品	12 その他	合計額 %
農業委員会事務局	グリーン購入額	29,104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,336
	全購入額	29,104	74,837	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103,941
	比率	100.0%	45.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60.9%
	グリーン購入可能額	29,104	34,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,336
	比率	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0%
市合計	グリーン購入額	12,535,752	30,660,967	471,767	9,420,883	1,018,901	207,187	2,038,080	1,272,027	3,686,867	20,118,711	120,067,855	
	全購入額	12,898,462	49,841,144	471,767	13,103,132	3,700,437	2,195,040	2,038,080	4,304,388	70,859	6,860,116	204,292,537	
	比率	97.2%	61.5%	100.0%	71.9%	27.5%	9.4%	100.0%	29.6%	0.0%	75.9%	53.7%	34.2%
	グリーン購入可能額	12,535,752	30,660,967	471,767	9,420,883	1,018,901	207,187	2,038,080	906,494	3,686,867	20,118,711	120,067,855	
	比率	100.0%	99.9%	100.0%	87.4%	100.0%	100.0%	71.0%	—	99.5%	100.0%	100.0%	98.7%

4. 小金井市環境保全実施計画

小金井市環境保全実施計画は、第2次小金井市環境基本計画が目指す環境像「緑・水・生きもの・人・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を実現するために掲げる基本目標を実現するための市の事業における具体的な取組を、体系ごとに取りまとめたものです。

この計画は、第2次小金井市環境基本計画の実効性を高めるとともに、社会状況や地域の環境状況の変化に適切に対応するため、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位で策定し、目標達成状況の点検・評価を行います。

平成30年度より、平成30年度から32年度の後期実施計画が開始されました。

小金井市環境保全実施計画（平成30～32年度）

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる						
1-1 環境学習の推進						
1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を強化する	小金井市全体で環境学習を推進するため、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、大学等の教育機関、公民館、環境学習館などのネットワーク化と連携を強化する。	継続	継続	継続	環境フォーラムを継続して開催し、様々な主体から参加者を募る。	環境政策課
	市民・事業者の自主的活動・取組を支援する。	継続	継続	継続	出前教室を開催するとともに、講師を派遣する。また、社会教育関係団体登録を充実させ、活用を促進する。	生涯学習課
1-1-2 環境学習の構想・計画を深化させ、推進する	各々の主体が協働して、小金井市らしい環境学習プログラムをつくり、提供していく。	継続	継続	継続	環境学習に取り組む様々な主体の連携を図る。	環境政策課
	誰もが環境学習に取り組めるように、講師リストなどのデータベース化を促進して環境学習を行う人材を把握し、登録と提供の仕組みをつくり、利用しやすい情報発信・広報等を工夫する。	継続	継続	継続	人材登録制度、講師リスト等を整備して人材、団体の把握に努め、市民、学校等の環境学習活動への派遣要請に対して紹介する。	環境政策課 生涯学習課 指導室
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	継続	継続	継続	環境関連の資料を収集し、テーマ展示等で一般利用者に紹介するとともに団体貸出等にも活用する。	図書館 指導室
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	継続	継続	継続	成人大学、成人学校、子ども体験講座の開催や、講演会等の開催を後援する。	公民館 環境政策課
	環境基本計画の周知・普及に努める。	継続	継続	継続	ホームページによる周知のほか、環境フォーラム等で概要版を配布する。	環境政策課
	環境学習に食育の視点を取り入れて推進する。	継続	継続	継続	野菜・団らん・ふれあい・環境をキーワードに「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを、「Koganei-Style」として地域に展開していく。	健康課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
1-2 パートナースシップ・ネットワークづくり						
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネート推進する	市民、事業者、市などさまざまな主体の環境活動をつなぎ、小金井らしい創造的な環境保全活動を活性化していく。	継続	継続	継続	環境フォーラムの開催等を通じてさまざまな団体の交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う。	環境政策課
	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーションの促進を図るとともに、様々な主体がパートナーシップに基づき、連携を強化し、協働して活動を展開する。	継続	継続	継続	環境講座、環境学習会、環境フォーラム、施設見学会等を様々な主体の協働で開催する。	環境政策課
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	ネットワークづくりのためのコーディネート機能を強化する。	継続	継続	継続	市内の大学や環境団体との連携とネットワーク化の強化に協力する。	企画政策課 コミュニ ティ文化課 環境政策課 生涯学習課
1-2-3 地域コミュニティを活性化	地域コミュニティの中で、人と人との絆を深めることによって環境保全活動の推進を図り、また、地域コミュニティ独自で、または市民活動団体との連携を深化させることによって新たな取組を創出する。	実施	継続	継続	地域コミュニティを基盤とした環境活動の支援、地域コミュニティと市民活動団体との連携に協力する。	環境政策課
1-2-4 広域的な連携を推進する	広域的な連携を強化し、環境保全に取り組んでいく。	継続	継続	継続	環境に関連した各種協議会に参加するとともに、周辺地域（近隣自治体等）へ環境フォーラム等の開催案内を発信する。 また、野川流域の自治体や環境団体などとの交流に協力する。	環境政策課
1-3 情報の積極的な活用						
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	環境情報を継続的に収集し、データベース化を進め、あらゆる主体が活用しやすい形で公開・提供する仕組みづくりを推進する。	継続	継続	継続	ホームページに掲載する情報については、クイックインテックス等を利用し、利用者から見やすい環境整備を進める。	環境政策課
	環境基本計画の認知度を高め、市全体が目標達成に向けた行動を進められるよう、様々な広報手段によって、あらゆる主体に情報提供を行っていく。	継続	継続	継続	ホームページ・公民館・図書館などの市施設に加え、JR駅などにも広報紙を設置し、より広く市政情報の提供に努める。	環境政策課 広報秘書課
1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	環境基本計画の認知度・理解度を向上させるため、効果的な情報発信・広報など様々な手段について工夫する。	継続	継続	継続	環境フォーラム・環境講座等を通じて環境基本計画に関する情報発信を行うとともに、概要版の配布等によって認知度・理解度を高める。	環境政策課
	市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。	継続	継続	継続	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネート推進する	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	継続	継続	継続	湧水調査をし、結果を環境報告書等に記載する。	環境政策課
	環境行動指針を普及、啓発する。	継続	継続	継続	ホームページでの周知及び環境関連のイベント時に概要版を配布する。	環境政策課
	市民・事業者が小金井市の環境に興味を湧くような情報の提供によって、環境活動が始まる手助けを強化する。	継続	継続	継続	団体と協働して、催事場等での啓発グッズの配布を行う。 また、商工会等を通じて、事業者への環境基本計画の周知を図る。	環境政策課
	市民団体等が保有する環境情報を集約する仕組みづくりに取り組み、協働・連携して活動に取り組む主体間での情報共有を図る。	継続	継続	継続	環境活動を行う団体間のネットワークの構築を目指す。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
2 緑を守り育てる						
2-1 緑の保全						
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等により、小金井市の特徴ある景観を形成している崖線やまとまった緑地を地形と一体で保全する。	継続	継続	継続	国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全が図られるようにする。	環境政策課
	大規模な公園緑地などの永続性が保証された緑地について、適切な管理や整備を継続していく。	継続	継続	継続	安全性を保ち、快適に使用できるよう管理に努める。	環境政策課
2-1-2 民有地の緑を保全する	所有者の理解を得ながら、ヒートアイランド現象の緩和や火災等に対する減災の面からも見直されている農地や屋敷林等の民有地の緑を保全していく。	継続	継続	継続	保全緑地活用、市民緑地制度を検討する。	環境政策課 農業委員会
	民有地の緑の保全に効果のある既存制度の活用に加えて、支援のあり方を検討していく。	継続	継続	継続	保存樹木指定・保存生垣指定制度を啓発し活用する。	環境政策課
2-1-3 緑を適切に管理し、活用を推進する	緑の現況に関する調査をする。	継続	継続	継続	緑の現況把握調査を継続する。また、基礎データの蓄積を図り、緑化に関する普及・啓発に活用する。	環境政策課
	緑の現状について、継続的に把握し、広報等に努め、市民などに緑の保全の重要性を理解してもらう啓発活動を推進する。	継続	継続	継続	住民・事業者に緑の実態を広報し、保有者に対して保全を働きかける。	環境政策課
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	継続	継続	継続	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり 推進課 環境政策課
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	継続	継続	継続	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課
	小規模な公園などで、適切な管理が必要なところについては、市民参加（ボランティア）による公園等の管理（アダプトプログラム）を普及・啓発する。	継続	継続	継続	市民参加による公園等の管理を検討し、清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課
	市民緑地制度の活用の可能性を検討する。	継続	継続	継続	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。	環境政策課
	公共施設敷地内への植樹を推進するとともに、民間の大規模施設においても事業者の理解を得ながら緑化を促進し、新しく緑を増やしていく。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。また、民間の大規模施設においては環境配慮指針によって緑地等の確保に向けた指導を行う。	関係各課
	雑木林の保全を継続する。	継続	継続	継続	環境緑地・公共緑地を継続して保全する。	環境政策課
2-2 緑の創造						
2-2-1 新たな公園緑地等を確保する	減少傾向にある緑を確保するため、緑の連続性に配慮した新たな公園緑地を確保する。	継続	継続	継続	公園整備事業によって緑地を継続して確保する。	環境政策課
	まちづくり施策の中で、計画的な公園整備を進めていく。	継続	継続	継続	土地区画整理事業で、適切な公園整備を図る。	区画整理課
2-2-2 緑化を推進する	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	継続	継続	継続	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課
	敷地や建物の緑化などを積極的に推進するために、助成などの啓発活動を実施していく。	継続	継続	継続	生け垣造成奨励金により助成する。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
2-2-2 緑化を推進する	公共施設の整備にあたっては、敷地などの緑化を推進する。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事の際には緑化を促進する。	関係各課
	緑を創造する取組にあたり、緑の連続性、水との一体性の確保、在来種による緑化など地域の生態系に望ましい植物選びなどに配慮する。	実施	継続	継続	指定開発事業にあたって、都策定の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にし、緑化の協議を行っていく。	環境政策課
	大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	継続	継続	継続	指定開発事業にあたっては、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課
2-3 まちづくりにおける農の活用						
2-3-1 農地を保全・活用する	農業者や農業団体、市民などが連携して、まちづくりに農を位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐を持って農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、地産地消の新鮮で安心なおいしい食材の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みを楽しむことができるようにする。	継続	継続	継続	認定認証農業者に対する補助制度の充実や、東京都の都市農業に関する補助制度を積極的に活用し、長期的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。	経済課 農業委員会
	農業の担い手の支援・育成をする。	継続	継続	継続	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会
	生産緑地を保全する。	継続	継続	継続	都市計画公園と重複している箇所は、積極的に取得に努め、公園として整備を図る。生産緑地法等の改正に伴い生産緑地地区の指定基準が緩和されたため、農業者に積極的に周知を行い、追加指定による生産緑地地区の増加を図る。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が成立し、貸借が可能となった場合は、農園の開設等の対策を講じ保全していく。	環境政策課 農業委員会
	農地の保全に関する先進事例を調査・研究し、農地の保全・活用方策を検討する。	継続	継続	継続	都市農地を有する自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会にて、都市農地の保全・活用の調査・研究を推進する。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」成立後の具体的な方策について検討していく。	経済課 農業委員会
	農業者と一般市民とが顔の見える関係を大切にしながら、市民と農業者の連携による援農、交流を活性化する。	継続	継続	継続	体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深める。また、平成29年度から本実施となった援農ボランティア事業を活用し、担い手不足等の課題を解決していくとともに市民と農業者の連携、交流を図っていく。	経済課 農業委員会

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
2-3-1 農地を 保全・活用する	営農の難しい農地を市民農園や 体験型市民農園として存続に取り 組む。	継続	継続	継続	引続き農園事業に取り組む。 また、「都市農地の貸借の 円滑化に関する法律案」が 成立し、生産緑地の貸借が 可能となれば、生産緑地に おいても市民農園の開設が 可能となるため積極的に営 農困難な農地を農園事業と して活用していく。	経済課
	農薬や化学肥料の使用を抑えた 環境保全型農業事業を促進す る。	継続	継続	継続	東京都工口農産物認証制度 を利用し、減農薬と減化学 肥料に取り組む。	経済課 農業委員会
2-3-2 農作物 や園芸植物の在来品 種を保全する	生物多様性と文化多様性の保全 の観点から極めて重要な農作物 や園芸植物の在来品種の保存に 取り組む。	継続	継続	継続	農業祭や料理教室等のイベ ントを通じ江戸東京野菜の PRを行う。また、江戸東 京野菜生産農家と市内飲食 店を結びつけ、飲食店にお いて使用できる環境整備を 行う。	経済課 農業委員会
2-3-3 食糧の 自給と安全性を確保 する	農家・大学・市民団体が連携 し、地場産の農作物と食文化や 地域行事との関わりを伝承して いく。	継続	継続	継続	農家・大学・市民団体が共 に取り組めるイベント等を 模索する。	経済課 農業委員会
	小金井市の食料自給率を高める 役割に加えて、農産物の流通に よる環境負荷の低減に寄与す るため、地場野菜の利用・流通支 援等により野菜等の農作物の地 産地消を促進させ、農地の保 全・維持と地域の食文化の保全 を推進する。	継続	継続	継続	一日生活教室を通じ、地場 野菜を使った料理講習会を 引き続き実施していく。ま た、学校給食の地場野菜の 導入率を高めるため、栄養 士と農家の打合せ等の調整 について協力する。	経済課 農業委員会
3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する						
3-1 地下水・湧水に関する現況把握						
3-1-1 地下 水・湧水の現況を把 握する	地下水水質の定期的な調査・監 視をする。	継続	継続	継続	定点での定期的な水質の検 査をする。	環境政策課
	定期的な湧水調査をする。	継続	継続	継続	3か所の湧水調査を行って いる。	環境政策課
	定期的・継続的なモニタリング を可能にするため市民・研究機 関等との連携など必要な仕組み を整える。	継続	継続	継続	環境市民会議や東京都土木 技術センターの井戸・湧水 調査と連携・協力を行う。	環境政策課
3-1-2 地下 水・湧水についての 情報を蓄積し、提供 する	地下水・湧水についての情報収 集・整理・分析を行い、調査 データを蓄積してホームページ 等で情報発信する。	継続	継続	継続	井戸14地点湧水1地点の 水質測定を年4回行い、地 下水保全会議等を通じて結 果を分析している。	環境政策課
3-2 地下水・湧水の保全						
3-2-1 地下水 位を確保する	地下水・湧水を保全するため、 雨水浸透施設等設置を促進す る。	継続	継続	継続	市民に設置に係る支援の情 報を広報して設置の協力を お願いし、昭和63年8月 以前の建築物を既存建物と し、助成金を交付する。	下水道課
	地下水・湧水を保全するため道 路の雨水浸透性舗装の採用を推 進する。	継続	継続	継続	歩道舗装を透水性舗装にす ることで、道路雨水の浸透 を促進する。	道路管理課
	雨水タンク設置を支援し、促進 する。	継続	継続	継続	雨水貯留施設設置費補助制 度の広報に努め、設置率の 向上を図る。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下構造物の建設によって、地下水の流れに影響が出ないように、地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類を提出させ、工事等による地下水への影響をチェックしていく。	継続	継続	継続	開発事業等による地下水への影響について、ボーリング調査データ等から状況を把握するとともに、提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行うなどして影響の未然防止に努める。	環境政策課
3-2-3 地下水質を保全する	定期的な地下水の水質モニタリングにより、地下水質に影響のある事業活動に対する監視・規制や指導を徹底していく。	継続	継続	継続	井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定することによって水質監視を継続するとともに、開発工事事業者・市民等に地下水保全条例の周知を継続する。	環境政策課
3-3 河川環境の保全						
3-3-1 河川流量の安定的な確保に向けて協働する	市民・行政・専門家等が協働し、都や流域自治体などへも働きかけながら、野川をはじめとする河川において、流量を安定的に確保する取組を推進する。また、雨水浸透や雨水貯留による節水等の取組を促進させる。	継続	継続	継続	雨水や用水の導入等、河川流量を増やす方策を検討する。助成金や設置費補助制度により雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を促進する。	環境政策課 下水道課
3-3-2 河川水質を良好に保つ	生活排水の流入がなくなり、改善された野川の水質を今後も良好な状態のまま保つ。	継続	継続	継続	市民・事業者・市民団体等と行政が協働して、河川の一斉清掃などを定期的に実施する。	環境政策課
	一定以上の降雨時における下水越流水の河川流入による水質汚濁の防止に努める。	継続	継続	継続	道路上に雨水浸透ますを設置することにより、下水管きょへの雨水流入を抑制していく。	下水道課
	研究機関や市民団体と協働で、流量減少による生物への影響把握や保全・回復に向けた検討を進める。	継続	継続	継続	関係する近隣市や関係機関と協力して、河川等の再生に取り組む。	環境政策課
3-4 地下水・湧水生態系の保全						
3-4-1 崖線緑地を保全する	崖線からの湧水量を確保するために重要な働きをしている、崖線緑地を保全する。	継続	継続	継続	国分寺崖線の緑が面的に維持・確保されるとともに、湧水にいたる地下水の流れが妨げられないよう地下水保全条例を運用する。	環境政策課
3-4-2 崖線緑地に育まれた湧水生態系を保全する	年間を通じて安定的な水温を保ち、独特な生きものが生息する湧水生態系を、崖線緑地等と一体的に保全する。	継続	継続	継続	生物多様性の確保に重要な湧水生態系の生きもの調査を、団体との連携や市民参加で継続する。	環境政策課
3-5 水の循環的利用						
3-5-1 節水を推進する	日常生活や事業活動における節水の重要性を啓発し、節水行動を促進する。	継続	継続	継続	環境行動指針の啓発などを通じ節水意識の向上と実践に努める。	環境政策課
3-5-2 用途に応じた合理的な水利用を推進する	公共施設や大規模施設での中水利用を検討する。	継続	継続	継続	新設する公共施設の建設計画にあたっては、できる限り中水利用施設の設置を計画する。	関係各課
	雨水を貯留し、散水などへの利用を実践する。	継続	継続	継続	雨水貯留施設設置費補助制度により、設置率の向上に努める。	環境政策課
3-5-3 地下水の適正利用に向けた環境を整える	災害時利用のための井戸の管理を徹底する。	継続	継続	継続	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
3-6 市民等の啓発と連携						
3-6-1 情報収集や環境保全活動を連携して推進する	地下水や湧水に関する情報を市民に提供する。	継続	継続	継続	地下水・湧水についての情報収集・整理・分析を行い、調査データをホームページ等で情報発信する。	環境政策課
	市民等が参加するモニタリング、学習会、環境保全活動を行い、地下水・湧水・河川への関心や理解を高め、環境保全活動を発展させる。	継続	継続	継続	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課
4 自然環境を一体的に保全する						
4-1 自然環境の保全						
4-1-1 水と緑の連続性を確保する	大規模公園・緑地・大学の緑や住宅地の緑をつなげ、また、湧水等を再生させて、緑と水を一体的に回復・創造していく。	継続	継続	継続	つながりが弱い南北の水とみどりのネットワーク形成のあり方等を検討し、水とみどりのネットワーク形成に努める。	環境政策課
4-2 生物の多様性の保全						
4-2-1 生息空間を保全・創出する	ボランティア等の活動を推進し、学校花壇や農園、ピオトップ等の生物の生息空間の適正な維持管理に努める。	継続	継続	継続	学校花壇や農園、ピオトップ等の適正な維持管理に努める。	指導室
	野川の自然再生に継続して取り組む。	継続	継続	継続	野川調節池の自然再生の取組を充実していく。	環境政策課
4-2-2 動植物を保護する	湧水地の生きもの調査を団体や市民参加で継続し、調査結果を施策や環境教育に生かす。	継続	継続	継続	湧水地の生きもの調査を継続する。	環境政策課
4-3 人と自然とのふれあいの確保						
4-3-1 水や緑に親しめる遊歩道を整備する	水とみどりのネットワークに沿って、遊歩道などの整備を検討する。	継続	継続	継続	廃滅水路等を利用して、遊歩道・緑道などの整備が可能か検討する。	道路管理課
4-3-2 自然にふれあう機会をつくる	市民・団体・事業者・大学等の教育機関・市が協働して、市内の自然にふれあえる環境学習プログラムやイベントを開催していく。	継続	継続	継続	市民向けの環境ワークショップ等を企画し、実施する。	環境政策課
5 公害を未然に防止する						
5-1 公害対策						
5-1-1 大気汚染対策を推進する	市内事業者等を対象として、地球温暖化対策や公害防止対策等に必要な設備導入を推進する。	継続	継続	継続	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により、特別設備資金のあっせんを行い、特定金融機関から融資を受けた際の利子及び保証料の一部を補助する。	経済課
	自家用車利用から公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	継続	継続	継続	CoCoバスの運行及び自転車利用により自家用車の運転を抑制する。CoCoバスの運行ルートの見直しを含めた総合的な検証を行う。	交通対策課
	公用車等に低公害車の導入を促進する。	継続	継続	継続	公用車の買い換えの際は、グリーン購入ガイドラインに基づき環境負荷の少ない車両を導入する。	環境政策課
	自転車駐車場の整備・駐輪台数の確保を推進する。	継続	継続	継続	JR中央本線の高架下を含む駅周辺への自転車駐車場の整備を進める。	交通対策課
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	継続	継続	継続	2,000㎡以下の届出受付を行う。	環境政策課
5-1-2 水質汚濁対策を推進する	工場・事業所への排水規制をする。	継続	継続	継続	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
5-1-3 土壌・地下水汚染対策を推進する	土壌・地下水汚染対策について、事業所等に啓発する。	継続	継続	継続	ホームページ等による情報提供を行う。	環境政策課
	汚染の未然防止に向けて、事業者による化学物質の適正管理や、除草剤等の適正使用を指導する。	継続	継続	継続	広報を通じて、除草剤の適正使用を周知する。	環境政策課
	化学物質の適正管理を促進する。	継続	継続	継続	化学物質取扱い事業所から使用量報告を提出してもらう。	環境政策課
	低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	継続	継続	継続	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会
5-1-4 その他の生活環境への影響を防止する	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	継続	継続	継続	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。	まちづくり推進課
	生活型公害に関する苦情処理・相談機能を充実する。	継続	継続	継続	国・都等の研修制度を利用し、苦情処理・相談に対する対応方法等の向上を図る。	環境政策課
	放射能問題などの新たな公害問題について現状把握に努めるとともに学校給食等の安全性を確保する。	継続	継続	継続	空間放射線量の測定及び給食食材放射性物質の測定結果をホームページ等により情報提供する。 また、希望する市民に対し、食品の放射能測定を、市民協働で実施する。	環境政策課 経済課 地域安全課
5-2 有害化学物質対策						
5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	継続	継続	継続	公共施設における机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、必要に応じてシックハウス状況の調査測定を行う。	学務課 保育課
	市民・事業者に対して化学物質の適正な使用・管理・廃棄を指導する。	継続	継続	継続	化学物質取扱い事業所から使用量報告を提出してもらう。	環境政策課
	P R T R 制度や環境確保条例に基づく情報提供をする。	継続	継続	継続	ホームページ等による情報提供をする。	環境政策課
	化学物質に関するデータベースの整備・活用を行い、市民等への情報提供をする。	継続	継続	継続	化学物質に関する情報をホームページ等により提供をする。	環境政策課
5-2-2 リスクコミュニケーションを促進する	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	継続	継続	継続	環境リスクに関する情報をホームページ等により提供する。	環境政策課
	市民や事業者とのコミュニケーションの更なる充実を図る。	継続	継続	継続	環境リスクに関する情報を市民・事業者と共有する。	環境政策課
5-3 ヒートアイランド対策						
5-3-1 建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する	建物敷地・道路・建築物における緑化を促進する。	継続	継続	継続	小・中学校の校庭の芝生化を進める。小・中学校（6校）の運動場芝生維持管理を進める。	庶務課 道路管理課
	道路等の人工地盤における雨水浸透性や保水性の向上を図る。	継続	継続	継続	歩道の透水性舗装を促進する。 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進し、打ち水の取組を奨励する。	道路管理課 環境政策課
	省エネルギー性能の優れた建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図る。	継続	継続	継続	公共施設等においてエネルギーを有効に活用する。	環境政策課
5-3-2 緑の保全・壁面緑化等を普及促進する	緑のカーテンを普及促進する。	継続	継続	継続	公共施設を対象に屋上緑化・壁面緑化を推進する。	庶務課 環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
6 小金井らしい景観をつくる						
6-1 小金井らしい景観の確保						
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	国分寺産線や農地、屋敷林などを保全し、活用していく。	継続	継続	継続	環境保全緑地や保存樹木の指定等を行い、緑地の保全を図る。	環境政策課 農業委員会
	指定開発事業においては、環境配慮指針に基づき小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていく。	継続	継続	継続	指定開発事業にあたっては、事業者環境配慮指針に適合するような計画にするよう指導の徹底を図る。	まちづくり推進課 環境政策課
6-1-2 まちなみを美しく保つ	ポイ捨ての防止などの普及啓発活動を促進させ、環境美化活動を継続する。	継続	継続	継続	定期的なパトロールの実施及び不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課
	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ・アプリ等広報媒体を活用した周知を行い、ごみ出しマナーの向上に努める。	ごみ対策課
	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発活動を継続する。	継続	継続	継続	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課
	アダプトプログラムを推進する。	継続	継続	継続	アダプトプログラムによる環境美化サポーター制度の活用促進や、新たなプログラムの開発を推進する。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課
6-2 文化遺産の保全						
6-2-1 文化遺産を保全・継承する	現地見学などを通じて、文化財とふれあい、情報や親しむ機会を提供する。	継続	継続	継続	文化財センターでの展示、各種講座、文化財・史跡めぐりをテーマとしたまち歩き等を実施する。	生涯学習課
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	継続	継続	継続	緑地保全については関係課と相互の調整を図る。法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について、所有者と保全に向けた調整を図る。	経済課 農業委員会 環境政策課
6-2-2 文化遺産をまちづくりに生かす	玉川上水や浴恩館等の史跡の保全・活用に向けて情報提供や親しむ機会を作る。	継続	継続	継続	文化財センターで文化財等の企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。	生涯学習課
	水田・用水路復活としての自然再生事業を支援する。	継続	継続	継続	野川自然協議会に参加し、野川調節池での自然再生事業に係る活動の運営を支援する。	環境政策課
7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる						
7-1 ごみを出さない						
7-1-1 ごみになるものはもらわない・買わない	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、レジ袋の削減等を奨励する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、ごみになるものはもらわない・買わない取組やリサイクル推進協力店認定制度の周知を図る。	ごみ対策課
	分別等の指導により、ごみの減量及び資源化を促進させる。	継続	継続	継続	事業所の排出状況調査及び分別等の指導を行う。	ごみ対策課
	マイバック持参を奨励する。	継続	継続	継続	消費生活展等において、引き続き、啓発用グッズを配布し、マイバック持参を奨励する。	経済課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発をする。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、ごみを出さないライフスタイルを推進する。	ごみ対策課
	ごみを出さないこと（発生抑制）を最優先とし、リユース、リサイクルを意識した行動を実践することができるよう、啓発活動を強化する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体での周知、キャンペーンの実施及びイベントへの出展等により、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）を推進する。	ごみ対策課
	ごみをテーマとした環境学習の場を提供する。	継続	継続	継続	小・中学校や町会・自治会・子供会等へ市職員を講師として派遣する出張講座を実施する。	ごみ対策課
7-2 資源循環の推進						
7-2-1 リユースを促進する	リユース（再使用）に取り組むための情報を提供する。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、リユース施策等の情報を提供する。また、家庭で使わなくなった物を譲りたい方、譲ってほしい方に利用してもらうため、不用品交換コーナーの活用を市報等で周知する。	ごみ対策課 経済課
	市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を引き続き検討する。	継続	継続	継続	消費者団体の取組みを支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。	経済課
	環境学習関連資料を提供する。	継続	継続	継続	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室
7-2-2 分別排出・回収の取組を強化する	ごみの分別の徹底を図る。	継続	継続	継続	清掃指導員による分別指導を強化する。	ごみ対策課
	販売事業者に対してトレイ等の自主回収を継続的に働きかける。	継続	継続	継続	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけを行う。	ごみ対策課
	品目別のリサイクルのルート構築に取り組む。	継続	継続	継続	効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保する。	ごみ対策課
7-2-3 グリーン購入を推進する	グリーン購入を周知し、普及啓発を進める。	継続	継続	継続	ホームページ等を活用し、市民・事業者等にグリーン購入についての普及啓発を図る。	環境政策課
	市の事務事業では、グリーン購入に率先して取り組む。	継続	継続	継続	庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取組として報告する。	環境政策課
7-3 適正な処理						
7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す	ごみ収集車両等には、環境負荷の少ない車両の導入に努める。	継続	継続	継続	ごみ収集車両の買い換えの際には、環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課
	一般廃棄物の減量や適正処理を徹底し、廃棄物処理による環境負荷を削減する。	継続	継続	継続	収集された不燃系ごみの徹底した選別を行い、資源化処理を図る。	ごみ対策課 (中間処理場)

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
7-3-2 新たな処理施設のあり方を検討する	可燃ごみの共同処理に向けて、新可燃ごみ処理施設の整備を行う。	継続	完了		浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、小金井市）で実施する新可燃ごみ処理施設整備・運営事業が円滑に進むよう、構成市として与えられた責任を果たす。	ごみ対策課
	不燃・粗大ごみ処理施設のあり方を検討する。	継続	継続	継続	清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設整備予定地周辺住民との協議を重ね、再配置事業に取り組む。	ごみ対策課
7-4 有機性資源の有効利用						
7-4-1 生ごみの堆肥化利用を促進する	生ごみ減量化処理機器の普及を図る。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を広く周知する。	ごみ対策課
	堆肥化施策による生ごみの資源化を推進する。	継続	継続	継続	生ごみ堆肥化施策を推進し、有機性資源の有効利用を推進する。	ごみ対策課
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	継続	継続	継続	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課
	公園・街路樹等の剪定を行い、枝葉を利用する。	継続	継続	継続	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。また、街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	環境政策課 道路管理課
7-4-2 剪定枝等の資源化を推進する	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	継続	継続	継続	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。 ※東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が原子炉から大気中に放出されたため、落葉堆肥の生産・流通については国から自粛するよう通知がなされている。状況により事業を再開する。	環境政策課 農業委員会
	枝木・雑草類・落ち葉の有効利用を図る。	継続	継続	継続	市報・市ホームページ等広報媒体を活用して周知に努め、可燃ごみの減量に繋がる枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図る。	ごみ対策課
8 地域から地球環境を保全する						
8-1 地球温暖化の防止						
8-1-1 地球温暖化対策を推進する	地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、地球温暖化対策を総合的に推進する。	継続	継続	継続	地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進し、庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する	電気・ガス・水を節約する。	継続	継続	継続	庁内の電気・ガス・水道を節約する。	全課
	自動車の運行によって排出される二酸化炭素の排出削減を目指す。	継続	継続	継続	庁舎間あるいは公共施設間の移動には、徒歩や自転車利用のほか公共交通機関の利用に努め、市民・事業者に対しても公共交通機関の利用を促進する。また、エコドライブ教習会を実施する。	環境政策課 交通対策課
	エネルギーを削減するライフスタイルの普及啓発活動を促進する。	継続	継続	継続	環境行動指針のチェックシートを活用する。	環境政策課
8-1-3 エネルギーを創出する（再生可能エネルギー）	公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入に努める。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事では、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・雨水貯留施設等の設置を検討する。	関係各課
	住宅に対する再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援する。	継続	継続	継続	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器等の設置を支援する。また、小金井市増改築資金あっせん制度により、自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う市民に、その資金の一部の融資をあっせんし、利息の助成を行う。	環境政策課 まちづくり 推進課
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	自転車駐車場の整備とともに自転車利用を促進するなど、自動車に依存しない、環境に配慮した都市整備を進める。	継続	継続	継続	公道にある放置自転車等を継続的に撤去し、駐車秩序の確立を図る。	交通対策課
	公共施設整備において、省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・再生可能エネルギー活用等による環境配慮事業を促進する。	継続	継続	継続	公共施設の整備に際して、環境に配慮した施設整備を促進するとともに、建替えや大規模改修の際には、太陽光発電・風力発電の設置を検討する。	関係各課
8-1-4 エネルギーの使用削減を目指した低炭素まちづくりを推進する	建築物等におけるエネルギー負荷の削減を促進する。	継続	継続	継続	断熱性能向上やエクセルギーの有効活用など、住宅等における省エネ対策を促進する。また、雨水を生かしたまちづくりをめざし、雨水浸透ます・雨水貯留施設の設置を推進する。	環境政策課 下水道課
	既存の緑や河川等の水辺を生かして、まちの東西・南北に水とみどりのネットワークの形成を図る。	継続	継続	継続	温室効果ガス吸収源として、崖線・農地・屋敷林・寺社林等の緑を保全する。	環境政策課
	指定開発事業について、環境配慮指針に基づき、事業計画を指導していく。	継続	継続	継続	指定開発事業には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め、環境に配慮した開発事業を指導する。	まちづくり 推進課 環境政策課

環境基本計画体系	取組項目	実施計画年次			具体的内容	課名
		30年度	31年度	32年度		
8-2 オゾン層の保護						
8-2-1 フロン類を適正回収する	オゾン層を破壊するフロン類の適正な回収・処理を促進する。	継続	継続	継続	フロン回収業者に対し、フロン類が適正に回収・処理されるよう情報提供を行う。	環境政策課
8-3 その他の地球環境保全						
8-3-1 地球環境に負荷を与える行動を見直す	市報等を通じ、市民や事業者が地球環境に負荷を与える行動を見直すための情報提供を行う。	継続	継続	継続	環境行動指針を提供し、地球環境破壊につながる行動の見直しを啓発する。	環境政策課
8-3-2 森林資源を保護する	多摩産木材の利用を推進する。	継続	継続	継続	公共施設の増改築において、積極的に多摩産木材を採用する。	関係各課
8-3-3 環境問題を通じた国際交流に積極的に参加する	小金井市における環境保全の取組の推進・活性化に向けて、国際的な取組の動向に関する情報収集に努める。	継続	継続	継続	国際交流を進めている地元大学と連携して、小金井市の環境や保全活動の情報を発信する。	環境政策課

用語解説

用 語	解 説
アスベスト	天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質を持つため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板等に幅広く使用されている。アスベストの除去等の工事について、法律、条例で届出を義務づけている。
雨水浸透ます	透水性をもつように作られた雨水ますで、ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を砕石を通して地中に浸透させる施設。
オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロン等のオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。
温室効果ガス	太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。
COD（化学的酸素要求量）	水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウムなど）で分解する際に消費される酸素の量を示す。流れが緩やかな湖等では、有機物を分解せずに酸素を消費する植物プランクトンや、植物プランクトンをエサにする動物プランクトンがいるため、BODでは正確な有機汚濁が測れない。そこで、化学的な手法CODを有機汚濁状況の指標に用いる。
環境確保条例	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画書制度や環境配慮の建築計画書制度等が定められている。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条で策定が決められている。

環境審議会	市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための、市長の附属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第 26 条に基づき設置されている。市長の委嘱により公募市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員等から構成される。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条で、策定が決められている。行政が、環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画。
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善していくための組織的な仕組みのこと。環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続を定めている。
空間放射線量	大気中の放射線の量。単位は Gy（グレイ：放射線のエネルギーが物質にどれだけ吸収されたかを表す単位）や Sv（シーベルト：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位）で表される。
グリーン購入	必要な製品やサービスを購入するときに環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。国のグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付け、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」等も基準を設けている。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、日射により光化学反応を起こして生成される酸化性物質のうち、オゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因とされている。
コーディネート	さまざまな主体間の連絡・調整を行い、それらが共通の目的の実現のために協力し合い、全体として大きな力が発揮されるようにすること。
小金井市環境市民会議	小金井市環境基本条例第 27 条に基づき、平成 16 年 9 月に設立された組織。市民、事業者、教育機関、市等が協力して環境問題を解決することを目的とし、環境活動の企画立案・実施、環境活動のコーディネート、環境情報センター機能提供、市長への提案等に取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 環境市民会議ホームページ http://www.koganei-kankyo.org/

小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金井市が制定した条例。保全のために地下水に関する情報収集を重視した条例は全国でも先進的。平成 17 年 7 月施行。
国分寺崖線（はげ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、ところどころに湧水もみられる。
親水	水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取組も親水活動の一環ととらえるようになった。
シンチレーションサーベイメータ	放射線測定器のひとつ。ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定する。他にGM式サーベイメータ（いわゆるガイガーカウンター）等がある。
PH(水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性の程度を示す。PH7が中性で、7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性である。
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表す。川等に入る排水中の有機物の量を微生物の活動によって測定するもの。河川の有機汚濁状況を示す指標である。
生物多様性	現在、地球上には 300 万種を超える生物が生息・生育していると推測される。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげている。このように、生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。生物多様性国家戦略では、「生物が遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義している。
地球温暖化	石油等の化石燃料の燃焼により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらし、人類の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制等の効果が期待される。

窒素酸化物	窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)が主であり、通称ノックス(NO _x)と呼ばれている。主に燃焼により発生し、自動車排気ガス、工場や事業場等が主な発生源であり、燃焼により空気中の窒素と酸素が反応して生成する場合と燃料由来の窒素化合物から生成する場合がある。自然界においても雷や土壌中の微生物によって生成される。人間活動に伴って発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線等により酸素やオゾン等と反応し二酸化窒素に酸化する。二酸化窒素は細胞内で強い酸化作用を示して細胞を傷害するため、粘膜の刺激、気管支炎、肺水腫などの原因となる。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められている。窒素酸化物は、非メタン炭化水素(NMHC)との相互作用により光化学スモッグの原因となり、また水に溶解すると硝酸や亜硝酸となるため酸性雨の原因にもなっている。
中水	上水、下水に対する言葉で、ビルや団地などにおいて、貯留した雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用する。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘されている。
トリクロロエタン	無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品等の洗浄用に使用されている。
トリクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体等に用いられている。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす。
野川の自然再生事業	自然再生事業は過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域の方々と共に再生するための事業。新しい自然を作り出すのではなくて、過去に存在して損なわれてしまった自然環境を取り戻すことを目的としている。
パートナーシップ	市民、市民団体、事業者、市等の各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、対等な立場で、相互に協力・連携して取組を進めること。

<p>P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）</p>	<p>有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、また廃棄物に含まれて事業所から外に移動したかを、国や事業者団体等がデータを把握・集計・公表するP R T R制度を定めた法律。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年1回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。</p>
<p>ヒートアイランド現象</p>	<p>都市において、冷房による人工排熱やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化等により、郊外に比べて地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれる。この現象が起こると最低気温が下がりやすくなる。対策として、省エネ対策の推進、緑化、排熱の有効活用等が重要である。</p>
<p>ビオトープ</p>	<p>本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田等のビオトープがある。</p>
<p>SS（浮遊物質）</p>	<p>水中に浮遊している粒子状物質のことで、見た目のにごりの原因。汚濁した河川では排水に含まれる有機物、湖沼では藻類や巻きあがる堆積物等が主な成分である。</p>
<p>放射性物質</p>	<p>いわゆる“安定していない”状態の物質。このため、より安定な物質に変化しようとし、その際にエネルギーを放出する。これが“放射線”である。この放射線を出す能力を“放射能”といい、単位はBq（ベクレル：放射能を出す能力を表す単位）で表される。</p>
<p>水循環</p>	<p>地球上の水が太陽エネルギーを受けて蒸発し、雨となって再び地球に降り注ぐ。降雨は、一部地中に浸透し地下水となり、湧水として地表に流れ出す。やがてその水が集まり河川となり、海へと流れていく。このように水は循環しているが、近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。</p>
<p>モニタリング</p>	<p>大気・水質・騒音・地盤沈下の状況や、緑被・植生・生物等の状況等、生態系や生物環境を監視・調査すること。</p>
<p>有害化学物質</p>	<p>人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造、輸入等を規制している。</p>

DO（溶存酸素）	水中に溶けている酸素のことで、水生生物や、河川・湖沼の浄化作用には不可欠である。汚濁すると、DOは有機物の分解に使われ減少し藻類が光合成を行うと増加する。DOが3mg/ℓ以下になると魚などの生息が困難になる。
リサイクル	廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物をエネルギーとすることをサーマルリサイクル、一方、物質として再利用する一般的なリサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶ。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、お互いに意思疎通を図ること。
リユース	一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返し使用すること。
緑地	狭義には、都市公園等、都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地等の空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面等のオープンスペースまで含まれる。

小金井市環境報告書 令和元年度版

発行：令和2年12月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。

第 3 次環境基本計画案へのご意見及び対応方針等について

< 施策の内容全体に係るご意見 >

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
1	前回審議会において、各基本目標と分野横断との関連をわかりやすくしてほしいと発言した。今回分野横断の位置づけを変えたのであれば、各基本目標に関連の記載は必要ないのではないか。（池上会長）	ご意見を踏まえ、各基本目標に記載していた横断分野との関連は削除する。	—
2	基本目標はなぜ7つなのか。“小金井市ならでは”の項目を並べることが重要なのではないか。（高橋委員）	基本計画における7つの項目及びその順序は、小金井市環境基本条例第8条に記載されている、「緑」「水」「自然環境」「公害の防止」「景観・歴史的文化的遺産」「資源・エネルギー」「地球環境」に倣った形としている。	—
3	全体的に総和な言葉が並んでいる印象を受ける。小金井市にとって水と緑が重要であることは承知しているため、水と緑とプラスアルファという項目で設定できないか。（中里委員）	これまで分野横断目標として記載していた「環境教育・環境学習」「環境活動」「情報発信・共有」の施策は、すべての基本目標を展開する上で基盤となる施策であることから、位置づけを見直している。 また、環境基本計画は本市の環境政策を総合的かつ計画的に推進する計画であるため、小金井市の環境を網羅するよう作成している。	—
4	SDG s の記載内容はまだ分かりづらい。各基本目標の施策と関連した書きぶりにしてほしい。（池上会長）	ご意見を踏まえ、SDG s の記載内容を再度見直した。	29 36 44 50 56 62 70
5	環境目標や取組目標が記載されているが、達成状況の検討チェックをいつ実施するのか、わかる記載としてほしい。（池上会長）	ご意見を踏まえ、第4章推進体制・進行管理に指標・目標一覧を掲載し、達成状況を把握する頻度やその方法を示した。 指標・目標設定の考え方は、資料編に掲載する。	82～
6	評価の時にあいまいにならないよう評価しやすい目標としていただきたい。（池上会長）		
7	指標目標一覧及目標設定の考え方は資料編に掲載した方が良い。（小柳副会長）		

<基本目標 1 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
8	掲載されている図内の文字（凡例等）が小さいため、大きくし、見やすくしていただきたい。（池上会長）	ご意見を踏まえ、図を修正した。	30～
9	環境指標である緑被率についての目標の考え方では、緑被率は下がることは仕方ないとした上で目標設定を行っており、基本目標のタイトルにある「みどりを守り、つくり、育てる」にはそぐわないのではないか。（長森委員）	現行計画では現状維持として取組を行ってきたが、実際には4%減少したため、減少量を減らすという視点で目標は設定している。具体的な数値としては、みどりの基本計画策定委員会で検討した結果、28.0%となった。この数字については、確実に減少してしまう約17haの緑に対して、開発指導要綱の基準の引き上げや環境配慮指針の緑化基準の見直し等により、別の緑をできるだけ保全・創出していこうという考えから算出したものである。現状から減少した目標にはなってしまうが、現実的な目標を検討した結果の数字なのでご理解いただきたい。	29 82
10	環境指標「緑被率」の目標設定の考え方の部分で、<増加要因>とありますが、正確には減少抑制のための取り組み、または、新たな緑地確保（保全・創出）のための取り組み、ということかと思う。基本的には減少傾向であるため、「増加」という表現に違和感を覚えた。（小柳副会長）	「増加要因」としているものについては、ご指摘をふまえ、「緑地の確保・創出のための取組」という表現に修正する。	

<基本目標 2 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
11	雨水貯留タンクの設置が進んでいない様子だが、マンション建設時等、1つのマンションに1つ設置することはできないのか。（中里委員）	マンション等集合住宅は世帯ごとの設置が補助対象となっている。設置は、集合住宅の所有者の許可があれば可能だが、雨どいの切断やベランダの広さが確保されている必要があり、管理者との調整が必須となること等のハードルがあるため、設置が進んでいないと考えられる。また、管理組合等が管理するスペースの設置については補助対象にはなっていない。補助対象とするためには事前の調査が必要であるため、現状ではすぐに対象とすることはできない。	—
12	震災対策用井戸も増えていない様子だが、設置できないのか。（中里委員）	井戸については東京都において地盤沈下を防ぐため、深度やポンプの出力について等揚水規制が定められている。そのため、新たに井戸を増やすのではなく、既存の井戸をうまく活用しながら震災に備えるという考え方から、目標値を現状維持もしくは増加と設定した。	43
13	クリーン野川作戦について、近隣市（国分寺市等）と一緒に開催できないか。PRにもなるはずである。（石田委員）	野川については、東京都はじめ野川流域の自治体が野川流域連絡会に参加しており、小金井市も参加している。この連絡会において昨年度、新たな野川マップを作成し、現在、関係自治体で配布している。流域の行政が広いということや野川の整備状況も自治体の中でばらつきがあること等、近隣自治体で連携した取組というのは難しい面もある。ただし、協議会を通じた連携ということは可能性があるため本市としても提案をしていきたい。	25
14	野川や玉川上水など、基本的には都の管理であるため、小金井市単独での取組は厳しいため、広域で連携して取り組むべき場所である。行政間の連携についても記載してはどうか。（高橋委員）	広域連携の記載については、「基盤2 環境活動」の中で、大学や関係機関との連携として記載している。	

<基本目標3について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
15	「小金井市内」と「小金井」の書き方の違いに意図はあるのか。（小柳副会長）	ご意見を踏まえ、基本的には「本市」を用いることとした。ただし、場所や範囲を示す場合は「市内」を用いた。	－
16	市内だけではなく、市外含めた周辺や武蔵野全体で見た生物多様性、という広域の視点も必要である。NPO等でも生物調査の活動を実施しているため、連携しながら情報を集約することが大切である。（小柳副会長）	生物リストについては、現在把握できている情報が少ない。今後、NPO等との連携により情報が集約されてきたときに、整理の観点として広域的な視点についても考慮したい。	－
17	外来種の話が出ているが、駆除する必要があるほど問題になっていない、という事なのか。（石田委員）	発見事例等の情報提供を頂くことはあるが、即座に駆除すべき対象ではないと認識している。	－
18	希少種の保護という言葉が出てくるが、実際にいるのであれば具体的な種名を記載してはどうか。（小柳副会長）	「本市における生物多様性の現状」において、確認種のうちレッドデータブック掲載種等については具体的な種名及びカテゴリーを示した。野川で確認されているミシシippアカミミガメについて、ペット由来の外来種ということを示した。	45 46 48
19	ペットの外来種とあるが、具体的な内容を例示してほしい。（羽田野委員）	ペットに関しては特定の種に関わらず、基本的には放逐したり逃げ出したりしないように飼育・管理することが必要である。また、外来種に関わらず、他地域に生息していた個体の放逐も避ける必要がある。そのため、「3.1.3 外来種対策の推進」においては具体的な種名を示すのではなく、「ペットの外来種」を「ペット（外来種や他地域に生息していたもの）」に修正した。	
20	取組指標の「生物リストの作成」について、生物相分布は、継続的な評価が重要であり、特に外来種などは1年でも大きく分布が変化する場合があるため、「令和7年度（までに）作成し、以降は継続的に情報を更新する」ことが理想的と考える。可能であれば、継続的に更新していく旨も、目標に明記していただきたい。（小柳副会長）	生物の分布状況の把握方法にも依るが、市域全体の生物相に関する基礎資料としてのリストは令和7年度までに作成する。現時点で更新の方法や頻度に関する見通しが立っていないため、目標として明記することは難しいが、新たに確認された種について情報を更新し、市民等に情報提供することも視野に入れてリストの作成を進めていく。	48

<基本目標 4 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
21	グラフの中でn=○という表記があるが、わかりづらいため、○件と記載していただきたい。（池上会長）	ご意見を踏まえ、グラフを修正した。公害苦情は年度ごとのバラつきが大きいいため、累積や平均化することでかえって傾向がわかりにくくなってしまうと考えられる。そのため、経年の苦情件数の推移及び内訳がわかるような形とした。	53
22	苦情件数について、単年度ではなく例えば5年間の平均値を使用できないか。（木村委員）		
23	単年度のバラつきに影響されないために、合計値（累積値）を用いても良いのではないか。（池上会長）		
24	公害苦情の発生の傾向を見るのであれば、個別の変化を見た方が良いのではないか。見せ方を工夫し、検討いただきたい。（羽田野委員）		
25	市民の取組に野焼きを行わないと記載されており、個人の自主性に任されているような記載だが、禁止されていないのか。（中里委員）	一部、認められている例もあるが、原則、野外焼却は禁止である。	—

<基本目標5について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
26	関連の個別計画としてみどりの基本計画を入れてはどうか（小柳副会長）	ご意見を踏まえ、関連する計画として、「みどりの基本計画」、「小金井市都市マスタープラン」を記載した。	3-35
27	小金井都市マスタープランや小金井市まちづくり条例には関連があるので、関連計画として記載しても良いのではないか。（池上会長）		
28	環境美化サポーターについて会員数の増加を取組目標に掲げているが、会員数増加のための具体的な取組はどこかに記載されるのか。（羽田野委員）	環境基本計画では施策や方向性を記載するものであり、具体的な事業については個別計画や環境保全実施計画で記載することとなる。 なお、市では環境美化サポーター増加の取組として花壇ボランティアの募集を行っている。また、花壇の花の植え替えの時期にイベントを実施しており、美化サポーターが自らの活動をPRして会員になってもらえるように周知している。	—
29	環境美化の活動は若い人に担ってほしいという希望がある。美化活動に限らず、環境保全の活動については学校活動の一環として取り入れて頂ければ良いのではないか。（中里委員）	教育の単位については、教育委員会との調整もあるので即座に実施することが難しいが、市では内申点の参考とするボランティアポイント制度を設けている。実際にボランティア参加者にはボランティアポイントを付与しており、クリーン野川作戦もその対象としているため、中学生の参加も多い。このような例もあるため、今後、既存のポイント制度の活用等も視野に入れて検討していきたいと考えている。 その旨、「基盤1 環境教育・環境学習」の「1.2 担い手の創出」に追記した。	22

<基本目標 6 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
30	近隣市では焼却炉の性能が良いため燃えるゴミで出していると聞くと、日野市に建設された新可燃ごみ処理施設の性能はどうか。（中里委員）	プラスチックごみ及びペットボトルは、容器包装リサイクル法という法律に従って処理しており、これらは資源物として再利用することとなっているため、焼却炉の性能によって処理が変わるものではない。浅川清流環境組合の新可燃ごみ処理施設についても、可燃ごみのみを処理対象としている。	—
31	基本目標 6 と横断分野の両方に、浅川清流環境組合の HP を直接リンクできるように記載ができないか。組合が具体的にどのような取組をしているのかを知れる方が良いのではないかと。（石田委員）	ご意見を受け、運営が浅川清流環境組合である旨を記載した。	63

<基本目標 7 について>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
32	事業者の取組の中で「家庭向け住宅メーカー」という言葉があるがわかりづらいので修正いただきたい。（高木委員）	ご意見を受け、「ハウスメーカー」とした。	74 76
33	市民の取組の中では「選択します」という記載が多いが、事業者の取組にある「検討します」という記載が多い印象である。検討します、では積極性に欠けるのではないかと。（高木委員）	事業者の取組の記載について、検討の結果、導入が可能であれば導入していただく、という趣旨で記載している。市民の取組でも同様の記載をしており、市民・事業者のどちらにおいても、より環境に良いものを意識的に選択してもらうことを意図している。	—

<計画推進の基盤づくりについて>

No.	主なご意見（発言者）	回答及び対応方針	頁
34	担い手の創出について、体験学習や講座を実施してきたと思うが、経済課が中心に実施している地域のクーポン券を活用してはどうか。例えば環境活動をすればもらえるような制度とするなど。ボランティア意識の醸成というだけではなく、経済的な概念も付随させると良いのではないか。（高木委員）	本市では、環境保全活動に功績のあった個人・団体又は事業者を表彰する「環境賞」制度を設けており、受賞者には賞状とともに、記念品を贈呈している。令和元年度受賞者は市民を中心として組織された団体であったため、前年までの図書カードではなく、市内のさくら会加盟店で使用できる「さくらポイントカード」を贈呈した。	—
35	各基本目標と比べると、取組指標の字が大きい。また、環境フォーラムは他とは違う囲みになっており、囲みの位置づけが分かりづらい。体裁は修正いただきたい。（池上会長）	ご意見を踏まえ、体裁を修正した。	22～
36	環境関連施設のうち環境楽習館は環境分野全般に関わる内容なので、関連分野はもう少し幅広く記載した方が良いのではないか。（小柳副会長）		
37	環境楽習館、新可燃ごみ処理施設はコラム的に別で囲みをつけても良いのではないか。（小柳副会長）		
38	環境楽習館は省エネ施設のモデルとして作られている。基本目標7に「建物の低炭素化の促進」があるので、その施策と関連づけて紹介してもよいのではないか。（長森委員）	環境楽習館は建築されてから10年近く経っており、現在の最新の省エネ施設の設備とは言えないため、基本目標7への記載は見送ることとした。	—
39	市民協働体制の強化に関連して、環境市民会議に対する市の関与が少なくなってきたと感じる。環境市民会議の力を引き出すための市の介入が必要ではないか。基本計画の中で市のスタンスも明示してほしい。（長森委員）	環境基本計画に記載の施策及びその方向性に沿って、環境保全の取組を市民や事業者、環境市民会議、市民団体等と協働で取り組むこととなる。 各主体との連携体制については、本計画の「第4章進行管理と推進体制」に記載した。	80

第 3 次小金井市環境基本計画

(素案)

令和 2 年 11 月

小金井市

第3次小金井市環境基本計画（素案）

目次

はじめに

第1章 小金井市環境基本計画とは	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象範囲	2
5. 各主体の役割	3
第2章 計画策定の背景及び方針	4
1. 世界・国・東京都の動向と小金井市の計画	4
2. 各主体の取組状況	7
3. 市民の満足度と将来に残したい環境	14
4. 計画策定の方針	17
第3章 環境像とその実現に向けた取組	19
1. 将来の環境像	19
2. 計画の体系	20
3. 計画推進の基盤づくり	21
4. 基本目標ごとの施策及び取組	28
基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる	29
基本目標2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する	36
基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ	44
基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	50
基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る	56
基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる	62
基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	70
第4章 計画の推進体制・進行管理	80
1. 計画の推進体制	80
2. 計画の進行管理	81
3. 指標・目標一覧	82
地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	x

第1章 小金井市環境基本計画とは

1. 計画策定の経緯

小金井市環境基本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき、小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、行政・市民・事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画です。

参考：小金井市環境基本条例より抜粋

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

本市では、平成17年10月に「小金井市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、平成27年3月に「第2次小金井市環境計画」（以下、「第2次計画」という）として計画策定を行いました。第2次計画策定以降、地球温暖化や気候変動をはじめ、生物多様性の保全や廃棄物の問題等、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで環境問題が顕在化しています。例えば、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス、気候変動適応等の新たな環境課題も注目を集めています。これらの環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことがこれまで以上に求められています。また、水素エネルギーなどの新たなエネルギー資源や技術を積極的に取り入れて普及させることも必要です。

そこで、令和2年度で計画期間の満了を迎える第2次計画にかわり、私たちを取り巻く環境の変化に対応した新たな計画として「第3次小金井市環境基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「小金井市環境基本条例」第3条に掲げられた「基本理念」を実現するため、行政・市民・事業者等が協働して、環境に関する様々な取組や施策を推進するときのマスタープランとして策定するものです。

同条例第10条では、「市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない」と定めていることから、今後策定する個別の計画は本計画と整合を図ります。

また、本市の基本方針を定める「第5次小金井市基本構想」及び「前期基本計画」を上位計画とし、国や都の計画及び市の関連計画と相互に連携を図っていきます（図1-1）。

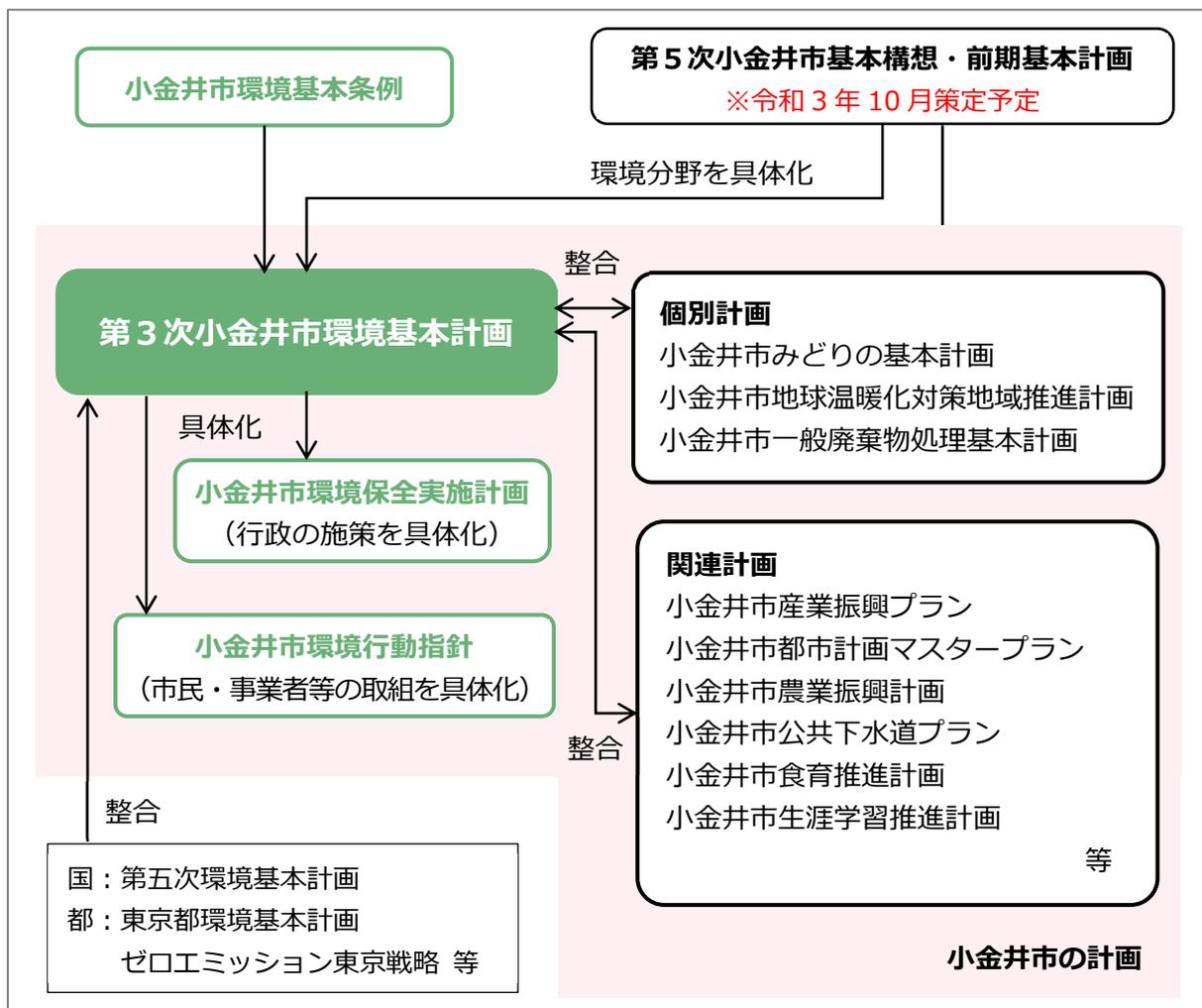


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第5次小金井市基本構想」の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標等について、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

本計画は、小金井市内全域を対象地域とし、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

また、環境に関する取組を行政・市民・事業者等の協働によって推進するためには、環境に対する問題意識の共有や活動の実践が欠かせないため、環境分野に係る教育・学習、普及啓発、人材育成等も対象とします。

表 1-1 計画の対象範囲

環境分野	主な環境項目
自然環境	みどり、水辺、生き物、自然とのふれあい、水循環 等
生活環境	大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、臭い、化学物質、資源循環 等
都市環境	都市景観、公園・緑地 等
地球環境	地球温暖化、気候変動、その他地球環境問題 等

5. 各主体の役割

本計画は、市・市民・事業者・教育機関・市民団体や事業者団体など小金井市の環境に関わるすべての主体により推進するものです。各主体がそれぞれに役割を果たしつつ、連携・協働による取組を行うことが重要です。

「小金井市環境基本条例」では、環境の保全、回復及び創造のための市、市民、事業者、教育機関の責務が以下のとおり示されています。

その他、市民団体や事業者団体についても、市民や事業者への働きかけや、市と連携・協働して計画を推進することが期待されます。

市の責務（条例第4条より）

- ・市は、基本理念※に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。
- ・市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

市民の責務（条例第5条より）

- ・市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- ・市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

事業者の責務（条例第6条より）

- ・事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。
- ・事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

教育機関の責務（条例第7条より）

- ・教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。
- ・大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

※「小金井市環境基本条例」では、第3条に基本理念を定めています。

（第1項）環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

（第2項）環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

（第3項）環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

2) 国や東京都の動向

○国：第五次環境基本計画の閣議決定

・国の第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）は、SDGs 及びパリ協定の採択後に初めて見直しが行われた計画です。同計画では、SDGs の考え方を活用しながら分野横断的な 6 つの重点戦略を設定しました。環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。



図 2-2 第五次環境基本計画の 6 つの重点戦略
資料：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

○国：気候変動適応法、緩和策と適応策の両輪による温暖化対策の推進

・近年、気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、巨大なハリケーンや山火事が世界各地を襲い、日本国内でも豪雨による土砂災害等で甚大な被害が発生しています。気候変動の影響に対処するため、従来の温室効果ガス削減等を行う緩和策に加え、都市のヒートアイランド対策等を含む適応策が重視されてきています。平成 30 年に制定された「気候変動適応法」では、努力義務として国は地方自治体に対して「気候変動適応計画」の策定を求めています。

・また、国内の温室効果ガス削減の動きも活発化しており、「2050 年二酸化炭素実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています（令和 2 年 10 月 23 日現在、164 自治体が表明）。

○国：生物多様性の主流化、次期生物多様性国家戦略の検討

・平成 22 年 10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現するため、2020 年までに達成すべき 20 の個別目標（愛知目標）が採択されました。

・平成 24 年に愛知目標の達成に向けた日本のロードマップとして閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組の推進が地方自治体の役割として位置づけられるとともに、基本戦略の一つに「生物多様性を社会に浸透させる（生物多様性の社会における主流化）」ことが掲げられています。現在、国では次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。

・2020（令和 2）年 9 月 15 日に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO 5）では、愛知目標の達成状況について、ほとんどの目標でかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標のうち完全に達成できたものはない、とされています。2021（令和 3）年の生物多様性条約第 15 回締約国会議において採択予定のポスト 2020 目標にも注目していく必要があります。

○東京都：ゼロエミッション東京戦略の策定

- ・東京都は、2019（令和元）年5月、U20[※]東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。同年12月に、ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。
- ・併せて、重点的対策が必要な3つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV普及プログラム」を策定しています。

※U20 (Urban20) : 2017 (平成 29) 年に設立された世界の主要都市が参加するプラットフォーム。国家レベルの G20 (金融世界経済に関する首脳会合) の議論に都市の経験や意見を反映させることを活動主旨とする。東京都は 2019 (令和元) 年議長都市として 5 月の会議を主催。

3) 小金井市の上位計画及び個別計画

○第5次小金井市基本構想・前期基本計画

- ・本市では、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪」を将来像とし、令和3年度～令和12年度を計画期間とする「第5次小金井市基本構想」及び5年間の「前期基本計画」を策定中です（令和3年10月策定予定）。
- ・本計画はこれらの構想・計画の下位計画であるため、策定の経過を見ながら内容の整合を図りました。

○みどりの基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画

- ・「小金井しみどりの基本計画」、「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」及び「小金井市一般廃棄物処理基本計画」は、本計画の個別計画です。みどりの基本計画は自然環境（みどり）や都市環境（公園・緑地）に関する分野、地球温暖化対策地域推進計画は地球環境（地球温暖化、気候変動）等に関する分野、一般廃棄物処理基本計画は生活環境（資源循環）に関する分野について、さらに詳しく扱っています。
- ・「小金井しみどりの基本計画」、「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」は本計画と同時に策定しました。「小金井市一般廃棄物処理基本計画～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～」は令和2年3月に策定しました。本計画は、これらの計画の目標や施策とも整合を図りました。

(図または写真を掲載予定)

2. 各主体の取組状況

○第2次計画における施策の実施状況

第2次計画では、8つの基本目標を掲げ、各目標に対して基本施策、取組方針を定めて環境保全に資する具体の施策を推進してきました。施策の実施にあたっては、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位で環境保全実施計画を策定し、実施状況の点検・評価を行っています。点検・評価結果及び実施状況は「環境報告書」で毎年報告されていますが、庁内の施策の実施状況の点検にとどまっており、本市の環境へどのような効果を与えているか等は把握できていません。

第2次計画の基本目標ごとの主な取組内容は以下のとおりです。

基本目標1：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

環境学習の推進、環境に対する意識の向上や情報の共有、小金井市・市民・事業者及び教育機関が協力して環境保全行動を実践できる仕組みづくりと機能を構築する

■主な取組内容■

- ・クリーン野川作戦、公民館における各種環境関連講座、みどりやごみ・リサイクル、雨水浸透等をテーマとした出前講座等を実施した。「小金井版 稲の学習ハンドブック」の作成と市内小中学校での活用、「小金井らしい食生活」のあるひとつづくり・まちづくり“Koganei-Style”の地域展開等、協働による取組の実施により環境学習を推進した。
- ・環境フォーラムの実施や小金井市環境市民会議定例会への出席、「こがねい市民活動団体リスト」の更新、野川流域協議会等への出席による広域連携の実施、協定を締結した大学等との連携（講演会の実施や大学施設の環境活動フィールドとしての活用等）、環境美化サポーター等各種制度に基づくボランティア活動支援等により、パートナーシップを推進した。
- ・環境報告書、市報、ホームページ、チラシの広報掲示、Twitterによる情報発信を実施した。

基本目標2：緑を守り育てる

貴重な緑を計画的に保全するとともに、新たな緑を創出する。また、緑や食の安全を支える農地を小金井市全体の財産として守る

■主な取組内容■

- ・「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、環境保全緑地（環境緑地、公共緑地、保存樹木及び保存生け垣）の指定を推進した。東京都の特別緑地保全地区（滄浪泉園）の指定面積拡大を実現した。
- ・市民、専門家との連携による緑地保全対策審議会により、「小金井市公園等整備基本方針」を策定した。花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティアと連携し、市民参加で公園管理を実施した。
- ・平成22年度以降、梶野公園や貫井けやき公園の供用開始をはじめ計約0.3haの都市公園を整備した。
- ・都市計画道路への植栽帯の設置、生け垣造成奨励金制度の普及、公共施設の緑化や、指定開発事業における「小金井市環境配慮指針」及び「環境配慮基準」に基づく緑化指導を実施した。
- ・農業の経営支援や担い手育成のため、農業用機械導入等の補助や簿記講習会等を実施した。
- ・農地の保全に資する「特定緑地認定制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を周知した。
- ・市民農園の開設、農業祭等による交流の促進、江戸東京野菜を使った料理教室等、農作物の地産地消、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進した。

基本目標 3：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

できるだけ自然の水循環を回復させ、水環境に負荷をかけない利用を進めて、地下水・湧水・河川を保全・回復させる

■主な取組内容■

- ・地下水、湧水の水質調査と野川水質調査、地下水位測定（環境市民会議が平成 29 年度まで実施、市が継続実施）等の各種調査を実施した。
- ・雨水貯留施設及び雨水浸透ますの設置補助や普及啓発、透水性舗装の整備等雨水の地下浸透に資する取組を実施した。
- ・開発事業等による地下水への影響に関する条例対応（地下水保全会議における報告・審議等）を実施した。
- ・野川流域連絡会等、野川流域環境保全協議会、多摩川流域協議会等との広域連携を推進した。

基本目標 4：自然環境を一体的に保全する

生態系の保全を念頭に置き、人も生きものもすみやすいまちとなるよう、自然環境を一体的に保全する

■主な取組内容■

- ・水と緑の連続性に配慮した公園への植栽や公共施設の緑化、崖線・緑・湧水の一体的な保全や、大規模公園・緑地・大学等の緑・住宅地の緑のネットワーク化を推進した。
- ・学校花壇や農園、ビオトープ等のみどりの適正な維持管理を実施した。
- ・野川調整池の自然再生事業に関して、自然再生協議会を通じて関係機関との連携を強化した。
- ・湧水の生き物調査、遊歩道の整備、自然とふれあえるイベント活動等を実施した。

基本目標 5：公害を未然に防止する

公害の発生状況を十分に監視するとともに、未然に防止する

■主な取組内容■

- ・自動車排ガスを減らすために、コミュニティバスの再編や自転車駐車場の増設等を推進した。
- ・法令等に基づき、排水の監視やアスベスト・化学物質の届出・報告に関する手続きを実施した。
- ・シックハウス状況の調査、残留農薬の検査、空間放射線量の測定、給食食材放射性物質の測定等各種調査を実施した。また、有害化学物質やそれによる汚染、除草剤の適正使用、PRTR 等に関する情報提供を実施した。
- ・ヒートアイランド対策として、市内小中学校の運動場芝生化、指定開発事業における敷地内緑化の指導、緑のカーテン（環境楽習館）等を実施した。

基本目標 6：小金井らしい景観をつくる

自然景観や歴史的景観を保全し、周辺との調和を図り、小金井らしい景観を創造していく

■主な取組内容■

- ・自然景観との調和のため、指定開発事業における環境配慮指針に基づく指導（宅地内緑化、施設の形態や色彩の配慮）を実施した。
- ・環境美化サポーター制度（アダプト・プログラム）の活用、活動支援を実施した。
- ・まちなみの美化のため、パトロールや啓発看板による不法投棄・ポイ捨て等の抑制及び違法広告物の除去、マナー啓発を実施した。
- ・玉川上水、名勝「小金井（桜）」、金井原古戦場や旧前川家住宅主屋、旧浴恩館、貫井遺跡といった文化遺産を活かし、史跡・文化財めぐりやボランティアガイドによるまちあるきツアーを実施した。
- ・「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年 3 月）、「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年 3 月）を策定、都や市民団体と協働で樹勢調査、植生管理、ヤマザクラの苗木補植等を実施した。

基本目標 7：ごみを出さない暮らしとまちをつくる

発生抑制を最優先とした 3 R を推進するとともに、ごみを発生させない循環型地域社会の仕組みをつくっていく

■主な取組内容■

- ・ごみの減量への意識啓発を行う「くるカメ出張講座」、食品ロス削減プロジェクト 2020 運動の普及促進、フードドライブ事業（家庭で余っている食品を回収し、有効利用することで食品ロスの削減、可燃ごみ及び不燃ごみ等の減量に寄与する取組）、カレンダーやアプリを用いた 3R 行動の促進等、各種普及啓発を実施した。
- ・リサイクル推進協力店の認定及び周知、ごみ排出状況調査及び分別指導、食器リユースや不用品交換コーナー等によるリユースの促進、生ごみの回収・堆肥化、剪定枝のチップ化と活用等を実施した。
- ・適正なごみ処理・資源化の推進と新可燃ごみ処理施設稼働に関する事業を実施した。
- ・生ごみ減量処理機購入補助、給食等からの生ごみ処理と乾燥物の回収等により堆肥化利用を促進した。

基本目標 8：地域から地球環境を保全する

地球規模の環境の悪化につながる行動を見直し、地球市民として積極的に保全行動に参画する

■主な取組内容■

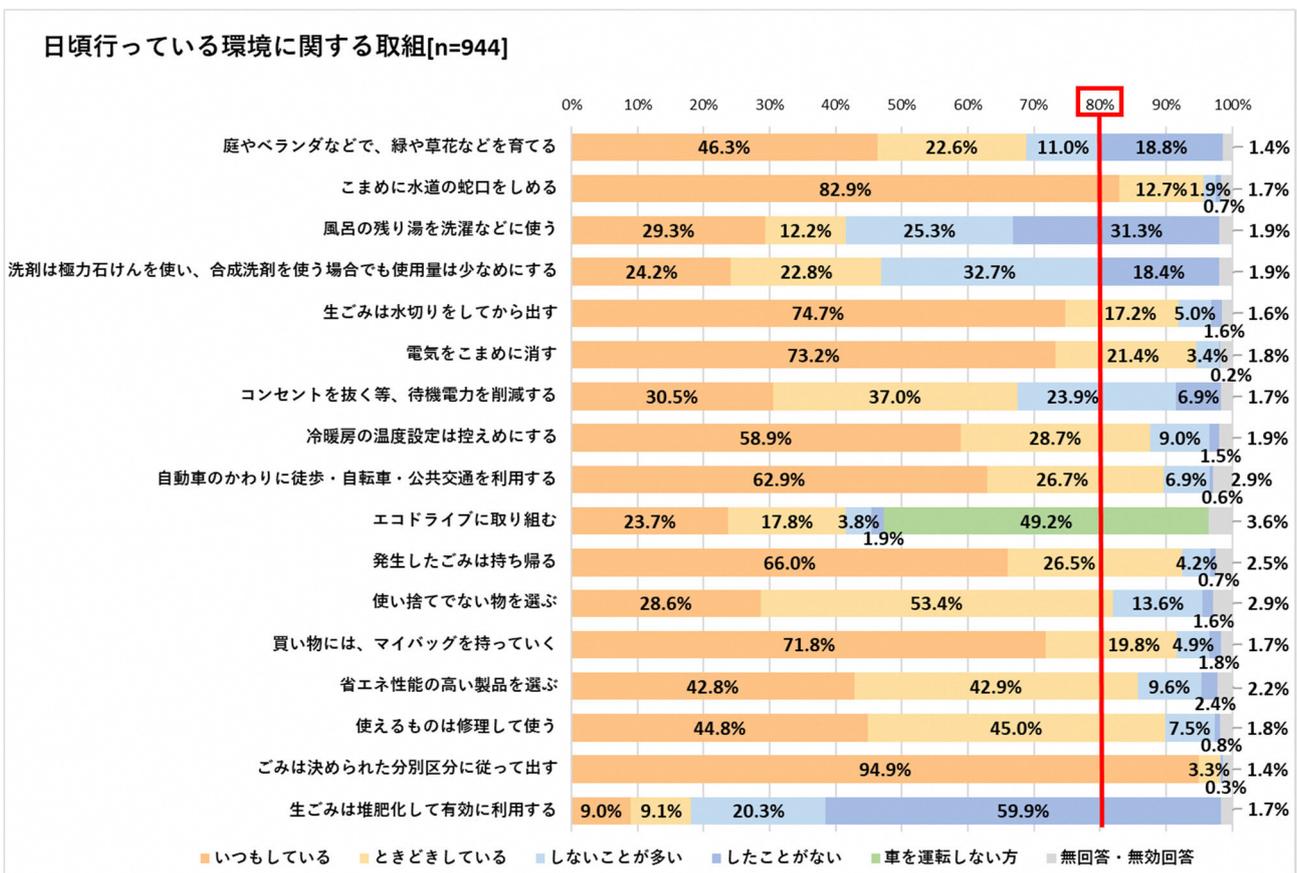
- ・市内の温室効果ガスの削減、「小金井市グリーン購入基本方針」に基づく多摩産材の利用等を実施した。
- ・エコドライブ教習会、イベント等における環境行動指針チェックシートの配布や市職員の環境行動チェックへの活用、フロン類の適正な回収に関する情報提供等、環境行動に関する普及啓発を実施した。
- ・住宅への新エネルギー利用設備の導入支援を実施した。
- ・国際交流を進めている地元大学（東京学芸大学）との連携による環境啓発事業等を実施した。

○市民の取組状況（市民アンケート調査より）

令和元年度に実施した市民アンケート調査（18歳以上の市民3,000人（外国人含む）を対象）（以下、「市民アンケート調査」という）により、環境行動の取組状況や環境活動への参加状況等を把握しました。

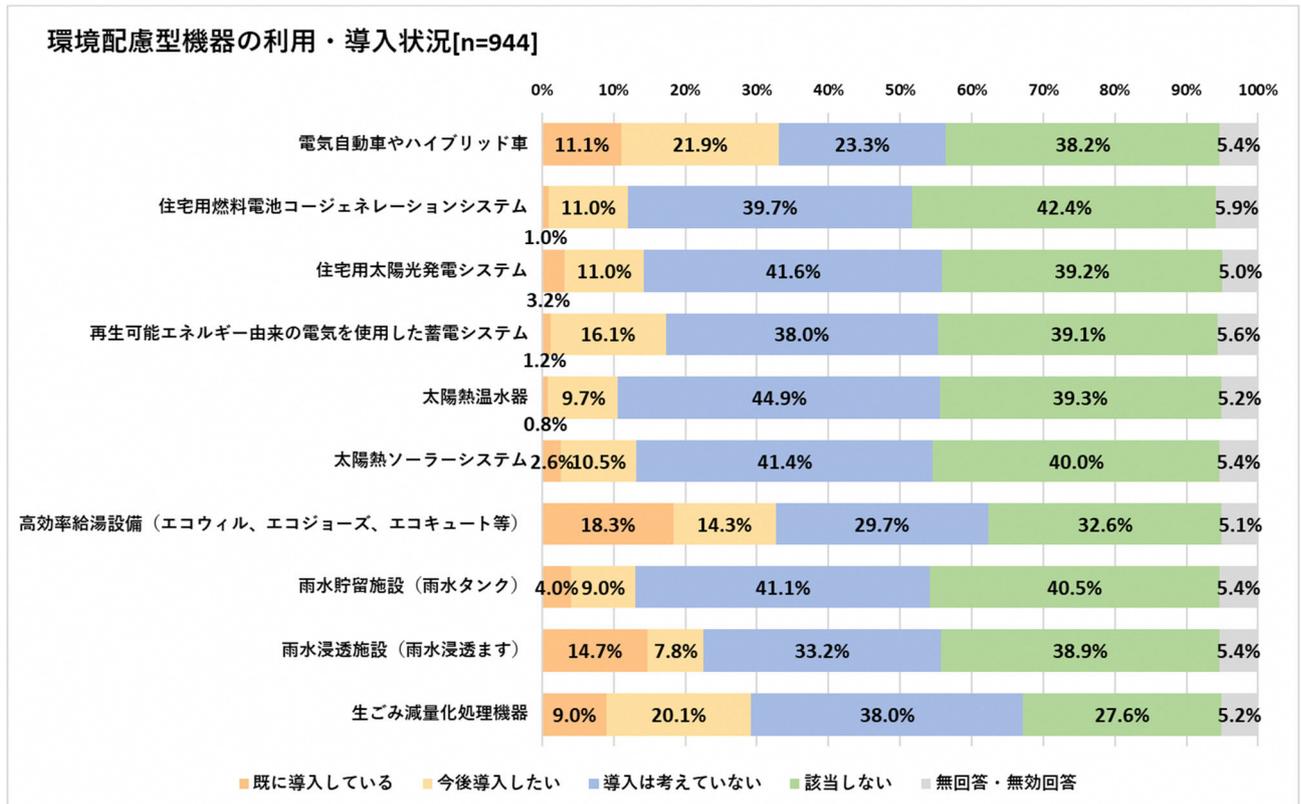
<家庭での環境行動の取組状況>

- ・家庭での環境行動の取組状況について、17項目中11項目について「いつもしている」と「ときどきしている」の合算値が80%以上でした。このうちごみに関する取組が6項目を占めており、市民のごみ減量に対する意識の高さが伺えます。
- ・一方、実施率が低い取組（しないことが多い+したことがないが50%以上）は「生ごみは堆肥化して有効に利用する」（80.2%）、「風呂の残り湯を洗濯などに使う」（56.6%）、「洗剤は極力石けんを使い、合成洗剤を使う場合でも使用量は少なめにする」（51.1%）でした。これらの取組については、効果の普及啓発や、実施しやすい環境づくりが必要です。
- ・エコドライブは該当する市民が少ない取組でした。このような取組については、働きかけの方法や頻度に関する見直しも視野に入れる必要があります。



<環境配慮型機器の利用・導入状況>

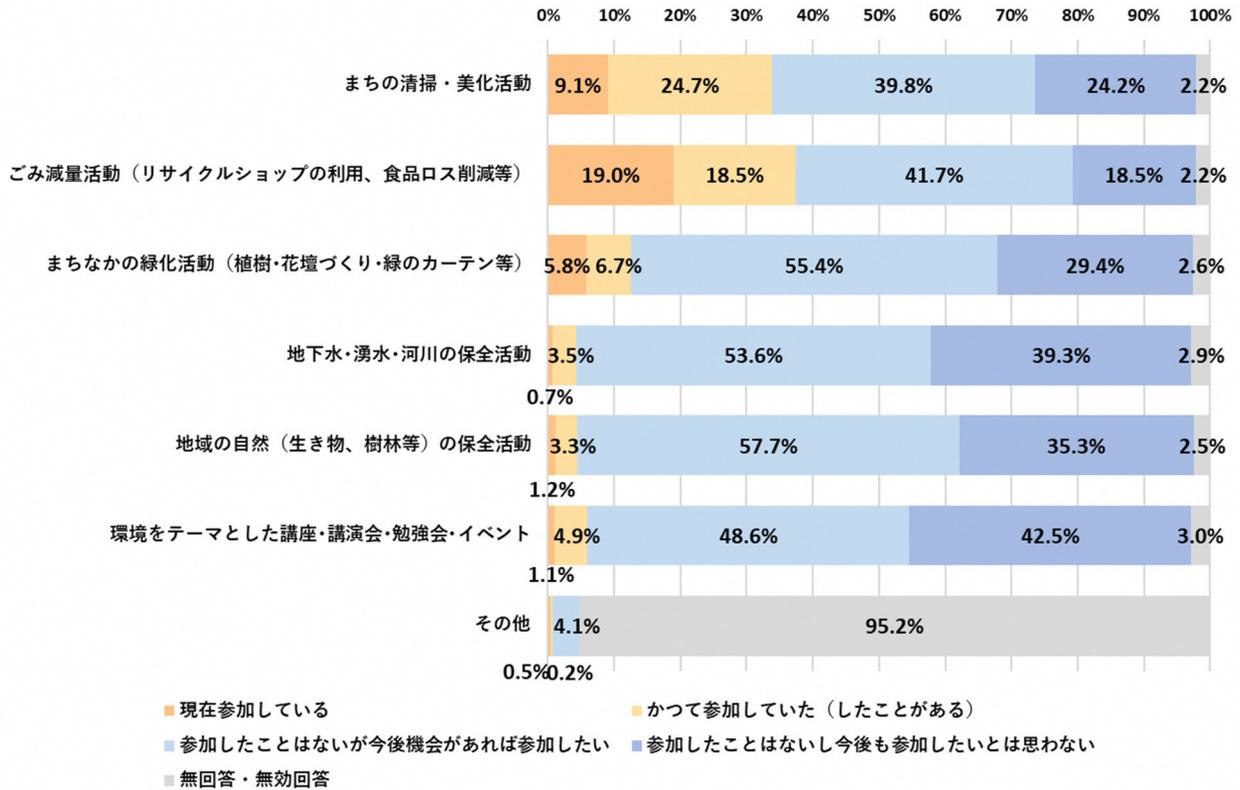
- ・「既に導入している」が最も高い機器は「高効率給湯設備（エコウィル、エコジョーズ、エコキュート等）」（18.3%）で、次いで「雨水浸透施設（雨水浸透ます）」（14.7%）、「電気自動車やハイブリッド車」（11.1%）でした。
- ・「今後導入したい」が最も高い機器は「電気自動車やハイブリッド車」（21.9%）で、次いで「生ごみ減量化処理機器」（20.1%）でした。市民の導入意向も踏まえ、選択・集中的に導入促進を図る必要があります。



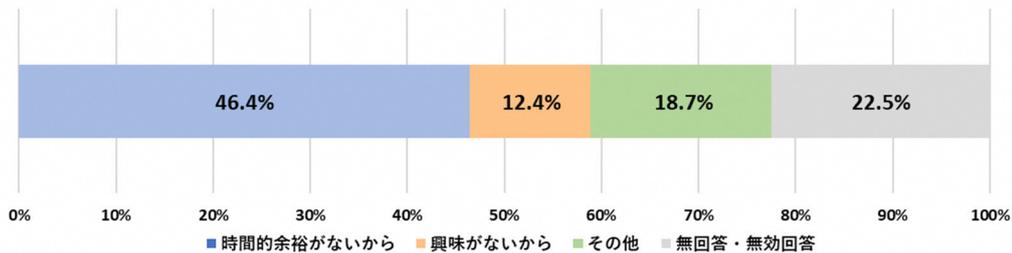
<環境関連活動への参加状況／活動等へ参加しない理由>

- ・環境関連活動への参加状況については、「現在参加している」の割合が最も高い活動は、「ごみ減量活動（リサイクルショップの利用、食品ロス削減等）」（19.0%）で、次いで「まちの清掃・美化活動」（9.1%）でした。
- ・「現在参加している」割合が低い活動のうち、「地域の自然（生き物、樹林等）の保全活動」「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」「地下水・湧水・河川の保全活動」は、「参加したことはないが今後機会があれば参加したい」が5割以上であることから、潜在的な活動の需要はあるものと考えられます。
- ・活動等へ参加しない理由としては、「時間的余裕がないから」（46.4%）の割合が最も高い結果となり、働く世代の共働きの増加などが背景にあると想定されます。時間にゆとりのない人々が、手軽に市の取組に関われるような方法についても検討が必要だと考えられます。

環境関連活動への参加状況[n=944]



参加しなかった理由、参加したいと思わない理由[n = 944]



※その他：「活動自体を知らない、参加方法がわからない」（59件）、「高齢のため」（24件）、「体調不良や障がいがあるために外に出られない、活動できない」（19件）

○事業者・市民団体の取組状況（関係団体ヒアリングより）

令和元年度に実施した関係団体等ヒアリング調査（各産業の業界団体5団体、市内事業者19事業者及び市民活動団体15団体を対象に実施）により、第2次計画策定時以降の取組や、今後検討している取組、今後の課題について把握しました。

<第2次小金井市環境基本計画策定時（平成27年度）以降の主な取組>

事業者	・グリーン経営認証の取得、照明のLED化、冷暖房温度の調整、地域清掃活動への参加等を実施した。
市民団体	・自分たちの住むまちをより良くするために、各団体で自然環境・緑地の保全、ごみ減量、食育、環境教育、普及啓発等の取組を実施した。 ・小金井市提案型協働事業（ハンドブック製作）や「緑と水の森林ファンド」助成事業を実施した。

<概ね数年～10年後までに検討している環境保全の取組>

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 消費電力の削減、CO₂排出量の削減、地域の緑地保全等の実施を検討している。 一部の事業者では、「2030年までに食品ロス50%削減」等の数値目標を掲げている。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 各団体とも高齢化や会員数の減少抑制が課題となっている。活動の継続で手一杯であり、新規の取組まで手を広げられていない。 第2次計画策定時のヒアリングの際は、80%以上の市民団体において新たな取組が検討されていたため、会員の高齢化問題が幅広い活動の展開を妨げている可能性がある。

<現在、不足していること>

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地において適正な管理ができる人材（知識、経験）の不足、環境教育面での人材不足、設備に対する金銭的支援、広報不足等。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化による新たな担い手不足、市民団体間のネットワーク及びコーディネーター役の不足等。 庁内各課の横断的な連携不足についての指摘もあった。

<事業者、市民団体が考える連携・協働に関する課題>

- 各主体がすべきことを進められるような活動促進のための制度づくり等。
- 市へ許可を取った上で活動を実施すると手続きが長期化し、活動が遅滞する場合があるため、市民団体へ一定の信頼を置き、市民同士で対話・交渉できること。
- 事業者と市とで連携を図ること。

○小金井市環境市民会議の取組状況（環境市民会議の自己評価より）

小金井市環境市民会議（以下、「環境市民会議」という）は、「小金井市環境基本条例」に位置づけられた、市民、事業者等が積極的に環境の保全等の活動をするための組織です。第2次計画の推進体制において、環境市民会議の役割は以下のように示されています。

重点的取組の推進にあたっては、市民サイドの推進体制の中核となり、取組を推進していきます。なお、本計画全般の推進にあたって市は、環境市民会議と連携・協働を図っていくとともに、その活動を積極的に支援していきます。

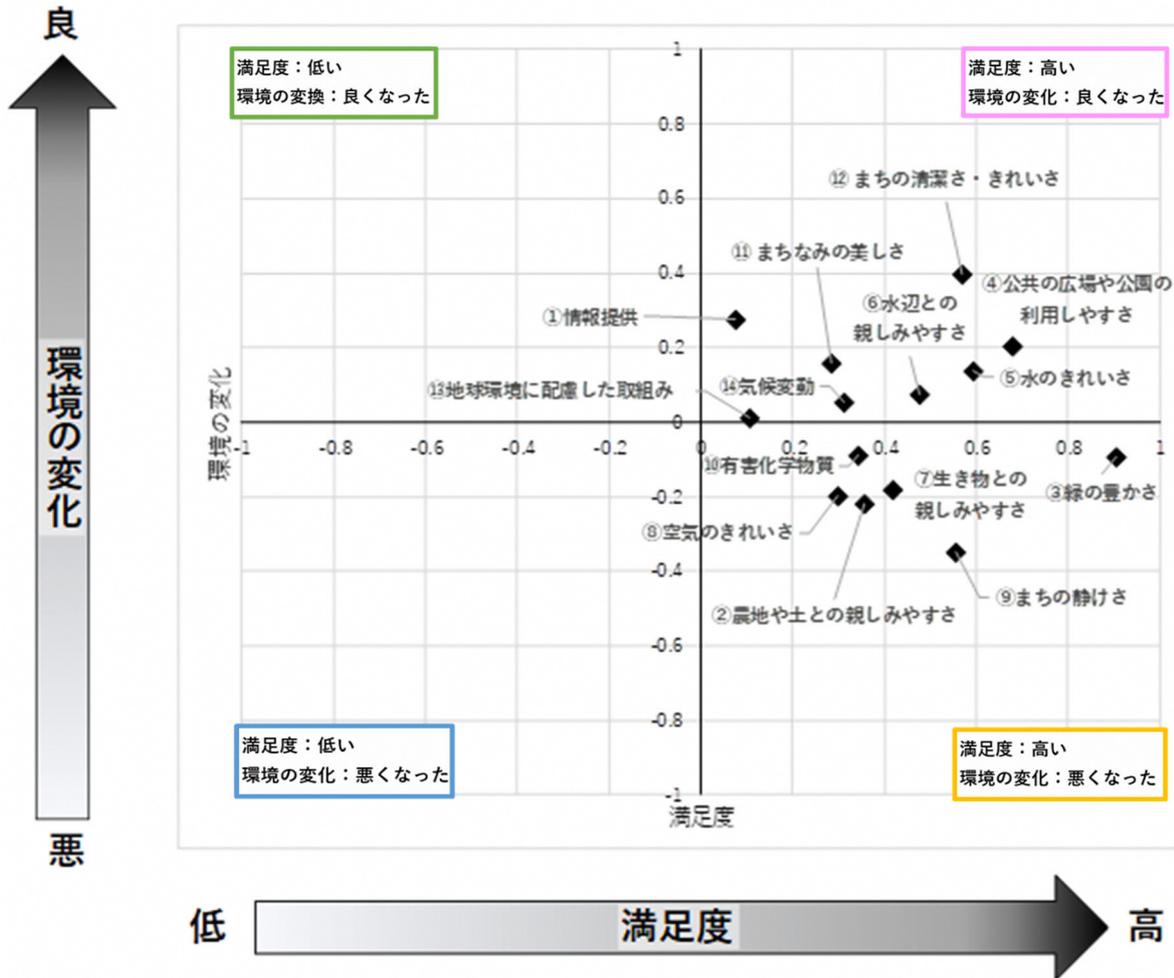
環境市民会議では第2次計画の5つの「重点取組テーマ」について、活動状況の自己評価を行いました。評価結果を踏まえ、環境市民会議と市との協働体制、役割分担等を見直す必要があります。

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 「環境学習ハンドブック」の作成及び市内の小中学校や関連団体での活用 環境行動指針に基づく調査 学校ビオトープや学校農園の維持管理、知識・情報の共有、支援人材育成に係る取組 10年間にわたる地下水位測定実施及び成果の公表、湧水測定の実施 クリーン野川作戦における外来生物の駆除や野川ルールの配布
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 中心メンバーの高齢化や新規加入者が少ないことにより、創設時の活力が低下している。環境市民会議が単独で企画から実施までを中心的に担うのは困難である。 市との連携・協働に必要な役割分担ができておらず、計画の推進というより独自に一部取組を実施することどまっている。

3. 市民の満足度と将来に残したい環境

○現状の環境に関する市民の認識

現状の環境について市民がどのように感じているのか、市民アンケート調査から把握しました。分野によって満足度に差異があるものの、概ね満足しているという結果となり、特に市内の水、みどり（公園や広場等）、まちの清潔さに対する市民の満足度は高く、これからも残していきたい環境として挙げられています。一方で、「緑の豊かさ」や「まちの静けさ」は、過去（5～6年前）と比べて悪化したと感じている市民が多く、これ以上環境を悪化させないような対策が必要です。



※「満足度」及び「環境の変化」の平均スコアを算出し、プロットした。なお、無回答・無効回答及び「環境の変化」における“わからない”の回答者数は除外している。

※各選択肢の点数は以下のとおりである。

「満足度」……満足：+2、やや満足：+1、どちらとも言えない：0、やや不満：-1、不満：-2

「環境の変化」…良くなった：+2、変わらない：0、悪くなった：-2

また、令和元年度に実施した市民ワークショップ「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（公募市民 15 名が参加）では、小金井市の環境の良いところ・悪いところについて意見を出し合いました。いただいた意見は、以下のような内容でした。

良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりや公園、名勝「小金井（サクラ）」の存在 ・湧水や野川 ・水のおいしさ ・雨水浸透ますの設置が多い ・ごみ分別意識が高い ・市民活動が盛ん ・農地が残り地場野菜がおいしい ・交通の利便性や大学の多さ …… など
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの減少や名勝「小金井（サクラ）」の保全・継承が十分できていない ・野川水量の低下 ・ごみ処理の自立や将来展望、ごみ分別の浸透 ・大気汚染やハトのフン害等生活環境 ・自転車利用環境 ・高層マンションの乱立や殺風景化 ・生態系バランスの崩れ ・新住民とのつながりの希薄や地域の親睦不足 ・農地の減少 ・防災関係 ・情報発信不足 …… など

○今後重視すべき取組

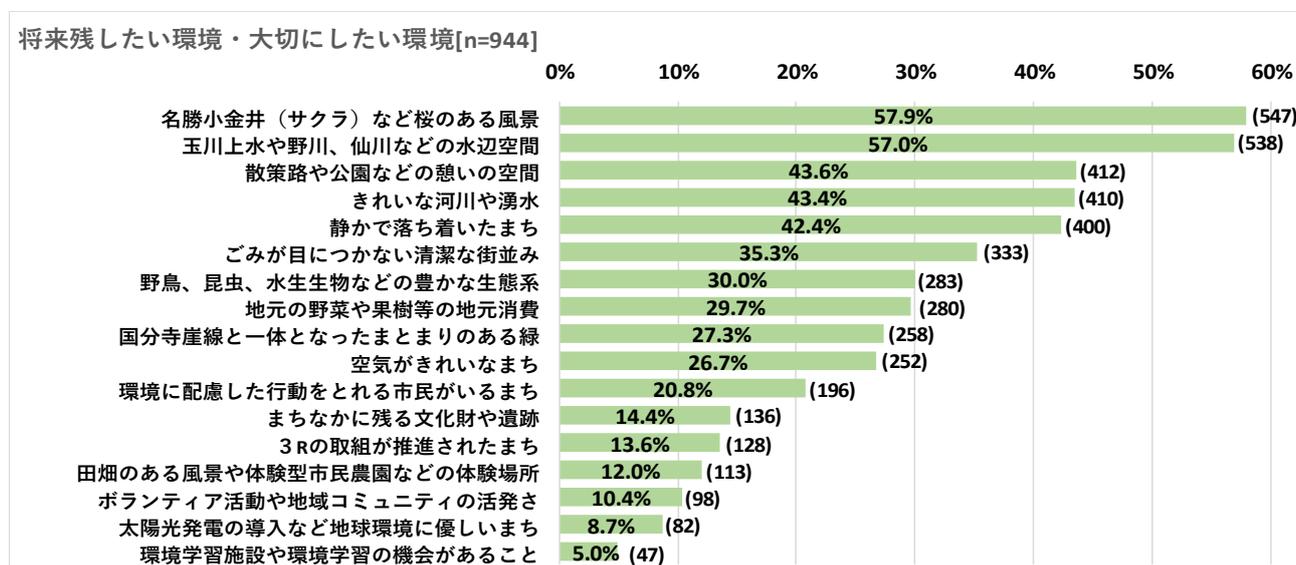
市民アンケート調査において、最も「今後重視すべき」という回答の割合が高かった取組は「ごみの適正な処理」（45.2%）であり、市民のごみ問題における関心の高さが伺えます。

次いで、「小金井らしい景観の保全」（35.2%）、「まちのみどりの保全・創造」（34.9%）、「人と自然とのふれあいの確保」（30.0%）が挙げられており、自然環境と一体となった市民の思う「小金井らしい景観」を保全していく必要があります。

○今後残したい環境

市民アンケート調査において、小金井市の「みらい」に残したい環境については、「名勝「小金井（サクラ）」など桜のある風景」（57.9%）、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」（57.0%）、「きれいな河川や湧水」（43.4%）といった市内の特徴的な資源のある環境や、「散策路や公園などの憩いの空間」（43.6%）、「静かで落ち着いたまち」（42.4%）といった、静かで安らげる住環境が挙げられていました。

将来残したい環境として多くの方がみどりや自然環境に関する項目を挙げており、現状への満足度が高いことから、市民が大切に思うみどりや自然環境をこれからも保全していく必要があります。



また、令和元年度の市民ワークショップにおいて、「将来に残したい/これから目指したい小金井市の環境」について話し合いました。以下に示すとおり、自然環境と住環境、コミュニティ（人との交流）に関する内容が多く見られました。

インフラ	・自然環境に配慮し災害に強い（停電時に太陽光発電で自給、など）
人・コミュニティ・交流	・介護福祉が手厚く、高齢者（障がい者）が安心して住める ・活気あるコミュニティ（世代間交流）、人との交流やコミュニケーション増 ・子育てしやすい ・教育環境の維持、若い人にとって魅力あるまち ・ごみ分別などエコへの意識が高い ・行政と市民との交流が活発
自然環境	・みどり豊かで、みどりをめぐる ・川で魚がとれ、水遊びができる ・湧水や水辺が保全されて周辺の生態系が保たれている ・豊かな自然との調和、便利な生活環境との共存 ・農地が身近にある
その他	・循環型社会の実践、確立がなされている ・下水や排水溝の清潔さが保たれる ・生産緑地が整備・維持されている ・ポイ捨て、ごみ散乱がない ・経済環境が良い ・昔ながらの家が残り、空き家がない



写真 2-2 令和元年度市民ワークショップの様子

4. 計画策定の方針

小金井市の現状や市民の声を踏まえ、第2次計画から継続する点・見直した点は以下のとおりです。

○将来の環境像の踏襲

- ・第2次計画では、「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を将来の環境像として定め、8つの基本目標のもと、環境面からのまちづくりの推進を図ってきました。
- ・環境基本計画は環境基本条例の基本理念を実現するための計画であることから、本計画でも、将来の環境像は基本的に第2次計画を踏襲しました。

○ネットワーク・協働体制の確立の基盤としての位置づけ

- ・第2次計画では、重点的な取組（テーマ）を5つ設定し、環境市民会議を中心に協働を進めていくことが想定されていましたが、取組状況にはばらつきが見られます。また、8つの基本目標の施策の内容と重点的取組の内容には重複が多く、計画の進行管理がしにくいという問題がありました。
- ・上記を踏まえ、本計画では重点的取組を設定せず、一つ一つの施策をしっかりと推進していくこととしました。ただし、特に重要と考える分野・取組であるネットワークづくりや協働体制の確立については、「計画推進の基盤づくり」と位置づけました。

○本計画で扱う項目・施策体系の再整理

- ・前述の「計画推進の基盤づくり」には、第2次計画の目標1「意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」の内容を含みます。そのため、第2次計画では8つであった基本目標を本計画では7つとしました。
- ・基本目標については、農業振興や文化遺産の保全等のほかの分野で主体的に取り扱われる項目は十分検討の上整理し、メリハリのある体系としました。また、近年の国内外の環境課題の動向を踏まえたキーワード（低炭素社会、気候変動、生物多様性等）を取り入れ、施策体系を見直しました。

○進行管理のための指標の設定

- ・第1次計画では、計画の進行管理のための「点検指標」が設定されていましたが、第2次計画では、データの継続性等の課題を指摘した上で、点検指標が設定されていませんでした。そのため、本市では、毎年施策・事業の実施状況を点検・評価し環境報告書で報告していますが、施策を実施した結果、本市の環境が良い方向に向かっているのか否かといった評価は実施できていない状況です。
- ・本計画では、施策の実施による効果等の評価も見据え、データの取得しやすさ等を考慮した上で、進行管理のための指標を2種類（環境指標・取組指標）設定しました。

○協働体制の見直し

- ・第2次計画では環境市民会議を協働の中核を担う主体として位置づけていましたが、計画に描いたとおりに重点的取組を実施することは困難でした。また、環境市民会議自体も創立から15年が経過し、組織のあり方を見直しを図っています。
- ・このことから、計画策定を契機に、環境市民会議と市との現在の関係性を踏まえつつ、将来を見据えた協働体制・計画の推進体制について協議を重ねながら再考し、第4章に反映しました。

市民参加による計画づくり

本計画の策定にあたっては、市民参加によるワークショップを以下のとおり3回実施しました。

	実施年度	対象	テーマ
①	令和元年度	小金井市にお住まいの満18歳以上の方	未来に誇れるこがねいの環境を考えよう
②	令和2年度		未来に誇れるこがねいの環境をつくるために～今、できることを考えよう
③	令和2年度	市内の小学生（3年生～6年生）とその保護者	こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～

※③は、「みどりの基本計画」策定のためのワークショップと同時実施

各回、様々な意見をいただきました。
いただいた意見は、本計画に反映しました。
貴重なご意見をありがとうございました。

ワークショップ①の結果

良いところ・悪いところ

将来に残したい/これから目指したい小金井市の環境

第2章「3.市民の満足度と将来に残したい環境」で紹介しました。現状・課題認識や、各基本目標で示した「目指す姿」を設定するにあたっての参考とさせていただきます。

ワークショップ②の結果

今取り組んでいること、これから取り組みたいこと

行動・活動を広げるために

行動の内容は、第3章「4.基本目標ごとの施策及び取組」の市民の取組の参考とさせていただきます。行動・活動を広げるアイデアは、第3章「3.計画推進の基盤づくり」の施策に一部反映、「市民ができる取組アイデア」として紹介しました。

ワークショップ③の結果

環境のためにできることを考えてみよう！

みんなで環境行動チェックリストを作ろう！

行動の内容は、第3章「4.基本目標ごとの施策及び取組」の市民や事業者の取組の参考とさせていただきます。また、基本目標1、基本目標6、基本目標7において、「小学生が考えた取組」として紹介しました。



第3章 環境像とその実現に向けた取組

1. 将来の環境像

本計画を推進することにより実現を目指す将来の環境の姿は以下のとおりです。
この姿を皆が共有し、一丸となって環境づくりに取り組んでいきます。

緑・水・生きもの・人 …わたしたちが心豊かにくらすまち小金井

緑・水・生きもの

小金井の環境を構成する基本要素で、心豊かに暮らす基盤であり、生物多様性や自然循環を重視して環境保全の考え方の方向性を表しています。

人

人は、緑・水・生きものから食料や木材等の共有、気温や湿度の調節、公園や崖線などで自然にふれることによる文化的な恵みを享受していることを自覚し、それらを保全・再生・創造していくという考え方を示しています。

わたしたちが

環境を保全・再生・創造していく方策として、環境教育・学習を通じて市・市民・事業者・教育機関（大学等）・市民団体等の各主体が絆を深めて、連携・協働することによって実行していくという気持ちを示しています。

心豊かにくらすまち

環境からの恵みを受け、環境を育むことによって、物質の豊かさにとどまらず、心の豊かさを大切にし、自然とふれあえるとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を通じて、低炭素で循環型のライフスタイルを目指し、豊かに位したいという願いが実現できるまちにしていこうという決意を示しています。

2. 計画の体系

将来の環境像を実現するために、すべての分野に関係し、計画推進の基盤となる重要な取組として「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」を位置づけました。

また、7つの分野ごとに基本目標を掲げました。各基本目標を達成するために推進する施策の方向（基本施策）を以下のとおり設定し、個別施策を展開していきます。

基本目標等	基本施策
計画推進の基盤づくり	基盤1 環境教育・環境学習
	基盤2 環境活動
	基盤3 情報発信・共有
基本目標1 みどりを守り、つくり、育てる みどり	1.1 みどりの保全 1.2 みどりの創出 1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進
基本目標2 地下水・湧水・河川の水循環を回復する 地下水・湧水・河川	2.1 地下水・湧水の保全 2.2 河川環境の保全 2.3 水資源の有効利用
基本目標3 都市の生物多様性を守り親しむ 生物多様性	3.1 生物多様性の保全 3.2 自然とのふれあいの推進
基本目標4 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る 生活環境	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策 4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション
基本目標5 美しく住み心地のよいまちを守る 景観	5.1 景観の保全・活用 5.2 美しいまちなみの維持
基本目標6 3R 推進で循環型のまちをつくる 循環型社会	6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進 6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標7 エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる 低炭素・気候変動・適応	7.1 家庭・事業所における低炭化の推進 7.2 移動における低炭素化の推進 7.3 気候変動適応策の推進

3. 計画推進の基盤づくり

本計画では、「みどり」「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の7つの分野に応じて基本目標を定めています。各分野の施策を展開するには、市民や事業者等との協働は不可欠です。

本項目では、環境施策を協働で進めるために、各基本目標の基盤となる「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」について取組方針を示し、各基本目標の中で具体的に反映・展開していきます。

なお、本項目では、市の施策や環境保全団体の活動紹介等を行っているため、興味・関心のある分野の取組の発見や参加のきっかけづくりに活用してください。

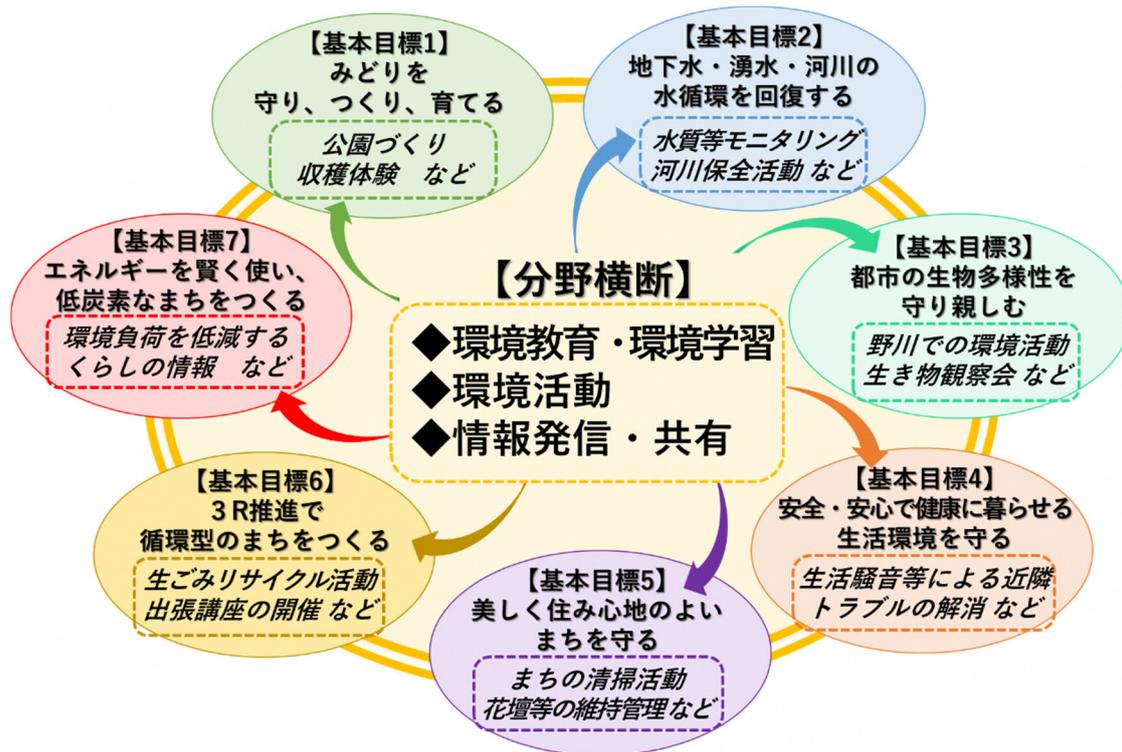


図 3-1 基盤となる取組の各基本目標への反映・展開イメージ

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」と協働

2015年9月に国連総会において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、ゴールとターゲットがすべての国、すべての人々、及びすべての部分で満たされるよう、誰一人取り残さない、ということを実践の原則としています。

本市においてもSDGsの考え方を取り入れ、「目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関連する本項目において、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進していきます。



基盤 1 環境教育・環境学習

【取組指標】

指標	現状	目標
環境に関する体験・啓発イベント	3回（令和元年度） ※公民館主催の自然観察会2回、 クリーン野川作戦1回	現状以上
環境に関する講座実施回数	25回（令和元年度） ※出張講座24回、公民館講座1回	現状以上
環境関連施設見学会	10回（令和元年度）	現状以上

1.1 学習の場・機会の創出

市内には都立公園や崖線等のみどり、玉川上水をはじめとする水辺など、環境学習のフィールドが豊富に存在しています。これらを有効活用し、クリーン野川作戦等の環境学習プログラムやイベント、環境学習講座等の学習機会を提供していきます。

環境保全活動への参加により、本市の環境への関心や理解を促し、子ども向けの環境教育を充実していくことで親世代への参加につなげるなど、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々の環境学習活動への参加できる機会を創出するとともに、大学等の機関や市民団体とも連携しながら内容の充実を図ります。

1.2 担い手の創出

環境保全活動への参加を促すとともに、小学校や事業所等へのお出張講座や体験学習を通して多世代の市民に気軽に活動に参加してもらい、環境について知ってもらうことで未来の本市の環境保全を担う人材の育成につなげていきます。また、ボランティアポイント等既存制度を活用し、活動参加の動機づけとなる仕組みも検討していきます。

市民の環境学習活動・環境保全活動を推進するため、「こがねい市民活動団体リスト」の環境分野の団体登録や新規メンバーの登録を促します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	市民参画による公園づくり 市民農園や体験型農園 自然観察会 等	基本施策1.1 「みどりの保全」 基本施策1.2 「みどりの創出」 基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
	まなびあい出前講座 公民館講座 等	基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	体験活動 (クリーン野川作戦) 等	基本施策2.2 「河川環境の保全」
	まなびあい出前講座 等	基本施策2.1 「地下水・湧水の保全」
循環型社会	まなびあい出前講座 くるカメ出張講座 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
	可燃ごみ処理施設見学会 等	

体験型のプログラム

- ・本市の代表的な環境学習プログラムの一つとして、環境市民会議や市民団体と連携した田んぼ体験があり、武蔵野公園のとんぼたんぼや東京学芸大学圃場等を活用した体験学習を実施しています。
- ・河川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であるクリーン野川作戦は市民の認知度も高く（P27 アンケート結果参照）、例年 220 人程度の参加者数を保っています。
- ・家族イベントの一環として毎年参加する市民もいることから、今後も環境保全に関する啓発の一端を担う取組であるといえます。



写真 3-1 クリーン野川作戦

出典：環境市民会議ブログより

環境学習講座

- ・本市では「まなびあい出前講座」や「くるカメ出張講座」を実施しています。市役所が実施する「まなびあい出前講座」のうち、環境に関する内容は 5 講座あります。「くるカメ出張講座」はごみ減量の意識啓発の講座となっています。
- ・公民館では、成人大学、成人学校、子ども体験教室等の各種講座を開催しており、環境分野では農業体験や自然観察、庭木剪定等の講座が実施されています。講座の受講生の有志で設立された市民団体が、市とみどりのパートナーシップ協定を結んで活動している例もあります。



写真 3-2 くるカメ出張講座の様子

環境関連施設

- ・令和 2 年 4 月 1 日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。希望者への施設見学会も実施しています。
- ・環境配慮住宅型研修施設「小金井市環境楽習館」は、環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的とした施設です。

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

<市民が既に取り組んでいること>

- 野川などの自然で遊ぶ
- 生ごみコンポストを利用する
- 農地を活用するイベントに参画する
- 子どもたちが野外で遊べる場づくりに参画する など



<これから取り組めると良いこと>

- 野外での調理イベントを開催する
- 地元の野菜を活用したイベントを開催する
- ゴミ拾いのイベントをゲーム化する
- 玉川上水など、地元の環境や資源をもっと知る
- 陶磁器など身近な品物は多くの資源からできているということを知る
- 多世代で交流し、円滑なコミュニケーションに繋がられるイベント（焼き芋など）を開催する
- 子どもは親への環境意識啓発の役割、学生・若者は子ども向けイベントでのサポーターの役割、シニア（リタイア層）は市全体の環境普及啓発の役割となって活動する など

基盤 2 環境活動

【取組指標】

指標	現状	目標
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	15 団体（令和 2 年度）	現状以上

2.1 市民協働体制の強化

環境保全等に係る事業については、市と小金井市環境基本条例で規定された環境市民会議が、環境保全等の団体、教育機関、市民、事業者等とのネットワークをつくりながら連携し、協働で推進していきます。市は、環境市民会議の活動を支援し、協働の体制強化へつなげます。

また、環境美化サポーター制度、ごみゼロ化推進員制度等各種制度の運用、みどりのパートナーシップ協定の締結等により、引き続き市民の活躍を支援し、協働で活動を進めます。

2.2 場・人材・情報のネットワーク化

本市では毎年環境フォーラムを実施しています。今後も市民団体や事業者等の各主体が様々なテーマでつながりをもち、活動成果を発表・共有できるような交流の場を創出していきます。

また、大学等の教育機関や事業者、市民団体とも連携を強化し、必要機材の貸し出しや協力金等でサポートを行うことで、環境保全活動が円滑に実施できるよう相互連携を図っていきます。

河川環境や廃棄物に係る事業など、広域連携が必須となる取組も存在することから、市内にとどまらず、関係自治体や市民団体等とも連携を強化し、有益な情報の共有を図ります。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	みどりのパートナーシップ協定 (花壇維持管理・緑化推進等)	基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	流域単位の連携 等	基本施策2.2「河川環境の保全」
景観	環境美化サポーター制度 (市内の公園・道路等の清掃活動等)	基本施策5.2「美しいまちなみの維持」
循環型社会	ごみゼロ化推進員との連携	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
	廃棄物の共同処理 等	基本施策6.2「安全・安心・安定的な適正処理の推進」

市民協働について

- 本市には、市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。時代の変遷とともに様々な分野の部会も設置され、現在では地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はげの環境部会の7つの部会で構成されており、毎年活動計画と環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。
- 本市では、市民の積極的な活動を促すため、環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）、みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）、ごみゼロ化推進員制度の運用や、子供会による遊び場等の清掃及び除草協力を実施しています。各活動に対して清掃用具の貸し出し、保険加入、協力金等を行い、地域コミュニティを基盤とした環境活動をサポートしています。

市民活動

・本市では毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新しており、環境分野では 15 団体（令和 2 年 7 月 1 日更新版、環境市民会議含む）が掲載され、市内各地で活動を行っています。ただし、一部の活動団体はメンバーの高齢化や固定化等の課題を抱えており、今後、活動内容・体制が縮小されてしまうことが懸念されます。



写真 3-3 市民活動の様子

表 3-1 「こがねい環境市民団体リスト」の「環境」分野に登録されている団体名とその活動分野・キーワード

分野・キーワード	団体名
環境全般	環境市民会議
みどり、景観	みどり剪定サークル
みどり、河川・地下水	野川自然の会
みどり、河川・地下水	はけの森調査隊
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	野川ほたる村
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	みんなでつくる 野川ビオトープの会
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	小金井自然観察会
みどり、循環型社会	「元気野菜作りを楽しもう」の会
みどり、循環型社会	生ごみを土に還す会
循環型社会	土曜・生ごみリサイクル連絡会
循環型社会	NPO 法人 環境再生機構
循環型社会、景観	小金井を美しくする会
生活環境	小金井地域猫の会
生活環境	小金井市放射能測定機器 運営連絡協議会
環境教育	NPO 法人 こがねい環境ネットワーク

大学や関係機関との連携

- ・本市は市内及び周辺の 6 大学（東京学芸大、東京農工大、法政大、亜細亜大、武蔵野大、総合学院テクノスカレッジ）、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットと協定を結び、地域活性化や環境保全活動等での連携も図っています。
- ・広域連携としては、東京都環境局及び多摩 26 市の環境政策担当者と構成する「東京都市環境・公害事務連絡協議会（年 6 回開催）」、野川流域連絡会等への参加を通じて流域自治体や環境活動団体と連携を図り、情報共有を行っています。

市民団体や大学等との交流の場づくり

- ・環境フォーラム（平成 17 年度から毎年開催）では、体験学習、環境団体の活動紹介、環境賞授与式を実施しており、市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。
- ・平成 30 年度にはマイクロプラスチックに関する講演会を開催したり、令和元年度には環境×防災をテーマとする等、毎年異なるテーマが掲げられており、環境問題におけるトレンドを知ったり、参加者間の情報交換の場として有益なイベントです。

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

<市民が既に取り組んでいること>

- 農園ボランティアに参加する
- 地元の野菜を買う など

<これから取り組めると良いこと>

- 玉川上水の桜とみどりが共存できるような活動をする
- 市内事業者と連携して、地場野菜の配送システムをつくる
- 分別するとインセンティブが付与されるようなしくみをつくる など



基盤 3 情報発信・共有

【取組指標】

指標	現状	目標
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	特集号の実施なし	特集号の実施 1回/年

3.1 効果的な情報発信

市報こがねい、市ホームページをはじめ、各課 Twitter、ごみ分別アプリなど市独自の媒体に加え、他分野の団体等と連携し、各団体が保有する既存の媒体での情報発信を行うことで、市民が必要な情報へのアクセス性を向上させます。

3.2 環境情報の共有

本市では毎年、環境報告書やこがねいデータブックで実施事業の達成状況および関連データ、詳細データについて提供してきましたが、やや専門的な内容となっていましたであるため、これからは環境情報を市民にもわかりやすく、より伝わりやすいものとなるよう工夫していきます。

蓄積してきた環境情報によって環境保全に係る取組が環境にどのような影響を及ぼしたか等を把握し、本計画における環境指標の評価を行う際に有効活用します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	生き物マップ 緑化の技術支援情報 外来種情報 生物多様性の現状 等	基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.1 「生物多様性の保全」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	水利用に関する情報提供 節水情報 等	基本施策2.3 「水資源の有効利用」
生活環境	大気や騒音などのモニタリング情報 等	基本施策4.2 「環境モニタリングやコミュニケーション」
景観	景観資源の価値・魅力情報 散策マップ 等	基本施策5.1 「景観の保全・活用」
循環型社会	ごみの減量・分別情報 適正処理の情報 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」 基本施策6.2 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
	小金井市ごみ分別アプリ 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
低炭素、 気候変動、適応	省エネ機器や次世代自動車等の紹介 気候変動による影響の紹介等	基本施策7.1 「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2 「移動における低炭素化の推進」 基本施策7.3 「気候変動適応策の推進」

情報発信

- ・本市では毎月2回「市報こがねい」を発行し、全戸配布を行っています。「市報こがねい」は、スマートフォン等用アプリ「マチイロ」を通じても配信しています。
- ・多摩地域内の各地で発行されている情報誌やパンフレットなどの情報を電子書籍を無料で閲覧することができる、地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks (たまイーブックス)」にも「市報こがねい」を掲載しています。
- ・平成27年6月からは「小金井市ごみ分別アプリ」の配信、令和元年7月から小金井市環境政策課のTwitterを開設・運用するなど、情報発信媒体を増やしています。
- ・10代～40代では利用しやすい媒体としてTwitterやFacebook等のSNSが上位に入っていることから、紙面だけではなく、インターネット上で手軽に確認できる媒体を活用した情報発信を行っています。



図3-2 ごみ分別アプリ

情報の共有

- ・本市では毎年、環境施策の実施状況や各種データを「環境報告書」としてとりまとめ、公表しています。また、小金井市基本構想・基本計画策定にあわせて公表される「こがねいデータブック」では、人口等の基礎指標、環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康、計画の推進について各項目に分けて掲載しています。
- ・令和元年度実施の市民アンケート調査においては、市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低く、取組・施設を知っていても参加・利用したことがある人はいずれの項目においても1割以下でした。
- ・環境活動の取組に参加しない理由を見ると、「時間的余裕がない」というのが最も大きい理由として挙げられています。自由記述の中では活動自体を知らない、参加方法がわからない、という意見も見られます。
- ・環境について少しでも多くの市民に知ってもらうため、これからも各種媒体を通じて、情報提供を行っていきます。

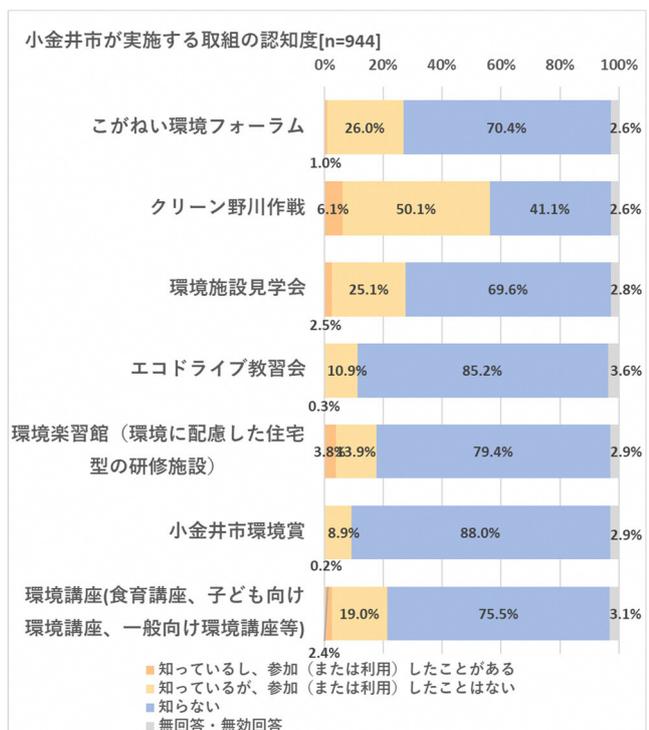


図3-3 本市が令和元年度時点で実施していた取組・施設の認知度
(市民アンケート調査結果より)

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

- 子どもから大人へ、シニア層から他の世代へ働きかける
- 学生・若者に対しては、SNSや動画投稿サイト等で情報を拡散させる
- シニア層に対しては、市報に環境情報を掲載する
- 市民が一度は訪れる市庁舎から情報を発信する
- 市内飲食店で地場野菜を使用していることをPRする



4. 基本目標ごとの施策及び取組

○この項目の見方

ここでは、将来の環境像を実現させるために、各分野（基本目標）ごとに 10 年後に目指す姿や目標と、それに対する現状・課題、今後 10 年で展開する市の施策及び市民・事業者の取組を示します。

①基本目標ごとに目指すところ

基本目標

施策、各主体の取組により実現させたい環境(目指す姿)

基本目標に関係するSDGsのゴールと、関連して実施する取組の内容

環境の状態をあらわす指標とその現状、10年後の目標

基本目標 1 **みどりを守り、つくり、育てる**

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様な重要な機能を持つみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール

目標 11：包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
・みどりを保全・創出し、災害に強く、魅力的ですっと住み続けたいまちをつくる

目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市みどりの基本計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	27.9%
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	72%（令和元年度）	80%

この分野に関連する市の計画

②施策の展開

・目指す姿の達成、環境目標の達成に向けて今後 10 年で実施する施策の体系

<施策の展開>

基本目標	基本施策	施策
1. みどりを守り、つくり、育てる	1.1 みどりの保全	1.1.1 まちなかのみどりの保全
		1.1.2 農地の保全・活用
	1.2 みどりの創出	1.2.1 公園・緑地の創出・活用
		1.2.2 みどりのまちなみの創出
	1.3 みどりをはくくむ市民活動の促進	1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出
		1.3.2 協働による活動の推進

③現状・課題

・環境の状態や各主体の取組や意識に関する現状と取り組むべき課題

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度） 公共緑地：0.37ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園> 4 農園、3,070.37㎡ <体験型市民農園> 2 農園、4,489.46㎡（令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.1.1 まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地制度等の指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行います。また、みどりの実施に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発にあたって既存樹木の保護を促進するため、宅地開発等指導要綱の環境配慮指針の見直しを行います。

②市民の取組 小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 播磨ボランティア等に参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に利用し、農地の保全に貢献します。

③事業者の取組 小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

環境配慮指針の参照ページ

施策の進捗を測る取組指標

目標達成のために市が進める施策の内容

目標達成のために市民が進める取組

目標達成のために事業者が進める取組

基本目標 1

みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能をもつみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともにみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
・みどりを保全・創出し、災害に強く、魅力的でずっと住み続けたいまちをつくる



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市みどりの基本計画

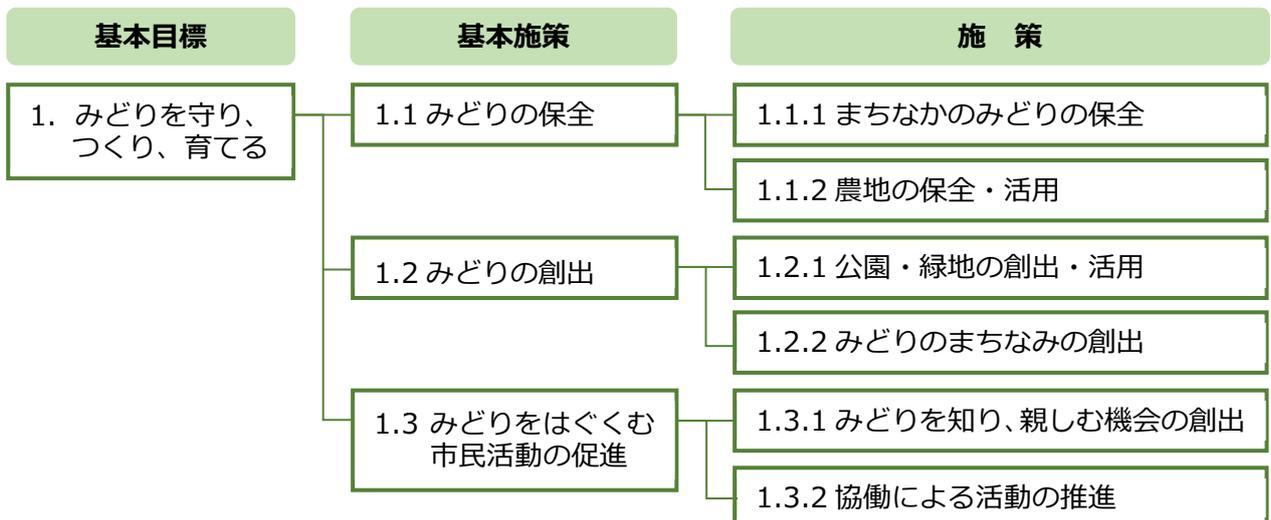
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	28.0%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%（令和元年度）※	80%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆みどりの特徴

- ・本市のみどりは、崖線や野川、玉川上水など慣れ親しんだ小金井らしい景観を形成し、癒しを与えてくれます。みどりがあることで地下水が涵養され、湧水を保全することができます。また、これらのみどりは動植物の生息・生育地や移動経路としても重要です。時には自然とのふれあいの場や遊び場、皆の活動の場にもなります。他にも、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動適応の観点や、火災時の延焼防止・災害時の避難所など防災の観点からも重要です。
- ・このような多面的機能・役割をもつみどりは、都市をより豊かに、快適にするための基盤（グリーンインフラ）であり、市民の生活と密接に関わっています。
- ・市内には、崖線（はげ）や野川、玉川上水のみどり、公園や学校、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどりがああります。緑被地の内訳としては、樹木・樹林地（竹林を含む）が最も多く（市域の約18%）、草地と農地がほぼ同じ面積（約6%）を占めています（図3-4）。
- ・これらのみどりを期待される機能に応じて保全・管理しつつ、新たなみどりを創出することで、その多面的機能を将来にわたって維持・向上させることが必要です。

※「みどり」は、樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含みます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含みます。（小金井市みどりの基本計画における定義）
「緑被地」は、樹木・樹林地、草地、農地などで被われた土地のことで、図3-4のグラフは①樹木・樹林地（竹林含む）、②農地（樹木畑）、③農地（その他）、④草地（管理）、⑤草地（雑草地）に分類して調査した結果を集約しています。

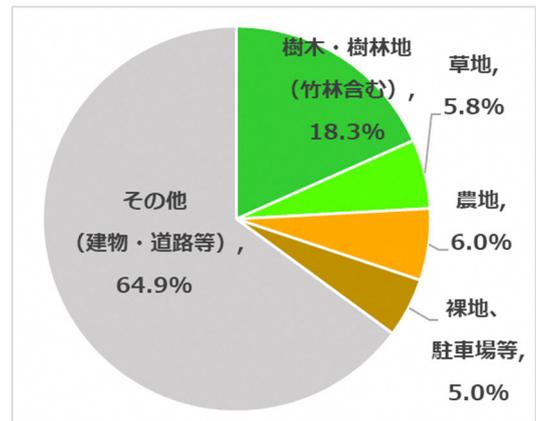


図 3-4 緑被地・裸地等の割合 (令和元年度)

◆みどりの現況

- ・本市のみどりは減少傾向にあり（図3-5）、みどりの全体量を示す緑被率は平成21年度からの10年間で33.7%から30.2%に変化しました。減少量は40.53haで、これは小金井公園の面積（約80ha）の半分に相当します。
- ・崖線や屋敷林、社寺林などのみどりは、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく国分寺崖線緑地保全地域、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づく環境保全緑地（環境緑地、公共緑地）、保存樹木、保存生け垣などの制度により保全が図られています（表3-2）。今後大幅な増加は見込めませんが、引き続き制度を活用した保全及び維持管理を行っていくことが必要です。
- ・公有地である公園・緑地面積は増加しています。平成30年度の市域に占める割合は7.0%であり、周辺市町村の中で最も高くなっています。
- ・民有地については、人口増に伴う宅地開発による農地や樹林地の減少が進んでいます。農地のう

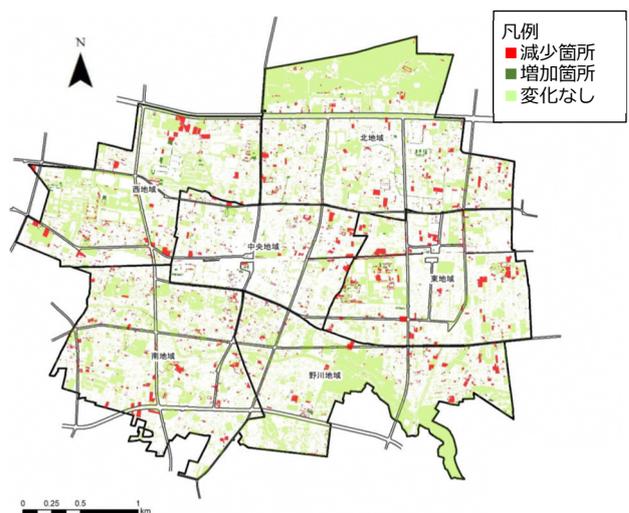


図 3-5 緑被地の増減箇所図(2009⇒2019)

ち「生産緑地」については令和4年（2022年）にその大半が指定期間30年の期限を迎え、一斉解除や農地以外への転用などが懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていることから今後も農地が減少する恐れがあります。本市においては、指定解除となる生産緑地のうち約8割が「特定生産緑地」の指定を受け、引き続き農地として維持される見込みです。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地の民間企業等への貸し出しがしやすくなったことから、多様な主体の参画による農地の活用が期待されます。

表3-2 保全が図られているみどり（令和元年度）

制度		箇所数	面積等
特別緑地保全地区		1	1.29ha
緑地保全地域		3	1.31ha
環境保全 緑地	環境緑地	9	4.78ha
	公共緑地	4	0.37ha
保存樹木		-	842本
保存生け垣（指定延長）		-	3833.3m

- ・まちなかのみどりを増やすため、生け垣造成奨励金制度を運用していますが、平成25年度以降は1～3件で推移しています。また、一定の規模を超える指定開発事業に対する緑化指導などを行っていますが、みどりの減少を抑制するのに十分とは言えない状況です。

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、「みどりの豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は71.8%で、すべての項目で最も満足度が高くなっていました。「公共の広場や公園の利用しやすさ」は58.8%で、全項目中3番目に高いという結果でした。みどりに関する満足度は、他の環境分野と比較して高いと言えます。
- ・「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」への参加状況は、「参加している」又は「かつて参加していた」という回答は12.5%でしたが、「今後機会があれば参加したい」という回答が55.4%であり、緑化活動への参加意欲がある方を活動に取り込んでいくことが必要です。
- ・現在は、環境市民会議による緑地・公園調査、市民団体による緑地の管理、公園の整備における市民や専門家との連携や、市民参加による管理（花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティア）、農地における援農ボランティアなどの活動が進んでいますが、ボランティアの高齢化や参加者の固定化などの問題もあり、様々な主体の参画や人材の確保が必要です。

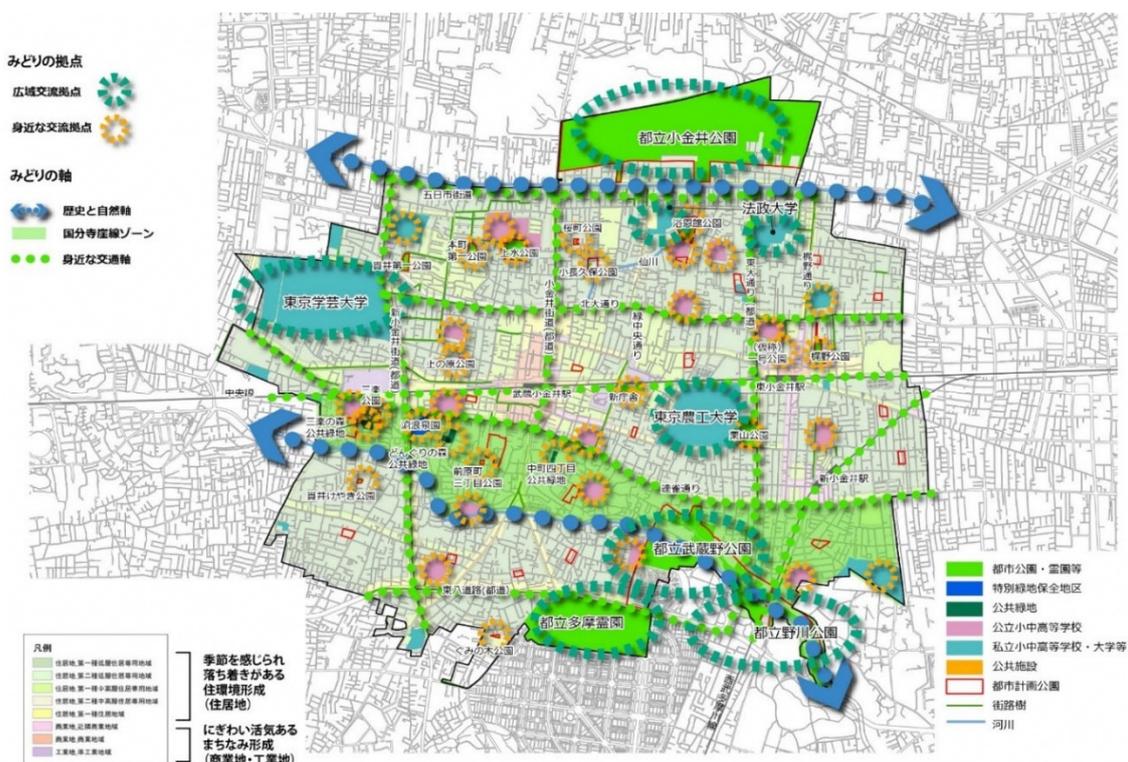


図3-6 みどりのまちづくり方針図（素案）

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度） 公共緑地：0.37ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園> 4農園、3,070.37m ² <体験型市民農園> 2農園、4,489.46 m ² （令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.1.1 まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地などの指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行うとともに、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発にあたって既存樹木の保護を促進するため、宅地開発等指導要綱の環境配慮指針の見直しを行います。

拠点・軸となるみどり

みどりの拠点	みどりの軸
まちなかに点在する一定規模のみどりで、ヒートアイランド等の減少緩和や大気浄化等の環境保全の機能を発揮するとともに、人が集いレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所等としての役割を担います。 <例> ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都市公園・霊園や大学等 ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公共施設	崖線や河川、街路樹等の連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成等、人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止等の役割を担います。 <例> ・河川や崖線、主要な道路の街路樹（東西方向の軸） ・東西方向の軸に平行、直行して市内をつなぐ、移動経路となる主要な道路、鉄道路線

(写真を掲載予定)

1.1.2 農地の保全・活用

農地の宅地化を抑制し、今後も農地として保全するために、改正生産緑地法の各種制度を活かして生産緑地の維持に努めるほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されたことに伴い、民間企業等への生産緑地の貸し出しを行いやすくなったことから、多様な主体の参画による農地の活用を図ります。

また、農業の担い手不足による農地の減少を抑制するために、引き続き援農ボランティア等による営農支援を行います。

市内植木農家からの緑化資材の調達、環境保全型農業の推進、地元野菜の給食への活用、収穫体験や農業イベントなどの機会を通して、地元農産物の利用促進や、農地を活用した魅力ある交流・地域づくりを推進します。また、他自治体との交流により、農地の保全や活用について、引き続き調査・研究を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティア等に参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に利用し、農地の保全に貢献します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。
- 市内での体験農園の運営への参加などを検討します。
- 宅地開発等の事業の際には、既存樹木をできるだけ保全します。

(写真を掲載予定)

1.2 みどりの創出

<取組指標>

指標	現状	目標
公園・緑地面積	85.73ha（平成 30 年度）	現状より増加

①市の施策

1.2.1 公園・緑地の創出・活用

みどりの“拠点”の創出のため、引き続き公園等の整備を進めます。整備にあたっては、「小金井市公園等整備基本方針」に基づき、既存のみどりとの連続性を考慮した一体的な整備、配置の見直しや機能の充実などを図り、公園・緑地の質の向上に努めます。

学校や公民館など公共施設におけるみどりの保全・管理及び緑化も引き続き実施します。

また、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを整備し、みどりのネットワーク化を図るために、引き続き道路沿いの街路樹の整備等を行います。

1.2.2 みどりのまちなみの創出

みどりあふれるまちなみを創るために、住宅、事業所などの民有地において庭木やプランター、花壇なども活用して、できる限りの緑化を進められるように支援をしていきます。緑化の方法などついて、「緑化の手引き」等を作成して情報提供を行います。また、生け垣造成奨励金制度の適用対象を拡大してより使いやすい制度とし、接道部の景観を高めるような緑化を促します。

開発時には、宅地開発等指導要綱の環境配慮指針の適用面積の引き下げにより、緑化基準を適用する対象を拡大し、開発を契機とした緑化を促進します。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 「緑化の手引き」等により緑化技術に関する情報を収集し、接道部や敷地内の緑化に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境配慮基準等に基づき、敷地内の緑化や接道部の緑化に努めます。
- 店舗軒先や道路際を活用したプランター緑化や壁面緑化など、接道部のみどりを増やし活用する取組を進めます。

1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進

<取組指標>

取組指標	現状	目標
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

①市の施策

1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出

本市のみどりへの関心を高めるために、みどりの実態調査結果やみどりの基本計画の紹介、ガーデニングや優れた緑化事例の紹介など、様々な手段・内容で情報発信の充実を図ります。

また、小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実をはじめ、イベント・講座などにおける学習機会の提供、地元大学や市民団体等との連携による人材育成などにより、みどりへの理解を深め、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

1.3.2 協働による活動の推進

市民参加によるみどりの保全・活用を充実させるために、清掃用具の提供や補助金の交付など、既存ボランティアの活動支援を継続します。活動の活発化のためボランティア同士の情報交換の場を設けて交流を図るとともに、活動の間口を広げるために、気軽に参加しやすい新しいボランティア制度の創設などを行います。

また、地域を挙げてみどりを維持・創出していくために、市民参加による公園づくり、学校や公的施設のみどりの地域による管理、剪定等のボランティアの紹介を進めます。

みどりに関する募金など新たな資金確保につながる仕組みづくりを検討し、既存の活動に参加することが難しい市民でも、みどりの保全や創出に関わることができるようにします。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- みどりに関するイベントや講座に参加し、みどりへの理解を深めます。
- 環境保全緑地や公園・緑地、地域のみどりを管理・活用する活動に参加します。
- 活動が難しい場合でも募金など、自分のできる範囲でみどりの保全に関わっていきます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- みどりに関するイベントや講座に参加し、みどりへの理解を深めます。
- 自社の敷地内の緑化の取組を積極的に発信します。
- 地域貢献の観点から、環境保全緑地や公園・緑地、地域のみどりを管理・活用する活動に参加します。
- 活動が難しい場合でも募金など、できる範囲でみどりの保全に関わっていきます。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- 街路樹を増やす
- みどり、木に毎日水をやる
- 植物（草、木）を大事にする
- 庭園を造る
- 植物をたくさん植える
- 花を育てる（最後まで）
- 植物からとった種をまた植える
- 植物に関心をもつ
- 畑で野菜を買う
- 公園をきれいにする
- みどりを守るために学校などで動いて木を植えたりする



武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水の水辺等による水循環のメカニズムが広く理解され、かつて「どぶ川」と呼ばれた野川の水質改善・水涸れ対策など、水環境・水利用に関して取り組んできた歴史や成果を皆で共有しながら、地下水・湧水等の水循環を回復する取組を継続し、将来にわたって豊富な水資源が利活用されていることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 ・地下水、湧水、河川の水質を維持し、市民等の健康に影響が出ないように監視する



目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 ・地下水、湧水、河川の水質を維持し、衛生的に利用できるよう監視する
 ・水循環を回復し、将来にわたって維持するために、地下水の涵養を進める
 ・水資源を大切に使うため、雨水利用を進める
 ・水と衛生に関わる分野において市民参加を促進する

関連する計画▶▶▶地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない※1
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：960L/分（令和元年度）	現状から減少しない※1
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L（令和元年度）※2 ②BOD：0.5mg/L（令和元年度）※2	左記項目についてすべての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成※3 ①7.5mg/L 以上、②2mg/L 以下
湧水の水質	①硝酸性窒素：5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満（令和元年度）	左記項目についてすべての地点・回で地下水環境基準※4を達成 ①10mg/L、②0.01mg/L 以下、 ③0.01mg/L 以下、④1mg/L 以下

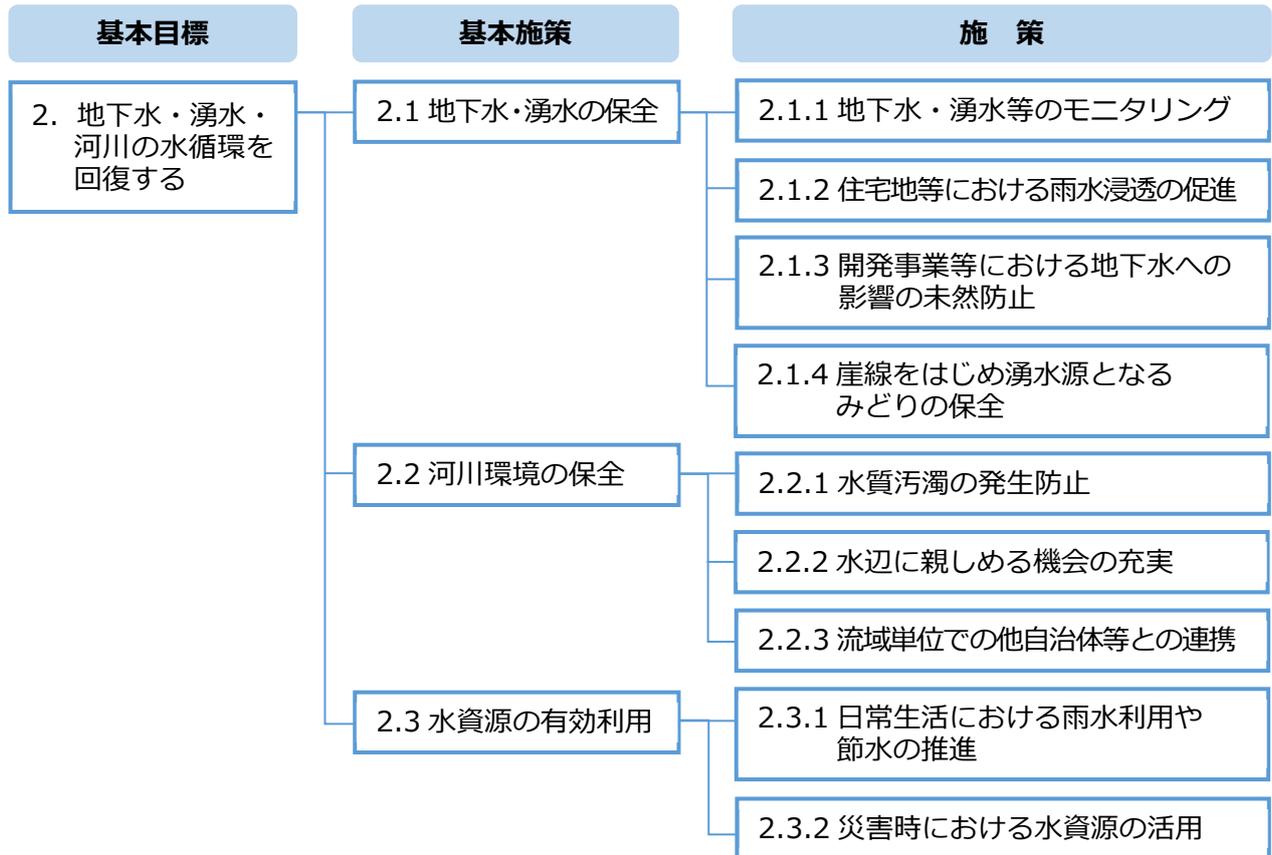
※1 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定しています。

※2 当該年度のすべての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅です。

※3 本地点に適用される水質環境基準は D 類型ですが、現状値は、D 類型基準値よりも良好である A 類型相当であることから、A 類型相当を目標に設定しました。

※4 湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用します。

<施策の展開>



(写真を掲載予定)

現状・課題

◆地下水・湧水・河川との関わり

- ・「小金井」の地名は、「黄金に値する豊富な水が出る」に由来するとも言われ、本市では昔から地下水が生活や産業に利用されてきました。市の南部を東西に走る国分寺崖線（はげ）の周辺では、武蔵野台地に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川などととも身近な水辺となっています。
- ・このような良好な水環境をもつ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水など水循環の健全化に取り組んできました。



写真 3-4 黄金の水（宝永四年六地藏）

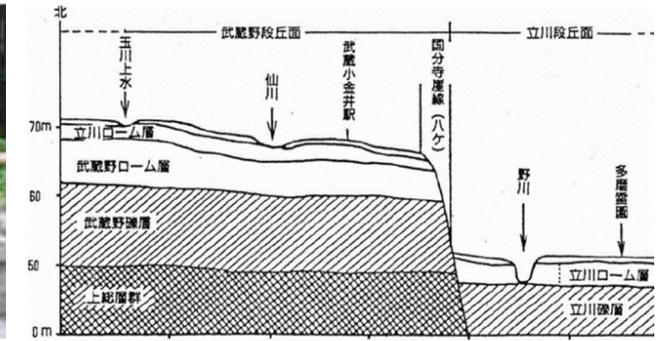


図 3-7 国分寺崖線（はげ）の地形

◆地下水・湧水・河川環境の現状

- ・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図 3-8、図 3-9）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、概ね良好な状態に保たれていると考えられます。
- ・代表的な河川である野川は、湧水時には水濁れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。**野川には直接排水が流入することはありませんが**、本市の下水道は多くが合流式であるため、大雨時には**下水道管から水が溢れ**、汚水が雨水とともに河川などの水環境中へ排出されてしまう恐れがあります。
- ・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、**市内の水環境をモニタリングしていくことが重要**です。**また、自然災害が発生した際に水利用に困らないよう、予め備えておく必要があります。**

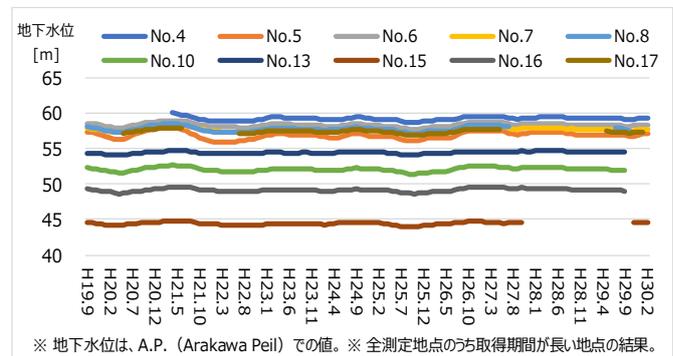


図 3-8 地下水位の推移

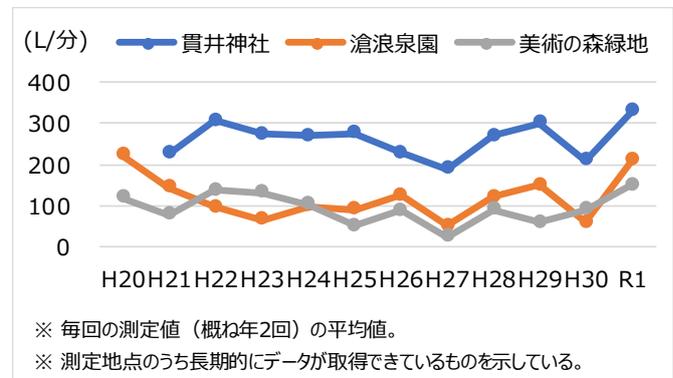
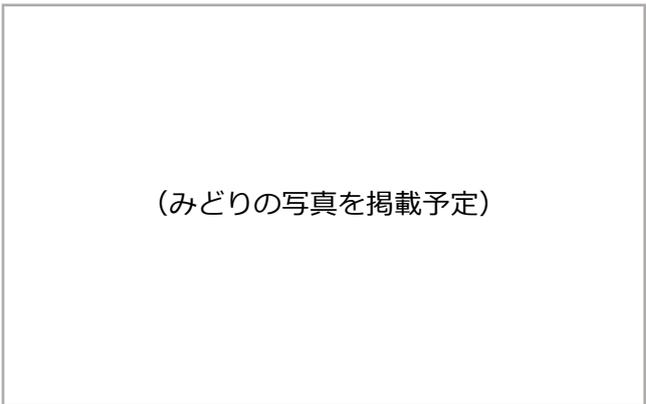


図 3-9 湧水調査結果

- ・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民にさらに PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。

◆地下水・湧水の保全の取組

- ・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で、宅地が 11ha 増加する一方で農地が 7ha 減少し、農地から宅地への転用が進んでいます。
- ・湧水の湧出過程において、崖線をはじめとするみどりが重要な役割を果たしています。これらのみどりは、国・都・市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林等の形で保全・担保されており、この状況を継続していくことが重要です。
- ・また、市域の 6 割を占める住宅地等における地下水涵養を促進するため、新築や増改築時の雨水浸透ますの設置や、道路における雨水浸透ます等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のためにも、住宅地や道路における雨水浸透などの取組を一層進めていくことが重要です。



◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「水のきれいさ（河川や湧水の水質、におい等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 52.9%、「水辺との親しみやすさ（河川や湧水を身近に感じるか）」については 47.9%でした。
- ・同市民アンケートでは、節水に関する取組である「こまめに水道の蛇口をしめる」を「いつもしている」と回答した市民が 82.9%、「ときどきしている」と合わせると 95.6%であり、水を大切にするという意識は浸透していると考えられます。また、水利用量（1 人 1 日あたり）をみると、直近の 5 年間は 280～298L の範囲内であり、全国平均値（297～303L）よりも少ない量となっています。今後も水を大切に使うという意識を持ち続けることが重要です。
- ・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、毎年多くの市民が参加しています。このほかにも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

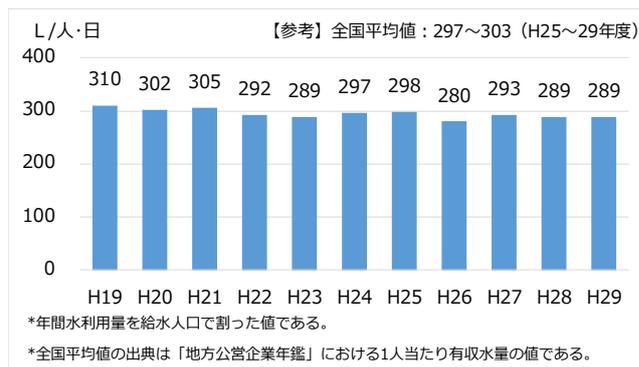


図 3-10 水利用量の推移

施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水・湧水の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （令和元年度）	頻度や地点について現状維持もしくは拡充
雨水浸透ますの設置数（単年度）	1,659 基（令和元年度）	毎年 1,500～2,000 基の範囲又はそれ以上※ ¹
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m ² 透水性インターロッキングブロック計 1,884m ² （令和元年度）	（設定しない）※ ²

※¹ 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）を踏まえ設定しました。

※² 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しませんが毎年度の把握は継続します。

①市の施策

2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水等を測る体験イベントなどを検討・実施します。検討・実施にあたっては、市、環境市民会議、大学等の教育・研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力体制を構築します。

2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水を浸透させ地下水涵養を促進するために、引き続き、新築や増改築における雨水浸透ます（図 3-11）等雨水浸透施設の設置・普及促進を行います。水道事業者との連携などによる効果的周知や、設置助成を行います。道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透対策を進めていきます。

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

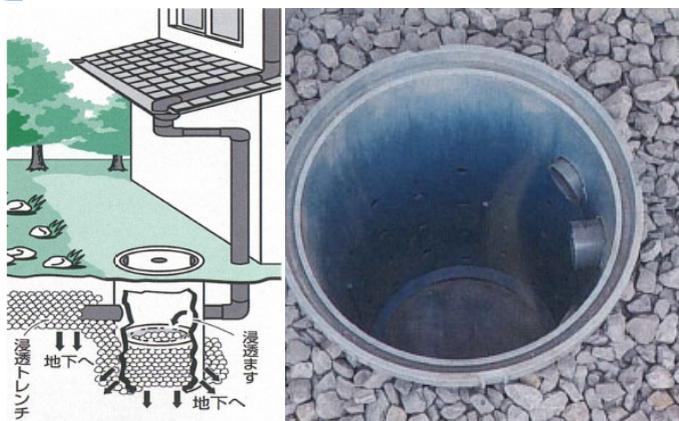


図 3-11 雨水浸透ますの概念図と設置例

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者に「地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査等を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議を踏まえながら、事業による影響の把握や実施した対策の評価を行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地などの制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 地下水・湧水について関心をもち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅等の新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去するなど、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業所等の新築や増改築にあたっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物を造る場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します。

小金井市の取組紹介

→地下水湧水保全計画や、同計画において推計した水収支のトピックなどを挿入
予定（計画は策定中）

2.2 河川環境の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
分流式下水道の整備延長（単年度）	汚水管：21,277m（令和元年度） 雨水管：15,104m（令和元年度）	（設定しない）※1
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント ：1回（令和元年度） 公民館講座：1回（令和元年度）	現状以上

※1 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しませんが毎年度の把握は継続します。

①市の施策

2.2.1 水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等（水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等）に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設（→施策 2.1.2 参照）及び雨水貯留施設（→施策 2.3.1 参照）の整備・普及や、合流式下水道から分流式下水道への転換を進めます。

2.2.2 水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の機会を増やすことで、水辺に親しむことのできる機会を充実させます。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。



写真 3-5 クリーン野川作戦

2.2.3 流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 野川や玉川上水などについて関心をもち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等が発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

<取組指標>

指標	現状	目標
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2 件（令和元年度）	年間 10 件以上 ^{※1}
市民 1 人あたり配水量	289 L/人・日（平成 29 年度） ^{※2}	現状より増えない
震災対策用井戸数 ^{※3}	38 か所（令和元年度）	現状維持もしくは増加

※1 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（5～23 件）を踏まえ設定しました。

※2 最新値は確認中。

※3 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

①市の施策

2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動を啓発し、行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

2.3.2 災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも連携しつつ、震災や渇水時の水源の拠点となる震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えて水資源の活用体制を整えます。また、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行います。



写真 3-6 雨水タンクの例

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車等の利用に努めます。
- 井戸をもつ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水等）に努めます。また、非常時の飲用等にも使えるよう、近所への日ごろからの周知なども行います。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水等への利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（ハウスメーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

基本目標3

都市の生物多様性を守り親しむ

みどりや水で形成される多様な自然環境と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを享受しつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が協働して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子どもまで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール

	目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する <ul style="list-style-type: none">・みどりや水辺などの自然環境とそこに生息・生育する動植物からなる生態系、貴重な動植物、それらがもたらす自然の恵みを保全・回復し、持続的に利用する・生物多様性の大切さ・価値を理解し、地域で守る・外来種による生態系の攪乱等を防止する
-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

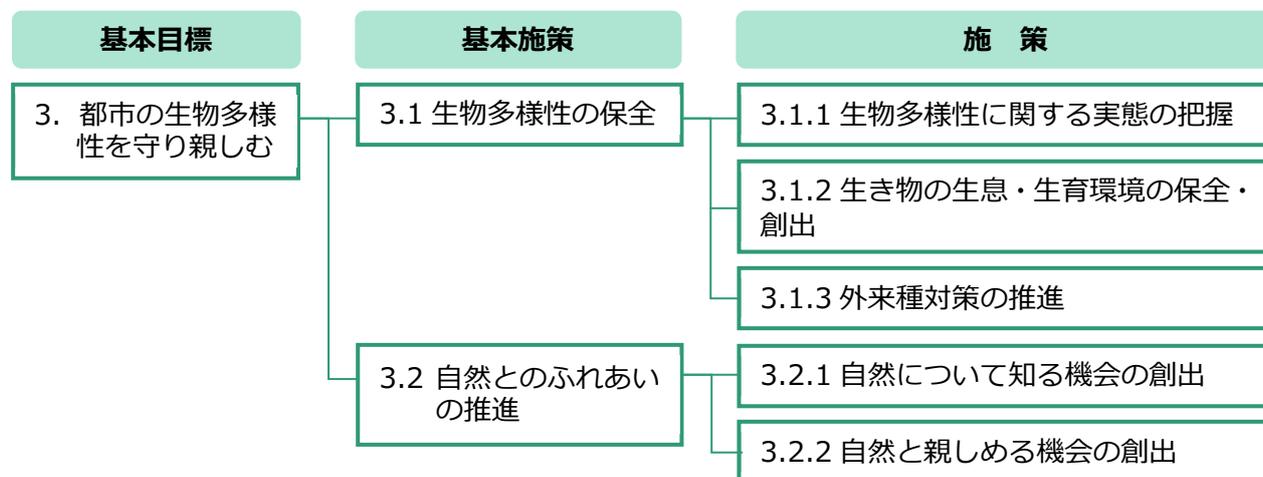
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
生物多様性の認知度	—	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆生物多様性とは

- ・地球上には約 3,000 万種の生き物が生息しており、これらはお互いに繋がりあって存在しています。生物多様性とは、これらすべての生き物の間に違いがあることです[※]。
- ・生物多様性には、「生態系の多様性」（様々なタイプの自然があること）、「種の多様性」（様々な種の生き物があること）、「遺伝子の多様性」（同じ種の中で異なる遺伝子をもつことで、多様な個性が存在すること）の 3 つのレベルがあります[※]。約 40 億年にわたる長い時間をかけて生き物が様々な環境に適応し、進化してきた結果生まれたものであり、非常に価値のあるかけがえのないものです。
- ・また、生物多様性は、私たちの暮らしを支える様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれています（右図）。
- ・今、生物多様性には危機が迫っていると言われています（右図）。生き物の生息地の減少や、外来種による生態系の攪乱などは、本市の生物多様性にも影響を与え得る問題です。将来にわたって自然の恵みを享受し続けるためには、その重要性や迫っている危機を理解し、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

※ 1992 年に採択、1993 年に発効した「生物多様性

条約」において、『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む』と定義づけられています。

◆本市における生物多様性の現状

- ・本市の生物多様性は、野川や崖線（はけ）、湧水などの自然環境が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴と言えます。また、農地や公園緑地などでは都市の生物多様性が存在していると考えられます。
- ・本市の代表的な環境である野川には、多様な動植物が生息・生育しています。例えば、小金井新橋周辺～やまべ橋までの間でも草本から木本まで 90 種を超える植物が確認されています。一方で、アレチウリやオオボタクサなど「外来生物法」の特定外来生物や、「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種（アメリカザリガニ、ウシガエル等）も確認されています。ペット由来の外来種であるミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）も確認されています。

生態系サービスの例～人間が享受する自然の恵み

基盤サービス	酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等
供給サービス	食べ物、木材、医薬品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）
文化的サービス	地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統
調整サービス	安全な水の確保、土壌流出防止等

生物多様性に迫る 4 つの危機

- **第 1 の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少**
開発や乱獲などにより、生き物の生息・生育環境が失われたり、生物種が減少しています。
- **第 2 の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下**
里地里山など、人間との関わりにより維持されてきた環境の手入れ不足により、その環境に特有の生き物が減少しています。
- **第 3 の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱**
外来種や化学物質が外部から持ち込まれることにより、在来種によって成り立っている地域の生態系が攪乱されています。
- **第 4 の危機 地球環境の変化による危機**
地球温暖化に伴う地球環境の変化により、生き物の生息・生育環境が失われています。

注) 生物多様性センターHP 内「日本の生物多様性の危機」「生物多様性に迫る危機」をもとに一部改変



写真 3-7 湧水生態系調査の様子

- また、野川流域連絡会が実施している生き物調査では、平成 30 年 1 月（冬季）は 15 種、同年 8 月（夏季）は 14 種の水生生物が確認されており※、東京都レッドデータブック掲載種のメダカ（絶滅危惧Ⅰ類）やスジエビ（留意種）も含まれていました。その他、野川流域連絡会が発行している「野川マップ」や「生き物ガイドブック」には、野川に生息・生育する多様な動植物が紹介されており、野川は生物多様性の観点から重要な環境であることがわかります。

※出典：「第 8 期野川流域連絡会活動記録」（平成 31 年 1 月、野川流域連絡会）

- 市内 4 か所（貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地、中町四丁目公共緑地）では、毎年 2 回湧水生態系調査（水質、底生生物、付着藻類等）を実施しています。平成 30 年度の調査では、4 か所で合計 49 種の底生生物や合計 32 種の付着藻類が確認されました。付着藻類については、環境省レッドリスト 2020 で準絶滅危惧に指定されているタンスイベニマダラが確認されています。外来種は確認されず、在来種による生態系が維持されていました。

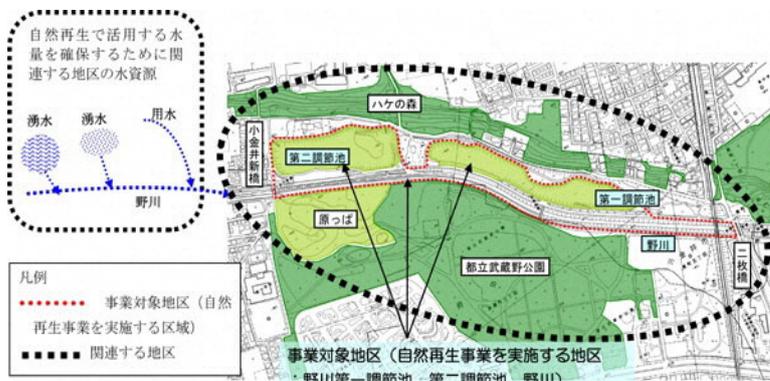


図 3-12 野川自然再生事業対象地区
出典：東京都建設局 HP「野川の自然再生」

- 野川第一調整池・第二調整池では、平成 18 年度から自然再生法に基づく自然再生事業が実施されており、田んぼや湿地、ため池などが整備されました。これら湿性の環境は多様な生物の生息に適した環境であり、第一次実施計画による自然再生整備の前後では新たに出現した種が多く確認されています（表 3-3）。生物多様性の回復がなされた好例です。

表 3-3 自然再生整備前後における確認種数の変化

	平成14年度調査	平成19～22年度の総確認種数	平成14年度からの増減	平成14年度と比	平成14年度に確
				較して平成19～22年度に新たに	認され、平成19年度以降確認さ
植物	212	344	+132	168	36
魚類	9	12	+3	4	1
昆虫	215	478	+263	317	54
鳥類	49	45	-4	11	15
底生生物	20	80	+60	68	8

出典：「野川第一・第二調整池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成 25 年 1 月、東京都北多摩建設事務所）

- 上記のような水辺以外にも、崖線のみどり、まちなかのみどりなど多様な環境がありますが、市で実施している調査が少ないこと、市民団体主催の調査や観察会は実施されているものの、その情報が集約されていないことから、市域の生物多様性の全体像が把握しにくい状況です。
- まちなかでは、街路樹への在来種の導入などが進められており、開発時の緑化指導においては東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」に基づく在来種の導入を促進しています。このような取組を、市内各所で展開していくことが必要です。

◆各主体の取組や意識

- 野川第一調整池・第二調整池の自然再生事業は、市民、市民団体、学識者、行政から構成される自然再生協議会が中心となり、生物の生息環境を整備するだけでなく、生き物とのふれあい、生き物を通じた人々のふれあいの場を再生・整備してきました。現在は、市民からなる管理運営団体「野川自然の会」が都と協働でモニタリングや維持管理を実施しています。
- 毎年実施している「クリーン野川作戦」では、水生生物や植物の自然観察会と、特定外来生物の駆除活動が行われており、市民が生物多様性を知る良い機会となっています。
- はけの森や野川流域、都立公園では、市民団体主催の調査や自然観察会等、自然とふれあえる機会が提供されています。市民団体等との連携を進め、市民の参加機会を増やしていくことが必要です。
- 令和元年度実施の市民アンケートでは、「生き物（野鳥、昆虫、水生生物等）との親しみやすさ」に

ついで満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が44.8%でした。また、「地域の自然（生き物・樹林等）の保全活動」について、「今後機会があれば参加したい」という回答が57.7%であり、保全活動や観察会等に様々な人が参加しやすくなるよう、多様な機会の創出やきっかけづくりが必要です。

- ・また、同アンケートでは農地や土との親しみやすさについての満足度が41.4%となっています。市民農園等は利用希望者の倍率が約2倍～5倍にも上っており、利用機会の拡大も検討していく必要があります。

野川自然再生事業～水のある自然環境の再生～

施策の内容と各主体の取組

3.1 生物多様性の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
小金井の生物リストの作成	－	作成（令和7年度）

①市の施策

3.1.1 生物多様性に関する実態の把握

本市の生物多様性保全の第一歩として、市内の自然環境に希少種や外来種を含め、どのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。

既に実施している湧水の生態系調査結果をはじめ、市内の代表的な環境における専門家による調査の実施や、自然観察会で確認された生き物の情報整理、市民団体等による調査の結果の集約、市民参加による指標生物調査等により、市域全体の生態系の構造や機能を把握・整理し、共有します。

3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出

多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

公園や街路樹においては、在来種や実なる樹木の植栽、多層構造の維持に努めます。また、学校ビオトープの適切な維持管理、新たなビオトープの整備等を進めます。

民有地においても、指定開発事業の緑化指導の際に引き続き在来種の導入を働きかけるとともに、「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した周辺の生き物に関する情報提供を行います。

また、野川第一・第二調整池地区の自然再生事業や、市民団体による自然環境再生の取組を引き続き支援します。

3.1.3 外来種対策の推進

市内で確認されている特定外来生物等の外来種の生態や、駆除の必要性を広く周知し、情報提供を募ることにより、分布範囲の拡大を防ぎます。また、市民参加による駆除活動を継続します。

ペット（**外来種や他地域に生息していたもの**）が自然環境下に放たれることは、在来種の生息環境が脅かされてしまったり、**生物多様性が失われる原因となり得るため**、ペットの飼育について普及啓発を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市民参加による調査や自然再生の取組、外来種の駆除活動に参加します。
- 庭の植栽への在来種の導入、雨庭の設置等、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。
- ペットは責任をもって飼育し、自然環境下に放逐しないようにします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 敷地内の緑化にあたっては、生き物の生息・生育環境の確保に努め、植栽は在来種を優先的に導入します。また、緑を配置する際には、近隣とのネットワークの形成に努めます。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。
- 従業員教育や地域貢献のため、市民参加の調査や自然再生の取組、外来種駆除活動に参加します。

3.2 自然とのふれあいの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：4回（令和元年度） ※公民館主催の講座1回、自然観察会2回 クリーン野川作戦における自然観察会等1回	市主催の普及啓発： 5回/年以上

①市の施策

3.2.1 自然について知る機会の創出

自然とのふれあいの第一歩として、本市の自然環境や生物多様性の実態、生態系サービス（P45 参照）について関心をもってもらうことが重要です。「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した情報等を活用し、市報やホームページ、マップや小冊子の作成・配布等により、広く情報を提供します。

また、遊歩道や緑道、公園、公共緑地等において動植物の情報を掲載した看板等を設置するなど、身近な自然に関する情報に接する機会を創出します。

3.2.2 自然と親しめる機会の創出

みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすため、市民の認知度も高い「クリーン野川作戦」における自然観察会等を引き続き実施します。また、市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市のホームページや SNS で提供し、市民が活動を知ることができる機会を増やします。さらに、市民団体等との協働により、公園の管理活動に合わせた自然観察の実施や、市民農園における自然観察イベントなど、既存の取組を入口として、より多くの市民が様々な場所で自然に親しめる機会を創出します。

市内で開催されている自然観察会

主催者	内容
環境政策課	クリーン野川作戦における自然観察会（植物、水生生物等）
公民館（緑分館）	子ども体験講座（いきもの観察）
環境市民会議	田んぼの時間（植物、水生生物、昆虫の観察会）
野川自然の会	とんぼたんぼ（生きもの観察会）
はげの森調査隊	ミニ観察会、定例調査会（昆虫など）
小金井自然観察会	野川公園観察会、早朝探鳥会など

※団体 HP にて確認可能なもののみ抽出

②市民の取組

- 身近な生き物やその生息・生育環境に興味をもち、生物多様性について学びます。
- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。
- 市民農園等を利用します。

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

③事業者の取組

- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

基本目標 4

安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境が実現していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

・大気汚染物質、有害化学物質、土壌等の汚染により健康に被害が発生しないよう、良好な生活環境を維持する



目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

・住民相互のコミュニケーションを進めることで、市民一人一人にとって生活環境が良好であり、住み続けたい環境となるようにする

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
大気環境基準 ^{※1} 等の達成状況	①二酸化窒素 ^{※2} ：達成 (0.016ppm) ②浮遊粒子状物質 ^{※2} ：達成 (0.043mg/m ³) ③一酸化炭素 ^{※2} ：達成 (0.2ppm) ④ダイオキシン類 ^{※3} ：達成 (0.018pg-TEQ/m ³) (平成 30 年度) ^{※4}	左記項目について、下記環境基準等を達成 ①1 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 ②1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下 ③1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下 ④1 日平均値の年間算術平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
道路交通騒音に関する環境基準 ^{※1} の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼間のみ達成 新小金井街道：昼間のみ達成 東八道路：昼夜間ともに達成 (令和元年度)	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 (5 地点とも昼間 70dB、夜間 65dB)

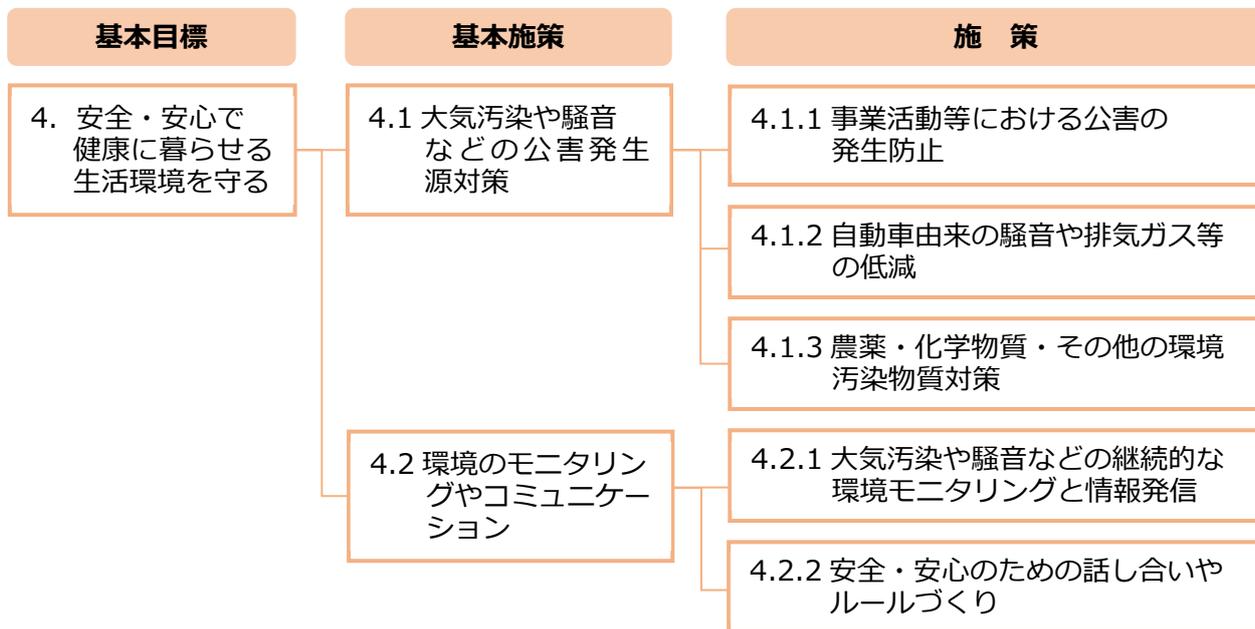
※1 大気環境基準及び道路交通騒音環境基準の詳細については資料編に記載予定。

※2 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、東京都測定局（局名：小金井市本町）での測定結果から、年 98%値又は 2%除外値を用いた長期的評価とします。

※3 ダイオキシン類は、市による測定結果から期間平均値を算出し、評価します。

※4 平成 30 年 10 月 5 日までの値（以降欠測）。

＜施策の展開＞



東京都及び本市による大気・騒音等モニタリング状況

現状・課題

◆大気環境の現状

- ・市内には、東京都の一般環境大気測定局（一般局）が1箇所あり、代表的な大気汚染物質である二酸化窒素等の大気中濃度^{※1}が測定されています。二酸化窒素の濃度は、近年は0.029～0.036ppmの範囲でほぼ横ばい、長期的には減少傾向にあります。
- ・本市には排気ガスの排出源となる工場等がほとんどないことから、本市における大気汚染物質の主要な排出源は、自動車による排気ガスであると考えられます。
- ・市内の自動車保有台数はほぼ横ばいです。ただし、日中の車の稼働率や市外からの通過交通、風環境も関係するため、大気汚染物質濃度との因果関係は複雑です。また、自動車自体の燃費も向上^{※2}しており、大気汚染物質濃度の低減に寄与していると推測されます。

※1 市内1か所に設置された東京都測定局での値です。

※2 国土交通省資料によれば、ガソリン乗用車の燃費平均値（JC08モード）は、平成23年度から平成30年度の7年間で17.8km/Lから22.0km/Lへ向上しています。

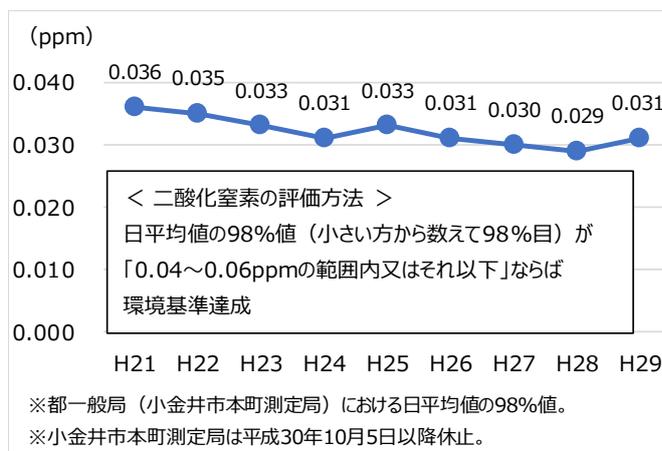
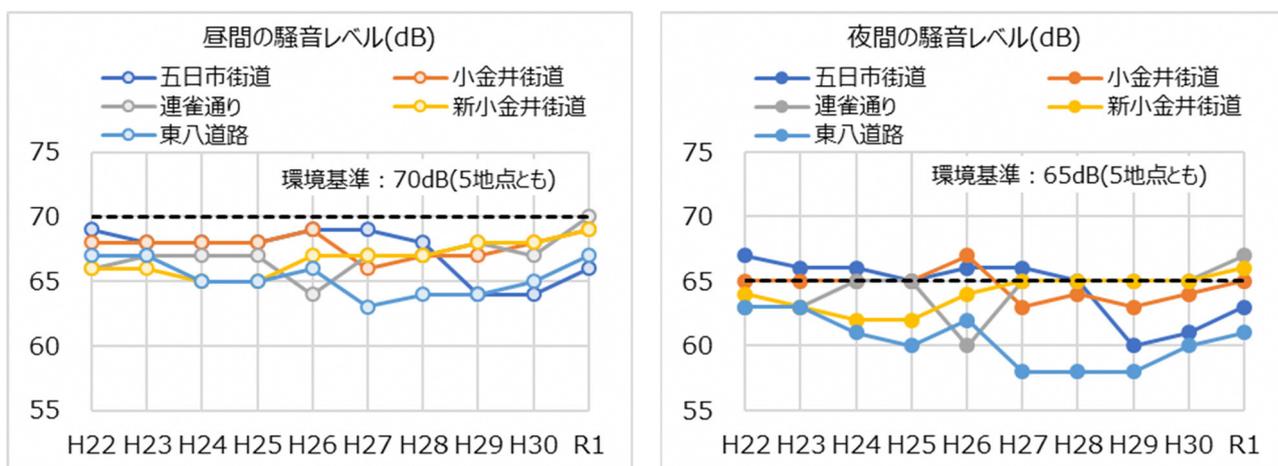


図 3-13 二酸化窒素濃度の推移

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定結果（市による簡易測定等）

◆騒音環境の現状

- ・市内 5 か所の幹線道路（五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路）を対象に、道路交通騒音・振動調査を行っています（図 3-14）。調査地点のうち、五日市街道や東八道路では騒音レベルが微減傾向、新小金井街道では微増傾向にあるようにも見えますが、環境基準に近い値で推移している地点・時間帯が見られることから、今後もモニタリングを続けていくことが重要です。
- ・また、著しい騒音・振動を発生する可能性がある建設作業は、騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業として実施届出を義務付けるなど、建設作業等における騒音発生源対策を行っています。

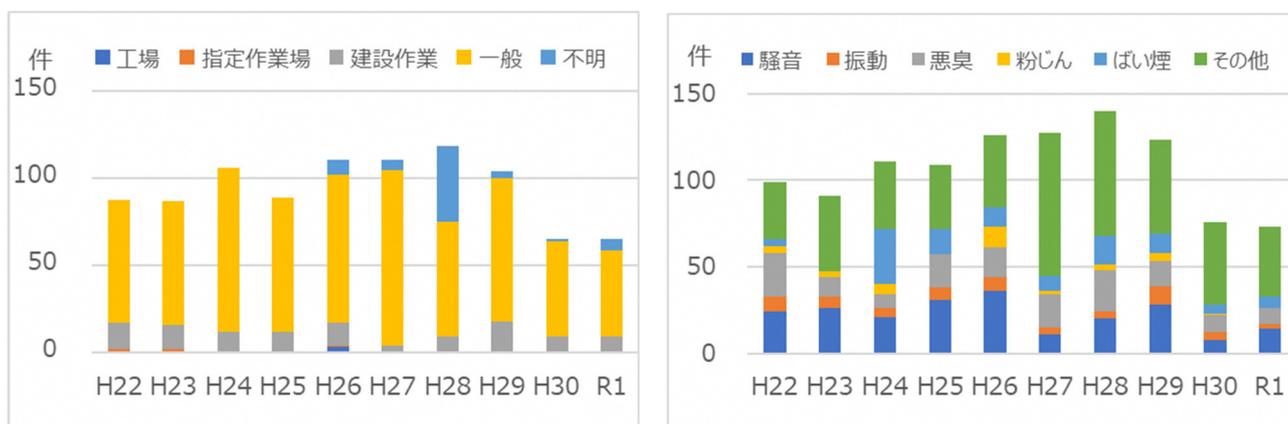


※測定値は昼間夜間ともに A 特性等価騒音レベルである。路線としての評価であるため調査地点は毎年変わる可能性がある（環境報告書には当該年度の調査地点を記載）

図 3-14 道路交通騒音の調査結果（左：昼間、右：夜間）

◆公害苦情の発生状況や傾向

- ・公害苦情の内訳をみると、**建設作業や工場以外から発生するものに対する苦情が多く**、種類別では典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に該当しない「その他」が多いことが特徴であり、**総じて「生活型公害」に起因する苦情が多い様子が見受けられます**（図 3-15）。なお、合計件数は、年による差が大きく、増加又は減少など一定の傾向はみられません。
- ・**公害苦情の内容は、生活騒音（音響機器やペットの鳴き声）や空家等からの樹木の越境などが多くなっています**。これら生活型公害については、何らかの基準に基づく公害規制というよりも、例えば環境や地域・まちづくりをテーマとして隣人同士や地域で話し合う機会をもつなど、コミュニケーションを進めていくことで低減・解決を図っていくアプローチが重要と考えられます。



注) 1 つの発生源で複数種類が計上されることがあるため、発生源別と種類別の件数は一致していません。

図 3-15 公害苦情件数（平成 30 年度、左：発生源別、右：種類別）

施策の内容と各主体の取組

4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策

<取組指標>

指標	現状	目標
(低公害車数に関する指標)	(確認中)	(設定しない)

①市の施策

4.1.1 事業活動等における公害の発生防止

事業者等に対して、公害防止に関する法令等（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等）に基づく規制や指導を行います。

これらのほか、「小金井市アスベスト飛散防止条例」に基づく解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、土壌・地下水汚染防止対策なども推進します。

4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減

大気汚染物質や騒音の主な発生源の1つと考えられる自動車については、買い替え時に環境負荷の少ない自動車（低公害車）や運転方法（エコドライブ）について情報提供を行うなどし、事業活動や日常生活における環境負荷を減らしていきます。また、自転車、公共交通機関などへの利用転換を促すため、自転車駐車場の整備など必要な環境整備を進めます。

4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策

農薬の使用低減に関する周知や情報提供を行います。また、国のPRTR（化学物質排出移動量届出制度）及び「東京都環境確保条例」に基づき市内事業所における化学物質の排出・使用量等の把握を継続し、**市内の化学物質排出状況等の実態に関する情報提供を行います。**

典型公害のほか、シックハウス原因物質、空間の放射線量など、市民の安全・安心を確保する上で必要なものについて、調査や対策を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通機関、自転車を使うなど、大気汚染物質や環境負荷の削減に努めます。
- 農作業を行う際は、大気汚染や悪臭の発生源となりうる野焼きを行わないなど、周辺住民の方に理解を求めるとともに努めます。一方で、周辺住民は、農地がもつ多面的な機能（うるおいのある景観、土との触れ合い、雨水の地下浸透、等）や地産地消の大切さを理解します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害防止に関する法令遵守はもちろん、事業所や作業場において大気汚染物質や騒音などを発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策や**周辺住民に対する配慮**を行います。
- 大気汚染や騒音の発生源となるガソリン車等はできるだけ使用せず、低公害車、公共交通機関、自転車などの使用に努めます。

4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション

①市の施策

4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信

市内の大気汚染物質や騒音等の環境調査を継続して実施し、生活環境が良好な状態に保たれているかどうかをモニタリングします。

調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNSなどを使って、状況の変化についての解説を交えるなどし、積極的に情報発信します。



写真 3-8 環境調査：
大気汚染物質（SPM）（左）、道路交通騒音（右）

4.2.2 安全・安心のための話し合いやルールづくり

近年の公害苦情は、その多くが生活騒音等の日常生活由来であり、価値観の多様化や環境問題に関する住民同士のコミュニケーション不足にも起因しています。逆に、身近な環境のことも含めて、コミュニケーションが普段からとれていれば、これらの問題は未然防止できる可能性があります。このような背景を認識しながら、公害苦情の現状分析や対応に努めます。

また、公害苦情の実態に関するホームページ等での情報発信、自治会や不動産業者と協力した住民への周知、地区計画制度などを活用したローカルなルールづくり支援など、客観的なデータを効果的に示しつつ、身の回りの生活環境の問題について住民自らが考えてもらう機会をできるだけ多くつくっていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害苦情の大半は日常生活上の騒音等がきっかけであるという実態や、地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、支障のない範囲での適切な配慮、隣近所との日ごろからのコミュニケーション、地区計画等のローカルルールへの協力に努めます。
- 市や事業者から発信される大気質や騒音などの環境モニタリング結果に関心を持ち、積極的に調べたり学習したりします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 自社の環境対策等に関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

基本目標5

美しく住み心地のよいまちを守る

国分寺崖線（はげ）、玉川上水、名勝小金井（サクラ）に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民とともに「小金井らしさ」の残るまちを守り続けていることを目指します。

また、駅や住宅地など、市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持していきます。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ・自然資源、歴史的・文化的資源の保全・活用により、いつまでも「小金井らしさ」を感じられるまちを守り続ける
- ・ボランティア等とも協力しながら、マナーが守られ、まちなみが美しい、住み続けたいようなまちを維持する

関連する計画▶▶▶[小金井市都市計画マスタープラン](#)、[小金井しみどりの基本計画](#)

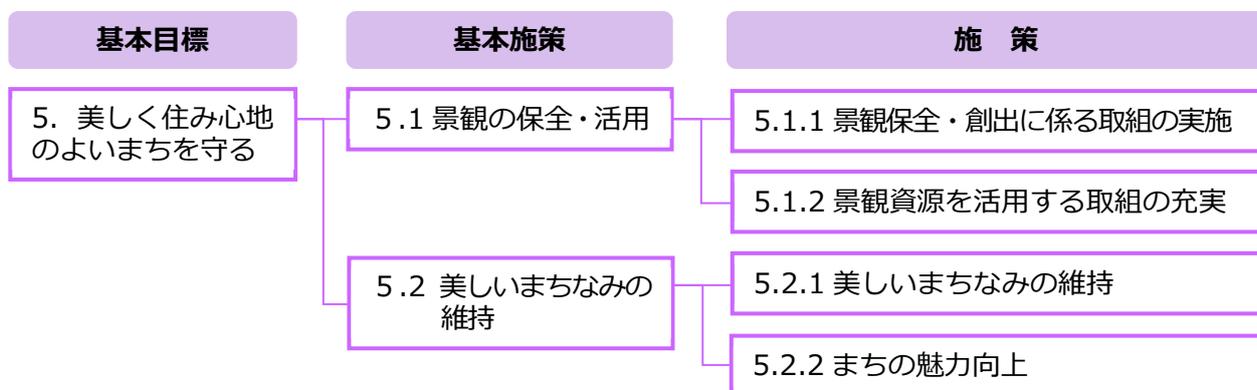
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
まちの美しさ（景観、調和等）に関する満足度	45.5%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆本市の景観の特性

- ・本市には、国分寺崖線（はげ）、都立公園、屋敷林等の緑地空間や野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在し、市民の癒しや憩いの空間となっています。
- ・また、玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」等の国指定文化財、旧前川家住宅主屋等の都指定文化財、旧浴恩館（青年団講習所跡）等の市指定文化財といった歴史的・文化的資源も数多く残されています。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、将来残したい環境や大切にしていきたい環境として、回答者の半数以上が「名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景」、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」と回答し、特に「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」は全世代で上位を占めており、10歳代では8割以上が大切にしたいと回答しています。
- ・一方で、本市は都市的土地利用（公園や公共用地等を除く）の約8割が住宅地である住宅都市でもあります。駅前を中心とした都市開発事業の実施により、建物の高層化も進んでいます。
- ・自然や文化が織りなす景観と、文化の発展や利便性の向上に伴い新たに形成される景観の両方が、本市の景観の特性であると言えます。



写真 3-9 野川公園（自然観察園）

表 3-4 「将来残したい環境や大切にしていきたい環境」回答結果（市民アンケートより）

順位 世代	1位	2位	3位
10歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (84.6%)	ごみが目につかない清潔な街並み (53.8%)	静かで落ち着いたまち (46.2%)
20歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (58.3%)	静かで落ち着いたまち (52.4%)	散策路や公園などの憩いの空間 (50.0%)
30歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (50.3%)	散策路や公園などの憩いの空間 (47.0%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (45.0%) きれいな河川や湧水 (45.0%) 静かで落ち着いたまち (45.0%)
40歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (64.3%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (53.5%)	きれいな河川や湧水 (52.9%)
50歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (61.0%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (60.4%)	きれいな河川や湧水 (47.6%)
60歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (60.8%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (59.5%)	散策路や公園などの憩いの空間 (48.1%)
70歳以上	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (62.4%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (62.0%)	散策路や公園などの憩いの空間 (39.4%)

◆景観保全に係る本市の方針等

- ・「小金井市都市マスタープラン」（平成 24 年 3 月）では、次世代に誇れる景観づくりとして「小金井市の風土にあった風景の保全と形成」、「小金井市に相応しい市街地景観の質の向上」、「都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造」の 3 つの方針を掲げています。
- ・本市には景観条例および景観計画はありませんが、景観維持のため、「小金井市まちづくり条例」に基づき、事業者が同条例に規定する一定規模以上の開発を行う際の指針として、小金井市環境配慮指針を策定しています。
- ・小金井市環境配慮指針では、「小金井らしい景観をつくる」ため、「東京都景観条例」の遵守と建築物建設時の形態・色彩等の配慮、及び、文化財保護に関する項目（開発事業における小金井市教育委員会との事前協議、各種法令の遵守等）を明記しています。

◆地区計画制度による地区景観づくり

- ・地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」により構成されており、「地区計画の方針」では地区の目標・方針を定め、「地区整備計画」では建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限等のルールを定めています。このルールの中で、地区の特性を活かした良好な住環境や美しい街並み等の保全や誘導が可能となり、良好な環境の保全・創出のため、現存する樹林地の保全や土地の利用方法についても制限することができます。
- ・本市では、梶野町三丁目地区、武蔵小金井駅南口地区をはじめとして6つの地区で地区計画を策定しています。

◆景観資源の活用

- ・本市では、東京都水道局が策定した「史跡玉川上水保存管理計画」（平成19年3月）及び「史跡玉川上水整備活用計画」（平成21年8月）を受けて、「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成22年3月）と「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成24年3月）を策定しています。
- ・当実施計画の中では、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のため、モデル区間を設定し、ヤマザクラの調査及び補植、生育条件の改善、維持管理等を市民団体と協働で実施しています。また、散策時や通行時の眺望確保やさらなる活用のため、緑道の整備・改良や歩道橋の付け替え、案内板の設置等も実施・検討しています。
- ・都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道が掲載されている「歴史と文化の散歩道 Tokyo Walking 全23コースガイドブック※」（東京都生活文化局発行）では、国分寺駅から小金井公園までの5.8kmが「府中国分寺コース（ハケの道・玉川上水散歩）」として紹介されています。
- ・本市ではこれらの景観資源を活用するため、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」を作成し、セルフガイドや案内時に利用できるよう、市ホームページでの公開、市役所や観光まちおこし協会での配布を行っています。

※ 都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道として、全23コースを昭和58年から平成7年にかけて都が整備しました。しかし、整備当時から20年以上が経過し、周辺環境の変化等もみられることから、本事業の維持及び広報を令和2年3月に終了しました。

◆美観維持の活動・取組

- ・本市では平成20年度から環境美化サポーター制度（アダプトプログラム）を導入しており、市内の公園、道路等で美化活動を行う団体等（概ね5名以上、活動は原則年6回以上）に対して、市が清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。環境美化サポーター会員数は、令和元年度実績で308名となっています。
- ・また、「小金井市まちをきれいにする条例」に則り、空き缶や吸い殻等の投棄の防止、道路等における喫煙による危険及び迷惑防止のため、路面標示等による普及啓発に取り組んでいます。



写真 3-10 大正時代の新小金井橋



写真 3-11 令和2年現在の新小金井橋

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートによると、5~6年前と比べて「まちの美しさ（景観、調和等）」が「良くなった」と回答した人は21.6%で、38.2%は「変わらない」と回答しています。また、現在の「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は45.5%でした。
- ・本市の景観を構成する要素の中でも、市民アンケート結果で回答が多かった「サクラ」「みどり」「水辺」のある風景は、市民が子供の頃から親しみ、ふれあい、目にしてきた「小金井らしさ」を感じる景観資源と考えられます。市民が「小金井らしい」と感じる景観を未来へと引き継いでいくため、景観を保全する取組と活用する取組を並行して行っていく必要があります。
- ・景観資源の活用の取組として、ボランティアガイドによるまちなか観光案内が実施されています。市報で募集するツアーと参加者からのリクエストツアーがあり、令和元年は年間10件以上の活動のうち7件をリクエストツアーが占め、市民からのリクエストも年々増加しています。
- ・玉川上水においては、市民団体が桜並木の品種を守るため、接ぎ木による苗の育成や清掃活動を主導しており、都や市と協働の保全活動が行われています。
- ・まちなかの美化活動については、環境美化サポーター制度の活用によりボランティア団体による清掃活動が実施されており、まちの美しさを維持しています。

(写真を掲載予定)

施策の内容と各主体の取組

5.1 景観の保全・活用

<取組指標>

指標	現状	目標
小金井市玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進	・補植サクラが良好に生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること

①市の施策

5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施

小金井らしさを構成する国分寺崖線や玉川上水等は、東京の原風景としての一面も担っていることから、事業者には小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準遵守の指導を行います。

また、地区計画制度を活用し、地区の特性を活かしたまちなみを創出していきます。



写真 3-12 小金井橋周辺（左：整備前 右：整備後）

5.1.2 景観資源を活用する取組の充実

自然資源や歴史的・文化的資源は、その価値を周知し、活用することで後世に引き継いでいくことができます。ボランティアと連携したまちあるきツアー等の支援を継続し、市内外の人々に本市の魅力を感じてもらうことで観光資源としての価値も高めていきます。

また、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」等の配布・活用を行い、市内の景観資源の価値・魅力について情報発信します。

玉川上水については国や東京都とも連携しながら、市民団体とともに「玉川上水・小金井桜整備活用計画」や「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」に基づくサクラ並木の再生事業、その他市内の文化財の活用事業を進めていきます。



図 3-16 まち歩きマップ

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- まちを歩く際や案内する際に、既存のマップ（坂と遊歩道マップ、まち歩きマップ等）を活用します。
- まちあるきツアー等に参加し、まだ知らないまちの魅力を知り、周りの人へ伝えます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準を遵守し、景観保全に配慮した開発事業を行います。
- 市の一員として、まちの魅力や景観資源の価値等について情報提供を行います。

5.2 美しいまちなみの維持

<取組指標>

指標	現状	目標
環境美化サポーター会員数	308名（令和元年度）	410名

①市の施策

5.2.1 美しいまちなみの維持

市内の公園、道路等においては環境美化サポーター制度を活用し、市民とともに美しいまちなみを維持するための美化活動を推進します。

市の玄関口である駅前広場等では、「小金井市まちづくり条例」や「東京都屋外広告物条例」、「小金井市まちをきれいにする条例」に基づく指導及び定期的なパトロール、自転車等放置禁止区域の設定等を行い、ポイ捨てや放置自転車等が無く、広告物についても周囲の景観と調和のとれた良好なまちなみを維持していきます。



図 3-17 環境美化サポーター制度
サインボード

5.2.2 まちの魅力向上

街路樹や公園など、市民にとって身近な景観資源については、引き続き、適正に維持管理を行います。

まちを構成する景観資源には民有地も多く含まれ、生け垣等については生活の安全・安心にも関わる景観資源であることから、所有者にも植栽する樹種の選定時の配慮や適正な維持管理を促し、安全で良好な景観が維持できるよう働きかけます。

併せて、庭や店舗軒先などの緑化を推進するための技術支援を行い、日々目にするまちなみをさらに魅力的に彩る施策を展開します。



写真 3-13 まちなかの緑化の様子

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しない等、マナーを守って生活します。
- 道路に面した庭や生け垣、植木等はまちの魅力の一つであることを意識し、維持管理を行います。
- 美化活動に参加し、まちなみの美観維持に協力します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 屋外広告物を設置する場合は、東京都屋外広告物条例を遵守します。
- 店舗軒先の緑化や植木等を行い、まちの魅力向上に貢献します。

基本目標6

3R 推進で循環型のまちをつくる

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて 3R を推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

・ごみ減量や適切な分別、資源の循環利用・有効利用が進み、廃棄物が適切に処理されることで、持続可能な循環型社会を実現する



目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する

・3R を推進し、資源の循環利用や有効利用を進めることで、資源の枯渇を防ぎ、廃棄物を削減する
 ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売のすべての時点で食品ロス、食料の廃棄を減らす
 ・一人一人のライフスタイルの見直しが持続可能な循環型社会の形成に寄与するという意識をもつ

関連する計画▶▶▶小金井市一般廃棄物処理基本計画

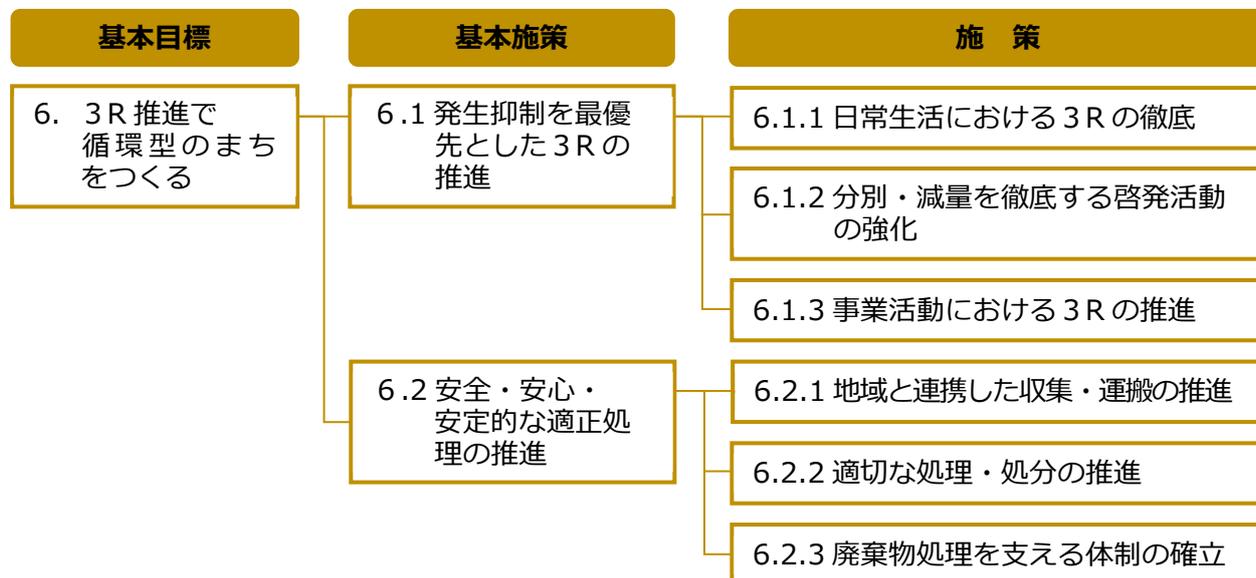
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ [※] 排出量	369g/人・日（令和元年度）	355g/人・日以下

※家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみのことです。

<施策の展開>



現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

- ・本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成 18 年 10 月にごみ非常事態を宣言しました。平成 19 年 4 月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和 2 年 4 月 1 日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設（管理：浅川清流環境組合）が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設と資源物処理施設についても、老朽化等の影響から再配置を進め、適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）に基づき検討が進められており、それぞれ令和 4 年度、令和 6 年度中の稼働開始を目指しています。
- ・収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合（本市を含む 25 市 1 町で構成）の最終処分場（日の出町住民のご理解・ご協力を得て管理・運営）である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設（焼却灰のセメント化を実施）で処理されています。
- ・不燃系ごみ（燃やさないごみ、プラスチックごみ、有害ごみ、粗大ごみ）については、民間処理施設において資源化又は適正な処分を行っています。なお、平成 28 年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

- ・本市では、家庭系ごみ及び資源について、燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。
- ・燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料回収、粗大ごみを除くその他のごみは無料回収を行っています。
- ・事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1 日平均 10kg 未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。
- ・資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週 1 回の回収とし、これまで燃やさないごみとして回収していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして回収していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。
- ・生ごみは燃やすごみとして回収していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。

注）右記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点回収（回収）を実施している場合があります。

表 3-5 ごみ収集区分と収集回数

収集区分		収集回数	
燃やすごみ		週 2 回	
燃やさないごみ		2 週に 1 回	
プラスチックごみ		週 1 回	
有害ごみ		2 週に 1 回	
粗大ごみ		随時	
資源物	戸別回収	古紙・布	週 1 回
		びん	2 週に 1 回
		スプレー缶	2 週に 1 回
		空き缶、金属	2 週に 1 回
		ペットボトル	2 週に 1 回
		乾燥生ごみ	週 1 回
		剪定枝	2 週に 1 回
	拠点回収	ペットボトル	週 3 回
		トレイ	週 3 回
		紙パック	週 1 回
		乾燥生ごみ	週 2 回
		ペットボトルキャップ	週 2 回
		くつ・かばん類	月 1 回
		難再生古紙	週 3 回

◆本市のごみ排出量

- ・本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場等の問題から、戸別回収、家庭系ごみの一部有料化を開始し、早くからごみの減量に努めてきました。平成 18 年 10 月のごみ非常事態宣

言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への分別徹底の意識啓発を行うとともに、平成 18 年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成 27 年度閉鎖）、平成 19 年度から剪定枝等の資源化、平成 20 年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収等を進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。

- ・これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成 24 年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。
- ・本市の人口は令和 5 年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人一人が意識的に 3R 行動を行うことが重要です。

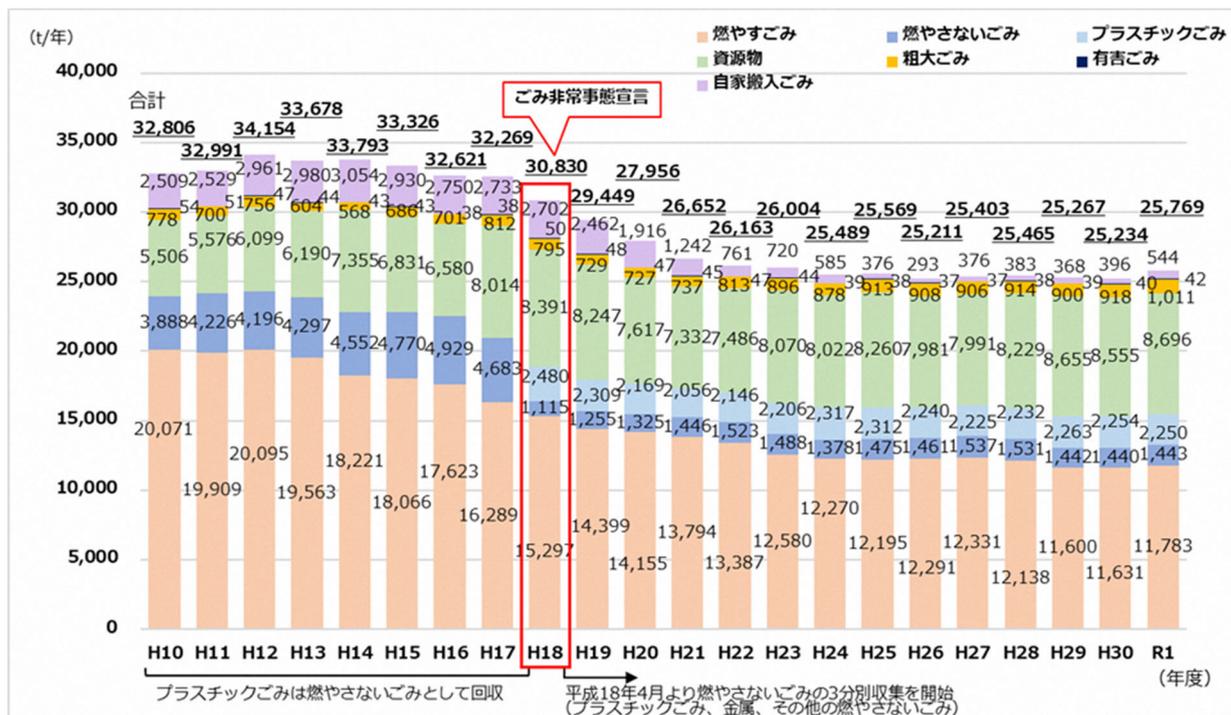


図 3-18 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

- ・令和元年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全体で 609g/人・日ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。
- ・本市では令和 2 年 3 月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和 12 年度までに市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が 355g/人・日以下」を定めています。
- ・令和 12 年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のためにも、発生抑制を最優先とした 3R の推進に向けた施策を展開する必要があります。

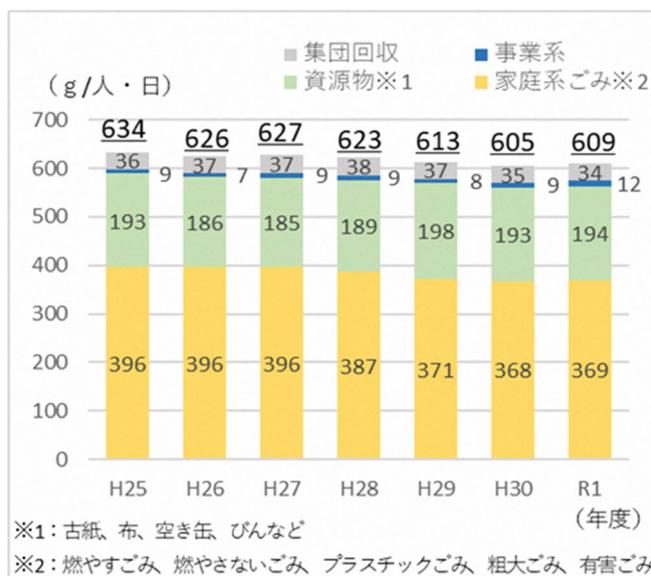


図 3-19 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

- ・令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの混入物の割合が高いことがわかります。
- ・燃やすごみについては、単身集合住宅で混入物が多く、資源物（図中の緑色）の中でも特に資源となる紙類が多く排出されていました。
- ・燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類等の異物が多く排出されているのが目立ちます。
- ・ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

※ 4つの居住形態から、それぞれ2地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上(袋数で約40～50袋)、燃やさないごみの場合は100kg以上(袋数で約40～50袋を目安に試料を調達しました。収集した試料の分類(65分類)を行い、組成別に重量割合(組成比)を算出しています(湿ベース)。



図 3-20 居住形態別のごみの組成及び混入物の状況

◆各主体の取組や意識

- ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る市民アンケート調査(令和元年度実施)において、約89%の市民がごみの分別を実施していると回答しています。しかし、実際にごみの組成分析結果(図3-20)を見ると、リサイクル可能な資源物の混入も多く見られるため、改めて、分別徹底の意識づけが必要です。
- ・世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染対策の一環として、2020年7月より全国でレジ袋が有料化されていますが、本市ではレジ袋削減をはじめとしたごみ減量・リサイクルを推進する店舗・事業所をリサイクル推進協力店として認定する制度を先駆けて導入しています。小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る事業所意識調査(令和元年度実施)において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として社会的責任を果たすためという回答が2位にランクインしているように市内事業所の意識は高く、本市のごみの減量・リサイクルに寄与する認定店舗も着実に増えています。
- ・食品ロス削減は世界的にも話題となっていますが、本市においても燃やすごみで最も多い厨芥類に未利用食品や未開封食品等が含まれており、対策が必要であることから、令和2年2月より食品ロス削減推進協力店・事業所の認定も開始しました。無駄なものは買わない・もらわないという意識を徹底するために、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、市民の3Rが当たり前となる環境づくりには事業活動における取組が必要不可欠といえます。
- ・生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っています。今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化などの新たな生ごみ資源循環施策の実施等、生ごみ資源化施策の強化が必要です。

施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	10 店舗	20 店舗

①市の施策

6.1.1 日常生活における3Rの徹底

市民1人ひとりが無駄なものを買わない・もらわないを前提として、日常生活の中で3R行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用に繋がる事業の推進や、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進を図ります。

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進します。また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の活動を促進していきます。

リユースルート・リサイクルルートの構築や円滑な運用を推進し、社会情勢の変化などに応じた資源化ルートの有用性の見直しも検討します。

6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化

4か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用、不動産業者への働きかけなど、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も3Rの取組や分別が進むように意識の向上、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、さらなるごみの減量と混入物のない適正なごみ排出につなげるため、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説する「くるカメ出張講座」やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会があることを積極的にPRし、有効に活用いただけるよう普及啓発を行います。

効果的な3Rを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施等に取り組み、市民へ情報提供を行います。



図3-21 外国人向けにイラストや英語を用いた分別方法の表記例
(英語版ごみ・リサイクルカレンダー)

6.1.3 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、新可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。

また、市民が日常生活において3Rに取り組む機会を増やすため、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

②市民の取組

- 分別を徹底し、混入物のないクリーンなごみ排出を目指します。
- 生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけ、ごみ減量に努めます。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナー等を活用します。

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

③事業者の取組

- 事業活動に伴い発生した一般廃棄物は、自らの責任において適切に処理を行います。
- 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定にあたっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- 資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- いらないものは買わない
- スーパーやお店にエコバッグを持って行く
- 個包装になっていないもの（お菓子など）を買うようにする
- すぐに物を捨てたりせず、なるべく長い時間使う。物を大切に使う
- お菓子などの空き箱を活用する
- ごみを出す量をルールで決める
- ごみを分別する
- 資源をリサイクルに回す
- 使い終わった物はリサイクルショップなどに売る



6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
可燃ごみ処理施設の 排出ガス濃度	自主規制値※、法規制値と もに達成	毎回自主規制値、法規制値を達成 自主規制値 法規制値
	ばいじん 達成	ばいじん 0.005 0.04g/m ³ N
	硫黄酸化物 達成	硫黄酸化物 10 約 2,700ppm
	窒素酸化物 達成	窒素酸化物 20 250ppm
	塩化水素 達成	塩化水素 10 40ppm
	水銀 達成	水銀 50 50μg/m ³ N
	ダイオキシン類 達成	ダイオキシン類 0.01 0.1ng-TEQ/m ³ N

※施設を運営する浅川清流環境組合により法規制値より厳しい基準（自主規制値）を設定。

①市の施策

6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分等のごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、収集・運搬の委託事業者へ低公害車の導入の協力を要請し、環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関・事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を個別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2 適正な処理・処分の推進

燃やすごみは、日野市内の新可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ処理施設や資源物処理施設で資源化処理します。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組めます。

また、市が収集・処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受け入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度から本格稼働している可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図ります。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金※の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

※ 環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- 廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- 市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

事業者としての市役所の取組

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」及び「市施設ごみゼロ化行動実施計画」

本市役所は市内最大の事業所であり、市施設から排出される廃棄物量を限りなくゼロにするため、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」を策定し廃棄物の減量目標を定めています。

また、基本計画の目標を達成するため庁内に6つのごみゼロ化推進部会（本庁舎ごみゼロ化行動推進部会、第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会、その他施設ごみゼロ化行動推進部会、市立私立学校ごみゼロ化行動推進部会、学童保育所・児童館ごみゼロ化行動推進部会、保育園等ごみゼロ化行動推進部会）を設置しています。具体的な取り組みとして、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動計画を策定し、職員一人一人が積極的にごみの発生抑制、再利用及び再利
用への取り組みをすすめることになっています。

なお、この取り組みの進捗状況は小金井市ホームページ等で随時公表します。

基本目標7

エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、一人一人が気候変動による影響について理解し、その影響に上手に適應することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーに占める割合を拡大する 省エネルギーを推進し、エネルギーを大切に使う
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーにより、持続可能なエネルギー利用を進める 気候変動適應策を進めることにより、災害に強い、住み続けられるまちをつくる
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動の緩和、適應に関する情報を広く普及啓発し、一人一人がそのリスクを認識する ライフスタイル・ワークスタイルの低炭素化により、温室効果ガスの排出量を減らす 気候変動に伴う自然災害等の影響を想定し、適應策を講じる

関連する計画▶▶▶第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画

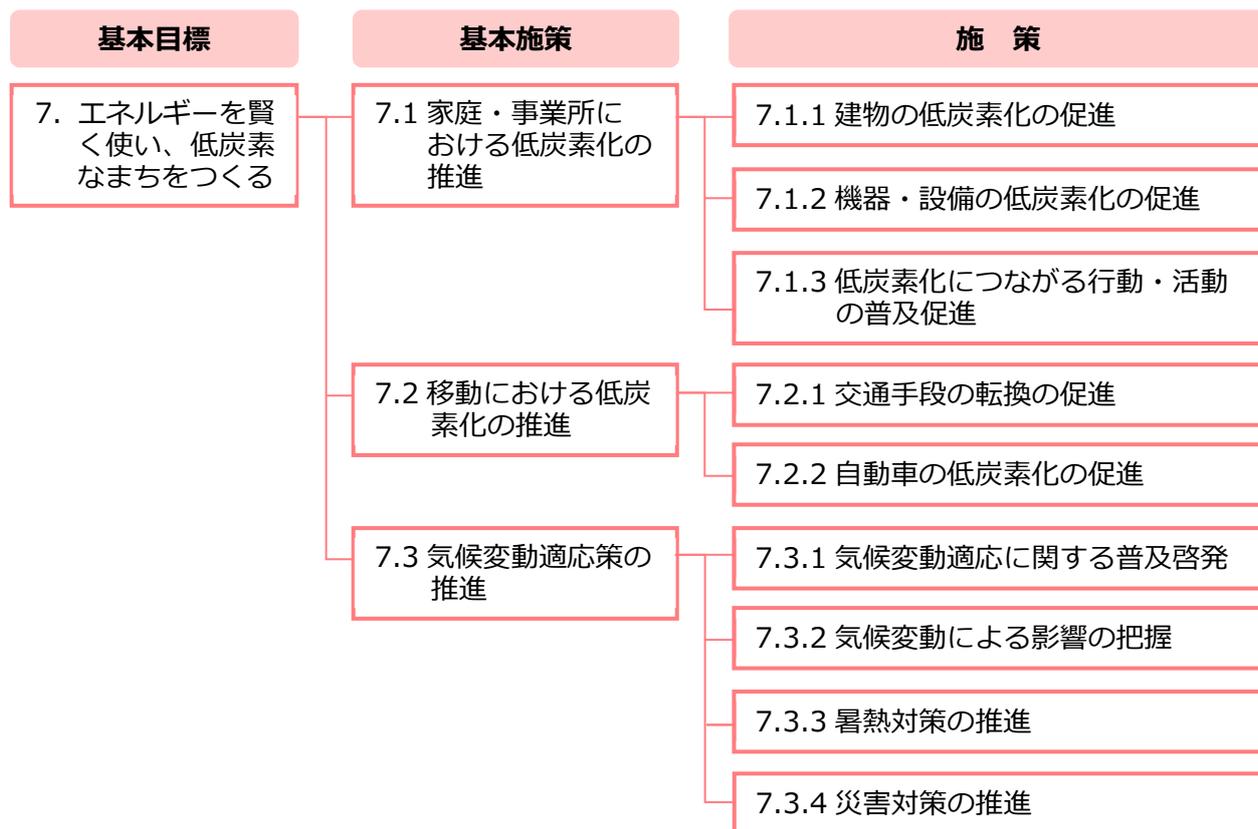
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	341 千 t-CO ₂ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年比 26.0% 削減 (260.6 千 t-CO ₂)
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年比 16.0% 削減 (2,863TJ)
意識調査における「適應」の認知度	市民 25.3%、事業者 25.6% [※] (令和元年度)	市民、事業者ともに 50%以上

※地域推進計画改訂に係るアンケート調査 (令和元年度) において「意味を含めて知っていた」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

- ・「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート 2018」では、21 世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して 4.4℃上昇、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨発生回数の増加等の影響が予想されています。
- ・本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり（図 3-22）、真夏日も増加傾向です（図 3-23）。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に現れています。
- ・IPCC 第 5 次評価報告書では、二酸化炭素（CO₂）の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。
- ・同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ（仮定）を当てはめても、21 世

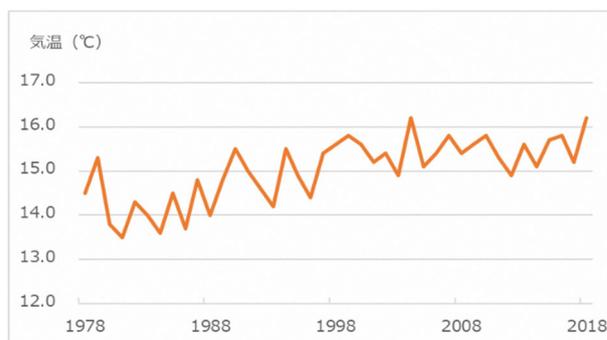


図 3-22 年平均気温の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

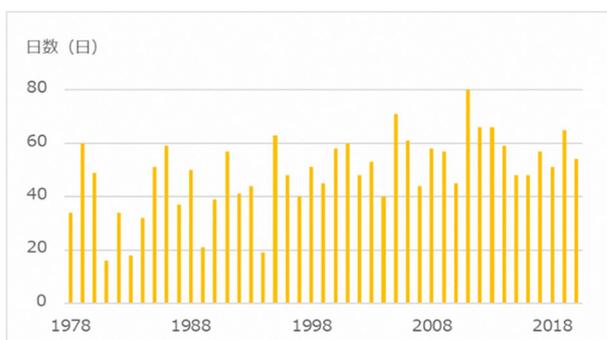


図 3-23 真夏日の日数の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

紀末の気温は上昇するという予測がなされています。また、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ収量の低下（品質重視）、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守る「適応策」も進めていくことが重要です。

◆温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- ・第2章で述べたように2015（平成27）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを決定し、さらに長期目標として2050（令和32）年までに80%削減を設定しています。
- ・その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成30）年）において、気温上昇が1.5℃の場合の気候変動リスクは2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、CO₂（二酸化炭素）排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロに達する必要があるとされています。
- ・これらを受けて、東京都では2019（令和元）年に、2050（令和32）年にCO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、その実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。本市においても、気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- ・市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどがCO₂です。平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量341.0千t-CO₂のうちCO₂排出量は311.5千t-CO₂でした。CO₂排出量は、平成24（2012）年度をピークに減少傾向にあります（図3-24）。
- ・平成29（2017）年度の部門別CO₂排出量は、家庭部門が最も多く（約53%）、次いで業務その他部門（約29%）、運輸部門（約11%）、産業部門（約6%）、廃棄物部門（約2%）となっています。
- ・市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、CO₂排出量は2017（平成29）年度以降ゆるやかに減少し、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で2.1%削減となる見込みです（図3-25）。
- ・気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、さらに意欲的に排出量削減を進めることが必要です。特に、将来的にも家庭部門と業務その他部門が排出量の多くを占める傾向は変

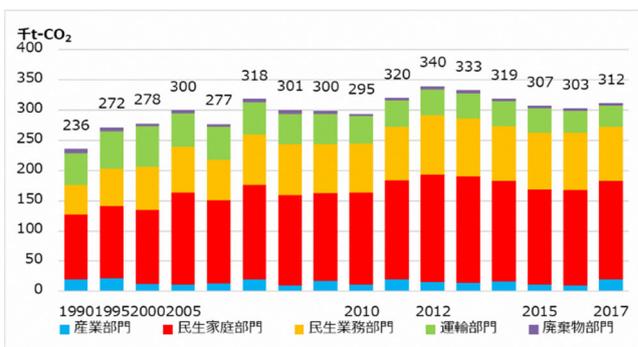


図3-24 部門別CO₂排出量の推移
出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

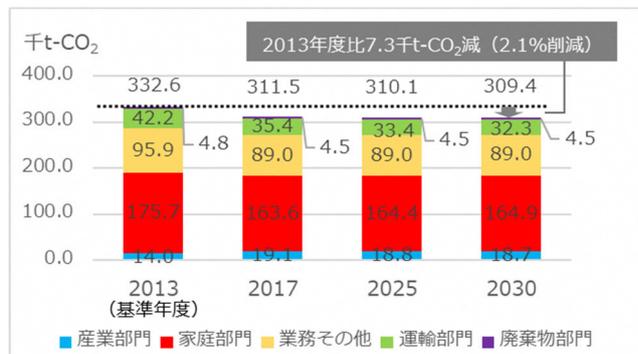


図3-25 市域のCO₂排出量の推移と将来推計（現状維持ケース）

わからない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重要な課題です。

- また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占める HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロン類の代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCs の排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

◆各主体の取組や意識

- 平成 27 年 3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって施策を推進してきました。市は、同計画に基づき、右記に示すような施策を推進しました。
- 令和元年度実施**の市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は 2 割程度でした。市が実施している住宅向けの再生可能エネルギー等利用設備の導入補助は、年間で平均して 150 件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向等を把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。
- 省エネ改修工事に伴う固定資産減税制度は、令和元年度の利用は 1 件です。省エネ改修は頻繁に行われるものではありませんが、より多くの市民に利用してもらうために制度を周知していくことが必要です。
- 地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果（**令和元年度実施**）によると、8 割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED 照明等高効率照明(90.8%)、省エネ型業務用機器（75.6%）等の導入意向[※]が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギー利用に関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。
- ※ すでに導入している+今後、導入する予定がある+今後、導入してみたい
- 自動車からの CO₂ 排出削減に向けた取組として、市民・市内事業者対象の「エコドライブ教習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐輪場整備等が進められてきました。**令和元年度実施**の市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答）が 8 割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。
- 地域推進計画改訂に向けたアンケート調査（**令和元年度実施**）においては、市民の 47.4%、事業者の 47.7%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。
- 令和元年度末頃からは、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止を契機として、一部の業種ではテレワークや Web 会議、時差出勤などの導入が進んでいます。これらの生活様式は、移動に伴う自動車利用の削減等の効果も期待され、今後も積極的な導入が望まれます。

地球温暖化対策の施策

カテゴリー	内容	対象
全般	環境配慮指針チェックリストの配布	市民・事業者
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等利用設備の導入補助（太陽光発電等）	市民
省エネルギー	省エネ改修に伴う固定資産税減税	市民
交通	CoCo バスをはじめとしたバス利便性の向上	市民・事業者
交通	エコドライブ講習会の実施	市民・事業者
フロン類	フロン類の回収に関する情報提供、回収事業者への指導	市民・事業者

施策の内容と各主体の取組

7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件（令和元年度）	補助額相当の件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件（令和元年度）	累積件数が増加
省エネチャレンジ事業参加数	－	市民 750 件、事業者（検討中）

①市の施策

7.1.1 建物の低炭素化の促進

建物の新築や改修の際に低炭素化を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店とも連携を図りながら、**省エネルギー診断をはじめとする建物の省エネ化の検討**にあたり利用できる制度、**ZEH や東京ゼロエミ住宅**といった省エネ型建築物に関する情報提供を行います。また、導入のハードルを下げるために、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する省エネ改修に係る固定資産税の減額制度の継続・拡充を図ります。

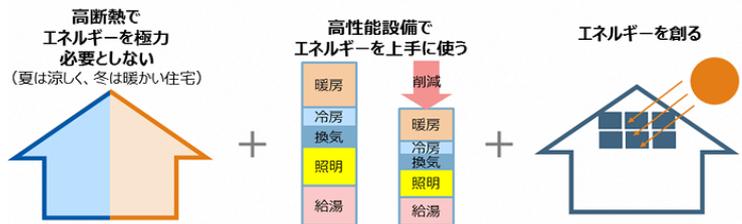


図 3-26：省エネ型建築物の例～ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）のイメージ～

出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進し、その効果を積極的に情報発信していきます。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物 **ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）** もある。

7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進

効率の良いエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入や転換を促進するため、家電販売店等とも連携を図りながら、省エネ機器・再エネ利用設備やエネルギー管理システム、コージェネレーションシステム等に関する情報提供を行います。また、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する補助金制度の継続・拡充、新規制度の検討を行います。

個々の家庭・事業所での導入が難しい集合住宅やテナントビルへの省エネ機器・再エネ利用設備の導入、大型

フロンラベル

エアコンや冷凍冷蔵機器、断熱材などに表示



商業施設への災害時対策も考慮した再生可能エネルギー設備等の導入など、様々な主体・事業体を対象に呼びかけを行います。

CO₂よりも地球温暖化係数が高いフロン類（HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類等）については、適正な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（「低 GWP[※]冷媒」を使用した機器やノンフロンの機器）に関する普及啓発を行います。

※GWP：地球温暖化係数（CO₂を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値）。この値が小さく温室効果が小さい冷媒のこと。

7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」=COOL CHOICEの考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。節電・節水などの省エネ行動をはじめ、再生可能エネルギー由来の電力の調達、日常生活における、宅配サービスの受取、食料品の購入や、事業活動におけるグリーン購入、物流の効率化など、様々な場面のCOOL CHOICEの選択肢を紹介していきます。

これらの情報は、市のホームページや、市報、パンフレット、環境行動指針等様々な媒体やイベント等を利用して、より多くの場や機会において市民・事業者伝えていきます。

また、市民や事業者の省エネ行動のインセンティブとして、エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度を創設します。

事業者に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）導入事業所の優遇措置の対象拡大等、事業所の低炭素化に向けた取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

日常生活における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 再配達が必要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

事業活動における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 事務用品などは環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

再生可能エネルギー由来の電力の調達について

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、環境性能表示等を活用して環境性能を考慮し、ZEHを検討します。**既存住宅においては断熱改修等の省エネ化を検討します。**
- 家電等の買い替えの際には、省エネラベル等を確認し、省エネルギー性能が高いものを選択します。**また、冷蔵・冷凍設備や空調設備は、代替フロンを使わない製品を選択します。**
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択するなど、COOL CHOICE を実践します。
- 省エネポイント制度を積極的に利用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- （ハウスメーカー、工務店、家電販売店等）省エネ機器・再生可能エネルギー利用設備の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- （集合住宅管理会社）集合住宅等への再生可能エネルギー利用設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- （ハウスメーカー、工務店等）取扱商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。また、省エネ住宅の機能や各種補助制度等について購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。
- 消費者や従業員に COOL CHOICE に関する情報提供を行います。
- 設備更新時には、省エネ機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設にあたっては、ZEB を検討します。
- 冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。
- （家電販売店等）購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- 環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。
- 省エネポイント制度を積極的に利用します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- 使っていない部屋は電気を消す、水を出しっぱなしにしないなど、小さいことにも気を付ける
- 無駄遣いをしない
- 水素をもっと利用する
- なるべく自転車を使う
- 風力発電を活発にする
- できるだけ家族と一緒にいる
- 公園の水をあまり使わない
- 電気自動車を使用する



7.2 移動における低炭素化の推進

①市の施策

7.2.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、市内の交通の状況や市民ニーズを踏まえたコミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における歩行者道・自転車走行空間確保や自転車駐車場の整備に努めます。

7.2.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、エコドライブに関する普及啓発を行います。また、自動車自体の低炭素化を図るため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供を行います。

公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備等、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

次世代自動車の種類

- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車

(写真を掲載予定)

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- 自動車を買替える際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。
- 自動車利用が少ない家庭では、カーシェアリングを検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨します。
- リモートワークやオンライン会議の活用等により、自動車による移動を減らします。
- 社用車の買替えの際には、積極的に次世代自動車の購入や、カーシェアリングの導入を検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。
- 急速充電設備の敷地内への設置等に協力します。

7.3 気候変動適応策の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
クールスポット創出状況	梶野公園にミストを設置	(検討中)

①市の施策

7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発

本市においては、気候変動により農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出ることが想定されます(表3-6)。今後、市民や事業者とともに適応策を進めていくにあたり、まずは気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

そのため、市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を定期的・集中的に発信します。

表 3-6 気候変動により想定される影響

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	果樹	○	○	○
		園芸作物(野菜)	-	△	△
		病害虫・雑草	○	○	○
	その他	農業生産基盤	○	○	△
		農業従事者の熱中症(死亡リスク)	○	○	○
水環境・水資源	水資源	農業従事者の熱中症(熱中症)	○	○	○
		水環境	河川	◇	□
自然生態系	陸域生態系	水供給(地表水)	○	○	△
		水供給(地下水)	◇	△	□
		人工林	○	△	△
		河川	○	△	□
		生物季節	生物季節	◇	○
自然災害・沿岸域	水害	分布・個体群の変動	○	○	△
		在来種	○	○	△
健康	暑熱	外来種	○	○	△
		洪水	○	○	○
		内水	○	○	△
産業・経済活動	産業・経済活動	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインなど	節足動物媒介感染症	○	△	△
		製造業	◇	□	□
その他	その他	エネルギー需給	◇	□	△
		水道、交通など	○	○	□
		暑熱による生活への影響など	○	○	○

※凡例は次のとおりです【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、-：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

7.3.2 気候変動による影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物のモニタリング調査により変化の程度や内容を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.3.3 暑熱対策の推進

既に起こっている影響である気温上昇による熱ストレスの低減や、まちなかの快適性確保のために、みどりの保全や創出(→基本目標1参照)、透水性舗装の整備等、地表面の温度上昇を抑制するための対策を実施します。まちなかや公共施設には、日よけやミストの設置などによりクールスポットを創出し、その効果を測定して広く情報提供するとともに、商業施設などと協力して市内のクールスポットを増やします。

また、屋上・壁面緑化など建物の温度上昇を抑える取組や、打ち水等の手軽にできる暑さ対策、個人でできる熱中症対策等についても、引き続き情報提供を行います。

気温上昇に伴い懸念される感染症の予防策についても情報提供を行います。

7.3.4 災害対策の推進

近年増加している自然災害対策として、雨水浸透施設の整備（→基本目標 2）や道路・下水道等インフラの点検及び計画的な修繕、上下水道、電力、ガス等ライフラインの強化と確保、災害協定等非常時の体制強化を進めます。

気候変動に伴い災害の激甚化も想定されるため、市民や事業者がそれぞれ災害に備えられるよう、引き続き災害ハザードマップの周知や、再生可能エネルギー利用設備や蓄電池等の災害時の活用の視点からの導入促進を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- 緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- 熱中症の予防に努めます。

③事業者の取組

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- （商業施設等）まちなかのクールスポット創出に協力します。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検等を行います。
- 事業活動中の熱中症の予防に努めます。

小金井市の取組紹介

新庁舎・（仮称）新福祉会館における取組～環境の拠点をめざしています～

市では、現在新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設を進めています。

平成 23 年 3 月に策定された「小金井市新庁舎建設基本構想」では、3つの基本理念のひとつとして『人や地域に「やさしい庁舎」』を掲げており、「環境の拠点」という役割を示しました。具体的には、「太陽光や太陽熱、風、みどりなどの自然をいかし、省エネルギーに配慮した施設」、「木材の使用を検討するなど CO₂削減に配慮した」施設を目指しています。

また、「小金井市新庁舎建設基本計画」（平成 25 年 3 月）では、新庁舎の機能と整備方針として、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギーの推進」、「エネルギー使用の見える化」を示しました。

令和 2 年 10 月現在、事業はまだ実施設計段階です。どのような環境の拠点になるのか、どのように低炭素化を図るのかという点にも、ぜひ注目してください。

■ 小金井市ホームページ 新庁舎建設関連

<https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/sintyosyakanren/index.html>

※URL は変更になる可能性があります。

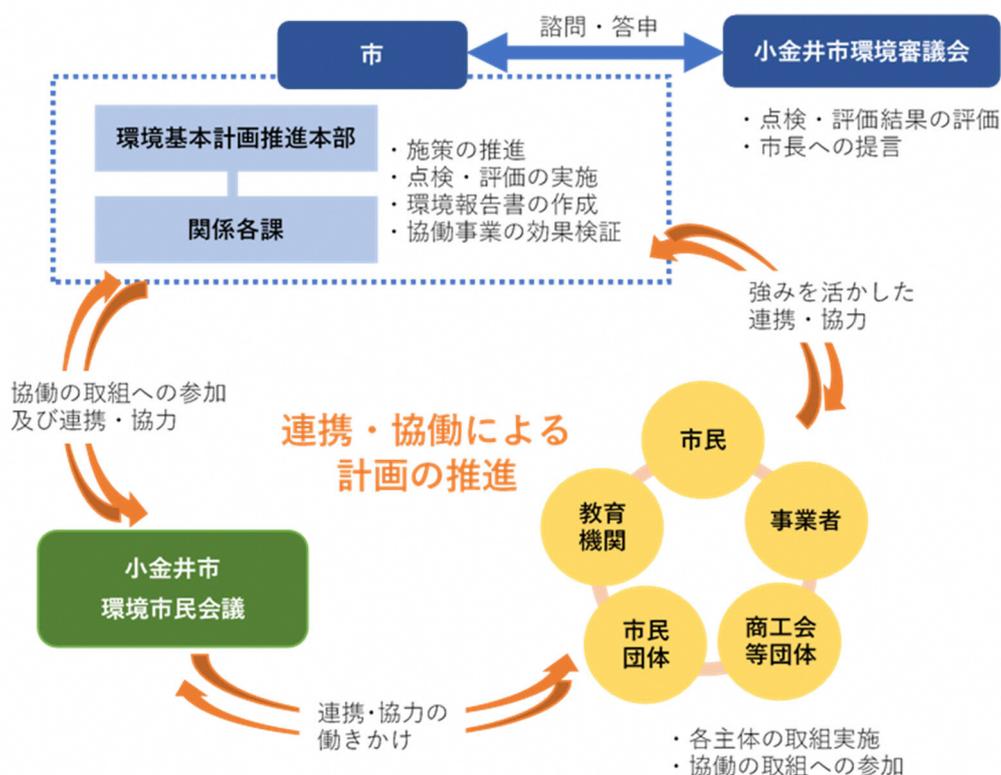
第4章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

市を含む各推進主体が個別に、又は連携して施策や取組を実施し、「小金井市環境審議会」、「環境基本計画推進本部(市)」において計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図ります。点検・評価の結果は環境報告書によって公表し、次年度以降の展開につなげます。

また、市が環境保全に向けた取組を進める上で、市民・事業者・市民団体・教育機関等すべての主体との連携・協働は不可欠です。適宜情報共有を図り、目的を共有し、その内容に応じて、お互いの強みを活かした連携体制を構築します。

市民協働の主要な主体である「小金井市環境市民会議」は、これまで培ってきた各主体との独自のつながりを活かし、市との協働で連携・協力体制を強化します。



●環境基本計画推進本部（市）

環境基本計画推進本部は、環境基本条例第24条に基づき設置された、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織です。本計画を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

●小金井市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第26条に基づき設置された機関です。環境基本計画推進本部が実施した本計画の点検評価結果について報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

●小金井市環境市民会議

環境市民会議は、環境基本条例第27条に位置づけられた組織です。協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対して環境に関する提言を申し述べることができます。環境保全に向けた施策・事業について市民や市民団体等とともに市と協働して取り組み、計画の推進に協力します。

2. 計画の進行管理

本計画は、「小金井市環境マネジメントシステム」を活用し、PDCA サイクルにより進行管理を行います。

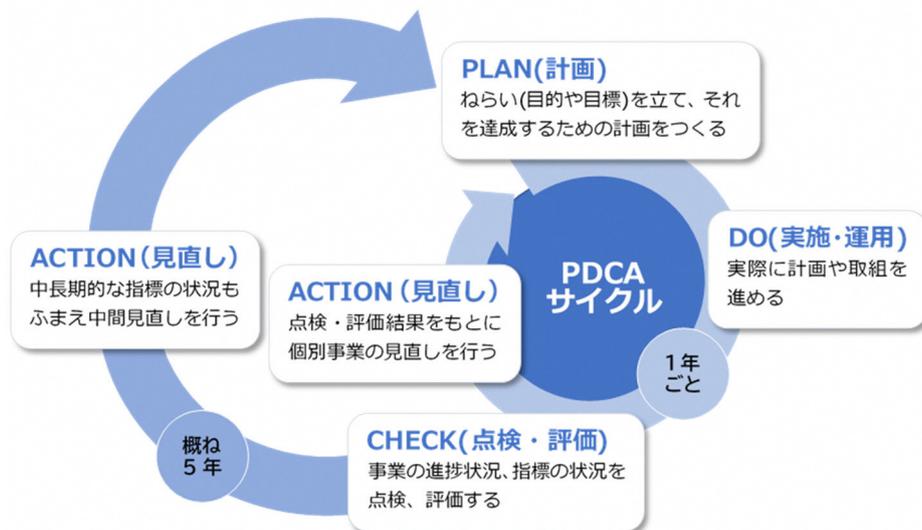
目標の達成状況は、「環境指標」と「取組指標」のモニタリングにより把握します。また、施策の進捗状況は、本計画をもとに作成される年次別実施計画「小金井市環境保全実施計画」の個別事業の実施状況により把握します。

- **環境指標**…計画を推進することにより達成を目指す事項の状況を測る指標。

(例) みどりの量、大気質や水質の状況、市民・事業者の意識や問題の認知度など

- **取組指標**…市が施策をきちんと実施できているかどうかを測る指標。

(例) 環境保全活動の実施回数、助成や認定の件数など



- **PLAN (計画)**

本計画で、基本目標ごとに環境の状態や取組の推進の効果を測る「環境指標」と、取組の進捗状況を測る「取組指標」を設定します。

また、本計画の施策の内容を各課で実施する個別事業として再整理し、年次別実施計画である「小金井市環境保全実施計画」を作成します。

- **DO (実施・運用)**

「小金井市環境保全実施計画」に基づき、各課が事業を推進します。

- **CHECK (点検・評価)**

「小金井市環境保全実施計画」の各事業の進捗状況を年1回把握します。また、「環境指標」及び「取組指標」の状況を目標期間に応じて把握します。(点検)

点検結果は「環境基本計画推進本部」でとりまとめ、評価します。見直し結果を反映して「環境報告書案」を作成し、環境審議会による外部評価を行います。(評価)

- **ACTION (見直し)**

点検・評価結果に基づき、「小金井市環境保全実施計画」の事業内容を庁内で見直し、「環境報告書」を確定します。

また、本計画の運用開始から5年を目途に、各事業の進捗状況や、中長期的な目標期間を設定している指標の状況等をふまえ、「小金井市環境保全実施計画」の中間見直しを行います。必要に応じて、本計画の内容についても見直しを行います。

3. 指標・目標一覧

本計画で設定している指標及び目標は以下のとおりです。

これらの指標の状況や目標達成状況を適宜把握し、見直しにあたっての参考とします。

取組指標は基本的に毎年状況を把握し、次期環境基本計画策定時に目標の達成状況を評価します。

なお、特に目標年度や単年度の目標回数（回/年）等が記載されていないものは、令和12年度が目標期間となります。

○分野横断：計画推進の基盤づくり

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
取組指標／基盤1 環境教育・環境学習			
環境に関する体験・啓発イベント	現状（3回/年）以上	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
環境に関する講座実施回数	現状（25回/年）以上	年1回	
環境関連施設見学会	現状（10回/年）以上	年1回	
取組指標／基盤2 環境活動			
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	現状（15団体）以上	年1回	「こがねい市民活動団体リスト」更新時に把握
取組指標／基盤3 情報発信・共有			
市報(月2回、計24回)等を用いた環境に関する情報提供の強化	特集号の実施 1回/年	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
環境指標			
緑被率	28.0%	次期みどりの基本計画策定時	緑の実態調査の1項目として把握
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	80%	5年に1回	市民意識調査(環境分野合同アンケートを想定)の1項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／1.1 みどりの保全			
環境保全緑地制度による指定面積	現状維持 ※環境緑地：4.78ha ※公共緑地：0.37ha	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
保存樹木の指定状況	現状（842本）より増加	年1回	
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	現状より増加 ※市民農園：4農園、 3,070.37㎡ 体験型市民農園：2農園、 4,489.46㎡	年1回	

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
取組指標／1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	現状 (85.73ha) より増加	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
取組指標／1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
環境指標			
市内の地下水位	現状から低下しない	5年に1回	毎年同時期の調査結果をもとに長期的な傾向を把握
湧水の水量	現状から減少しない ※測定地点数：5地点 全地点の合計：960 L/分	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
野川の水質	全ての地点・回で河川水質環境基準 (A 類型相当) ※を達成 ※DO7.5mg/L 以上 ※BOD2mg/L 以下	年 1 回	
湧水の水質	全ての地点・回で地下水環境基準を達成 ※硝酸性窒素：10mg/L ※トリクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※テトラクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※1-1-1-トリクロロエタン：1mg/L 以下	年 1 回	
取組指標／2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	以下の調査頻度、地点数を維持又は拡充 地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査 (湧出量、水質、水生生物)：年 2 回 野川水質調査：年 2 回	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
雨水浸透ますの設置数	1,500～2,000 基/年の範囲又はそれ以上	年 1 回	
透水性舗装の新規導入量	(設定しない)	年 1 回	

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
取組指標/2.2 河川環境の保全			
分流式下水道（污水管、雨水管）の整備延長	（設定しない）	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	現状維持以上 ※クリーン野川作戦等イベント：1回/年 ※公民館講座：1回/年	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
取組指標/2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数	10 件/年以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
市民 1 人あたり配水量	289 L/人・日より増えない	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握。 地下水保全会議に報告
震災対策用井戸数	現状（38 か所）維持もしくは増加	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標 3：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
環境指標			
生物多様性の認知度	75%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握
生き物との親しみやすさに関する満足度	55%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標/3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	作成（令和 7 年度）	目標期間に 1 回	令和 7 年度までは、リスト完成に向けた進捗状況を「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に把握。
取組指標/3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催の普及啓発：5 回/年以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標 4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
環境指標			
大気環境基準等の達成状況	全調査において各項目の環境基準等を達成 ※二酸化窒素： 1日平均値の98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 ※浮遊粒子状物質： 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 ※一酸化炭素： 1日平均値の2%除外値が10ppm以下 ※ダイオキシン類： 1日平均値の年間算術平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	全調査、全地点で昼夜間ともに環境基準を達成（5地点とも昼間70dB、夜間65dB） 調査地点：五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路	年1回	
取組指標／4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策			
（低公害車数に関する指標）	（設定しない）	5年に1回を目途に把握	「環境保全実施計画」又は本計画の見直し時に把握

○基本目標 5：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
環境指標			
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	55%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／5.1 景観の保全・活用			
小金井市玉川上水・小金井桜整備状況	・補植サクラが良好に生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
取組指標／5.2 美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター会 員数	410名	年1回	「環境保全実施計画」の進捗 状況の点検の際に、担当課か らの報告をもとに集計

○基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法																					
環境指標																								
市民1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量	355g/人・日以下	5年に1回	時点の「一般廃棄物処理計 画」から把握																					
取組指標／6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進																								
食品ロス削減推進協力 店・事業所認定店舗数	20店舗	年1回	「環境保全実施計画」の進捗 状況の点検の際に、担当課か らの報告をもとに把握																					
取組指標／6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進																								
可燃ごみ処理施設の排 出ガス濃度	毎回、自主規制値、法規制 値ともに達成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>自主 規制値</th> <th>法 規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん (g/m³N)</td> <td>0.005</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物 (ppm)</td> <td>10</td> <td>約 2,700</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物 (ppm)</td> <td>20</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>10</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³N)</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³N)</td> <td>0.01</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	物質	自主 規制値	法 規制値	ばいじん (g/m ³ N)	0.005	0.04	硫黄酸化物 (ppm)	10	約 2,700	窒素酸化物 (ppm)	20	250	塩化水素 (ppm)	10	40	水銀 (μg/m ³ N)	50	50	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.01	0.1	年1回	「環境保全実施計画」の進捗 状況の点検の際に、担当課か らの報告をもとに把握
物質	自主 規制値	法 規制値																						
ばいじん (g/m ³ N)	0.005	0.04																						
硫黄酸化物 (ppm)	10	約 2,700																						
窒素酸化物 (ppm)	20	250																						
塩化水素 (ppm)	10	40																						
水銀 (μg/m ³ N)	50	50																						
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.01	0.1																						

○基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
環境指標			
市内の温室効果ガス排 出量	2013（平成25）年度比 26.0%削減（260.6千t- CO ₂ ）	5年に1回を目途 に把握	地球温暖化対策地域推進 計画における時点の算定 状況をもとに把握
市内のエネルギー消費 量	2013（平成25）年度比 16.0%削減（2,863TJ）	5年に1回を目途 に把握	（同計画の改訂時を想定）
意識調査における「適 応」の認知度	市民、事業者ともに50% 以上	5年に1回を目途 に把握	市民意識調査（環境分野合 同アンケートを想定）にて 把握

指標名	目標	把握時期・頻度	把握方法
取組指標／7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機器等補助件数	補助額相当の件数を達成 (毎年度)	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
省エネ改修に係る減税制度の利用件数 (累計)	現状 (1 件) より増加	年 1 回	
省エネチャレンジ事業参加数 (累計)	市民 750 件・(事業者は検討中)	年 1 回	
取組指標／7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット創出状況	(検討中)	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

第 3 次小金井市環境基本計画（素案）

令和 2 年 11 月

連絡先：小金井市環境部環境政策課

住 所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号

T E L : 042-387-9817 / F A X : 042-383-6577

小金井市環境基本計画、みどりの基本計画小学生ワークショップ
「こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～」
開催結果【概要版】

1. 開催概要

【目的】

- ・環境クイズへの参加や環境行動チェックリストの作成等を通じて、小金井市の将来を担う小学生に環境や緑への理解を深めてもらう。
- ・作成した環境行動チェックリストや収集した意見を環境基本計画及びみどりの基本計画に反映する。

【開催日時】 令和2年9月27日（日） 14：00～16：00

【場所】 萌え木ホール

【参加者】 親子14組（子供：18名、保護者：14名、計：32名） ※オブザーバー2名

【当日のタイムスケジュール（予定）】

○開会・挨拶（5分）

①アイスブレイク・導入 ～環境クイズに挑戦しよう！～（15分）

②グループ意見交換～環境のためにできることを考えてみよう！～（30分）

③全体発表 ～みんなで環境行動チェックリストを作ろう！～（20分）

○休憩（チェックリストの記入（取組状況のチェック））（15分）

④親子ワーク ～こがねい環境リーダーとして活動計画を考えよう！～（10分）

⑤まとめ ～市役所ではこんな計画を考えているよ～（8分）

○閉会（2分）

○こがねい環境リーダー認定証の授与

※当日、予定よりも①アイスブレイク・導入に時間を要したことから、④親子ワークは自宅学習とし、時間を割愛した。

【グループ意見交換～全体発表の進め方】

- ・子どもが5名ずつ4班に分かれて着席し（保護者も近くに着席）、全体発表時もその場で発表を行った。
- ・各班長（班内年長者）が、グループ意見交換時の進行役や全体発表時の発表者を務めた。
- ・グループ意見交換では、アイスブレイクで話題とした「みどり」「ごみ」「エネルギー」をテーマに、自分たちでできる環境に良い行動を考えてもらい、班内で発表した。
- ・全体発表では「みどり」「ごみ」「エネルギー」のテーマ別に、各班で出た意見を発表・集約し、環境行動チェックリストを作成した。
- ・休憩時間には、取組状況チェックとして、全体発表で作成した『環境行動チェックリスト』に対して参加者自身でシールを貼ってもらった。

内部環境監査報告書

承認	確認	作成
市長	本部長	監査チームリーダー

以下のとおり内部環境監査結果を報告します。

作成年月日（令和2年9月30日）

被監査組織 (部・課・施設名)	学校教育部（庶務課・学務課・指導室） 生涯学習部（生涯学習課・図書館・公民館） 行政委員会等（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課）							
内部監査委員 (◎：リーダー)	◎財政課長、広報秘書課長、管財課長 ◎コミュニティ文化課長、企画政策課長、地域安全課長							
監査実施時期	令和2年7月13日（月）、7月15日（水）							
監査結果の概要	1 注意の指摘を受けた部署及び理由 ・該当部署なし 2 その他特記事項 ・環境方針は全ての課において執務室に掲示されており、周知されていた。また、環境方針に従い、マイボトル、マイ箸の使用励行、書類印刷の際の裏紙使用など、課としての具体的行動が見られた。 ・「小金井市環境保全実施計画」の取組項目について、全ての課において把握できており、達成状況も、ほとんどの課で良好とのことであった。 ・「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」に基づいた「環境行動チェックリスト」の項目について、全ての課において把握できており、職員の実施状況も全ての課で良好とのことであった。 ・裏紙の使用や両面コピーの徹底、封筒の再利用、印刷濃度調整によるトナーの節約、ごみの減量促進など、各課において環境行動への取り組みが定着しており、市役所職員の環境行動に対する高い意識に繋がっていると感じられた。 ・各課において温室効果ガス排出量削減に向けた取組を行っている。具体的な例としては、電気使用量の抑制のために、長時間使用しないパソコン等OA機器の電源オフ、可能な限り昼休み時の消灯（昼窓がある職場を除く）、エアコン使用時は、室内温度を調整する工夫をしている等の取組をほとんどの部署で行っていた。 ・グリーン購入については、全ての課で可能な限りのグリーン購入が徹底されていたが、教育系の品目についてはグリーン購入品目の対象外のものも多く、対象外製品の購入もやむを得ない部分もある。 ・昨年度一部の部署において指摘のあった電気の個人使用については、今年度の監査においての指摘はなかった。 ・課内での環境マネジメントに関する教育は、必要に応じて適宜実施されている。							
No.	部	課	指 導 事 項			是正要求	是正回答	備考
			優良事項	不適合 重大	不適合 軽微			
1	教育部	庶務課						
2		学務課						
3		指導室						
4	生涯学習部	生涯学習課						
5		図書館						
6		公民館						
7	会計課	会計課						
8	行政委員会	議会事務局						
9		選挙管理委員会事務局						
10		監査委員事務局						

意見・提案シート

◆審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、環境政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、審議会で資料として配付します。

10月12日の第3回審議を傍聴したうえでの意見を提出させていただきます。

1. 「資料3-2」の「3. 計画推進の基盤づくり」の記述には、前回資料の「分野横断目標」の冒頭に記載されていた「現状・課題」の記述がありません。

気になったのは、前回「現状・課題」の部分にあった「環境分野で団体間の連携・協働を促進するためのコーディネート機能の強化も必要となることから、これからの市民協働の体制について、環境市民会議のあり方を含めた検討が必要です。」（特に下線部分）の記述が見当たらないことです。

また、「現状・課題」の提示が無いとすると、横断-4「環境活動」のページにある市民協働体制の強化の必要性につながりません。更に、その記述内容が、現在ある制度の列挙で「引き続き市民活動を支援し、協働体制強化へつなげます。」と書かれると、具体的な「強化」が全く見えません。見直しの必要があると考えます。

2. 市民団体との連携強化について

同じく横断-4のページで場・人材・情報のネットワーク化の中で「大学等の教育機関や事業者、市民団体とも連携を強化し」とありますが、これは「必要機材の貸出や協力金等でサポートを行うこと」で「場・人材・情報のネットワーク化」が図れるとお考えですか？
これに関連して、第2回の審議会資料の「現状・課題」をもとに、第3次環境基本計画の中での環境市民会議のあり方について、環境市民会議の定例会で議論し、その結果を踏まえて環境政策課と面談しました。その経過と問題点を簡単にご紹介します。

第2次環境基本計画の下での活動の反省により、環境市民会議としては「重点計画の5つのテーマは、いずれも環境市民会議だけでは企画から実行まで出来るテーマではなく、市との役割分担が必須であった」との認識から、第3次計画においては、市との「協働」を進める上で、まず「事務局」としての役割を環境政策課と共同で行うことを提案してきました。

これに対する環境政策課の回答は、次のようなものでした。

（この内容は、面談出席者のメモによるため、一部誤解している可能性も否定できません。）

- ・環境市民会議は任意団体であり、市の付属機関ではなく、市民が自主的に活動している団体であることから、市が事務局は担えない。
- ・新たに立ち上げることになっても、市報などで参加を呼びかけることはできない。
- ・これまでも協力するという立場で、会議の会場取り、レジュメや資料のプリント配布など、一部事務局的な作業は支援している。

現在策定中の第3次環境基本計画の「分野横断目標：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」の主体は、第2次基本計画では、主に環境市民会議の役割とされてきました。第3次基本計画の現状の記述では「人材、情報のネットワークづくり」の中で「一部の活動団体はメンバーの高齢化・固定化等の課題を抱えており、今後、活動や活動体制が縮小されてしまうことが懸念されます。(P8.2)とあり、「市民協働体制について」では「高齢化により当初に比べて活力が低下している等の課題があり (P8.3)」「環境分野での団体間の連携・協働を促進するためのコーディネート機能の強化も必要となることから、これらの市民協働の体制について、環境市民会議のあり方を含めた検討が必要です。(P8.3)」と記載されています。

「高齢化」云々の記述はコンサルが環境市民会議にヒアリングした時に出た意見だと思われませんが、本当の「課題」は先にあるような環境基本計画の実現を牽引する主体であるという認識にいささか欠けていると思わざるを得ない市の取り組み姿勢にあるのではないのでしょうか？

このような姿勢で、たとえば「市と市民会議が協働の主体で推進する」という言葉だけの第3次環境基本計画として良いのでしょうか？

さらに言えば、行政と市民会議の密接な協働体制を構築しないまま、誰が「分野横断目標：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」の主体を担うのでしょうか？

第3回の審議会で机上配布された資料では、「環境分野での団体間のコーディネート機能の強化」は見当たりませんでした。環境市民会議が市に協働で担ってもらいたいと提案してきた「事務局」機能とは、まさにこの「コーディネータ機能」と更に言えば「情報発信」機能です。ちなみに小平市では市民協働で市民団体「エコダイラネットワーク」の事務局を環境政策課が担っています。

「実のある第3次環境基本計画とするようご検討を宜しくお願いいたします。 以上

提出日 2020年 10月 13日

氏名 林 和夫 (小金井市環境市民会議 事務局)

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市環境部環境政策課環境係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9817

FAX：042-383-6577 E-mail：s040199@koganei-shi.jp

意見・提案シート

◆審議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、環境政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、審議会で資料として配付します。

10月12日の第3回審議회를傍聴したうえでの意見を提出させていただきます。

＜市民協働とネットワークづくりの記述を修正・補強してください。＞

会議の中で、委員から本計画は総花的で独自の特徴がない旨の発言がありました。これに対して会長からは、「市民協働」が特徴で分野横断の取り組みとして特出ししている、と説明されました。

会長ご説明のとおり本市の環境基本計画は「参加と協働」が特徴で、第1次、第2次環境基本計画にしっかりと謳われています。なぜなら「参加と協働」は、環境基本計画策定の根拠である環境基本条例の理念であるからです（市は、市民及び事業者による環境の保全等に資する活動及び事業を支援するとともに、連携して積極的に推進するものとする・条例第19条）。

しかし現在検討中の第3次基本計画案では、残念ながら「参加と協働」の理念の継承が弱い、市の市民参加、市民協働の姿勢が後退していると言わざるを得ません。

配布資料3-2の横断-4ページの「市民協働体制の強化」の項の結語は、「～今後も協働で推進していきます」の記述で終わっています。また続く「場・人材・情報のネットワーク化」の項の結語も「～交流の場を創出していきます」の記述で終わっています。

「市の施策」の記述ですから推進、創出するのは当然で、ここは一般論の記述で済ませるところではありません。市民協働体制の強化を図るためにどのように推進するのかという施策を記述する、またネットワーク化を図るために交流の場をどのように創出していくのかを具体的に記述すべきと考えます。

さらに下段の囲み線の付いた「市民協働について」の項も、単に環境市民会議の組織の説明・紹介にとどまり、一番肝心な市民協働とは何かという理念と意義の記述がありません。また他の項で言及している箇所も見当たりません。

環境基本計画は市が策定しリーダーになって進めていくことは当然です。環境市民会議の活動力が衰退しているので協働体制の見直しを図るということと、市民に対して市が責任をもって計画を推進することとは明確に区別しなければなりません。

市民協働体制の強化やネットワーク化については、第2次環境基本計画では「市が自らコーディネート機能を担います」、「町会・自治会などの地域コミュニティや市民活動団体との連携で新たな取組を創出する」などの記述がありました（第2次基本計画書44ページ）。

また市民協働の理念・意義については、「市民協働とは、市民活動団体等と行政が、地域の課題や社会的な課題の解決という公益性を持つ共通の目的のために、お互いの特性や立場を尊重しな

がら、それぞれの役割と責任に基づき、対等な関係の下で協力して活動すること」「市民協働は、市民が参画することで地域のニーズをいち早くとらえ、きめ細かいサービスを提供できるからである。行政と市民とが連携、協力して地域の課題解決にあたるという「協働」の意義がここにある」と定義されています（いずれも「市民協働のあり方等検討委員会の答申書」平成 24 年 3 月）。

これらの記述なども参考にしながら、配布資料 3-2 の横断-4 ページの市民協働とネットワークづくりの記述について、市の積極的姿勢を示すこと及び具体的な施策を記述するかたちに修正・補強することを求めます。

ご検討をよろしくお願いいたします。

以上

提出日 **2020 年 10 月 30 日**

氏 名 **内田 雄二** **（小金井市環境市民会議 会員）**

（送付先）

小金井市環境部環境政策課環境係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9817

FAX：042-383-6577 E-mail：s040199@koganei-shi.jp